

法政大学社会学部
優秀卒業論文集

2024

目 次

2024年度優秀卒業論文集に寄せて	社会学部長 澤柿 教伸	3
日本・インドネシア間における 国際労働移動の社会学的研究 —インドネシア人技能実習生を事例にして—	山田 将貴	5
フィンランドにおける「リサーチベース」の 教師モデルへの合意はどのように形成されたのか —1990年代の TRN と 2000年代の Vokke Project に着目して—	安達 栞	41
中心市街地における大型空き店舗の 再活用過程に関する研究 —青森県弘前市を事例に—	森 遼太	73
CSV 活動への消費者の協力を促すメッセージの検討	鯨澤 史	133
「大学進学率の男女差の地域差」を生み出す要因は何なのか？ —「女子生徒等の理工系分野への進路選択における 地域性についての調査, 2021」を用いて—	小倉 美紗希	157
ボランティア活動への参加促進に向けた 参加者と地域住民の実態と意向の調査 —ボランティアへの参加動機のインタビューを通じて—	千葉 唯慧	183
【裏話】		203

2024年度優秀卒業論文集に寄せて

2021年4月に社会学部に入学され、本学で多様な学びと経験を重ねられた皆様が、卒業という新たな節目に立たれていることに、心よりお祝い申し上げます。入学当初は、大学での学び、あるいは社会学という未知の領域に足を踏み入れて、不安と期待が入り混じる日々であったかもしれません。しかしながら、その後、皆様は探究心と批判的思考、そして実践を重んじる姿勢を着実に養い、困難な時代の中でもひたむきに学問に取り組んでこられました。これらの努力と経験は、激動する現代社会において大きな財産となり、皆様一人ひとりが今後の人生や社会の未来を担う重要な存在となることを確信しています。

このたび、厳正な審査のもと、優れた研究成果を取めた卒業論文の中から、特に優秀な6編が選出されました。選ばれた学生の皆様は、未知の問題に果敢に挑戦し、時代の変化や社会の複雑な現象に対して鋭い視点を持ち、理論と実証の両面から新たな知見を提示してくださいました。たとえば、国際的な労働移動の現状を捉えた研究や、教育改革の実践とその背景を解明する試み、また地域再生や企業と社会の共創に関する実践的な提案など、各論文は異なる視点とアプローチで社会の課題に取り組んでいます。これらの成果は、今後の社会実践の現場においても、貴重な示唆と具体的な解決策を提示するものとして、大いに期待されるところです。優秀卒論に選ばれた学生の皆様には、その独創性や卓越した分析力、そして逆境の中での揺るがぬ努力に対して、改めて心から賛辞を贈りたいと思います。

本冊子は、選ばれた一部の論文だけでなく、社会学部で学んだ全ての卒業生が歩んできた軌跡や、その中で培われた知的好奇心、そして未来を切り拓く意志の象徴でもあります。異なる背景や視点を持ちながらも、卒業を迎えた皆さんが、共に社会に対する深い関心と問題意識を育んできたことは、今後の多様な分野での活躍へと必ず結実することでしょう。社会学部で学んだ全ての卒業生が、それぞれの課題に情熱をもって向き合い、独自の視座を構築してきたものと評価いたします。どの卒論研究も、絶えず問いを発し、困難な状況の中で仲間と切磋琢磨しながら成果を生み出してきた努力の結晶であり、その歩みは未来への希望と可能性に満ち溢れていると確信していますし、これには、教員のだれもが深い誇りと感謝の念を抱いているはずです。

在学中の皆様は、新型コロナウイルス感染症の影響、耐えない国際紛争や国際情勢の不安定化、さらにはAIの台頭に代表される情報化社会の急激な変革といった、前例のない試練に直面されました。こうした困難な状況下でも、皆様は自らの問いを追求し、果敢に挑戦を続けた結果、学びの成果としての論文や各種研究活動を見事に結実させました。これらの成果は、単なる学術的評価に留まらず、実社会での課題解決に向けた具体的なアプローチとして、また新たな視点や議論を喚起する材料として大いに活用されるはずです。

これから皆様は、本学で得た知識と経験を礎に、それぞれの道を歩み始められます。進むべき道は多種多様であり、どの分野においても、皆様がこれまで培ってきた「問い続ける力」と「解決を

見出す粘り強さ」は、未来への扉を開く鍵となるに違いありません。また、在学中に育まれた指導教員や仲間との絆、そして本学での充実した日々は、今後の人生において困難に直面した際の大きな支えとなることでしょう。各々が選んだ道の先に、さらなる成長と発展が待っていると信じ、胸を張って社会に羽ばたいてください。

卒業生の皆様の輝かしい未来と、これまでの努力が新たな可能性へと結実することを、学部教員一同、そして私自身も心より願っています。今後も、皆様一人ひとりが社会に積極的に貢献し、変革を先導する存在としてさらなる飛躍を遂げるとともに、全ての卒業生がそれぞれの分野で光り輝く未来を築かれることを信じ、温かい祝福とエールを送ります。

皆様、本当におめでとうございます。

社会学部長 澤柿 教伸

日本・インドネシア間における
国際労働移動の社会学的研究
——インドネシア人技能実習生を事例にして——

山田 将貴

執筆者の意向により、Webでの公開は致しません。

フィンランドにおける「リサーチベース」の
教師モデルへの合意はどのように形成されたのか
——1990年代の TRN と2000年代の Vokke Project に着目して——

安達 栞

【目 次】

序章	45
第1節 研究の背景	45
第2節 先行研究の到達点	47
第3節 問いおよび研究方法	49
第4節 章節構成	49
第1章 フィンランド教員養成における「リサーチベース」の原則	50
第1節 フィンランド教員養成の概要	50
第2節 「リサーチベース」とは何か	50
第2章 「リサーチベース」の教師モデルへの合意が形成されるまで	53
第1節 1970年代 — 「研究者としての教師」モデルの登場	53
第2節 1980年代 — 理論と実践の統合における困難	53
第3節 1990年代 — 不況と批判のなかで研究志向の教師モデルを目指して	54
第1項 不況下での地方分権化と新しい学校教育	54
第2項 教員養成の研究志向への転換の背景	55
第3項 現職教師による研究活動の展開	56
第4節 2000年代 — 「リサーチベース」の教師モデルの確立と合意	57
第3章 「リサーチベース」の教師モデルへの合意形成の要因に関する考察	61
第1節 Teacher Researcher Net が「リサーチベース」の教師モデルへの 合意形成に与えた影響について	61
第2節 Vokke Project における教師教育者主導の政策形成プロセスが 「リサーチベース」の教師モデルへの合意形成に与えた影響について	62
終章	64
補論 「リサーチベース」の教師モデルに対する受容の実態	64
参考文献	70

序章

第1節 研究の背景

日本では戦後確立した「大学における教員養成」の原則に基づき、大学の自治と学問の自由のもとに教員養成が行われてきた。しかし、近年大学での教員養成に対して教育行政サイドからの統制が強まっており、「大学における教員養成」の原則が揺らいでいる。一つは教職課程コアカリキュラム（以下、コアカリとする）を通じた文科省による統制の強まりであり、もう一つは特定の自治体で見られる教師塾を通じた教育委員会による教員養成への介入である。コアカリは、中央教育審議会「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」（答申）において「大学が教職課程を編成するにあたり参考とする指針を関係者が共同で作成する」ことで教職課程の全国的な質的水準の向上を図る必要性が提言されたことを契機として、教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討委員会が設置され、策定が進められた。コアカリは全国の大学の教職課程で将来教師になる学生が共通に習得すべき資質能力を示すものであり、地域や学校現場のニーズ、大学の自律性を前提として教職課程全体の質保証システムの構築を目指すものであるとされている（教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会，2017）。しかし、コアカリの策定は大学の教育課程の一環として行っている教職課程に対する外部統制であり、大学の自治に抵触しているといった批判もあがっている。また、コアカリの策定過程に関連学会が参加しておらず、検討会は十分な議論が行われないうちに終了したことなども指摘されている（川村，2023：7-8）。教師塾については各自治体の教育委員会によって運用されており、卒業生に対して採用試験で何らかの優遇措置を施す自治体もある（森山，2007：48,51）。こうした取り組みは大学の教育課程の一環であるはずの教員養成に教育委員や知事が介入できるようになることを意味する。さらに教職課程を置く大学ではなく各自治体の教師像が教員を目指す学生の規範になってしまう可能性もある。こうした現状において、教員養成の専門機関である大学や専門家である教師教育者が中心となって教員養成の高度化を進めていくことが求められている。

教員養成制度改革では、一方で教員不足の解消や「即戦力」のある教員の育成、他方では教員養成の高度化という両立困難な政策課題への対応が求められており、これまで一貫性を欠いた改革が行われてきた。教員養成の高度化や現職教員への専門家教育を目的とし、「専門大学院」の一つとして2000年度から設置可能になった教職大学院は、設置後間もなく中央教育審議会による再検討が行われ、2006年の「今後の教員養成・免許制度の在り方について」（答申）において高度専門職業人を養成する「専門職大学院」への転換が提言された。専門職大学院は「精深な学識」と「専攻分野における研究能力」が求められない点で専門大学院とは位置づけが大きく異なる（三石，2020：22）。また、教員のうち4割を実務経験者とする、全単位の1/4程度を実習に充てることが義務付けられたため、結果として「専門家教育」というよりも「実務家教育」に近い教員養成が行われることになった（佐藤，2013：13）。中央教育審議会の「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策において」（答申）などで教員養成系修士課程を教職大学院に段階的に移行することが提言されたが（中央教育審議会，2012）、定員充足率は2019年以降80%前後¹にとどまっており、現在の教職大学院は日本の教員養成の高度化を先導する存在にはなり得ていない。

さらに、「即戦力」の育成と称して教員養成の高度化とは真逆の制度改定も行われてきた。中教審答申「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上」では学校インターンシップの導入が提言され、教育実習の

¹ 文部科学省「令和5年度教職大学院入学選抜実施状況の概要 資料2 国私立の教職大学院の入学人数及び入学定員充足率の推移」を参照。

単位のうち2単位まで実習の一部として代替できるような制度改定が行われた。答申では学校インターンシップの意義を「既存の教育実習と相まって、理論と実践の往還による実践的指導力の基礎の育成に有効である」としている（中央教育審議会, 2016）。しかし、授業の実践・省察、自身の実践に関する他者との対話や議論を主眼とせず、学校の教育活動の「体験」を提供する学校インターンシップが理論と実践の往還を促す教育実習の機能をどれだけ代替できるかは疑問である。

上述のように、「大学における教員養成」に対して教育行政サイドからの統制が強まり、大学の自律性が縮減していること、教員養成制度改革において「高度化」や「理論と実践の往還」を謳いながら実際には実践志向の改革を行ってきたことが日本における「専門家教育」としての教員養成の実現を妨げてきたと考えられる。

一方で、日本とは対照的に、教員養成学部を持つ大学が主体となり、学術の自律性と専門性に基づいて漸進的に教員養成の高度化を成し遂げてきた国もある。詳しくは第2章で後述するが、フィンランドでは教員養成政策は行政主導で行われておらず、大学の教員養成学部や教師教育者が中心的な役割を担っている。教員養成分野の学位改革として行われた Vokke Project では、当時ヘルシンキ大学学長兼教育学部の教授であったハンネレ・ニエミがプロジェクトの運営委員長として教育省から指名を受け、他にも多くの教師教育者が参加した。同プロジェクトに関わった教育省の政策担当者は、長年教員養成政策に関わってきた経験から、実際に権力を持っているのはそれぞれの分野で働いている人々であり、学術的な実践や教育に関する事柄は規制や指示では変えられないという考えを持っている（Wa ¯gsa ¯s Afdal, 2012 : 175–177）。また、2001年から現在に至るまで続く教師教育発展計画（Teacher Education Development Program）では2024年から2027年までの教師教育フォーラムの主導者としてヘルシンキ大学教育学部教授の Auli Toom が指名されている²。

教員養成における大学の自律性という点でも、フィンランドは日本とは対照的である。ユヴァスキュラ大学教員養成学部の教授たちの呼びかけによって始まった現職教師の研究活動 Teacher Researcher Net（以下、TRN という）は、その後フィンランド国内で全国的な展開を見せた。TRN が「村の学校」というテーマで行っていた地方の学校の統廃合に関する研究はメディアで報道され、社会的な注目を集めたことで辺境地域協会の研究費を獲得し、実証研究が実施された。また、国際的にも活動を展開し、エストニアの学校教育庁がフィンランドの教育省に対してエストニアの現職教師の研修を TRN の活動に組み込むように要請したほど、近隣の国々からも注目を集めていた（R.ヤック・シーヴォネン, 2008 : 124–130）。こうした活動が教員養成学部主体で展開されていた点に、フィンランドの大学の自律性の強さを見出すことができる。

教員養成カリキュラムについては、1990年代にコアカリキュラムが撤廃され、現在は法令に基づいてそれぞれの大学がカリキュラムを独自に決める権限を持っている（Niemi and Jakku-Sihvonen, 2006 : 52）。

日本の教員養成が「高度職業人」の育成という「実践志向の高度化」を目指してきた一方で、フィンランドは1970年代に修士レベルの教員養成を確立して以降、一貫して「専門職」としての教師の育成を目指す「研究志向の高度化」を模索してきた。修士レベルの教員養成が制度化されてからも「教員養成学部は大学での学問としては実践志向すぎる」、「教員養成学部の研究は学術的な水準が低い」、「大学で教員養成を行う意義はあるのか」など他の学術分野から批判的な視線を向けられてきたが、1970年代から今日に至るまで目指す教員養成の方向性に大きな変化はない。

佐藤は、日本は戦後いち早く「大学における教員養成」を確立したものの、その後教員養成の修士化につ

² 教師教育フォーラム（2024–2027）の HP で調整部門のリーダーが Auli Toom になったことが発表されている。
<https://www.helsinki.fi/en/networks/teacher-education-forum/organisation>

いては諸外国に大きく遅れをとってきたという。そして、日本で「専門家教育としての教師教育」、すなわち教員養成の高度化がいまだ実現できていない要因の一つは、教師の専門性基準が確立していないことであると指摘している（佐藤, 2013）。日本においては、養成段階では課程認定行政と免許主義、採用段階では各都道府県教育委員会の採用試験が質保証のメカニズムとなっており（佐藤, 2013: 13-14）、アメリカの「全米教職専門性基準委員会」における「教職基準」やイギリスの「教職専門性基準」（佐藤, 2011: 52）（赤星, 2019）のような教師の専門性基準は養成、採用、研修のいずれの段階でも採用されていない。イギリスでは2011年から「教員スタンダード」が制定されており、教員養成、現職研修、教員評価、学校監査などで用いられている。「教員スタンダード」が示すのは正規の教員資格を持つ者に最低限求められる実践であり、その規定は「しなければならない（must）」という形で示されている。すなわち、イギリスにおける教師の専門性基準は目指すべき教師像を示しているというよりも教職におけるミニマムスタンダードであり、最低限の質を保証する仕組みと言える（植田みどり, 2018: 2）。

国際的にもこうした教師像のスタンダード化が広がる³なかで、フィンランドは国レベルで明文化された教師の専門性スタンダードを持たない（渡邊, 2018: 32）。現在フィンランドでは「リサーチベース」と称される教員養成が行われており、国内では多くの教師教育者や学生、現職教師がこの「リサーチベース」の教員養成を支持している（Jyrhämä et al., 2008, Toom et al., 2008）⁴。しかし、フィンランドで「リサーチベース」の原則を支えているのは法的拘束力のない教員養成ガイドラインや教員養成学部間での非公式の合意であり、教職課程コアカリキュラムのような法的拘束力を伴う公文書ではない。

フィンランドにおいて国レベルの専門性基準がないにもかかわらず、「リサーチベース」の教員養成に対して関係者間で合意が形成されていることは、日本において教師の「専門性基準」が確立していないことが専門家教育としての教師教育の発達を遅らせてきたという佐藤の見解とは異なる事例と言える。そのため、なぜ（どのように）フィンランドでは、明文化された専門性スタンダードがないにもかかわらず、「リサーチベース」の教師モデルという一つの教師像に対して関係者間で広範な合意が形成されているのかという問題関心を持った。

フィンランドの事例研究は、今後日本において教員養成関係者の間で育成すべき教師像に対する合意を形成し、一貫性のある教員養成の高度化を実施していく上で重要な示唆を得られると考えられる。

第2節 先行研究の到達点

1970年代に起こった修士レベルの教員養成改革の概要やその背景、それによって成立した「リサーチベース」の教員養成の理論的枠組みや具体的なカリキュラムについては隼瀬（2010a, 2010b, 2011, 2013, 2014）の先行研究によって明らかになっている。

詳しくは次章第2節で示すが、フィンランドでは1960年代後半から総合学校改革が行われ、それに伴って様々な機関で行われていた教員養成を大学に統一することになった。当時、教育学部以外の学部では修士号が卒業資格になっていたため、大学への教員養成の統一化に伴い、教員養成学部でも修士レベルの教育が行われることになった。隼瀬によれば、フィンランドでは歴史的に教員養成が教育学の中心的な課題になっていたため、教育学が他の学問分野に匹敵する学問として確立されたことで、大学における教員養成の位

³ 国立教育政策研究所（2018）「諸外国の教員養成における教員の資質・能力スタンダード」によれば、フィンランドと韓国以外には教員の資質・能力スタンダードが定められ、教員の養成・採用・研修等で用いられている。また、韓国では教員の資質・能力スタンダードは定められていないが、国が教員養成機関評価を行い、教員養成プログラムを統制している。

⁴ 「リサーチベース」の教員養成が関係者の間でどの程度支持されているのかについての実証的な研究は補論で紹介する。

置づけは確固たるものになった（隼瀬, 2011: 618-622）⁵。

Kansanen らは、「リサーチベース」の教員養成の理論的な枠組みを構築している。隼瀬によれば、「リサーチベース」の教員養成は「二段階の教員養成と二重の側面を持つ実践」として理論化されており、基礎段階、発展段階のそれぞれで実践力の育成と研究能力の育成の両方が目指されている（隼瀬, 2010a 125）。詳しくは次章第2節で後述する。

他にも、Kansanen によって提唱された「教師の教育学的思考」という概念がフィンランド教員養成の理論的な基盤となっている。隼瀬によれば、教師の教育学的思考とは教師が教育実践の中で何らかの教育的判断を下す際に働く思考のことであり、第1の思考段階である対象理論（object theories）の段階と、第2の思考段階であるメタ理論（meta theories）の段階に分かれている⁶。第1の思考段階では、教授過程における自身の教育的判断を対象化することでそれを支える教育実践理論の存在を認知し、教育実践理論に基づいて判断を下すことができるとされている。第2の思考段階では、教育実践理論をさらにメタ認知することで、自身が拠り所としている教育理論に気づき、それに基づいて判断を下すことができるとされている（隼瀬, 2010b: 87-89）。

音楽教員、英語教員、理科・数学教員など各教科の教員養成制度、カリキュラムについてはそれぞれ藤井（2017）、伊東（2016）、磯崎・ヴィーリ・川上（2008）、大野（2013）、鈴木・池田（2006）が詳述している。藤井は、フィンランドでは音楽科教員養成においても主要教科と同様に教育学に関する知識の習得や研究能力の育成が目指されており、音楽に関する技術だけでなく、修士レベルの教師としての資質能力が求められることを明らかにした。各大学のカリキュラムを比較すると、具体的な科目の配置は異なるものの、教育実習と教育学の学習が非常に重視されている点は共通している。音楽教育研究にはフィールド調査、教授法、音楽教育の歴史や哲学、調査方法の基礎研究なども含まれており、「リサーチベース」の原則が音楽科教員養成にも根付いていることがわかる（藤井, 2016: 19-24）。

フィンランドでは教職が人気の職業であり、教員養成課程への入学倍率は初等教員でおよそ10倍と非常に高くなっているため（大野, 2013: 19）、教職に優秀な人材を確保することができている。

上述のように「リサーチベース」の教員養成の具体的なカリキュラムや理論的な基盤、1970年代の教員養成制度改革の背景などについては日本でも既に研究が進んでいるが、1970年代の改革以降、修士レベルの教員養成がどのように発展していったのか、「リサーチベース」の教員養成や教師モデルに対する関係者の間での合意がどのように形成されたのかといった問いに答える研究は日本ではまだ行われていない。しかし、フィンランドにおける「リサーチベース」の教員養成は1970年代の制度改革によって「確立」したわけではなく、むしろ70年代の改革は「リサーチベース」の教員養成の歴史の出発点にすぎなかった。その後各方面からの批判と評価にさらされながら現場の教師教育者による継続的な努力のもとで1990年代に実践志向から研究志向へと発展し、2000年代になってようやく実態としても「リサーチベース」の原則が「確立」したのである。そのため、フィンランドの教員養成においてなぜ「リサーチベース」の原則が受容され、正当なものとして維持されているのかという問いに答えるためには、1980年代以降の修士レベルの教員養成の展開を追究する必要がある。また、現在のフィンランドでは「リサーチベース」の原則が教員養成関係者に広く支持されているが、この原則に対する合意が形成された時期や合意形成が可能であった要因については先行研究では明らかにされていない。

⁵ 大学における教員養成の位置づけがどれほど確立していたかについては、

⁶ 詳しくは、隼瀬悠里, 2010b, 「ペルッティ・カンサネンの教師の教育学的思考論に関する一考察」『京都大学大学院教育学研究科紀要』56: 88の図を参照。

第3節 問いおよび研究方法

本研究で明らかにしたい問いは、『フィンランドにおける「リサーチベース」の教師モデルに対する関係者間での合意はどのように形成されたのか』である。具体的には、①「リサーチベース」の教師モデルに対する合意が形成されたのはいつなのか、②1970年代に修士レベルの教員養成が実現して以降、どのようなプロセスを経て合意形成を実現したのか、③フィンランドにおいてその時期に合意形成が可能だったのはなぜか、について明らかにする。

研究方法としては、1970年代から2000年代までのフィンランドの教員養成を対象とした二次資料分析を行う。第2章では二次資料から分かったことを年表に整理し、「リサーチベース」の教師モデルへの合意が形成された時期、および合意形成に至るまでのプロセスを明らかにしている。第3章では、その時期に「リサーチベース」の教師モデルに対する合意形成が可能だった要因について考察する。なお、本研究ではフィールド調査を行っていないため、第3章では二次資料の分析をもとになぜ「リサーチベース」の教師モデルに対する合意形成が可能だったのかについて「仮説」を立てることにとどめ、その検証については今後の研究に譲ることとする。

第4節 章節構成

第1章では、「リサーチベース」の教師または教員養成に関する先行研究をとり上げ、本論文において鍵となる「リサーチベース」の概念がフィンランド人研究者にどのような意味で用いられているのかについて述べる。

第2章では、1970年代から2000年代までのフィンランドやその近隣地域における学校、大学を取り巻く出来事について論じ、「リサーチベース」の教師モデルに対する合意が形成されたプロセス、および合意形成の時期について明らかにする。

第3章では、なぜ2000年代のフィンランドで「リサーチベース」の教師モデルに対する合意が実現できたのかについて、1990年代の Teacher Researcher Net および2000年代の Vokke Project における教師教育者主導の政策形成プロセスを取り上げ、考察する。

第1章 フィンランド教員養成における「リサーチベース」の原則

第1節 フィンランド教員養成の概要

フィンランドでは1970年代の教員養成改革以降、修士レベルの教員養成が行われている。初等教員は教育学もしくは教育心理学において修士号を取得することが求められており、中等教員は教科に関連する専門分野で修士号を取得し、副専攻として、もしくは修士号取得後に教育学関連科目を60ECTS 取得することになっている（隼瀬, 2014 : 253-254）。

また、ボローニャ・プロセスを経て2005年から3年間の学士課程と2年間の修士課程という学位システムに移行しており、教員養成学部でも学士課程で180ECTS、修士課程で120ECTS の計300ECTS の単位取得が要件になっている。さらにその中で、教育社会学、教育心理学等を含む「教育学関連科目」（下線部は筆者による）を60ECTS、研究方法の学習や学士・修士論文の執筆を含む「教育科学関連科目」（下線部は筆者が加筆）を最低60ECTS 以上、教科関連科目を60ECTS 取得することが求められる。各大学は法令に基づき自律的に教員養成課程の教育内容を構成することが可能になっているが、それぞれの大学の教員養成課程の責任者が定期的に集まり、協議を行っているため、大学間で教育内容に大きな差はない（隼瀬, 2010a : 126-127, Niemi and Jakku-Sihvonen, 2006 : 57-58）。初等教員養成課程では各大学共通の単位構成⁷として、教育学関連科目が60ECTS、研究方法、論文執筆、ゼミを含む科目群が80ECTS、教科専門科目が60ECTS となっている。

第2節 「リサーチベース」とは何か

まず、フィンランドの研究的な教師観や教員養成観の理論的な原点となったのはステンハウスの「実践研究者としての教師」論であると考えられる。ステンハウスの理論はフィンランドでは1970年代半ばに公的な議論の場で取り上げられるようになり、1973年の教師教育委員会の報告書にも登場している（隼瀬, 2014 : 251）。また、1975年の報告書では「教師は研究者として自らの仕事に接近すべきである」という研究的な教師像が示されており（隼瀬, 2011 : 618）、この教師像が1970年代の修士レベルの教員養成改革の理論的な根拠になったと考えられる。

1970年代の教員養成改革は50年代、60年代に盛り上がりを見せたアクションリサーチからも影響を受けている。1970年代にステンハウスの理論を反映した改革が行われたものの、1980年代までは教育学研究を担う学術コミュニティと現職教師の間にはまだ壁があった。そうしたなかで、フィンランドでは「リサーチベース」という概念が1990年代頃から登場している。「リサーチベース」の教員養成という概念をフィンランドに導入したのは Pertti Kansanen とされている（隼瀬, 2010b : 85）。

「リサーチベース」という概念は現在では多くのフィンランド人研究者によって“research-based approach”や“research-based teacher education”などと用いられているが、この説明の中には教員養成に関するものと、そこでどのような教師を育成すべきかという教師像に関するものが混在している。そのため、第2節では「リサーチベース」の概念がフィンランドにおいてどのように定義され、用いられているのかについて教師観と教員養成観に分けて概観する。

⁷ 詳しくは、隼瀬悠里, 2014, 「フィンランドにおける「実践研究者としての教師」養成に関する考察」『福井大学教育地域科学部紀要』255の表2を参照。

・「リサーチベース」の教師モデルについて

Kansanen は「リサーチベース」の教員養成の目的は「経験的な根拠だけでなく合理的な根拠に基づいて教育的判断を下せる教師」を育成すること、すなわち、「実際の教授活動や教育的判断において研究や研究活動から得た能力を活用することができる教師」を育成することであるとしている。また、教師が、自分が下した教育判断や教師の役割について省察する際に専門ジャーナルの論文を参照する能力のことを「リサーチベース」の思考と呼んでいる。イギリスの「研究者としての教師」運動が論文を執筆し、出版することを主な目的としていた一方で、「リサーチベース」の思考はこれとは異なり、実践の中で研究の能力を活用することであるとされている (Kansanen, 2003 : 90-91)。

また、Niemi によれば、学校における職務のなかで科学的な探究方法を用いる教師を「リサーチベース」の専門職 (research-based professionals) という (Niemi, 2016 24-27)。

Jyrhämä らは Zeichner の研究を踏まえ、「リサーチベース」の教員養成の目的は「教育科学の知識を活用し、生産する実践研究者 (Practitioner Researchers) もしくは反省的な教師」を育成することだとしている。Zeichner は教師によって行われるアカデミックな研究のことを実践者の研究 (Practitioner Research) と呼んでおり、これが Jyrhämä らの言う実践研究者 (Practitioner Researchers) の語源になっていると考えられる (Jyrhämä et al., 2008 : 3)。

・「リサーチベース」の教員養成について

「リサーチベース」の教員養成の目的は「自身の職務について探究し、研究で明らかになっている証拠を用いて思考することができる反省的な教師を育成すること」であるとされている。序章で述べたように「リサーチベース」の教員養成は「二段階の教員養成 (two levels of teacher education)」と「二重の側面を持つ実践 (two-fold practice in teacher education)」で構成されている⁸。「二段階」とは教員養成課程が基礎段階と発展段階から成ることを指し、「二重の側面」というのは教員養成に授業実践の訓練を行う側面と研究的実践の訓練を行う側面があることをいう。基礎段階の教員養成において、授業実践の面では授業や日常業務をこなすための技術の習得が求められ、研究的実践の面では研究方法の知識習得や研究の利用が求められる。発展段階においては、授業面では教育学的思考に基づく実践が求められ、研究面では研究の生産が求められる (隼瀬, 2010a : 125-126)。この理論的枠組みは Toom らによる共同研究において構築されている⁹。

「リサーチベース」の教員養成の鍵となる構成要素として、①学習プログラムは体系的に構成されること、②全ての授業が研究に基づいて行われること、③実践的な活動では教育課題を探究し、解決する際の議論、判断、正当化の仕方を訓練すること、④修士論文を執筆する前に様々な研究方法を学ぶことが挙げられている (Toom et al., 2008 : 2)。このうち、研究方法の学習については、学士・修士課程全体を通して様々な研究手法に関する科目が設定されている (隼瀬, 2010a : 125)。研究方法を学ぶ目的は、学生が将来教師になったとき自分が務める学校の現場から課題を発見し、それを分析できるようにするためだとされており、授業でも実際の教育現場から課題を設定し、データを収集して、関連する最新の研究知見を参照しながら課題を分析することが求められる (隼瀬, 2014 : 254)。例えば、ヘルシンキ大学初等教員養成のカリキュラム¹⁰では、「教育研究方法論」の授業を学士課程で履修し、実際の教育現場を事例として実践的に研究方法

⁸ 隼瀬悠里, 2010a, 「フィンランドにおける「研究に基礎を置く」教員養成の考察」『日本教師教育学会年報』19 : 127 図1

⁹ Toom, Auli, Krokfors, Leena, Kynäslähti, Heikki, et al. 2008. "Exploring the essential characteristics of research-based teacher education from the viewpoint of teacher educators." p.3-4 Figure1

¹⁰ 隼瀬悠里, 2014, 「フィンランドにおける「実践研究者としての教師」養成に関する考察」『福井大学教育地域科学部紀要』255 表3

を学ぶようになっていく。また、修士課程で開講されている「授業における研究」では、学生は授業研究の最新の研究知見に親しむとともに教師の職能開発において研究的知見を利用することの意義を理解することが求められる。

研究方法の学習とともに重要なテーマとなっているのが「理論と実践の統合」である。フィンランドでは1970年代の教員養成改革以降「理論・研究・実践の統合」が重要な課題の一つとされてきた（Westbury et al., 2005 : 480）。リサーチベースドシンキングは理論と実践を統合する際のコネクターとみなされており、この思考を発達させるために継続的な理論と実践の往還が極めて早い段階から行われている。教育実習はできるだけ早い時期から行うべきとされており、教員養成課程に入学後、毎年、毎学期実施される。そして、それぞれの実習は大学での理論や研究の学習と統合される（Kansanen, 2003 : 91, Westbury et al., 2005 : 477-478）。上記のヘルシンキ大学のカリキュラムでは実践の場面は教育実習に限らず、「教授学」や「児童の理解」という授業のなかで大学附属校での参与観察やインタビュー調査を通して児童への理解を深め、授業方法、評価方法について学ぶことができるようになっていく。教育実習では、それぞれの実習で「統合されるべき科目」が明示されており（隼瀬, 2010a : 48-50）、学生が実習を通して理論と実践を統合できるような支援体制がある。

「リサーチベース」の教師については論者によって様々な定義があるが、「教育学における研究知見、科学的知識、研究能力を教育実践の中で活用することができる教師」とまとめることができる。本論文ではこのような教師像のことを『「リサーチベース」の教師モデル』と定義する。

詳しくは次章第4節で後述するが、本論文において『「リサーチベース」の教師モデルへの合意（形成）』と言うときには、Vokke Project のなかで、「リサーチベース」の原則の一つである「教師は教える教科について、最新の深い知識が必要である。加えて、教え方や学び方についての最新の研究に精通する必要がある。教科的内容知識や教育学的内容知識に関する学際的な研究は、様々な学習者に適応することができる教育方法を開発することができる土台を提供する。」（隼瀬, 2011 : 615）という内容に対して全ての教員養成学部が合意したことを指す。

第2章 「リサーチベース」の教師モデルへの合意が形成されるまで

本章では、1970年代から2000年代までの期間を対象とし、フィンランドにおいて「リサーチベース」の教師モデルへの合意がどのように形成されたのかについて論じる。表1では1960年代から2010年代までのフィンランドおよび近隣地域における学校の教師や大学での教員養成を取り巻く出来事を年表として整理した。

第1節 1970年代 — 「研究者としての教師」モデルの登場

フィンランドにおける「リサーチベース」の教員養成の発端は1970年代の修士レベルの教員養成改革にある。改革の過程で発表された1975年の報告書により1979年から総合学校と一般高校の教員の基礎資格がともに修士号になった。この報告書では①教員養成の学問的な水準を上げることで特に初等教員の指導力を向上させること、②教員養成を標準化し、他の学問領域と同水準の教育を行うこと、③教育学の学習の位置づけを再評価することで理論的学習と実践的学習の統合を図ることなどが示されている。当時のフィンランドでは高等教育改革の結果として大学全体で卒業資格が修士号になっていたため、様々な機関で行われていた教員養成を大学に統一化する際に、教員養成学部でも修士レベルの教育を行うことが検討された。そのため、70年代に起きた教員養成の修士レベル化は教員養成分野独自の改革というわけではなく、当時の高等教育改革の帰結であった（隼瀬, 2011 : 618-619）。

1970年代に修士レベルの教員養成が実現したことには、当時の高等教育改革の影響だけでなく、初等学校教員組合の働きかけと、教育学における教員養成の位置づけの高さも影響している。当時は学校段階によって教員の基礎資格が異なっていたため、総合学校制が導入されるにともない、教員養成の統一化が議論されることになった。初等学校の教員組合では1950年代後半から大学レベルの教員養成を求める声が強まっており、1970年代の高等教育改革の中でその祈願を果たした。また、フィンランドでは伝統的に教員養成の発展が教育学の中心的研究課題となっており、1970年代以降は特に教育学の教授職の大半が教員養成に関連する分野で任用されていた（隼瀬, 2011 : 619-622）。教育学が教員養成とともに発展してきたという歴史が教員養成の大学における位置づけを確かなものになっている。

教師モデルの観点から言えば、ステンハウスの「実践研究者としての教師」論が教員養成改革の議論のなかで取り上げられ、報告書の中で「教師は研究者として自らの仕事に接近すべきである」と明確に示された（隼瀬, 2011 : 618）ことには非常に大きな意味があったと言える。詳しくは次節で後述するが、フィンランドでは修士レベルの教員養成改革が実施されてすぐに研究的な教員養成が実現したわけではなく、1980年代は理論と実践を統合する教員養成を目指しながらも、実態としては実践志向の教育が継続されていた。しかし、1970年代に政策形成の場で研究的な教師モデルが提示されたことで、教員養成の具体的な構成については合意を形成できなかったものの、国全体として目指すべき教員養成の方向性を共有できた。そのことが1980年代の教員養成学部による自発的なカリキュラム開発を促し、1990年代になって研究志向の教員養成への転換に結びついたのではないかと考えられる。

第2節 1980年代 — 理論と実践の統合における困難

フィンランドでは上述のように1979年から修士レベルの教員養成が行われているが、1980年代までは厳格な教員養成コアカリキュラムが教育省によって設定されていた（Niemi and Jakku-Sihvonen, 2006 : 52）。

また、1979年時点では大学で理論を基盤とした教師教育を行う準備はできていなかった。というのも、教員養成課程を大学に一元化した際に師範学校の教員がそのまま教員養成学部の教授ポストについたため、当時の教員は学術的な経歴が乏しく、博士号を取得しているのは教授・准教授のみであり、講義を担当していた教員のほとんどが修士号の学位しか持っていなかったからだ。そのため、制度上は修士レベルの教員養成を実現したものの、当初は師範学校の伝統的な実践志向の教員養成を脱却できていなかった（Säntti and Salminen, 2015 : 7, Säntti et al., 2017 : 13）。

1980年代は教員養成カリキュラムにおける理論・研究・実践の分離も大きな課題であった。理論的な学習は大学で教師教育者が指導し、教育実習など実践的な教育は大学附属の実習校もしくは公立学校でその学校の教員が行っていた。大学と実習校や公立学校との情報共有が円滑に行われていなかったため、学生はしばしば矛盾する要求をつきつけられていた。教育研究を行う学術コミュニティと現場の教員との間にも距離があり、連携・協働は実現していなかった。一方で、大学では理論・研究・実践をより密接につなぐカリキュラムを実現するため、教員養成課程の再編成を目指す取り組みが行われていた。アボアカデミー大学において教員養成学部と実習校が協働でカリキュラム開発を行った ELMA プロジェクトがその一つである。このプロジェクトに参加した学生は教育実習の内容を修士論文の主題とすることで、長期的で連続的なカリキュラムの中で学生自身が育てた仮説を実証的に検証することができた（Säntti et al., 2017 : 13, Westbury et al., 2005 : 479-480, Jyrhämä et al., 2008 : 3）。

二次資料からは、1980年代までは教員養成の現場で教師教育者による自発的なカリキュラム開発が行われていたが、研究志向の教員養成は実現していなかったことが読み取れる。

第3節 1990年代 — 不況と批判のなかで研究志向の教師モデルを目指して

第1項 不況下での地方分権化と新しい学校教育

フィンランドは1990年代初頭に深刻な経済不況を経験し、それをきっかけとして公共政策や行政管理の在り方が大きく変化した。それまでの伝統的な専門職倫理に基づく管理システムに代わり、民営化と競争に基づく行政管理システムが採用された。教育分野も例外ではなかった。教育分野では、地方分権化と教育管理システムの柔軟性を高めることによって教育サービスの生産性を高め、選択の自由を拡大することで教育の質を向上させる改革が行われた。

1980年代末には中央集権的な統制管理によって教育目標を達成する仕組みは崩壊し、国がコア目標を設定して事後的にその達成度を評価する管理システムが導入された。また、教育財政制度において中央政府と地方自治体の関係が再編された。それまでは国から自治体に支出される予算は行政部門ごとに算出されていたが、改革後は、自治体が国から支出される総合的な予算を各行政部門に自由に配分・流用できるようになった。不況下での教育財政制度の地方分権化は、財政支出に関する意思決定を自治体レベルに移行することで、教育分野における大幅な予算の削減を実行させる目的があった。実際、1990年から1994年にかけて総合制学校で15%、後期中等学校で25%、職業学校で23%の予算削減が実施されている。予算の削減は不況がすでに収束していた2002年まで継続された。学校教育分野での大幅な予算削減は、低学力層の児童生徒に対する救済的指導の半減、学級規模の拡大、教員解雇、村の学校の閉鎖や郡部の学校の存続競争といった結果を生んだ。しかし、Rinneによれば、インタビューを行った政治、行政、学校レベルのアクター全員が地域レベルで意思決定を行う仕組みはそれ以前の中央集権的な制度よりも優れていると強く信じており、自治体が行った規模の予算削減は意思決定の権限を自治体レベルに移行していなければ実現しなかっただろうと考えられていた（Rinne et al., 2010 : 652-654, R.ヤック・シーヴォネン, 2008 : 129）。

1990年代の教育改革の中で最も注目を集めたのは、総合学校レベルでの学校選択制の導入である。1990年代初期にそれまでの学区制度が廃止され、市全体が一つの学区として機能することになった。こうした教育改革の方針は1998年に制定された新しい基礎教育法で改めて確認された。そこでは保護者の教育選択の自由が明記された一方で、自治体には保護者の学校選択を制限する権限が残された。子どもが地域の学校に通う権利を保障するため、学校はその地域の生徒を優先的に受け入れ、入学枠が余った場合のみ他の地域から生徒を受け入れることができるとされた（Rinne et al., 2010 : 648–649）。

地方分権化の波は大学での教員養成にも波及した。1980年代までは教育省によって厳格な教員養成コアカリキュラムが設定されていたが、1990年代以降は各大学が自由にカリキュラムを設計する権限が与えられた（Niemi and Jakku-Sihvonen, 2006 : 52）。教員養成課程における地方分権化は、その後、大学による自発的な教員養成開発としての Teacher Researcher Net に繋がったと考えられる。

第2項 教員養成の研究志向への転換の背景

フィンランドでは1970年代に既に修士レベルの教員養成を実現している。しかし、この改革は計画的に実行されたわけではなく、総合学校改革やポリテクニクモデルの高等教育改革の流れの中で偶然実現したものだ。修士レベルの教員養成が実態としても研究志向になったのは1990年代以降のことである（Säntti and Salminen, 2015）。

1990年代初頭、不況による財政難から教育予算の削減が進むなかで、大学における教員養成に批判的な視線が向けられるようになった。学術界では1970年代の改革当初から教員養成の大学での位置づけに懐疑的な意見もあった。教員養成改革での提言は本物の研究者のように教師を育成することを意味しているのではない、教育や教授法に関する一般的な理論はまだ確立していないといった批判的な声が上がっていた。1990年代になると深刻な経済不況から批判的な意見がさらに強まった。他の学問領域からは教員養成学部での教育は過度に実践志向であり、研究は表面的で学術的な水準が低く、教授学的な課題に限定されていると批判されていた。一部では、教員養成はアカデミックな大学ではなく、高等職業教育機関である応用科学大学に移行すべきだという意見もあった（Säntti et al., 2017）。「修士レベルの教員養成」の学術的な水準に対して批判が高まる中で、教員養成学部は研究志向への転換を迫られていた。

財政難が深刻化し、修士レベルの教員養成への批判が高まるなか、教育省は1994年に全国的な教員養成評価を行うことを決めた。この評価は、表向きは「教育学と教員養成の構造の発展のための提言」を行うものとされたが、実際には予算の削減を目的としていた。大学による自己評価に加え、教育省による現地調査、国際的な視察団による評価が実施された。評価が行われた際、多くの教師教育者は教員養成学部の自治が脅かされていると感じ、保守的になっていたため、大学による自己評価は十分な成果を生まなかった。結果的に大学の自治は保たれたが、同時に新しい課題が課された。それは各大学が自己分析を行い、固有の強みを持つ分野を明確にすることである。しかし、教育省が大学に対して新たな課題を課したことは教員養成学部に対する警告と受け止められ、大学による自己分析は流行りの理論を追究するだけの目標設定になっていた（Jakku-Sihvonen et al., 2011）。

不況による地方分権化は自治体レベルでは予算の削減による教員解雇、村の学校の閉鎖といった結果を生んだが、学校レベルでは教師と学校の自律性の拡大に寄与した。それは、地方分権化の一環として自治体・学校ベースのカリキュラム編成が義務付けられ、教育課程や教育評価に関して自治体・学校が大きな裁量を持つようになったからだ。教師も地域のカリキュラム開発に積極的に参加することを求められたため、以前よりも裁量が拡大し、業務の範囲も広がった（Säntti et al., 2017, Westbury et al., 2005, Rinne et al., 2010）。こうした状況を受けて自律的に教育判断を下せる教師が必要とされ、大学において研究志向の

教員養成が模索されるようになった。それまでは教師の教授学的思考に焦点を当てた教員養成が行われてきたが、教師の日常業務において教育学のもつ意味が強調されるようになり、「批判的で自己省察的な態度で職務を遂行する変化の主体（change agent）」という新しい教師像が求められるようになった（Säntti and Salminen, 2015）。

こうして、一方では大学における教員養成への批判が、他方では地方分権化に伴う教師の自律性の拡大が、教員養成の研究志向への転換を推し進めた。

第3項 現職教師による研究活動の展開

地方分権化によって学校・教師の自律性が拡大したことは、研究志向の教員養成の発展を促すとともに、教師による研究的なネットワークの必要性を高めた。1994年、ユヴァスキュラ大学教員養成学部はカリキュラム開発や授業研究を推進し、全国の現職教師の間で協力関係を促すこと、教師教育者、現職教師、教育実習生に共通の議論の場を提供することなどを目的とし、Teacher Researcher Net（以下、TRN とする）を設立した。TRN の主な活動は Journal of Teacher Researcher（以下、「研究者教師ジャーナル」¹¹とする）の刊行と研究集会の開催であった（R.ヤック・シーヴォネン, 2008：122-123, 125-126）。

研究者教師ジャーナルは1995年から刊行を開始しており、現在まで続いている。1990年代から2000年代初頭にかけては、化学教育、村の学校、六歳児学級、ナラティブ研究、評価の開発、数学教育、インクルーシブ教育といったテーマで研究が行われていた。「研究者教師」は現職教師や教育実習生から大学の退職教授までを含む幅広い概念として解釈され、そうした人々がともに教育に関する議論を行い、研究成果を発表する場として研究者教師ジャーナルの出版が行われた。このジャーナルでは上述のように共通の議論の場を提供することを第一の目的としていたため、アカデミックな出版物としての性格を追求するのではなく、様々な研究テーマの重要性を示すことが目指された。掲載する論文には教育実習生のゼミレポートから、博士論文、経験豊富な研究者の論文まで幅広く含まれ、通常はアカデミックな出版物とみなされないようなものでも最小限の編集で刊行した。研究者教師として現職の教師にアカデミックな研究を担わせることも重要な目的の一つであったため、教師教育者は通常の研究評価では価値が低いとされるような研究に従事しなければならないこともあった（R.ヤック・シーヴォネン, 2008：133-136）。

TRN が開催した研究集会にはだれでも参加できることになっており、フィンランド国内の教師や教育実習生だけでなく、一部の外国の教師、フィンランドの大学院生なども参加していた。TRN が設立された年に行われた初めての研究集会は「学校での日常生活」がテーマであり、参加者は9つのグループに分かれて議論を行った。翌年の研究集会は前年のテーマを踏襲しつつ「国際協力」が新たに加えられ、国会議員であり、教育文化委員会のメンバーであるアイノ・スホウも参加した。1996年はヨンスー大学教員養成学部と共同で開催され、「研究者教師」がテーマとされた。1997年はアメリカとスウェーデンから講演者を招いて研究集会を開催し、海外の現職教師や学校管理職も参加した。レッジョ・エミリアや協同学習など教授法に関する講義やワークショップが行われた。1998年の研究集会で取り上げられたテーマは、「小規模学校の存続」であった。これには、1990年代初頭の経済不況により教育への公的支出の削減が進んだことで、多くの小規模学校が閉鎖されたことが背景にある。TRN はこの問題に強い関心を寄せており、「村の学校」というテーマで多くの出版物を刊行している。このテーマは、TRN に参加している教育実習生の修士論文でも取り上げられた。当時の出版活動はスホウ議員の財政支援によって実現していたが、のちにこの活動がメディアで報道され、注目を集めたことで辺境地域協会が研究費を提供し、「辺境地域の学校の未来に関する実証的

¹¹ 森田英嗣による翻訳を採用（R.ヤック・シーヴォネン, 2008：121-140）。

調査」の実施に至っている。1999年にはエストニアの教育関係者と TRN の研究者教師の協働体制のもとエストニアのタリン教育大学で現職教師教育デーが開催された。これは、エストニアの学校教育庁がフィンランド教育省に対してエストニアの現職教師に向けた教育を TRN に組み込むように要請したため、フィンランド外務省と教育省が TRN に財政支援を行い、実現した活動である。フィンランドの各地域から様々な教育段階の教師が参加し、エストニアの教師に対する研究発表やワークショップが実施された。このプログラムで発表された研究は「フィンランドとエストニアにおける研究者教師の在り方」というタイトルで出版されている。

TRN は教育実習生に対してリサーチベースの教育実習を提供し、将来の研究者教師として育成する役割も担っていた。教育実習生は TRN のメンバーである教師が所属する学校で教育実習を行った。実習の中で行った教育活動について、自由に主題を選択し、論文を書くことで、理論的な教育学研究と現場での実践を統合させることができた。こうした活動を行うことができたのは、教員養成学部が多くの公立学校とつながりを持っており、教師教育者と現職教師との継続的な協働が可能だったことも関係している (R.ヤック・シーヴォネン, 2008 : 124-130)。

第4節 2000年代 —「リサーチベース」の教師モデルの確立と合意

Säntti によれば、1990年代以降の研究志向 (research-orientation) の教員養成が「リサーチベース」の教員養成に発展したのは、2000年代初めのことである。この時期には教師教育者 (授業担当者も含む) のほとんどが博士号を保有していたことが、「リサーチベース」の原則の裏付けとなった。1970年代に修士レベルの教員養成改革が行われた当時は、学術的な経歴が乏しい師範学校の教員がそのまま教育学部の教員ポストに就いたため、教員養成課程で講義を担当していた教員の多くは修士号の学位であり、教授や准教授のみが博士号を取得していた。そうした状況が大学においても実践志向の教員養成を温存させる要因になっていた。しかし、1980年代以降、教師教育者自身がリサーチベースの教育を行うに足る能力を身に着けていったことで、教師に求める能力にも変化が生じた。教員養成課程では教育科学に対する正しい態度や研究的思考を身に着けることが求められるようになり、実際に教師が教室での研究 (学校現場における実践的な研究) を担うことも期待されるようになった。Säntti は、教師教育における research-orientation アプローチは一定期間に行われるプロジェクトに基づくものであり、特定の時点 (the right time) で特定の能力 (the right attitude) を身に着けることを求められる一方で、research-based アプローチは教師の日常的な職務を貫く継続的、体系的な原則であるとして両者を区別している (Säntti and Salminen, 2015 : 9-10)。

2000年代初めにフィンランドの教員養成が研究志向から「リサーチベース」への発展を遂げたのには、ボローニャ・プロセスという外在的な要因も大きく影響している。ボローニャ・プロセスは1998年にドイツ、フランス、イタリア、イギリスの教育大臣がソルボンヌ宣言に署名したことから始まった、欧州高等教育の国際的な競争力の向上を目指す高等教育改革である。具体的な制度改革として、欧州域内単位互換制度 (ECTS) の導入や、学位制度の統一化が行われた。学位制度の改革では第一段階として3年間の学士課程があり、第二段階は修士課程と博士課程で構成される仕組みが構想された。

フィンランドでもボローニャ・プロセスに呼応して二段階の課程からなる学位制度の確立が目指された。学位制度改革を実施するにあたり、教育省は大学からの意見を聞きながら「大学令」と「学位に関する布告」の立案を行った。二つの法令は2004年に公布された。「学位に関する布告」はそれまで20の専門分野ごと

に定められていた学位規定を統一化するものであり、第一段階として3年間の学士課程、第二段階として2年間の修士課程、それに続く第三段階として博士課程を位置づける学位構成が示された。

教育省はフィンランドにおけるボローニャ・プロセスを実現するため、大学、学生、教育省の代表者を集めてワーキンググループを設立した。また、関連する公開セミナーや集会を開催し、各大学での改革を支援するネットワークの構築や関連する研究プロジェクトへの財政措置を行った。改革を検討している大学には財源付きで調整官を派遣し、全国規模の大学ネットワークの形成を促した。20の学問分野ごとのワーキンググループも設置し、2年間または4年間の財政措置を行った。学問分野別ワーキンググループも教育省が主催するセミナーや集会に出席することが認められたため、各大学の代表者は改革について議論し、意見を表明することができた (Niemi and Jakku-Sihvonen, 2006 : 54, R.ヤック・シーヴォネン, 2008 : 33-38)。

教育学・教員養成分野の学位改革として実施されたのが‘National-level coordination of degree program development in teacher education in science of education’ (通称 Vokke Project) である。Vokke Project は2003年から2006年にかけて教育省が設置したプロジェクトであり、教員養成学部で学士・修士の2段階の学位制度を確立し、教員養成機関同士の交流や知識の共有を促す役割を担った。当時ヘルシンキ大学学長兼教育学部教授だったハンネレ・ニエミが運営委員長を務め、全ての教員養成学部と、教育省、大学、学生組織の代表が参加した。このプロジェクトは教育省と共同でサブワーキンググループやセミナーを組織し、大学の代表者らが全国共通の教員養成カリキュラムの構造や教育内容について議論し、合意を形成するよう促した¹²。また、フィンランド社会や国際社会における新しい教育課題を考慮し、教員養成カリキュラムを分析・発展させるためのフォーラムも設置している。プロジェクトを遂行するにあたり、国レベルのネットワークだけでなく、大学、学部、研究所ごとのワーキンググループも設置された。ヘルシンキ大学では学内にボローニャ・プロセスのサポートグループを設置し、学部ごとのワーキンググループや学際的なネットワークと協働して学位改革を進めた (Niemi and Jakku-Sihvonen, 2006 : 54-55, Wa 'gsa 's Af-dal, 2012:175, R.ヤック・シーヴォネン, 2008 : 39)。

このプロジェクトの大きな成果として、2004年に全ての教員養成学部の間で「リサーチベース」の原則に対する合意を実現した (隼瀬, 2011 : 615, R.ヤック・シーヴォネン, 2008 : 58-59, Niemi and Jakku-Sihvonen, 2006 : 61) ことが挙げられる¹³。第1章第2節で示した『「リサーチベース」の教師モデルへの合意』とは、このことである。各教員養成学部の代表者は、教員養成において研究に基づく知識や高い授業力、学校の他の教職員や保護者とのコミュニケーション・相互協力の能力を育成する必要があるという点で合意した。「リサーチベース」の原則には以下の3点が含まれる。なお、「ヨーロッパ連合特定問題検討委員会 (European Union Focus Group)」 (R.ヤック・シーヴォネン, 2008 : 58) から同様の提案が行われた。

・教師は教える教科に関する最新の深い知識が必要である。また、教え方や学び方の研究についての最新の研究にも精通する必要がある。教科的内容知識や教育学的内容知識に関する学際的な研究は様々な学習者に最適な教育方法を開発するための基礎となる。

・教員養成そのものも調査や研究の対象とするべきである。異なる文化状況の下で多様な方法によって実施

¹² 本稿 p.30 の図1を参照。

¹³ 参考文献 (R.ヤック・シーヴォネン, 2008 : 58-59, Niemi and Jakku-Sihvonen, 2006 : 61) の中で『教員養成学部の間で合意された「リサーチベース」の原則』として引用されているのは、European Union Focus Group の議事録 (Memorandum. 2004. ‘Common European Principles for Teacher Competences and Qualifications The memorandum of the expert group in the field of teacher education’) のみであり、教員養成学部の会議の議事録や公表された公文書などは引用されていなかった。この委員会にはイギリス、フランス、フィンランド、スロベニアの大学教授が参加しており、フィンランドの代表としてハンネレ・ニエミが参加している。推測になるが、2004年の『「リサーチベース」の原則への合意』は、European Union Focus Group の提案が、ニエミを通してフィンランド国内の教員養成学部の代表者が集まる会議で議題に上がり、議論の結果公表されたものではないかと考えられる。

されている教員養成の効果や質についての知見を提供する必要がある。

・教員養成の目的は教師が教職に対する研究的な態度を身に着けることである。これは、教師が柔軟な発想を持ち、分析的な態度で職務に取り組み、観察と経験に基づいて結論を出し、授業や学習環境を体系的に発展させていくことである。

(隼瀬, 2011 : 615, R.ヤック・シーヴォネン, 2008 : 58-59)

もう一つの大きな成果として、教員養成を実施する全ての大学の間でカリキュラムの構造を共通化し、中心的な教育内容についての合意を形成できたことが挙げられる。Vokke Project を通して策定された「教員養成の主要な構造に関するガイドライン」は2006年に採用された (Niemi, 2011 : 45)。すべての教員養成カリキュラムにおける主要な要素には、以下の6点が含まれる。

・それぞれの学問分野（アカデミックディシプリン）。学校や教育機関で教えられる教科に関連する学問領域と教育科学における学問領域のどちらも含まれる。

・研究に関する学習は方法論的な学習と、学士論文、修士論文で構成される。

・教育学に関する学習（最低60ECTS）はすべての教師に必修となっている。ここには教育実習も含まれる。

・コミュニケーション、言語、ICT に関する学習は必修である。

・個人の学習プランの準備はフィンランドの大学教育では新たな要素である。主な役割は、学生が自分にとって効果的な学習計画やキャリア計画を発達させ、目標を達成できるように自分自身を教育する（tutor）ことを促すことである。

・選択学習は、学生がそれらを通して自分の学習や資格を分析しようとするような多様で異なるコースを準備する。

(Niemi, 2011 : 45をもとに筆者が翻訳)

これらの原則やガイドラインで定められた「リサーチベース」の教師モデルおよび教員養成モデルは、今日までおよそ20年間フィンランド教員養成の現場で有効性を維持している。

2000年代以降のフィンランド教員養成を方向付けるガイドラインや原則を打ち出した Vokke Project の最大の特徴は、教師教育者主導の政策形成が行われたことにあると言える。Hilde は Goedegebuure の研究を引用しながら、Vokke Project における政策形成プロセスは教員養成学部による内部統制（‘steering from within’）に基づくものであり、国家監督モデル（state supervision model）に該当するとしている。フィンランド教員養成の政策形成プロセスは行政発でありながら学術的自律性が非常に重視されており、政府は監視（monitoring）、監督（supervising）や評価のみを行う。政治・行政レベルのアクターには、実践の現場が政策形成プロセスと政策内容のスタンダードを形成するだろうという確固たる信頼がある。教員養成分野の政策形成プロセスには教員養成学部のアクターが幅広く参加しており、最前線に立って自らそのプロセスを‘デザイン’している (Wa ¯gsa ¯s Afdal, 2012 : 177-178)。

Hilde は2009年に Vokke Project に関わった教育省の政策担当者3名にインタビュー調査を行っており、その結果からフィンランドの教員養成政策形成プロセスにおける教育省の統制の在り方や教師教育者が果たす役割について明らかにしている。インタビューの対象となった政策担当者は30年ほど教員養成政策において中心的な立場にいた専門家である。Vokke Project では教育省から教員養成学部は政策形成の責任が委ねられた。教育省は同プロジェクトを設立し、運営リーダーとしてハンネレ・ニエミを指名した後は直接的

な統制や介入を最小限に抑え、監督と評価に徹した。インタビューでは、こうした教育省の政策形成プロセスへの関与の仕方の背景にある政策担当者の考えが述べられている (Wa ¯gsa ¯s Afdal, 2012 : 170–171, 175–177)。

「教育省はこの種の問題（学術的な問題）を統制することはできないということを学んできた。大学の業務は大学自身が行うべきだと考えている。実際の権力と責任はそれぞれの分野で働いている人たちにある。だからこそ、国レベルの（学問分野ごとの）ワーキンググループがあることは重要だと思っている。…また、教育省は（Vokke Project において）異なる分野の専門家の意見を聞くために働いた。」¹⁴

フィンランドの教育省は大学の自律性を重視しており、研究者の専門分野の内容について交渉し、発展させ、定義する能力を信頼している。インタビューでは、Vokke Project で策定されたガイドラインが法的拘束力を持たないにもかかわらず教師教育者に重視されるのは教師教育者自身がその作成プロセスに参加したからであると述べられており、教師教育者が政策形成プロセスに参加することの重要性が強調されている。

また、政策形成プロセスにおけるアクター間での対話の在り方については、命令や指示を伴わない議論の重要性が述べられている。

「私の理解では、もし（Vokke Project において教員養成学部）にただ命令を下していたら、何も変わらなかっただろう。だから、教育省の職員は賢いので、もし本当に変化を起こしたかったら議論しなければならないということを理解している。私は自治的な大学にいる教授たちのことをよく知っているので、もし何か（政策を）つくりたかったら、彼らと一緒につくらなければならない。…」¹⁵

Hilde によれば、上述したような教育省の教員養成政策に対する姿勢は、教員養成に関する様々な業務への長期的なかわり、学術や研究に関する資格、個人的な大学・学術への信頼に基づいている。また、教員養成機関に対して政策形成プロセスの透明性が確保されており、教員養成の現場レベルのアクターと行政・政治レベルのアクターの間には相互的な信頼関係がある。フィンランドの教員養成政策は研究に基づいて行われており、慎重に議論した上で実施されている。大学の自律性は非常に重視されており、監督、間接的な統制、評価が支配的な政策パラダイムになっている (Wa ¯gsa ¯s Afdal, 2012 : 177–178)。

¹⁴ Wa ¯gsa ¯s Afdal, Hilde. 2012. "Policy making processes with respect to teacher education in Finland and Norway." *Higher Education* 65, p.176 PF2（原文ママ）に対するインタビュー内容を筆者が翻訳。() は筆者による補足。

¹⁵ Wa ¯gsa ¯s Afdal, Hilde. 2012. "Policy making processes with respect to teacher education in Finland and Norway." *Higher Education* 65, p.176 PM F1に対するインタビュー内容を筆者が翻訳。() は筆者による補足。

第3章 「リサーチベース」の教師モデルへの 合意形成の要因に関する考察

第2章では、1970年代に修士レベルの教員養成が確立してから2000年代初頭に Vokke Project において「リサーチベース」の教師モデルに対する合意が実現するまでの経緯について、フィンランド国内の経済情勢やヨーロッパ全体の大学制度の変化などにも言及しながら分析を行った。

第3章では、第2章で取り上げた TRN と Vokke Project がフィンランドにおける「リサーチベース」の教師モデルへの合意形成に与えた影響について筆者の考察を述べる。この二つの出来事に注目する理由としては、フィンランド教員養成が研究志向になったのが1990年代であり、「リサーチベース」の原則への合意が実現したのが2000年代初頭であるため、合意形成に直接的な影響を与え得るのは1990年代から2000年代初頭までの間に起こった出来事だと考えられるためである。ただし、本章の内容はあくまで筆者が二次資料に基づいて構築した「仮説」であり、その真偽について本論文で検証することはできなかった。

第1節 Teacher Researcher Net が「リサーチベース」の教師モデルへの合意形成に与えた影響について

TRN が1990年代後半から2000年代初頭にかけて行った活動については前章で詳述した。本節では、第2章第3節および第4節で示した内容から導き出される仮説として、以下の2点について詳しく述べる。

仮説1：TRN の研究者教師ジャーナルや研究集会においてあるべき教師像に関する議論が行われており、それが教師教育者を通じて Vokke Project という政策形成の場に持ち込まれたことで、「リサーチベース」の教師モデルに対する教員養成学部間での合意形成が円滑に進んだのではないか¹⁶。

仮説2：TRN で行われていた現職教師による論文執筆や研究発表が「リサーチベース」の教師モデル理論の実践的な裏付けとして機能したことで、「リサーチベース」の教師モデルが多くの教師教育者にとって説得力のある理論となり、全ての教員養成学部間で「リサーチベース」の教師モデルに対する合意が形成できたのではないか¹⁷。

仮説1については、1996年の研究集会のテーマが「研究者教師」であったこと、1999年のエストニアでの現職教師教育デーで行われた研究発表が「フィンランドとエストニアにおける研究者教師の在り方」というタイトルで出版されていることから、TRN の研究活動の中で、フィンランドが目指すべき教師像についての議論が行われていたのではないかと考えられる。TRN を設立し、その活動を主導していたのは教員養成学部の教師教育者たちであり、Vokke Project を主導したのも教師教育者である。そのため、TRN で行われていた「研究者教師」に関する議論が教師教育者によって Vokke Project の議論の場に持ち込まれたのではないかという仮説を立てた。Vokke Project の主な参加者には教師教育者の他に大学、学生組織、教育省の代表者がいる。ちなみに、二次資料では Vokke Project に参加した「学生組織」が具体的にどの機関を指すのかについては明言されていないが、フィンランドでは Teacher Student Union in Finland (SOOL) と

¹⁶ これは著者自身による仮説であり、その真偽については先行研究ではまだ明らかになっていない。

¹⁷ 同上。

いう教員養成課程に所属する学生のための学生組織が1959年に設立されており、2016年に設置された教師教育フォーラムにおける教員養成及び現職研修の発展計画（Development Programme for Teacher's Pre- and In-service Education）にも参加している。そのため Vokke Project に参加した「学生組織」もこの SOOL ではないかと推測される。TRN には現職教師だけでなく教育実習生も参加しており、教育省や国會議員から財政支援を受けていたことを踏まえると、Vokke Project に関わった人（教育省の職員、教員養成課程の学生、大学の代表者等）の多くが既に TRN での議論の内容について見聞きしていたのではないかと考えられる。こうしたことが非常に短い期間での「リサーチベース」の教師モデルに対する合意形成につながったのではないかと考える。

仮説2については、TRN において現職教師や教育実習生が全国規模の研究・出版活動を行い、それが教育省や大学、国内の研究所などに周知されたことで、「リサーチベース」の教師とは実際にどのような態度で職務に向かう教師なのかについて関係者の間で認識を共有することができたのではないかと考えられる。また、実際に研究活動を行う現場の教師たちを見て、「リサーチベース」の教師モデルが単なる机上の空論ではなく、実践に根付いた現実性のある理論だということが関係者に広く認知されたのではないかと考えられる。こうしたことを踏まえて、1994年以降「リサーチベース」の教師モデルに対する共通のリアリティが関係者の間で徐々に形成されていたことで、Vokke Project において全ての教員養成学部による議論の機会が与えられたのをきっかけに、「リサーチベース」の原則に対する合意形成につながったのではないかという仮説を立てた。「リサーチベース」の教師モデルに対する合意が形成される舞台となったのは Vokke Project であるが、それ以前からフィンランドでは「リサーチベース」の教師モデルの土台となる教師の研究的な実践が行われており、それによって関係者の間で育成すべき教師像について一つの共有化されたモデルが具体的なイメージを伴って形成されつつあったのではないかと推測される。Vokke Project における「リサーチベース」の原則への合意や「リサーチベース」の教員養成ガイドラインの策定に直接的に影響を与えたのはボローニャ・プロセスという外在的な要因であるが、それは1990年代後半頃からフィンランド国内で起きていた研究志向の教師モデルを追求する動きを早めたに過ぎないのではないかと考える。

第2節 Vokke Project における教師教育者主導の政策形成プロセスが「リサーチベース」の教師モデルへの合意形成に与えた影響について

第2章第4節で既に述べたが、Vokke Project において教育省は教員養成学部に政策形成の責任と権限を委ね、自らは財政支援と監督に徹した。また、2003年の「リサーチベース」の原則や2006年に採用された教員養成ガイドラインは、行政・政治的アクターによる一方的な指示命令ではなく、関係者に実質的な議論への参加が保障され、教師教育者主導で議論が進められたことで実現した。こうした政策形成の在り方は政策担当者の学術に対する信頼、長期的な教員養成業務への関わりに加え、大学と教育省との相互的な信頼関係に基づいている。

こうしたことから、Vokke Project での政策形成プロセスの在り方が「リサーチベース」の教師モデルへの合意形成に与えた影響について、以下の仮説を導き出した。

仮説3：Vokke Project が実施されるよりも前に現場レベルのアクター（教員養成学部）と行政・政治レベルのアクター（教育省）の間に相互的な信頼関係が形成されていたため、Vokke Project において教育省は教師教育者を信頼して政策形成の第一義的な権限と責任を委ねることができたのではないかと考える。また、行政・政治的アクターではなく、現場レベルのアクターである教師教育者が Vokke Project での議論を主導し、関

係者間の意見調整を行ったことで、短期間で円滑な合意形成が可能だったのではないか¹⁸。

1993年から翌年にかけて教育省による全国的な教員養成評価が行われたが、それに対して教師教育者は教員養成学部自律性が脅かされると感じており、保守的になっていたことは前章の第3節で既に示した。このことを踏まえれば、少なくとも1994年までは教員養成学部と教育省との間に信頼関係が生じていたとは考えにくい。そのため、両者の間に Hilde のいう「相互的な信頼関係」が醸成されたのは1990年代後半頃から2000年代初頭までの間ということになる。その期間に起きていた教員養成を取り巻く重要な出来事の一つとして、TRN による研究活動が挙げられる。直接的な因果関係は不明だが、TRN において教師教育者は全国規模の研究集会や出版活動、国際的な共同研究や教師教育実践を指揮しており、その実践がフィンランドの教育省や外務省、国会議員に周知されたことで、教育省が教師教育者を重要な政治的アクターとして認識するきっかけになったのではないかと考えられる。また、そのことが Vokke Project を設立する際、教員養成学部が最前線に立って議論を主導する形での政策形成プロセスの採用につながったのではないかと推測する。

教師教育者が Vokke Project の主導権を握ったことは、現場レベルの他のアクターにも影響を与えたと考えられる。このプロジェクトでは学生組織、大学、教育省の代表者など立場の異なる関係者が広く議論に参加した。当然、立場の異なるアクター間で意見対立が生じ、その調整を行わなければならない場面があっただろうと思われる。そのような場面で教員養成の現場の実態を心得ている教師教育者が意見調整を行ったことで、今日まで20年以上正当性を維持し続けているガイドラインを3年間という短い期間で作成することが可能だったのではないかと考える。

¹⁸ これは著者自身による仮説であり、その真偽については二次資料では明らかにされていない。

終章

本論文では、フィンランドにおける「リサーチベース」の教師モデルに対する関係者間での合意がどのように形成されたのかについて二次資料をもとに分析してきた。具体的には、①「リサーチベース」の教師モデルに対する合意が形成されたのはいつなのか、②1970年代に修士レベルの教員養成が実現して以降、どのようなプロセスを経て合意を形成したのか、③フィンランドにおいてその時期に合意形成が可能だったのはなぜか、という三つの問いを立て、それらの検証を試みた。

①「リサーチベース」の教師モデルに対する合意が形成された時期については、第2章第4節で、全ての教員養成学部が「リサーチベース」の原則に合意した2004年時点であることを示した。

②「リサーチベース」の教師モデルに対する合意が形成されるまでのプロセスについては、第2章第1節から第4節において、1970年代に修士レベルの教員養成が制度化されたものの、実際に研究志向の教員養成が行われるようになったのは1990年代になってからであり、「リサーチベース」の原則が確立したのは2000年代であることを明らかにした。また、2000年代にはボローニャ・プロセスの影響により教員養成分野で学位改革プロジェクトが設置され、その政策形成プロセスにおいて「リサーチベース」の原則に対する教員養成学部間での全国的な合意形成が実現したことも明らかにした。しかし、全国の教員養成学部がどのような議論を経て「リサーチベース」の原則に対する合意を実現したのか、またヨーロッパ連合特定問題検討委員会とフィンランド教員養成学部の会議体のどちらが先に「リサーチベース」の原則を発表したのかについては資料へのアクセスの関係上、本論文では明らかにすることができなかった。ヨーロッパ連合特定問題検討委員会が先に「リサーチベース」の原則を公表していた場合、その内容がフィンランド教員養成学部による議論に影響を与えた可能性が高いが、その影響についても本論文では検証することができなかった。

③フィンランドにおいて2000年代に合意形成が可能だった要因については、二次資料から1990年代に始まった TRN の活動と2000年代に実施された Vokke Project がフィンランドの教師モデルの発展に大きな影響を与えたと考えられるため、第3章ではこれらに焦点を当てた仮説を示した。本研究では一次資料を入手することが困難であったため、本論文で提示した仮説の真偽については今後の研究で検証していきたい。

補論 「リサーチベース」の教師モデルに対する受容の実態

本論文では、フィンランド教員養成のなかで「リサーチベース」の教師モデルが多く、学生、教師教育者、現職教師に支持され、受容される教師像となっていることを前提として、いつ、どのようにして「リサーチベース」の教師モデルへの合意が形成されたのかを論じてきた。しかし、そもそもフィンランドの教員養成関係者の間で「リサーチベース」の教師モデルに対してどの程度合意が形成されているのかについては検証してこなかった。「合意」の実態について明らかにすることは本論文の趣旨からは少し離れるが、本来「合意」と言う場合には誰に・どの程度合意されているのかについて論じる必要がある。そのため、最後に補論という形でフィンランドにおける「リサーチベース」の教師モデルに対する合意の実態について整理する。

補論では、「リサーチベース」の原則がフィンランドの教員養成関係者の間でどの程度支持・受容されているのかについて実証的な調査を行っている研究をとり上げる。これらの研究結果からは、細かなカリキュラム設計や授業の質については批判的な意見もあるものの、現時点では「リサーチベース」の原則が示す枠組みそのものについては関係者の間でおおむね合意が得られているという結論になっている。

Jyrhämä らの研究では、教員養成学部の学生の「リサーチベース」の原則に対する評価について調査を

行っている。フィンランドでは有能な教員の人数が足りず公式の教員資格を持っていない人を雇わざるを得ない状況になっており、そうした人々に向けてマルチモード (multi mode) の教員養成課程¹⁹が開設されている。ここで取り上げている研究はマルチモードの教員養成課程に所属している学生を対象としたウェブサーベイ調査であり、調査対象者の多くが幼稚園教員であるか、既に他の分野で大学教育を受けており、全員が教員養成課程入学以前に教師として働いていた。この調査では160人の学生（回答者は113人）を対象としており、教員養成課程の中で履修する各科目においてリサーチベースの手法が実現されていることは重要であるかを問う質問項目を設定し、7件法で回答させている。それぞれのアンケート項目は、例えば「修士論文のゼミでリサーチベースの手法が実現されていることは重要である」といった記述になっており、重要だと思う人は7に近い値を、重要だと思わない人は1に近い値を選択することになっている。調査結果から、最も「リサーチベースの手法が実現されていることが重要である」と考えられている科目は修士論文、学士論文、各論文指導のゼミ、教育学理論の講義であり、次に教育学の文献講読や最終的教育実習が続いている (Jyrhämä et al., 2008 : 5-6,8-9)。

同じ研究プロジェクトの中で教師教育者に対しても同様のアンケート調査が実施されており、教師教育者は、学士・修士論文の執筆やそのためのゼミ活動が、最も「リサーチベースの手法が実現されていることが重要である」と考えており、次に研究方法の科目が続く。Toom らは、この調査で回答の平均値が最も低かった質問項目が「初等教員の資格は修士号以下の学位で取得されるべきである」だったことから、ほとんどの教師教育者が修士レベルの初等教員養成に賛同していると結論付けている。一方で、同項目の内容について40%近い教員が完全には同意していなかったことも示されている。調査全体の結論としては、各項目の平均値が4.82-6.97の範囲に収まっていることから、「リサーチベース」の原則は教師教育者の間で高い評価を受けているとされている (Toom et al., 2008 : 5-7)。

ただし、上述したように Jyrhämä, Toom らによるアンケート調査の各項目はカリキュラムごとにリサーチベースの手法が実現されていることが重要かどうかを問う記述になっている。そのため、修士論文執筆や研究方法の学習、教育学の文献講読などの科目で評価が高くなるのは、リサーチベースの教員養成を評価しているということだけでなく、その科目が本来研究的な内容であることも含まれると考えられる。項目ごとの平均値については上記を加味したうえで結果を捉える必要がある。

Koski らは現職教師が教育の科学・研究・理論 (ESRT) の意味を実際の職務の中でどのように経験しているのかについて実証的な研究を行っている。この研究では7つの総合学校の25人のクラス担任教員に対して半構造化インタビューを行っている。調査対象者は年齢や教育経験は多様だが、少なくとも1年以上は教師として働いている。Koski らは現職教師の ESRT の意味付けを「幅広い (broad)」、「道具的 (instrumental)」、「弱い (weak)」の3つのカテゴリーに分類している。それぞれのカテゴリーに9人、12人、4人の調査対象者が分類されている。一つ目のカテゴリーでは、教師は ESRT によって批判的思考力、情報と事実を区別する能力、教育における因果の影響を理解する能力を身に付けられるため、一般的に役に立つものだと考えられていた。二つ目のカテゴリーでは、教育研究や理論に精通することの意義は、特定の教育状況において教師は何をすべきかといった具体的な課題に対する対応方法や解決策を知ることだと考えられている。調査の中で現職教師は教育研究の価値を個々の教師や生徒のニーズにどのように役立つかという観点で述べていた。また、なかには教育理論を実践の中で活用することに難しさを感じている教員もいたが、教師

¹⁹ マルチモードの教員養成課程では「リサーチベース」などの基本的な原則は通常の教員養成課程と同様であるが、このプログラムに在籍する学生は大学で教員養成課程を履修している間に学校で教師として働くことになっている。公式の教員資格は持っていないが、教員養成課程に入学する前から教師として学校で働いている人を対象としており、その仕事を続けながら教員養成課程で学習できるカリキュラムとなっている (Kynäslähti et al., 2006)。

教育の初期段階で様々な教育理論に精通していることの重要性は認識されていた。三つ目のカテゴリーでは、ESRT はほとんど、もしくは全く教師としての仕事に役立っていないと考えられており、教育理論は過度の単純化もしくは単なる常識とみなされている。しかしこの回答をした教員は普段は研究に対して非常に積極的であり、教育学以外の学術分野では最新の研究を追跡し、実践の参考にしてしていると述べている。Koski らは、この教員の ESRT に対する否定的な態度は教員養成課程における経験に基づいているのではないかと推測している。実際、数人の教員が教育実習中に役に立った教育理論はなかったと回答している。そのため、教員養成課程で理論と実践がつながる場面を経験していないことが ESRT に対する否定的な態度に繋がっているのではないかと結論づけている。調査結果全体を見ると、8割以上の現職教師が ESRT は学校での職務において役に立つと考えていることが明らかになっている。一方で、ESRT の意味を2004年に発表された「リサーチベースの原則」の中で示されていたようなものとして経験している教師は3割程度である。ESRT が教育現場で役に立つと考えている教師の中でも、実際に自分たちの指導の中で実践できる新しい教育方法を生み出すもの、特定の状況にどう対処すればよいかを教えてくれるものといったように ESRT を道具的に捉えている教師が多い (Koski et al., 2023 837-841)。

また、同調査では現職教師による研究活動の実態も明らかになっている。実際には現職教師のほとんどが新聞、OAJ (Teacher's Trade Union) の雑誌、朝のテレビ放送から教育に関する知識を得ている状況であり、調査対象者のうち数人が特別支援教員の資格を取得するなどの目的で大学の講義に参加していた。また、ESRT の意味を幅広く理解している調査対象者 ('board' に含まれる9人) のなかでは4人だけが教育に関連する論文を読んでおり、専門的な学術文献を定期的に読んでいる人はほとんどいなかった。最新の教育研究を把握できていない理由として最も多く挙がっていたのは時間がないことであり、業務日は予定が詰まっていて忙しい、絶えず業務量が増加しているなどの回答があった。もう一つの要因として学術文献へのアクセスの問題が挙がっていた。重要な教育研究の文献をどこで探し始めればよいか分からないと回答した教師もいた。フィンランドの教師たちは大学時代に修士論文の執筆に取り組んでいることを考えれば、この結果はリサーチベースの教師モデルが目指す教師の在り方と現職教師の実態に少し乖離があることが読み取れる。ただし、フィンランドの教員養成が実態としても研究志向に転換したのは1990年代以降であるため、調査を受けた教師の年代によってはフィンランド教員養成がまだ実践志向から抜け出せていなかった時期に教員養成プログラムを受けていた可能性がある。しかし、ほとんどの調査対象者は現在の学校の労働環境が教師の積極的な研究への参加を妨げていると指摘している。それに付随して、教師に最新の研究を追跡し、研究プロジェクトに参加することを期待するならば、労働時間にそうした活動を組み込むか、給与に反映させるべきだという回答も多かった。また、ほぼ全員が、現職教師と研究者はもっと協働すべきであり、それによって教師は最新の教育研究の知見を入手することができ、研究者は実際の学校の状況から示唆を得ることができるだろうと考えていた。フィンランドの教師はしばしば現職研修に参加しているが、インタビューでは研修がリサーチベースであるという回答はほとんどなかった (Koski et al., 2023 : 841-843)。

Koski らの研究では、全員ではないが教育学の研究知見を参照し、実践に反映させる教師もいることが明らかになっており、「リサーチベース」の教師モデルは単なる政治的合意ではないことが示唆されている。一方で、実際に学校現場で「リサーチベース」の教師を実践するためには、教師の業務量や給与水準、学術的研究へのアクセスなど様々な課題があることがわかった。

アボーアカデミー大学では、Gunilla Eklund が学生の「リサーチベース」の原則に対する考え方について調査を実施している。調査対象者はアボーアカデミー大学教員養成学部で量的研究方法と分析 (4ECTS) という応用的な研究方法の講義に参加している学生75人であり、講義の最後に、教員養成課程で研究方法の講義を履修し、論文を書くことに対する自身の考えをエッセイという形で提出するように求められる。この

調査では学生が書いたエッセイの内容をキーワードで分類し、研究方法の学習と論文の執筆に肯定的な文章と否定的な文章がどの程度あったかを分析している。結果として、肯定的な態度が多かった（185センテンス）のに対し、否定的な態度を示すものもある程度見られた（48センテンス）。肯定的な評価には、研究方法を学習し、科学的な論文を執筆することで教育学の特定のテーマに関する知識を深めることができるという意見が多くあった（34）。また、理論と実践の両方を教員養成課程の中で同時に学習することが教職の専門職性（professionalism）を高める上で重要だという考えも示されていた（29）。一方で、否定的な評価としては研究的な学習と教師の専門性のつながりが弱すぎるという意見が最も多く挙がっており（28）、研究方法の学習や論文執筆は将来の初等教員としての仕事に必要なではないという考えが示されていた。この調査では、教師の専門性・専門職性と研究的な学習とのつながりについては肯定的な意見（29）も否定的な意見（28）も同じ程度見られた。他にも、教員養成課程において研究方法と論文執筆の占める割合が多すぎるという意見が挙げられていた（13）。このような見解を示した学生の中には、教員養成課程のなかで研究方法の学習に時間を割くことが教育実習などの他の学習に時間をかけることよりも有用なのか疑問に感じている学生もいた。しかし、全体としては肯定的な意見が多く、教育学に関する深い知識や研究を実行する能力を身に付けることができる点、教師としての高い地位や専門職性を得られる点が特に学生に評価されていた（Eklund, 2014 : 569-574）。

日本人研究者としては、隼瀬が「リサーチベース」の教員養成に対する現職教員の受容の実態についてアンケート調査を実施している。隼瀬はヘルシンキ大学、ユヴァスキュラ大学の各附属校と公立学校の現職教員を対象に、「教員養成における学習について」、「教師としての仕事の取り組み方」、「専門性開発と研究への志向性」、「同僚と校内研修」、「教師の専門性について」の5つのカテゴリーに分けて質問項目を設定し、6件法により回答を得ている。「教員養成における学習について」のカテゴリーでは、教員養成課程で学習したカリキュラムが現在の仕事に役に立っているかどうかを質問している。隼瀬は調査結果について「強くそう思う」（6）から「そう思わない」（1）までの回答を「思う」「思わない」で二分して分析を行っている。教育学、教科教育の学習については役に立っていると回答している教員が7割以上であり、教育実習に関しては9割以上の教員が役に立っていると感じている。一方で、質的研究方法、量的研究方法の学習についてはそれぞれ6割、7割の教員が役に立っていないと感じている。修士論文の執筆に関しては5割程度の教員が役に立っていると感じている一方で、学士論文の執筆が役に立っていると感じている教員は3割程度しかない（隼瀬, 2016 : 72-75）。

隼瀬が行った調査の結果は、特に修士論文・学士論文の執筆や研究方法の学習に対する評価において Jyrhämä らによる調査結果とは多少異なる。しかし、7割の教員が教育学の学習について、5割の教員が修士論文の執筆について教職の業務に役立っていると感じている状況から、「リサーチベース」の教員養成が現職教師にもある程度支持されていると言える。また、質的研究方法、量的研究方法の学習が業務に役に立っているかに関する質問項目の最頻値はどちらも3（1～6のうち）である²⁰。そのため、大別すれば研究方法の学習が役に立っていないと感じている教員の割合は多いが、一方で曖昧な態度を取っている教員も多いことがわかる。

同研究では、修士論文の執筆や研究方法の学習の有用性と学校種との関係についての分析も行われている。修士論文執筆に関しては大学附属校の現職教員は役立ったと回答する傾向にあるが、公立学校の現職教員の回答は割れている。また研究方法の学習については大学附属校の教員は役立ったと回答する傾向が若干みられるが、公立学校の教員は役立っていないと回答している人が圧倒的に多い（隼瀬, 2016 : 77）。こうし

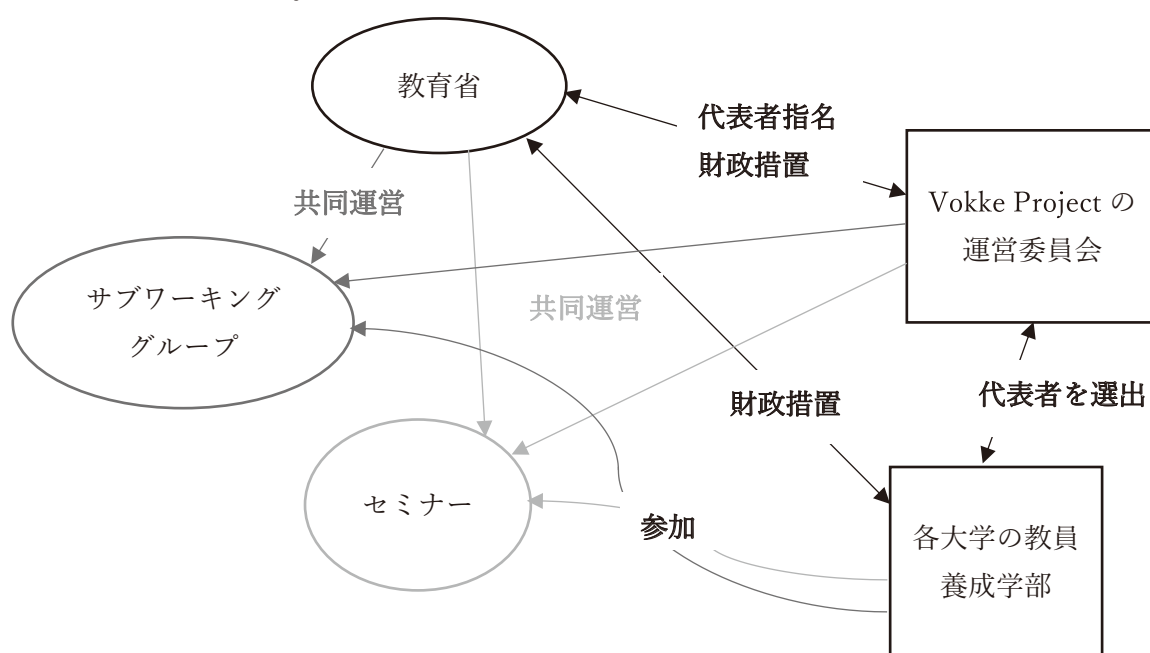
²⁰ 隼瀬, 悠里. 2016. "フィンランドにおける教員養成の高度化に関する研究." p.74 表5-2から筆者が算出。

た結果の違いには、大学と大学附属の実習校との密接な関係が影響している可能性があると考えられている。逆に言えば、大学と公立学校が密接にコミュニケーションをとり、協働体制を築いていくことが今後のフィンランドの課題と言えるかもしれない。

表 1 1960年代から2010年代までのフィンランドと近隣地域における教師を取り巻く出来事に関する年表

年表	教育行政	教員養成学部	学校	国内情勢	国外情勢
1960年	・総合制学校改革	・初等教員の基礎資格は学士、中等教員は修士	・初等学校、中等学校分離		
1970年	・教師教育法 (1971) 教員養成の総合大学への移行 (-1973) ・高等教育改革 (1977-1980) 新大学法 (1979) 学士の廃止 ・教員養成コアカリキュラム (-1980年代)	・初等中等教員の基礎資格を修士号で統一 (-1979) ・実践志向の教員養成 教師教育者の多くが修士号の学位 ・厳格な教員養成コアカリキュラム (~1980年代)			
1980年		・理論学習と実践教育の分離 ・実習校・教員養成学部・他学部の連携が不十分 ・ELMAプロジェクト (1988-1995) : 理論・研究・実践のためのカリキュラム開発			・鎖国政策 輸入制限、移民の受け入れ制限、通貨規制 ・軍事的非同盟 (冷戦下)
1990年	・地方分権化 (1989-) 教育課程、教育評価の権限を学校・自治体に委譲 総額予算制の導入 (1993-) 学区制の廃止 ・教員養成カリキュラムの規制緩和 ・教員養成評価 教員養成開発委員会1989、教育省1993-1994	・研究者教師ネットワーク (1994-) 教員養成批判の高まり ・研究志向への転換	・新自由主義的原理の導入 (競争、顧客主義、教育選択) ・地方分権化 学校ベースの教育課程作成 校長の権限強化、教員の多忙化 教育費支出の削減→学校の統廃合、教員の解雇	・経済不況→高い失業率 ・計画経済から市場経済へ ・NPM的行政改革	・ソ連崩壊 (1991) ・EU加盟 (1995)
2000年	・Vokke Project (2003-2006)	・リサーチベースの原則への合意 (2004) ・教員養成ガイドラインの策定 (2006) ・研究志向→リサーチベースに発展 ほとんどの教師教育者が博士の学位を保有		・予算削減は2002年まで継続 ・各分野での学位改革	・ガローニャ・プロセス (1999-2010) European Union Focus Group : リサーチベースの原則と同等の内容を発表 Special European expert group : カリキュラム開発のための教員学ガイドラインを発表
2010年以降	・TEDP2016-2021, 2022-2026				

図1 教育省と Vokke Project による全国ネットワーク



参考文献

- 赤星晋作, 2019, 「アメリカにおける「教職基準」(Teaching Standards)の策定とその運用」『アメリカ教育研究』29: 1-14.
- 伊東治己, 2016, 「フィンランドにおける小学校英語担当教員の養成制度から学べること—教科ジェネラリストの育成—」『四国英語教育学会紀要』36: 1-16.
- 植田みどり, 2018, 「第1章 イギリス (イングランド)」『諸外国の教員養成における教員の資質・能力スタンダード』, 国立教育政策研究所.
- 大野栄三, 2013, 「ヘルシンキ大学の教科担任教員養成課程と博士課程」『北海道大学教職課程年報』3: 17-24.
- 川村光, 2023, 「教職課程コアカリキュラム言説に関する考察」『研究紀要』1-16.
- 佐藤学, 2011, 「教師教育の国際動向＝専門職化と高度化をめぐる」『日本教師教育学会年報』20: 47-54.
- 佐藤学, 2013, 「大学・大学院における教師教育の意義」『日本教師教育学会年報』22: 8-15.
- 中央教育審議会, 2012, 「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について (答申)」.
- 中央教育審議会, 2015, 「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について～学び合い、高め合う教員育成コミュニティの構築に向けて～ (答申)」.
- Jakku-Sihvonen, R., & Niemi, H. (Eds.), 2006, *Research-based teacher education in Finland-reflections by Finnish teacher educators*, Kasvatusalan tutkimuksia:25, Finnish Educational Research Association. (関隆晴・二文字理明, 2008, 『フィンランドの先生 学力世界一のひみつ』, 桜井書店.)
- 隼瀬悠里, 2010a, 「フィンランドにおける「研究に基礎を置く」教員養成の考察」『日本教師教育学会年報』19: 123-132.
- 隼瀬悠里, 2010b, 「ペルッティ・カンサネンの教師の教育学的思考論に関する一考察」『京都大学大学院教育学研究科紀要』56: 85-96.
- 隼瀬悠里, 2011, 「現代フィンランド教員養成の起源」『京都大学大学院教育学研究科紀要』57: 615-625.
- 隼瀬悠里, 2014, 「フィンランドにおける「実践研究者としての教師」養成に関する考察」『福井大学教育地域科学部紀要』249-261.
- 隼瀬悠里, 2016, 「フィンランドにおける教員養成の高度化に関する研究」.
- 藤井恵子, 2016, 「フィンランドにおける音楽科教員に求められる資質・能力に関する研究」『音楽教育学』46: 13-24.
- 松本健一・隼瀬悠里, 2013, 「教員養成政策の高度化と教師教育の自律性」『日本教師教育学会年報』22: 24-31.
- 三石初雄, 2020, 「専門職課程における「研究能力」育成とアカデミズム」『日本教師教育学会年報』29: 22-32.
- 森山茂樹, 2007, 「大学における教員養成: その理念の変質と今後の課題」『東京家政大学研究紀要1 人文社会科学』47: 45-54.
- 文部科学省, 2017, 『教職課程コアカリキュラム』, 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会.
- 渡邊あや, 2018, 「第4章 フィンランド」『諸外国の教員養成における教員の資質・能力スタンダード』国立教育政策研究所.
- Eklund, Gunilla, 2014, "A research-based teacher education in Finland—a dilemma for the students," *Psychology Research* 4.
- Jakku-Sihvonen, Ritva, Tissari, Varpu, Ots, Aivar, et al, 2011, "Teacher Education Curricula after the Bologna Process: A Comparative Analysis of Written Curricula in Finland and Estonia," *Scandinavian Journal of Educational Research* 56.
- Jyrhämä, Riitta, Kynäslahti, Heikki, Krokfors, Leena, et al, 2008, "The appreciation and realisation of research-based teacher education: Finnish students experiences of teacher education," *European Journal of Teacher Education* 31(1).
- Kansanen, Pertti, 2003, "Teacher education in Finland: Current models and new developments," In B. Moon, L. Vlăsceanu, & C. Barrows eds., *Institutional approaches to teacher education within higher education in Europe: Current models and new developments*, Bucharest: Unesco – Cepes, 85-108.
- Koski, Anna, Puustinen, Mikko, Sääntti, Janne, et al, 2023, "Exploring the research-based approach of academic classroom teachers in Finland," *Teachers and Teaching* 29:833-849.
- Kynäslahti, Heikki, Kansanen, Pertti, Jyrhämä, Riitta, et al, 2006, "The multimode programme as a variation of research-based teacher education," *Teaching and Teacher Education* 22:246-256.
- Lavonen, Jari, 2016, "Educating professional teachers through the master's level teacher education program in Finland," *Bordon* 68:51-68.
- Niemi, Hannele, and Jakku-Sihvonen, Ritva, 2006, "In the front of the Bologna process—Thirty years of research-based teacher education in Finland."
- Niemi, Hannele, 2011, "Educating student teachers to become high quality professionals—A Finnish case," *CEPS Journal* 1.

- Niemi, Hannele, 2016, "Academic and practical: Research-based teacher education in Finland," *Do universities have a role in the education and training of teachers*:19–33.
- Rinne, Risto, Kivirauma, Joel, and Simola, Hannu. 2010. "Shoots of revisionist 1 education policy or just slow readjustment? The Finnish case of educational reconstruction," *Journal of Education Policy* 17.
- Säntti, Janne, Puustinen, Mikko, and Salminen, Jari, 2017, "Theory and practice in Finnish teacher education: a rhetorical analysis of changing values from the 1960s to the present day," *Teachers and Teaching* 24.
- Säntti, Janne, and Salminen, Jari, 2015, "Development of teacher education in Finland 1945–2015," *Hungarian educational research journal* 5: 1–18.
- Toom, Auli, Krokfors, Leena, Kynäslähti, Heikki, et al, 2008, "Exploring the essential characteristics of research-based teacher education from the viewpoint of teacher educators."
- Wang, Afdal, Hilde, 2012, "Policy making processes with respect to teacher education in Finland and Norway," *Higher Education* 65.
- Westbury, Ian, Hansén, Sven-Erik, Kansanen, Pertti, Björkvist, Ole, 2005, "Teacher Education for Research-based Practice in Expanded Roles: Finland's experience," *Scandinavian Journal of Educational Research* 49(5):475–485.

中心市街地における大型空き店舗の
再活用過程に関する研究
——青森県弘前市を事例に——

森 遼太

【目 次】

はじめに	77
第1章 なぜ大型空き店舗を再活用するのか	78
1.1 研究動機	78
1.2 研究目的	78
1.3 再活用の意義	79
1.4 本稿の構成	80
1.5 調査手法	80
1.6 大型店とは	80
第2章 大型店撤退の歴史的背景と現状	82
2.1 大店法による出店規制の時代 <「撤退」前史>	82
2.1.1 大店法の施行	82
2.1.2 大店法改正と規制強化	82
2.2 規制緩和から大店立地法へ——法律がもたらす「撤退」	83
2.2.1 大店法の規制緩和	83
2.2.2 大店立地法への転換とまちづくり3法	84
2.2.3 まちづくり3法の効果	84
2.2.4 まちづくり3法の改正	85
2.3 バブル崩壊に伴う大型店再編——経済がもたらす「撤退」	86
2.3.1 バブル期の経営判断が招いた経営破綻	86
2.3.2 百貨店の大量閉店時代	87
2.4 大型店撤退の全国的概況	87
2.5 大型店の撤退による地域への影響	88
第3章 大型空き店舗の再活用と再生手法のトレンド	90
3.1 再活用の現状と自治体の対応	90
3.1.1 大型店の業態と再活用の傾向	90
3.1.2 地方圏の傾向	90
3.1.3 自治体の対応	91
3.2 再生手法のトレンドーダウンサイジング型再生ー	92
3.2.1 併存型	92
3.2.2 減築型	93
3.3 再活用時の課題	94

第4章 事例研究——ダイエー弘前店（ジョッパル）	96
4.1 地域の概要	96
4.1.1 弘前市の概要	96
4.1.2 弘前市の人口動態	97
4.1.3 弘前市の中心市街地像	99
4.1.4 弘前商圈	102
4.1.5 弘前市内の大型店の動向	104
4.2 出店・撤退経緯	106
4.3 撤退から運営会社破産へ	107
4.4 再活用のプロセス	108
第5章 事例の分析	112
5.1 参入事業者	112
5.1.1 参入テナントの不足	112
5.1.2 館の運営事業者の不在	113
5.2 建物の構造・老朽化	114
5.2.1 建物の老朽化・設備破損	114
5.2.2 構造上の問題	114
5.3 複雑な権利関係	116
5.3.1 権利関係の変遷	116
5.3.2 共有化・所有と使用の分離	117
5.4 高額な家賃・地代	119
5.5 事業採算性	120
5.5.1 破産の役割	120
5.5.2 併存型再生による来館動機が多様化	120
5.6 財源の調達	121
5.6.1 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金	121
5.6.2 自治体による公金支出	122
5.7 結論	123
5.7.1 旧ジョッパルの再活用を阻害する要因	123
5.7.2 課題の解決手法	124
5.7.3 事例からの示唆	125
終わりに	128
参考文献	129

はじめに

小売業界の再編が激化して久しい。中でも百貨店や総合スーパーは近年の消費動向の変化や郊外型ショッピングセンターとの競争に対応できず、地方圏を中心に撤退が相次いできた。中心市街地の空洞化も同様に深刻化する中で、百貨店や総合スーパーの巨大な空き店舗は「衰退の象徴」とみなされ、再活用に向けた模索が各都市で続けられている。一方で、再活用には幾多の困難が伴い、中心市街地の顔として効果的に活用できたケースは少ない。本稿では、地方圏の都市における大型店撤退後の大型空き店舗問題について具体的事例に即しながら論じ、円滑な再活用を妨げる要因とその解決の糸口について検討していく。

第1章 なぜ大型空き店舗を再活用するのか

——問題の所在と分析の視角——

1.1 研究動機

2000年代以降、地方圏を中心に中心市街地の空き店舗の解消が課題となっているが、その中でも大型空き店舗の活用は最も困難を極める課題の1つといえる。2021年に破産した山形県酒田市の百貨店「マリーン5清水屋」の跡地売却問題（山形放送 2024.04.22）や、2020年に運営会社が破産した福岡県北九州市の駅前型ショッピングセンター「メイト黒崎」の放置問題（西日本新聞 2022.09.02）など、“動かせない”状態となった大型空き店舗は日本各地に生じている。

こうした問題は、百貨店大手「そごう」の経営破綻や総合スーパー大手「ダイエー」の産業再生機構入りなどに伴う店舗網再編の影響を受けた2000年代初頭には既に顕在化していた。しかし近年においても、総合スーパー大手「イトーヨーカ堂」の北海道・東北・信越地方撤退（日本経済新聞 2024.02.10）が報じられるなど、とりわけ地方圏において百貨店や総合スーパーは引き続き苦境に喘いでおり、今後も新たな閉鎖店舗が生じる限り大型空き店舗の跡地利用が地域課題として浮上する可能性がある。そのため、大型空き店舗の解消を円滑ならしめる方法を模索したいと考え、本研究を行うこととした。

1.2 研究目的

大型店撤退後の大型空き店舗問題は、全国の地方圏の都市の多くが共有する課題である。浅野純一郎（2002）は、北陸甲信越地方の68の自治体の商業担当部局にアンケート調査を行い、中心市街地に大規模商業施設を抱える都市の72.9%が閉店・郊外移転問題を有していることを指摘した。さらに箸本健二（2021c）は、1995年時点で20,000人以上の人口を有していた市町村（特別区・政令指定都市を除く）を対象に調査を行い、有効回答を得た629自治体のうち45.3%にあたる285自治体が大型店の撤退経験を有していることを明らかにした。このように、大型空き店舗問題に関する量的調査については様々な先行研究で実施されており、全国的な概況を見て取れる。一方、質的調査を伴う個別事例の研究については、山梨県甲府市の「甲府西武」と「ダイエー甲府店」の跡地利用にいたるプロセスを明らかにした小林敏樹・水口俊典（2003）や、広島県福山市の「福山そごう」と愛知県豊田市の「豊田そごう」の跡地利用にいたるプロセスを政治地理学的観点から明らかにした中条健実（2007）、そして長崎県諫早市の「諫早サティ」跡地の減築型再生のプロセスを明らかにした箸本（2021c）の研究があげられる。大型空き店舗問題は、とりわけ地理学の分野において2000年代初頭前後から注目されるようになり、研究が旺盛になされてきた。

ただし、先行研究で取り上げられてきた事例は、「諫早サティ」の事例を除いてすべて自治体主導による再生事例である。「諫早サティ」の事例も、減築という比較的高コストな手法を採用している。人口減少・都市縮退の時代を見据えた場合、自治体の財政状況や地域経済の景況は今後いつその厳しさを増すものと見られ、自治体に大きな財政的負担を求めるこれまでのような再生手法は限界にいたるものと考えられる。

したがって本稿は、先行事例の研究により、再活用過程で生じる困難やそれに対する有効な解決手法などの知見を提供することを目的とする。知見の提供を通じて、将来的には省コストかつ民間活力を生かした再活用モデルの提起を目指す。

1.3 再活用の意義

大型空き店舗については、再活用ではなく解体を唱える向きもあろう。例えば、躯体や諸設備が耐用年数を超過している場合や、耐震性に難がある場合は、解体して新たな施設に建て替えた方が資産価値の向上や長期的な利用を期待できる。しかし、すべての大型空き店舗において建て替えが望ましいとは必ずしもいえないのではないのか。本稿では空き店舗の再活用過程に着目することから、「そもそも再活用をする意義は何か？」という観点から、3つの理由をあげておきたい。

第一に、イニシャル・コストを抑制しながら再生を行える点があげられる。今日の日本では高コスト・高リスクの事業投資を行える経済的余力が残されていない都市も多数存在する。その景況に鑑みれば、大型空き店舗は解体・新築よりも再活用の方が現実的な手段といえるのではないのか。

第二に、衰退した中心市街地の再活性化の拠点になりうる点である。大型空き店舗の再活用は、その活用方法によって、周辺地域の都市機能を活性化させたり、あるいは衰退させたりするインパクトを持つ。若杉優貴（2013）が総合スーパーの旧アスティ日向寿屋（宮崎県日向市）と旧都城寿屋百貨店（宮崎県都城市）の撤退後の活用事例を対象に行った調査によれば、跡地がディスカウントストアに転用された日向市の事例では周辺商店街の商業機能が一定程度維持されたのに対し、跡地がオフィスビルに転用された都城市の事例では周辺商店街が飲食店・オフィス中心に変容した（若杉 2013）。また、若杉（2021）による大分県中津市の事例研究では、大型空き店舗が空き店舗のまま経過した場合、周辺商店街の空き店舗率が上昇することが明らかにされた（若杉 2021）。このように、大型空き店舗を残置、あるいは除却して空地や駐車場にすることは中心市街地の衰退に拍車をかける結果に繋がる恐れがある。限られた事業主体や財源を中心市街地の活性化に効果的に使うためには、既存のストックである大型空き店舗の再活用が、その活用方法も含めて鍵を握ることになるといえよう。付言すれば、ただ使えばよいというのではなく、大型空き店舗が立地する市街地の都市計画マスタープランや立地適正化計画なども考慮し、面的なまちづくりの視点から活用方法を検討することが求められているのである。

そして第三に、持続可能なまちづくりの一助となる点をあげたい。今日、持続可能性への配慮は、都市政策の領域においても、自治体を含むすべての組織の社会的責任といっても過言ではない。

例えば、環境負荷の軽減という側面から考えてみる。建物の解体においては、大量の産業廃棄物、煤塵の発生は避けられない。環境省の統計（環境省 2024）によれば、2022（令和4）年度の全産業廃棄物約370,218,000tのうち、建設業から排出されたものは約80,179,000t（21.7%）であり、業種別に見ると「電気・ガス・熱供給・水道業」、「農業、林業」に次いで3番目に多い。建設業から排出された産業廃棄物のうち、がれき類は約58,828,000t——73.4%を占める。がれき類の2022年度の全排出量約61,682,000tのうちでは、建設業由来のものは95.4%にも及ぶことになる。加えて、新築においても新たな建築資材を大量に調達し、消費する。つまり、建物の解体・新築は、どうしても環境への負荷が比較的大きい事業となってしまう。むやみなスクラップ・アンド・ビルドを前提としたまちづくりは遅かれ早かれ限界に達するだろう。したがって、建物の長寿命化を図り、その用途も柔軟に変えてゆきながら、同じ建物をなるべく長く使い続けていくことが求められるのである。

都市機能の維持という観点からは、中心市街地への居住誘導の文脈で、大型空き店舗の再活用に活路を見出せる。今後、人口減少がさらに進行するにしたがって、自治体の隅々まで広がる道路、上下水道、電気、ガス、公共施設などのインフラストラクチャーのすべてを修繕・管理することは、財政および人的資源の問題から難しくなっていく。それにもかかわらず、矢作弘（2005）によれば、日本の人口集中地区¹（DID）面

¹ 人口集中地区（DID）：「1）人口密度が1平方キロメートル当たり4,000人以上の基本単位区等が市区町村の境域内で互いに隣接して、2）それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に5,000人以上を有する」（総務省統計局 1996）地区のこと。

積は1970年から2000年にかけて2倍に拡大し、そのペースはDID人口の増加率を上回っているという。すなわち、実質的な市街地であるDIDの人口密度は徐々に低下しているにもかかわらず、拡大を続けているということである（矢作 2005:16）。ゆえに近年は「立地適正化」「コンパクトシティ」の名の下に、一定の範囲内に居住を誘導し、広がりすぎた郊外部の居住地为を畳む政策が取り組まれるようになった。中心市街地に居住の誘導を行う場合には、そのための条件整備として、就労、消費、公共サービス提供などの場の充実は不可欠である。それらを入居させるストックとしても、大型空き店舗の活用価値が見出せよう。

1.4 本稿の構成

第1章では、問題の所在と分析の視角を説明し、「なぜ大型空き店舗を再活用する必要があるのか」という根本的な問いへの解を明らかにする。

第2章では、かつて全国を中心市街地に遍く存在した大型店が、なぜ撤退し、郊外に転出したのか、法改正と社会経済の変動の2つの軸に沿って論じる。また、近年の大型店撤退に関する全国的な概況と、それに伴う影響についても触れる。

第3章では、今日の大型空き店舗の再活用に関する全国的な概況を論じた上で、箸本（2021c）が提唱した「ダウンサイジング型再生」を紹介する。さらに、大型空き店舗の再活用を阻害する一般的な要因について説明し、後章の事例分析の枠組みとする。

第4章では、青森県弘前市にかつて存在したダイエー弘前店（ジョッパル）の大型空き店舗の再活用事例について、撤退・破産の経緯と、再活用プロセスを追う。

第5章では、第3章で取り上げた再活用の阻害要因に照らして、弘前市の事例がどのような問題を抱え、どのように解決を見たか、分析を行う。さらに、本事例から得られた示唆をもとに、今後の大型空き店舗の再活用の円滑ならしめるための知見を導出する。

1.5 調査手法

本稿第4章、第5章の事例研究では、撤退・破産から再活用にいたるまでの経緯を明らかにするために、文献調査およびインタビュー調査を実施した。

文献調査には、当該ビルの再開発事業を担当したコンサルタント会社「株式会社和敬」東京支社・景山浩氏による特集記事が掲載された業界誌『再開発コーディネーター』（再開発コーディネーター協会）、かつてのビル運営会社である「株式会社弘前再開発ビル」社長（当時）・對馬宏制氏のダイエー撤退後のインタビュー記事が掲載された『日経ビジネス』（日経BP）、朝日新聞各種記事、そして弘前市議会議事録を用いた。

インタビュー調査は、第1回調査を2024（令和6）年9月25日に、株式会社マイタウンひろさき本社において、同社長・大中廣氏、および同専務・齋藤裕紀氏の協力の下実施した。また、第2回調査を同年12月9日に、Web会議サービス・Zoom上において、齋藤裕紀氏の協力の下実施した。なお齋藤氏は元弘前市職員であり、旧ジョッパルの再活用事業に市の立場から参画した経緯を持つ。

1.6 大型店とは

本論に入る前に、分析対象とする「大型店」の定義について明らかにしておきたい。最も基本的な定義方

法のひとつが、店舗面積による定義である。2000（平成12）年より現在まで施行されている大規模小売店舗立地法（以下、「大店立地法」と記す。）では、一の建物において1,000㎡以上の店舗面積を有する店舗を「大規模小売店舗」と定めている。また、1974（昭和49）年から2000（平成12）年まで施行されていた「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律（通称大規模小売店舗法、以下「大店法」と記す。）」では、1992（平成4）年の改正前までは店舗面積1,500㎡以上（特別区・政令指定都市は3,000㎡以上）、改正後は3,000㎡以上（同6,000㎡以上）を「第一種大規模小売店舗」、500㎡以上を「第二種大規模小売店舗」と定めていた。先行研究では大型店の定義として大店法の「第一種大規模小売店舗」を用いる場合が多く、例えば浅野（2002）は92年改正大店法の店舗面積3,000㎡以上、箸本（2021c）は改正前大店法の1,500㎡以上を大型店の定義としている。本稿では第3章第1節において箸本（2021c）の先行研究をもとに大型空き店舗の全国的な概況を説明することから、箸本（2021c）の定義と同様に、改正前大店法の「第一種大規模小売店舗」にあたる店舗面積1,500㎡以上の店舗を「大型店」と位置付ける。

これに加えて、本稿が分析対象とする大型店は、主に地方圏の都市の中心市街地に立地する多層階型の店舗を指していることを予めお断りしておく。業態としては、百貨店と総合スーパーを主眼に置く。これは、地方都市において空きビル化する大型店跡地の多くが、元は百貨店あるいは総合スーパーをキータナントとした複合施設であることに起因する。

第2章 大型店撤退の歴史的背景と現状

2.1 大店法による出店規制の時代 <「撤退」前史>

2.1.1 大店法の施行

日本の大型店政策は、長らく中小小売業者と大型店との利害調整に焦点が当てられてきた。大型店は、その資本の大きさから中小小売業の経営を圧迫する恐れがある。そのため、法規制を通じて大型店の出店活動を調整することで、中小小売業の経営環境を保護するのである。

1974（昭和49）年に施行された大店法は、昭和初期の百貨店法（第一次）、戦後の百貨店法（第二次）の流れを汲む、最も代表的な大型店政策の法律といえよう。この法律は、中小小売業者の事業活動の機会確保を目的としており、事業者に対して店舗面積1,500㎡以上（特別区・政令指定都市は3,000㎡以上）の大型店を出店する際の届け出を義務付ける。届け出られた店舗は、店舗面積、開店日、閉店時刻、休業日の「調整4項目」について、大規模小売店舗審議会（以下、「大店審」と記す。）の意見に基づき、通産大臣によって審査・調整が行われる。また、届け出の内容は出店予定地の商工会議所・商工会にも通達され、大店審は商工会議所・商工会からの意見も聞きながら答申を出すことになる。

2.1.2 大店法改正と規制強化

大店法施行後も大型店の出店の勢いは緩まず、大店法の基準面積をわずかに下回る“準大型店”の出店や、地方中小都市、都市郊外への出店も増加した。中小小売業者からなる全国団体はさらなる大型店出店規制の強化を要求するようになり、各地方自治体の中には独自の規制条例・要綱を制定する自治体も現れるようになった（鈴木 1993:200）。

これを受けて、1979（昭和54）年に改正大店法が施行された。改正大店法では、基準面積の引き下げと大規模小売店舗の種分けが行われ、1,500㎡以上（同3,000㎡以上）が「第一種大規模小売店舗」、500㎡以上が「第二種大規模小売店舗」と定められた。前者は引き続き通産大臣が審査を行い、後者については都道府県知事が審査を行う。また、大店法改正に伴って、商業活動調整協議会（以下、「商調協」と記す。）が省令で明文化された。商調協は学識経験者、消費者代表、事業者代表からなり、商工会議所・商工会が意見集約を図る際に諮問し調整協議を行う組織とされている。林雅樹（2010）によれば、商調協は大店法改正前より通達レベルで開催が指導されていたものの、大店法には記載がなかった。商調協の審議を円滑化するため、事業者は「日本的根回しの一種」（林 2010:82）として、大店法の届け出に先んじて地元小売業者と交渉を行うようになり、調整プロセスは次第に長期化するようになった（林 2010:81-82）。加えて、1982（昭和57）年には通商産業省から、大型店が相当数存在する地域および小規模自治体への出店自粛の要請や、大手百貨店10社を対象とした年間出店数の一律1店舗制限、大手スーパー10社を対象とした届け出面積の総量規制などが行われた。

1980年代半ばは、大型店の出店規制が最も厳しい時期となり、大型店の新規出店は困難を極めた。したがって、大型店を展開する大手小売業各社は、ローカル・チェーンの買収および合併を通じて地方圏に店舗網を拡大したり、既存店の改装や業態転換を通じて多様化する消費者の需要への対応を図ったりするなど（安倉 2021:47）、新規出店とは異なる拡大戦略を中心に展開し、さらなる成長を図った。

2.2 規制緩和から大店立地法へ——法律がもたらす「撤退」

2.2.1 大店法の規制緩和

大店法は事実上、中小小売業者の保護政策であるが、その実効性は乏しかった。日本の小売商店数は1982（昭和57）年に約172万店を記録したが、1985（昭和60）年商業統計で約163万店となり、大型店の出店規制が最も厳しい時期であるにもかかわらず初めて大幅に減少したのである（渡辺 2014:23）。また、大店法に関して権限が中央官庁に過度に集中している点も、国内の批判を呼んだ。さらに米国から、日米間の貿易不均衡問題に関連し、大店法の出店規制が非関税障壁になっている²との批判がなされた（安倉 2021:62-63）。米国の主張には懐疑的な意見も存在したが、大店法の話は1989（平成元）年から開催された日米構造協議でも俎上に載せられ、米国から規制緩和の要求がなされる中で、次第に「日米構造協議のシンボル」（鈴木 1993:206）となっていった。大店法は、内圧・外圧に押される形で、規制緩和の方向へ舵を切ることとなった。

大店法の規制緩和は3段階に分けて行われた。第1段階は、1990（平成2）年より実施された大店法の運用適正化である。内容としては出店調整期間の1年半以内への短縮や、出店調整処理手続きの適正化³、地方自治体独自の過剰な出店規制の是正要求などが含まれた（鈴木 1993:208）。

第2段階は、1992（平成4）年施行の改正大店法である。ここでは、①第一種大規模小売店舗の基準面積の1,500㎡以上（特別区・政令指定都市は3,000㎡以上）から3,000㎡以上（同6,000㎡以上）への引き上げ、②大店審の参考意見聴取対象に学識経験者を加える、③自治体の独自規制に「大店法の趣旨を尊重する」旨の枠をはめることがなされた。さらに通産省商務流通審議官発出の諸通達等により、①出店調整の処理期間を届け出から1年以内に制限、②「出店表明」と「事前説明」の廃止、③商調協の廃止、④大店審の拡充が追加された（鈴木 1993:209）。商調協は調整プロセスの長期化を招く要因の1つとなった機関であり、この廃止は大店法の規制緩和の中でも特に争点化した問題の1つである。

そして第3段階は、1994（平成6）年の大店法運用の再見直しである。ここでは、①第二種大規模小売店舗のうち店舗面積1,000㎡未満の店舗の出店の原則自由化、②閉店時刻および休業日数に関する届け出基準の緩和、③店舗面積500㎡以下の中小テナントの調整不要化が盛り込まれた（安倉 2021:64）。

安倉良二（2021）によれば、80年代に毎年400～800件程度だった大店法の届け出件数は、90年代以降1,500件から2,000件以上に増加しており、同時期の大店法の運用緩和が大型店の出店を容易にさせたことが指摘できるという（安倉 2021:64-65）。一方、広井良典（2019）は、1992（平成4）年施行の大店法改正による規制緩和とタイミングを同じくして、大手流通グループのイオンが最初の大規模モールを1992（平成4）年に青森県に、1993（平成5）年に秋田県にそれぞれ出店した点に着眼し、「この時期から地方都市の中心部は完全に空洞化していった」（広井 2019:118）ことを指摘する。また、山川充夫（2004）はイオン（旧ジャスコ）の事例をもとに、大型店が売上の回復を試みる場合、増床や業態転換の次の追加投資として、店舗の郊外移転を伴う増床を選択する傾向を明らかにしている（山川 2004:81）。大店法の規制緩和は、大型店のスクラップ・アンド・ビルドを容易ならしめ、従来大型店が立地していた中心市街地の商業活力の低下を招来する一因となっていったのである。

² 大型店は相対的に輸入品を多く扱うため、その大型店に出店規制をかけることによって米国企業の商品の輸入が阻害されるとの理屈である。ただし日米共に大店法と輸入品の多寡との関連性については否定的な意見も存在した（鈴木 1993:206-207）。

³ これまでは出店自粛が要請されていた自治体における届け出の受理が一部制限されていたが、今後はすべて受理することとなった。また、大店審の審議内容の公開や、出店の合意を得るために根回し的に行われていた事前説明の適正化（出店計画の内容説明という本来の役割に戻す）も含まれていた（鈴木 1993:208）。

2.2.2 大店立地法への転換とまちづくり3法

従来の大店法が、中小小売業者の事業機会の保護を目的とし、大型店と中小小売業者との間の利害調整に終始してきたことは前述の通りである。しかし1990年代以降の大店法に基づく出店審査過程では、これまでの大店法では想定されていなかった、大型店がもたらす社会的諸問題——騒音問題、交通渋滞、廃棄物問題、青少年の非行など——についての指摘も増え始めた。渡辺達朗（2014）はこの変化を「負の外部性をいかに抑制するかをめぐる対立への変化」（渡辺 2014:49）と表現する。大型店と中小小売業者との経営的対立よりも、大型店そのものの外部不経済が関心を集める中で、既存の大店法は有効な規制手段を有していなかった。大店法の廃止に代わって施行されたのが、大店立地法である。

2000（平成12）年施行の大店立地法は、施設の配置および運営方法について周辺的生活環境の保持への配慮を求めることを基本趣旨としており（渡辺 2014:61）、大店法の趣旨とは一線を画す。この法律では、店舗面積1,000㎡超の大規模小売店舗を出店する事業者に対し、都道府県および政令指定都市へ届け出を行い、審査を受けることを定めている。事業者は、経済産業大臣が定めた「出店者が配慮すべき事項」の指針に基づく審査を受け、指針にしたがって対応する必要がある。なお、この指針には、駐車場需要の充足や騒音の発生、廃棄物等の保管施設の容量などについて、具体的な数値基準が示されている（荒木 2007:216）。また、都道府県および政令指定都市は、出店自治体の地域住民、地域事業者、商工会議所・商工会などから寄せられる意見も聞き、意見表明を行える⁴。もちろん、出店事業者はこの意見に対しても対応策を講じなければならない。

また、大店立地法に先行して1998（平成10）年には中心市街地活性化法（以下、「中活法」と記す。）および改正都市計画法が施行された。これら3法は、大店法の規制緩和により衰退が見られていた従来の中心市街地の再生を促す政策として期待され、通称「まちづくり3法」と呼ばれた。まず、中心市街地活性化法によるまちづくりでは、市町村が中心市街地のビジョンとなる「基本計画」を、事業推進の受け皿となる商工会議所や商工会などが「TMO 構想」をそれぞれ策定する。さらに事業の推進母体である「TMO (Town Management Organization) : タウン・マネジメント機関」を設立し、TMO が中心市街地の具体的な事業計画やスケジュールなどを策定しながら、各省庁の組織横断的な支援・助成を受けつつ総合的な中心市街地活性化事業を進めていく（浜田 2005:18-19）。また、改正都市計画法では、用途地域に重ねて土地利用上の用途制限の強化または緩和を行う「特別用途地区」について、11種類の既定のメニューから選ぶ従来の方式から、市町村が地域実態に即して任意に設定できる方式に改められた（荒木 2007:216-218）。

すなわち、まちづくり3法の建付けとしては、中活法で中心市街地の活性化を図りつつ、改正都市計画法による特別用途地区の指定をもって大型店の出店地域を誘導し、出店する大型店に対しては大店立地法の審査を通じて外部不経済を抑制することが期待されたのである。

2.2.3 まちづくり3法の効果

ところが、まちづくり3法の施行後も、中心市街地の社会経済的活力の向上について目立った改善は見られず、中心市街地の空洞化と大型店の郊外進出はよりいっそう進行した。

その一因としては「中心市街地活性化法が中心市街地の再生をめざす諸施策を提示する一方で、都市計画法は郊外に大型商業施設を容認する用途地域を数多く設けており、結果的に大型店の急速な郊外進出が中心市街地の地盤沈下を決定づけた」（箸本 2021a:7-8）ことが指摘されている。具体的な“抜け道”とし

⁴ 2000（平成12）年6月1日から2005（平成17）年9月末までの間に、実際に都道府県から意見が出されたケースは限られており（新設届出3,156件中281件、変更届出9,525件中181件）、中でも勧告に至ったものは1件のみである。その内容は交通や騒音に関する事項が9割近くを占め、まちづくり等に踏み込んだ議論はほとんどなされなかった（渡辺 2014:67）。

ては、例えば「準工業地域」⁵のような規制の弱い用途地域があげられる。すなわち、まちづくり3法の内部には、中心市街地の再生を支援する一方で、郊外への大型店の出店を許す“抜け道”も存在しており、前者の効果を後者が相殺してしまうという矛盾を孕んでいたのである。

また、そもそも特別用途地区の指定自体が、各自治体で期待されたほど進められなかったことも、まちづくり3法の実効性が低下した要因のひとつである。渡辺（2014）は特別用途地区の指定がはかどらない理由について、①特別用途地区の指定が可能とされる「市街化区域」の面積自体が少ない⁶こと、②特別用途地区指定に関する地域のコンセンサス形成が煩雑であること⁷などをあげる（渡辺 2014:69-71）。加えて荒木俊之（2007）は、自治体が雇用機会の創出や税収等の確保を大型店に期待する場合、その誘致が困難になるような規制強化をはばかることも指摘する（荒木 2007:222-223）。さらに、1つの自治体が特別用途地区を指定したとしても、隣接する自治体も同一の歩調をとらなければ、実効性のある立地制限にはならないことも問題となる（渡辺 2014:71）。このような事情が相まって、大型店の出店地域の規制・誘導は消極的なものとどまった。

そのうえ、大店立地法にも大型店の郊外立地を促す“副作用”が存在した。渡辺（2014）は、大店立地法の指針に含まれる「駐車場等の基準」が郊外よりも都市中心部で厳しく設定されていること、指針の基準を満たさない既存店舗が存在すること、改修・増床をしても指針の基準を満たすことが困難な店舗が存在することをあげ、これらが事業者为中心市街地の大型店の建て替えや新規出店を忌避させ、閉鎖や郊外出店を促している可能性を指摘する（渡辺 2014:67-68）。一般的に中心市街地は、郊外に比べて地代が高額であるため、増床に際して基準を満たすだけの駐車場を増設するには、相応のコストが生じる。中心市街地で大店立地法の定める基準を満たす店舗を新設・改築するよりも、郊外の広い土地を安価に取得して移転した方が合理的であると判断されれば、中心市街地の既存店は閉鎖に追い込まれる。

このようにまちづくり3法は機能不全を起こし、当初の期待とは裏腹に、90年代の大店法の規制緩和以来続いてきた大型店の郊外出店と中心市街地の商業活力の低下の傾向を、より確実なものにしてしまった。

2.2.4 まちづくり3法の改正

このような不備を受けて、2006年から2007年にかけて中心市街地活性化法と都市計画法の改正が行われた。当改正では、政策目標として「コンパクトなまちづくり」が掲げられ（箸本 2021a:8）、中心市街地活性化法において支援措置の大幅な拡充などがなされた。また、都市計画法では、床面積10,000㎡以上の店舗や映画館、アミューズメント施設などの「大規模集客施設」の出店が、用途地域上の近隣商業地域、商業地域、準工業地域⁸のみに絞られるなどの出店規制の強化がなされた（荒木 2007:225-226）。出店規制に関する周辺自治体との整合性の問題に対応する策としては、「広域調整」が取り入れられた。広域調整では、任意の自治体が用途地域を変更する際、都道府県知事が用途地域変更の影響を受けうる周辺自治体から意見を聴取できる（荒木 2007:226）。さらに、市街化調整区域で認められていた「計画的な大規模開発」についても、当改正以降は原則不可能となった。

⁵ 準工業地域に建てられない建築物は、「ソーブランド・モードスタジオ等」、「工場（危険性が大きいまたは著しく環境を悪化させる恐れがある）」、「危険物の処理・貯蔵施設、量が多い施設」の3種類のみである。裏を返せば、大型店開発や住宅開発などほとんどの開発は可能である。

⁶ 1998（平成10）年当時、「市街化区域」の面積は全国土の約3.7%に過ぎなかった。また、特別用途地区指定は原則不可能ながら許可があれば可能となる「市街化調整区域」の面積も約10%であり、それ以外はすべて都市計画区域外であった（渡辺 2014:69-70）。

⁷ 特別用途地区への指定は、その土地の不動産価格に影響を及ぼすため、個人の利害関係の問題に発展しやすい（渡辺 2014:71）。

⁸ 「地方都市では、準工業地域において大規模集客施設の立地を抑制する特別用途地区を指定することが、中心市街地活性化法の基本計画の認定を受けるための条件とされる」（荒木 2007:226）

2.3 バブル崩壊に伴う大型店再編——経済がもたらす「撤退」

本章第1節および第2節では、法律による大型店の出店規制の変化がもたらした大型店の郊外立地・移転の展開を見てきた。その一方で1990年代から2000年代初頭は、バブル経済の崩壊による大型店の経営悪化、撤退・廃業が相次いだ時期でもある。本節では経済的要因による大型店の「撤退」について論じる。

2.3.1 バブル期の経営判断が招いた経営破綻

1990（平成2）年のバブル経済崩壊は、大型店の趨勢に多大な影響を与えた。それは個人消費の低迷による売上減少という側面にも表れたが、大型店の「勝ち組」「負け組」を分かつのにより強く作用した要素は、「土地神話」と呼ばれた際限なき地価の上昇が一転して下落に転じたことであろう。

天野秀彦（2004）によれば、一般的に大型店が立地する大都市や地方都市の中心市街地は、その他の地域に比べて非常に地価が高い。そのうえ、大型店それ自身が高い集客効果を有するため、地価を著しく高める働きを持つ。この地価上昇率を生かして、保有する不動産の資産価値の上昇によって得られる利得（キャピタルゲイン）の獲得を見越した経営戦略をとる小売企業が現れたという（天野 2004:101）。すなわち、店舗網を拡大する際、既存店舗の底地を中心とする不動産を担保に、金融機関から借入金を調達し、新規店舗に投資するというスキームを採用した企業である。

このスキームを採用した代表的な総合スーパーは、ダイエーやマイカル（旧・ニチイ）、西友などがあげられる。百貨店では、そごうが該当するだろう。これらの大手企業は、1960年代から70年代の高度経済成長期、あるいは1980年代後半から90年代前半のバブル経済期に店舗網を拡大し、個人消費の伸びも手伝って急成長を遂げた。特にバブル経済期は地価急騰により、大都市に持つ既存店舗の土地の含み益が非常に大きなものとなっていた。これらの企業は金融機関からの借り入れを通じて、容易に資金を調達し、地価が安く人口が急増していた大都市郊外地域への進出を活発化させた（天野 2004:103）。1989（平成元）年にマイカル（当時ニチイ）が横浜市中区に開業した大型ショッピングセンター「マイカル本牧」や、1991（平成3）年にダイエーが横浜市金沢区に開業した百貨店「金沢八景プランタン」、1992（平成4）年にそごうが千葉県茂原市に開業した「茂原そごう」などは、代表的な事例である。この時期の投資は、消費者のニーズの多様化に応えるため、経営多角化や新業態の開発にも振り向けられた。その様は「消費者追従型戦略」（向山 2009:87）と形容されるように、変わりゆく消費者ニーズをひたすらに追いかける様相を呈していたのである。

しかし、1990（平成2）年のバブル経済崩壊以降、地価は大幅な下落を見せた。1995（平成7）年には、1990（平成2）年に比べて東京圏の商業地は50%以上、大阪圏の商業地は60%以上も下落し、小売各社が所有していた不動産の担保価値は急落した（天野 2004:104）。先述した店舗網拡大のスキームは、地価が恒久的に上昇を続けるという「土地神話」を前提としていたため、地価が下落に転じた途端に成り立たなくなった。

90年代後半には、個人消費の減少や専門店業態の台頭により、本業の売上が前年度割れをするようになった。また、中心市街地に立地する既存店舗も、その小規模性から競争力を失っており、設備投資をしても資産価値を回復することができなくなっていた（天野 2004:105）。そして、バブル期の過剰投資や経営の多角化が招いた多額の有利子負債が、各企業の財務構造を悪化させていった。

2000年代初頭に入ると、既存店舗の土地の含み益を活用するスキームを用いて過剰な拡大路線をとってきた小売各社が次々に経営破綻をした。例えば、2000（平成12）年に大手百貨店のそごうが、2001（平成13）年には大手流通グループのマイカル、準大手総合スーパーの長崎屋、九州に地盤を持つ総合スーパ

一の壽屋が、それぞれ経営破綻している。そして、総合スーパー最大手であったダイエーも経営に行き詰まり、2004（平成16）年に産業再生機構の支援を受け、経営再建を目指すことになった。これに伴い、不採算店舗を整理する動きが各社で見られ、全国の中心市街地で大型店の撤退が相次いだ。

なお、同じく総合スーパーでも、バブル経済期に過剰な拡大路線を選択しなかったイトーヨーカ堂やイオン（旧・ジャスコ）は、バブル経済崩壊後も比較的安定した財務構造を維持した。90年代中頃には、バブル経済期と比べて建設コストや不動産取得費用などの固定費が安く、しかも借入金・社債の金利が低下していたことから、両社は本店法の規制緩和という機会を大いに活用して積極的な新規出店を推進できた（天野 2004:107）。バブル経済期の選択が、その後の明暗を分けたのである。

2.3.2 百貨店の大量閉店時代

加えて、同時期は百貨店の閉鎖も多く見られた。中条（2007）によれば、百貨店の閉鎖は、高い比率を占める正社員の配置転換を必要とすることや、企業イメージを著しく低下させることから、長らく業界でタブー視されてきたという。しかし、1999（平成11）年に東急百貨店日本橋店が閉鎖されたことを契機に、業界の認識は変化した（中条 2007:184）。2001（平成13）年には秋田県大館市の「正札竹村」が自己破産し、2004（平成16）年には福岡県大牟田市の「松屋」が破産、2006（平成18）年には北海道釧路市の「丸井今井釧路店」が閉鎖されるなど、地方圏や郊外を中心に百貨店の閉鎖が相次いだ。

百貨店の不調は、先述したそごうのような過剰投資による有利子負債の増大を原因とするものもあるし、総合スーパーと同じくバブル経済崩壊後の個人消費の低迷や専門店業態の台頭も要因といえる。とりわけ個人消費の低迷は、高額商品を取りそろえる百貨店にとっては由々しき事態である。さらに「今日の百貨店が顧客の求める商品やサービスを提供していない」（岩間 2004:19）点を問題視する指摘もあるように、百貨店は業態としての需要すら徐々に失いつつあるのが実情である。

2.4 大型店撤退の全国的概況

近年の大型店撤退の全国的な概況については、第1章第2節でも触れた箸本（2021c）の調査を参照したい。箸本は2012（平成24）年に、1995（平成7）年時点で20,000人以上の人口を有していた自治体のうち特別区・政令指定都市を除く849の自治体⁹を対象に、1995（平成7）年から2011（平成23）年の期間における中心市街地からの大型店¹⁰撤退事例の有無、撤退した業態、撤退跡地の現況等についてアンケート調査を実施した。これによれば、有効回答を得た629自治体のうち、45.3%にあたる285自治体が大型店の撤退経験を持ち、撤退数はのべ474店舗であった。「もともと中心市街地に大型店が存在しない」と回答した64自治体を除外すると、中心市街地からの大型店撤退を経験した自治体の割合は50.4%にのぼった（箸本 2021c:82）。

次に、大型空き店舗の地域的特徴を見ていく。箸本（2021b）ら¹¹は2014（平成26）年に、1995（平成7）年時点で20,000人を超える人口を有していた自治体のうち特別区・政令指定都市を除く847市町を対象に、空き不動産の現状に関するアンケート調査を実施し、553市町（65.3%）から有効回答を得た（箸本 2021b:17-18）。この調査では、回答を得た自治体を、その都道府県によって「三大都市圏都市¹²」と「地

⁹ 1995年以降に合併が行われた場合は、合併後の自治体を対象とする。

¹⁰ 旧本店法の第一種大規模小売店舗に相当する売場面積1,500㎡以上の店舗を「大型店」と定義する。

¹¹ 「本調査は、箸本健二、武者忠彦、佐藤正志、駒木伸比古、菊池慶之、久木元美琴の6名が2014年に実施した」（箸本 2021b:17）

¹² 「三大都市圏都市は、首都圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、茨城県、栃木県、群馬県）、中京圏（静岡県、愛知県、岐阜県、三重県）、近畿圏（大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県、兵庫県）の17都府県に含まれる市町」（箸本 2021b:18）

方都市¹³」に区分する。空き不動産のカテゴリーは「空きビル」「空き店舗」「空き公共施設」の3種である。なお、本稿が対象とする総合スーパーや百貨店などの撤退後の大型空き店舗は、この調査では「空きビル」に該当するが、このカテゴリーの中にはオフィスビルや雑居ビルなども含まれるため、以下ではこの点に留意しながら調査結果を確認していきたい。

調査結果によれば、10年前（2004年）と比べて空きビルが「増加している」「やや増加している」と回答した自治体は、計262市町（47.4%）であった。人口10万人以上の自治体に限れば、三大都市圏都市110市町のうち42市町（38.2%）が、地方都市65市町のうち38市町（58.5%）が空きビルの増加をあげており、地方都市の方が割合として約20ポイント大きい。著本はこの点について「中心市街地における採算性が地方都市で悪化していることの証左といえる」（著本 2021b:20）と指摘する。

また、空きビルの増加要因に関する質問（複数回答）では、空きビルの増加をあげた自治体262市町のうち、「核店舗の倒産・撤退・郊外移転」をあげた自治体は143市町（55%）存在した。地域別では、三大都市圏都市が129市町中71市町（55%）、地方都市が133市町中72市町（54%）であり、大型店の撤退自体は地域を問わず全国的に見られることが伺える。しかし、空きビルの利活用をめぐる阻害要因に関する質問（複数回答）では、あげられた上位5項目ですべて地方都市の割合が三大都市圏都市の割合を上回っている（著本 2021b:24-25）。地方圏の大型空き店舗の方が再活用時の課題が多岐にわたり、問題が複雑化・深刻化しやすいことの表れといえよう。これについては第3章第1節第2項で後述する。

2.5 大型店の撤退による地域への影響

大型店の撤退と空き店舗化が中心市街地や自治体にもたらす影響は多岐にわたる。先の著本（2021b）らのアンケート調査においては、空きビル・空き店舗・空き公共施設の増加が中心市街地に与える影響に関する質問（複数回答）も含まれている。この回答結果では、三大都市圏都市、地方都市のいずれにおいても、「通行量の減少」「一体性・回遊性の低下」「消費の郊外・他自治体への流出」「商店・飲食店など路面店の減少」が上位4項目を占めた。地域により順番は前後するが、上位3項目の回答割合はいずれも回答自治体の60%を超えており（著本 2021b:21-22）、どの都市においても概ね共通する影響として認識されていることがわかる。それ以降の項目は、「税収の減少」「雇用の減少・雇用問題の発生」「地価の下落」「治安の悪化」の順に続き、この順番は三大都市圏都市も地方都市も同じである（著本 2021b:22）。

それでは、中心市街地からの大型店の撤退に特有の影響はどのようなものがあるだろうか。井上芳恵・中山徹（2003）は、熊本県人吉市の中心商店街周辺の3町と、郊外大型店周辺の3町の2地区の住民を対象にアンケート調査を実施した。その回答結果によると、中心商店街からの大型店の撤退によってとりわけ大きな影響を被るのは、中心商店街周辺に居住し、買物時の交通手段として主に徒歩や自転車を利用していた高齢世代であるという。また、中心市街地の大型店撤退後は、中心商店街の利用が減少し、郊外や市外の大型店に買物場所が移動する傾向が生じた。さらに自由記述では、特に高齢世代に、外出の機会の減少や、撤退大型店が交流・いこいの場であったなどの意見が見られた（井上・中山 2003:580）。この調査は、中心市街地からの大型店の撤退が、撤退そのものに加えて商店街の客離れを起こし、近隣に住む高齢世代の購買利便性を下げるのみならず、高齢世代の外出機会や交流機会を損なう可能性を提示している。大型店の撤退について検討する際には、それが持つ福祉的な役割にも目を向ける必要があることを示唆する先行研究といえる。

¹³「地方都市は、三大都市圏以外の30道県に含まれる市町」（著本 2021b:18）

また、大型店の撤退は、その大型店が立地していた商店街・中心市街地にも影響を及ぼす。第1章第3節で紹介した若杉（2021）による大分県中津市の調査では、大型店の撤退後に建物の再活用がなされなかった場合、建物の周辺に空き店舗が増加し、中心商業地としての機能を喪失する実態が明らかにされている（若杉 2021）。大型店の撤退がその周辺商業地への客足を遠のかせることは先の井上・中山（2003）の研究でも指摘されているが、その先には空き不動産の増加という現象も展望される。このことから、改めて大型空き店舗の再活用の必要性が認識できよう。

第3章 大型空き店舗の再活用と再生手法のトレンド

大型店が撤退しても、速やかに同じ業態のテナントが入居すれば、大型空き店舗問題が顕在化することはない。現に小面積の店舗では、居抜き出店¹⁴が当たり前のように行われている¹⁵（中条 2007）。問題は、事業採算性が低く、私企業間での転用がなされない場合に生じる。第3章からは、本稿の主テーマである大型店撤退後の大型空き店舗の再活用問題を検討していく。

3.1 再活用の現状と自治体の対応

3.1.1 大型店の業態と再活用の傾向

まずは、大型空き店舗の再活用の全国的な概況について、先述した箸本（2021c）の調査をもとに見ていく。当調査は、撤退した大型店の元の業態が、その後の再活用のされやすさや方針に影響を及ぼすことを示唆している。具体的には、大型店撤退後に同一業態の誘致に成功した事例は特に百貨店と総合スーパーで低く、それぞれ6.0%（133店舗中8店舗）、7.1%（240店舗中17店舗）にとどまっている点を指摘できる。これらは食品スーパーの37.9%（29店舗中11店舗）、専門店ビルで32.7%（49店舗中16店舗）と比べると著しく低い値である。箸本は食品スーパーと専門店ビルが比較的高値を示した理由に、「食品スーパーは商品回転率が高く、中心市街地でも売場生産性を維持しやすいこと、専門店ビルはテナントの入れ替えが容易であること」（箸本 2021c:83）をあげている。そもそも、食品スーパーおよび専門店ビルは撤退事例の絶対数が比較的少ない点を見ても、相対的に“撤退しにくい”業態といえる。

続いて、同一業態へ転換されなかったケースの概況を見ていく。「公共機関・公共施設」や「オフィス・集合住宅」といった非商業的用途に転換された事例は、百貨店で42.8%（133店舗中57店舗）、総合スーパーで38.0%（240店舗中91店舗）、食品スーパーで31.0%（29店舗中9店舗）、専門店ビルで22.4%（49店舗中11店舗）となっており、こちらは百貨店・総合スーパーの方が割合の大きい傾向にある。さらに「空き店舗」や「空き地・駐車場」といった手つかずのケースは、百貨店で34.6%（133店舗中46店舗）、総合スーパーで42.5%（240店舗中102店舗）、食品スーパーで31.0%（29店舗中9店舗）、専門店ビルで38.8%（49店舗中19店舗）となっており、4業態の中でも総合スーパーが突出して多い傾向にある。

これらの知見をまとめると、大型空き店舗の中でも殊に元百貨店および元総合スーパーの店舗においては、同一業態のテナントを誘致できたケースは非常に少なく、非商業的用途に転換するか、空きビルのまま残置、あるいは解体して空き地・駐車場にするケースが7割以上を占める厳しい現実が浮かび上がる。業態の違いにより再活用の状況に差が生じている事実は、長引く消費不況の中で百貨店や総合スーパーという業態そのものの品揃えや価格帯、サービスなどが消費者のニーズとミスマッチを起こしてしまった（渡辺 2001:279）という指摘を如実に反映したものであるといえよう。

3.1.2 地方圏の傾向

また、大型空き店舗問題は地方圏において、より深刻化する傾向にある。渡辺（2001）は、商工総合研究所の調査研究プロジェクトの一環で、全国の2,238の商店街振興組合と、市と東京特別区をあわせた692

¹⁴ 居抜き出店：建物はそのままだに異なる事業者が入居すること

¹⁵ 「大店法から大店立地法への転換によって、中に入る事業者が交代しても売場面積が増加しなければ、行政への手続きが大幅に簡略化でき、書類作成の手間など、企業の負担が軽くなったからである」（中条 2007:179-180）

自治体の両方を対象に、中心商店街からの大型店撤退に関する郵送アンケート調査を実施した¹⁶。その結果、自らの景況を「停滞」ないし「衰退」と評価する商店街を多く抱える地方中小都市ほど、中心商店街から大型店等が撤退する事例が多く、その跡地の再利用も進んでいないことが明らかになった（渡辺 2001:282-283）。

さらに、第2章第4節に紹介した箸本（2021b）らによる全国847市町を対象とした調査において、空きビルが「増加している」「やや増加している」と回答した262市町があげた利活用の阻害要因は、上位5項目「適切な参入事業者がない」「建物の老朽化や耐震補強の必要性」「底地や建物の権利者間の合意形成が困難」「中心市街地の高い地代や家賃設定」「再開発を阻む事業採算性の低さ」ですべて地方都市の割合が三大都市圏都市の割合を上回った（箸本 2021b:24-25）。特に2番目に多かった「建物の老朽化や耐震補強の必要性」（三大都市圏都市129市町中27市町 {20.9%}、地方都市133市町中52市町 {39.1%}）は相当額の追加投資を必要とすることから、箸本は「ただでさえ低い事業採算性を一層悪化させるため、市場規模が小さな地方都市ほど対応が困難」（箸本 2021b:25）と指摘している。大型空き店舗問題は商業施設としての経済性や採算性にかかわる問題であるため、事業採算性の面において三大都市圏よりも不利な環境に置かれている地方圏ほど深刻化しやすいのである。

個別事例を見ても、後継テナントの入居に自治体の介入を要した旧福山そごう（広島県福山市）のケース（中条 2007）や、事業者の破産後に建物の売却先が見つからず破産管財人が不動産を放棄した旧黒崎メイト（福岡県北九州市）のケース（西日本新聞 2022）など、地方圏を中心にすなりと再活用が進まなかった事例は枚挙に暇がない。

地方圏で大型空き店舗問題が顕在化する要因としては、大局的には大規模小売店舗の出店規制の緩和や、モータリゼーションの進展、そして「焼畑商業」（矢作 2005:6）とも揶揄される大型店チェーンの経営体質——スクラップ・アンド・ビルドを前提に安普請の大型店を出店し、利益が上がらなくなった既存店は切り捨てる——などによる郊外立地型の大型店の増加があげられる。山川によれば、新規開業した大型店の売上はデモンストレーション効果により最初の一定期間でピークに達し、その後減少局面に入ると追加投資を行わない限り増加には転じないという（山川 2004:70-71）。例えば総合スーパーのジャスコ（現・イオン）の場合、増床や業態転換の次に実行される「追加投資」が、往々にして店舗の郊外移転を伴う増床である（山川 2004:81）ことは、第2章第2節で述べた通りである。大型店の郊外への進出と中心市街地からの撤退は、小売事業者の経営上の合理的判断にしたがってなされるのである。一方で、大型店の撤退は、撤退跡地周辺の商店街のさらなる空洞化や治安・景観の悪化などの外部不経済をもたらす。地代の低い郊外に大型店が新規出店する代わりに、商業施設としての魅力、利便性、採算性が低下した中心市街地の大型店が閉店する。それにより中心市街地は郊外的大型店に顧客を奪われ、ますます衰退する…という負のスパイラルは、地方圏の都市の中心市街地衰退の典型的なナラティブとして広く認識される通りである。

3.1.3 自治体の対応

このように、全国的に大型空き店舗の再活用が困難になる事例が相次いできたものの、多くの自治体は積極的な対応を講じてこなかった。箸本の調査によれば、「家賃補助」や「跡地の買い上げ」など自治体の経済的負担を伴う対応が講じられた撤退事例は全事例の21.7%に過ぎないという（箸本 2021c:84）。自治体が積極的な対応をためらう理由には、箸本があげる財政上の問題、郊外店との競合、複雑な権利関係、キーテナント撤退による吸引力の低下（箸本 2021c:84）に加えて、公金を投じて民間の商業施設を“救済する”

¹⁶ 商店街調査の回答数は794（回収率35.5%）、自治体調査の回答数は402（回収率58.1%）であった。

形となる対応のあり方への理解を得難いことも考えられる。いずれにせよ、先述した旧福山そごうの事例や、後述する旧ダイエー長野店の事例のような積極的な対応は依然として少数派であり、多くの自治体は何もしないか、撤退大型店で働いていた従業員の再就職先の斡旋など場当たりの対応にとどまる場合が多数である。

3.2 再生手法のトレンドーダウンサイジング型再生ー

では、再活用に苦戦を強いられる理由は、どこにあるのか。

まず、大型店の面積が再活用の行方を左右する重要な要素となることは、先行研究から明らかである。中条（2007）によれば、大面積の店舗ほど、購入や賃貸に要する費用が大きく、フロア管理が厄介になるため、閉鎖から再開までの期間が長くなる傾向にあるという（中条 2007:182）。不動産取得・管理コストが上昇すれば、それだけ参画可能な事業主体を制限してしまうため、再開に難儀するのは自然な成り行きといえる。

こうした大型空き店舗は、それが立地する地域の集客力・購買力に比してしばしば過剰な床面積を有しており、広大な売場面積を商業用途で埋めきるには限界がある。したがって、商業床の縮小を通じて空きビルを再生する「ダウンサイジング型再生」（筈本 2021c:80）の手法が採用される場合が多い。筈本の調査で、元百貨店や元総合スーパーの大型空き店舗において非商業的用途に転換されるケースが多数見られるのは、その証左といえよう。

ダウンサイジング型再生は、再生手法に応じて「併存型」と「減築型」の2タイプに分けられる。ここからは、項に分けて説明を行う。

	時間的リスク	経済的リスク	建物の収益性	構造上の課題
① 併存型	低	低	低下	建物によって有り
② 減築型	高	高	上昇	当面回避

【表1】ダウンサイジング型再生「併存型」と「減築型」の特徴（筈本 2021c より筆者作成）

3.2.1 併存型

ダウンサイジング型再生の「併存型」は、商業施設で埋めきれない余剰スペースに公共施設などを入居させて再生を図る手法である（筈本 2021c:81）。建物をそのまま用いてテナントの入れ替えを行う「居抜き出店」の形式を採るため、「減築型」に比べて閉鎖から再開までの時間を短縮でき顧客の逸失や施設の荒廃を最小限に抑えられるほか、新施設の設計・建築にかかわる高いリスクも回避できる。一方、同じ建物を使い続けることから、諸設備の老朽化によりメンテナンスの必要性が生じ、収益性は漸減していく。耐震基準を満たさない場合、不動産価値が低下し、建物を担保とした資金調達に困難が生じる場合もある。また、建物の経営を成立させるためには、消費者にとって魅力のあるテナントを商業床に継続して導入する必要がある。老朽化や耐震基準の未達はその足枷となる可能性がある。したがって筈本は、「利活用の初期費用を抑制し、短期的な施設維持を図る場合」（筈本 2021:98）に併存型のダウンサイジングが奏功すると主張する。

ダウンサイジング型再生「併存型」の一例としては、旧ダイエー長野店の事例をここに紹介する。旧ダイエー長野店は、長野県長野市南長野新田町にかつて存在した地下1階地上8階建ての総合スーパーである。1976（昭和51）年の開店以降、長野そごうやWALKはやしべ、長崎屋長野店等と並び、長らく長野市中心市街地の賑わいを牽引する大型店の1つとして営業してきたが、不採算店舗のリストラクチャリングに伴い

2000（平成12）年12月に撤退した。ダイエー撤退後のビルは、長野市が買収した後、タウン・マネジメント機関（Town Management Organization、以下、「TMO」と記す。）の株式会社まちづくり長野が運営するコンビニエンス・スーパー「TOMATO 食品館」と、子育て支援施設や市民活動支援拠点などの公共施設が入居する複合施設「もんぜんぶら座」として再生され、2003（平成15）年6月にリニューアル・オープンした。当初、地元商店街からは全館を商業施設および公共施設として再生してほしいとの意見が出されたが、TMOのタウンマネージャー（当時）・服部年明氏は「空洞化した街の古い建物を活用して出店する商業者は家賃を無料にしてもいい」（服部 2006:164）「公共施設においても、市民が気軽に便利に活用できる施設が望ましい」（服部 2006:164）と提言し、地下1階から3階までの部分的な再開業にとどめる方針を選択した。食品スーパーは、5,610名の地域住民および就業者から開設の陳情が市に提出される（服部 2006:164）など、買物難民問題が生じる切迫した状況にあったが、出店する業者は現れなかった。したがって、TMOが直営で開設することとなった。現在では、上層階には日本司法支援センター（法テラス長野）や株式会社NTT東日本サービスのコールセンターなどが入居し、地下1階から地上8階まですべてのフロアが活用されるに至っている（長野市都市整備部まちづくり課 2009）。旧ダイエー長野店の事例は、撤退跡地への小売事業者の入居が非現実的であることを事前に見通し、地域住民の需要に対応する最低限の面積・業態まで商業床を縮小させてビルの再生を行った点で、積極的にダウンサイジング型再生「併存型」を実施した好例であろう。

3.2.2 減築型

ダウンサイジング型再生の「減築型」は、旧施設を除却して事業採算性に優れた小規模な建物に改めることで再生を図る手法である（箸本 2021c:81）。「減築型」では、建物自体を適正な規模に縮小し、諸設備の更新も行うため、施設の収益性を高め、老朽化問題も当面は回避できる。しかし減築工事には長期間を要し、その間は営業できないことから、建物周辺の商店街も含めた顧客の逸失を招く可能性がある。社会経済の変動の影響——例えば昨今の建築資材の高騰——を受け、途中で工事計画が行き詰まる可能性も否定できない。また、「併存型」に比べて既存設備の除却や諸設備の更新に高いコストを要するため、事業者はより高い経営上のリスクを背負うことになる。したがって箸本は、「家賃など維持費用を抑制し、長期的な施設利用を目指す場合」（箸本 2021:98）に減築型のダウンサイジングが奏功すると主張する。なお箸本は、既存建物を完全に除却し、商業床を縮小した新しい建物に建て替える“広義の減築”を「減築型」と表現しているが、既存建物の躯体の一部を残して規模を縮小する“狭義の減築”であっても商業床の縮小や耐震性の向上、諸設備のリニューアルは実現できるため、「減築型」の一例とみなしてよいだろう。

ただし、「減築型」の再生手法が採られる事例数は「併存型」に比べて非常に少ない。その理由は「建物の新設に見合うだけの事業機会や事業主体が、現在の中心市街地には少ない」（箸本 2021:98）ためであるとされる。「減築型」の再生はただでさえ高コスト・高リスクな事業となる上、複数の地権者がいる土地・建物の場合は意見の集約や権利調整の必要も生じる。そこまでの負担と手間をかけて「減築型」の再生に取り組めるだけの経済力が残されていない都市も多いのである。

ダウンサイジング型再生「減築型」の一例として、旧大分サティの例がある。旧大分サティは、大分県大分市中央町にかつて存在した地下1階地上8階建ての総合スーパーである。1973（昭和48）年9月に開業し、長崎屋大分店や大分フォーラス、大分パルコ、トキハ等と共に中央町を代表する大型商業施設の一角を担っていたが、2009（平成21）年3月に撤退した。大分サティ撤退後、建物は不動産業などを営む西原パーキングに売却され、地上3階から8階を撤去する大規模な減築工事を実施した後、食品スーパーの「トキハイナグストリー若草公園店」が入居した。浅野祐一（2010）によれば、減築を選択した理由には、耐震性能

の向上が求められていたことや、既存の建物のキャパシティーが過大であることのほかに、法令上の問題があるという。3階建て以上の物販施設の場合、直通階段の構造を避難階段にしなければならないなど建築基準法の制約が生じ、1階あたりの店舗面積の減少や工事費の増加を招く。西原パーキング代表の小橋雅治氏は、「8階建てで建て替えれば、賃料を3倍にしても足りなかっただろう。市民が希望するようなテナントを迎えるには、工事費を抑えて賃料を極力安くしなければならなかった」（浅野 2010:70）と述べる。減築型のダウンサイジング型再生により出店コストを適正な規模に縮小することで、採算性を確保できた事例といえる。

3.3 再活用時の課題

大型空き店舗の再活用には、様々な障壁が存在する。第2章第4節に紹介した箸本（2021b）らによる全国847市町を対象とした調査によれば、空きビルが「増加している」「やや増加している」と回答した262市町が利活用の阻害要因としてあげた上位6項目は、多い順に「適切な参入事業者がない」（84市町、32.1%）、「建物の老朽化や耐震補強の必要性」（79市町、30.2%）、「底地や建物の権利者間の合意形成が困難」（69市町、26.3%）、「中心市街地の高い地代や家賃設定」（51市町、19.5%）、「再開発を阻む事業採算性の低さ」（46市町、17.6%）、「開発をめぐる自治体の財源不足」（40市町、15.3%）となっている（箸本 2021b:24）。建物の老朽化といったハード面の課題も然ることながら、事業採算性や金銭面に関わる課題が上位の多くを占めていることが伺える。

事業採算性やハード面以外の阻害要因として、「底地や建物の権利者間の合意形成が困難」という項目がある。土地建物の権利者が複数名いる場合、合意形成に多大な時間と労力を要することから、それだけで再活用の障壁となり得る。例えば、旧小倉そごう（福岡県北九州市）の事例では、保留床以外の約4割のフロアを所有する地元地権者らが賃料の引き下げに反発したため、後継テナントの誘致に2年以上を要することになった（中条 2007:184）。権利者が複数いるケースは、バブル期以降に各地の自治体で整備された市街地再開発ビルにしばしば見られる。早乙女祐基らの調査によれば、権利者数が多いほどビルの空床が存続しやすい傾向がみられたといい（早乙女ほか 2003:268）、合意形成の難しさが施設の硬直化を招いている可能性が示唆されている。

また、所有者が一名の場合であっても、所有者の経済状況が障壁となることがある。渡辺によれば、所有者が資産家で経済的余裕がある場合、リスクをとって再活用を進めるよりも、固定資産税等の税金を払い続けてでも建物の放置を選択するケースが多い。逆に所有者が経済的に困窮している場合は、取り壊しコストを負担できず凍結状態に陥るという（渡辺 2001:288）。加えて、負担できないのは取り壊しコストだけではなく、税金の場合もある。例えば、旧丸井今井釧路店（北海道釧路市）の事例では、所有者が税金を滞納したまま連絡を絶ち、大型空き店舗がそのまま残置され、荒廃する事態に陥っている（北海道新聞 2022.08.17）。さらに近年では、先述した旧黒崎メイト（福岡県北九州市）の事例（西日本新聞 me 2022.09.02）のように、所有者の経営破綻後に売却先が見つからず、破産管財人が不動産を放棄し、大型空き店舗の所有者が不在となるケースも散見される。このような場合、自治体や近隣住民が大型空き店舗およびその所有者に対して取れる対応は極めて限られており、事実上“動かせない”建物となってしまう。

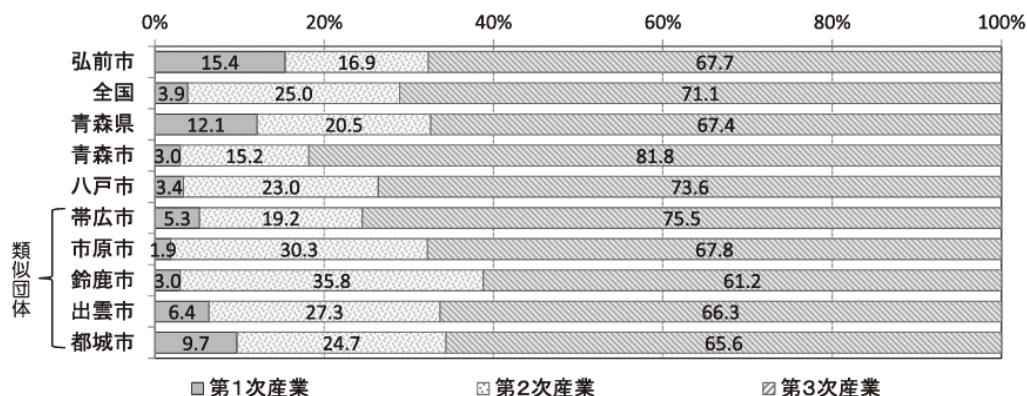
さらに、複数の先行研究（渡辺 2001、中条 2007、箸本 2021c）で度々指摘されるのが、商業用に最適化された建物の構造上の問題である。商業施設建築は一般的に、柱や壁を極力減らした開放的なフロアや、吹き抜け空間、少ない窓、エスカレータ、巨大な非常階段、全館集中方式の空調設備といった要素を特徴とする。また、元百貨店の建物の場合には、「都市の先進性と文化を表象し発展してきた」（中条 2007:182）歴

史から、煌びやかな照明装飾や、彫刻像、水景設備、回転レストランなどの高級感・希少感を演出する設備——裏を返せば維持管理コストが高額な設備でもある——を有する場合がある（中条 2007）。これらの設備は、商業施設以外への転用をする際に大きな障壁となる。非商業用途に適した建物に作り変える際、諸設備の撤去・新設が避けられず、それに伴う改修コストの増加のために、採算が取れなくなる可能性が高いためである。可変性に欠ける構造が仇となり、再活用の方法の選択肢は著しく狭められてしまう。

第4章 事例研究——ダイエー弘前店（ジョッパル）

4.1 地域の概要

4.1.1 弘前市の概要



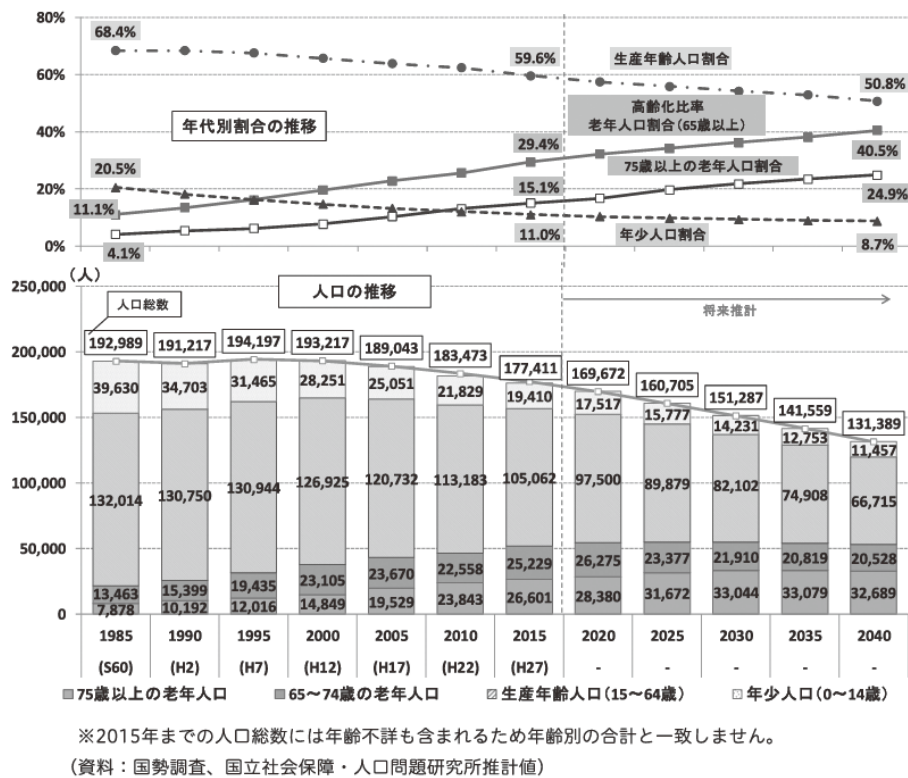
※類似団体…全国の自治体を人口規模や産業構造により細分化したグループ (資料：平成27年度国勢調査)

【図1】県内3市及び類似団体産業3部門別就業者数割合（弘前市 2019:12）

弘前市は、青森県南西部に位置する人口約16万人、総面積524.20km²の自治体である。東に八甲田連峰を、西に県内最高峰・岩木山を望む津軽平野南部に位置し、夏は比較的乾燥して暑く、冬は季節風の影響から降雪量の多い日本海側気候の都市である。岩木川流域の沃野は県内屈指の穀倉地帯として、また丘陵地は全国の約2割の生産量を誇る広大なりんご園として土地利用がなされている。2016（平成28）年の市町村別農業産出額は435億円で全国10位に位置する。とりわけりんごが主要産品であり、2016（平成28）年の果実の市町村別農業産出額では全国1位の369億円を誇る。また、第一次産業従事者は2015年時点で15.4%であり、同年の全国平均に比べて11.5ポイント高く、全国でも指折りの“農業都市”としての側面を有する（図1）。

弘前市街は弘前藩弘前城の城下町に由来する。1871（明治4）年7月の廃藩置県により弘前県の県庁所在地となったが、同年9月に弘前県が青森県に改称され、県庁が青森に移転したことで、いったんはその拠点性は低下した。しかし、1898（明治31）年には陸軍第八師団司令部が設置され、弘前市は軍都として再び拠点性を高めていく。第二次世界大戦以後は陸軍関連施設の教育施設への転用が行われ、1949（昭和24）年には国立弘前大学が設置されるなど、速やかに「学都」への転換が進んだ。さらに、高度経済成長の中で市街地は拡大し、土手町、弘前駅前、郊外へと商工業の発展を見る。また、2006（平成18）年には、旧弘前市・旧岩木町・旧相馬村が合併し、新・弘前市として市域を拡大した。現代では、周辺自治体を含めて人口約30万人の弘前都市圏を形成し、津軽地方の政治・経済・文化を牽引する中心都市としての地位を確固たるものとしているほか、全国に名だたるりんご生産量日本一の街、弘前ねぶたまつりの街として、観光都市の性格も帯びるに至っている。

4.1.2 弘前市の人口動態



【図2】人口の推移と将来人口推計（弘前市 2019:8）

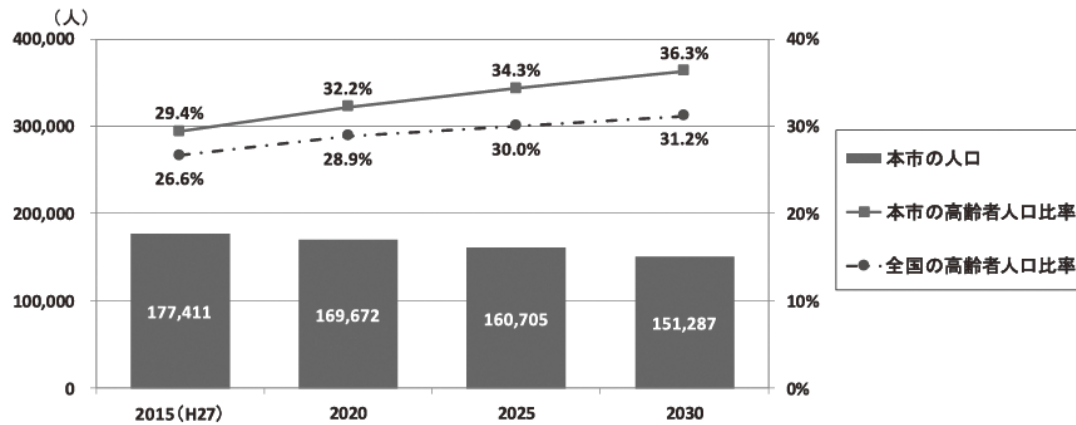
弘前市の総人口は1995（平成7）年の194,197人をピークに減少に転じており、2024年10月1日現在の人口は159,497人¹⁷である。国立社会保障・人口問題研究所の将来推計では2025年に160,705人となり、将来推計よりも速いスピードで人口減少が進んでいる。なお将来推計では、2040年には131,389人まで減少すると予測されている（図2）。

最新の国勢調査が行われた2020（令和2）年のデータによれば、弘前市の年少人口（15歳未満）比率は10.5%¹⁸、高齢者人口（65歳以上）比率は32.4%¹⁸となっている。将来推計では2020年の高齢者人口比率は32.2%と予想されており（図3）、実態はそれよりもわずかに大きな値で推移している。いずれにせよ、弘前市の高齢者人口比率は全国平均よりも3から5ポイントほど高く推移しており、高齢化が相対的に深刻な自治体といえる。

弘前市の人口の自然動態は、出生数の微減傾向と死亡数の微増傾向が続き、死亡数が出生数を上回る自然減の幅が年々拡大している（図4）。社会動態は、転出者数が転入者数を上回る社会減の傾向が継続しているものの、転出者数・転入者数ともに絶対数の減少が2010（平成22）年頃を境に落ち着き、社会減の幅も400人から500人前後で安定している（図5）。人口変化率は、主に15～19歳、20～24歳の階級で約20%の大幅な減少を見せており、進学・就職に際して若年層の人口流出が起きている可能性がある（図6）。

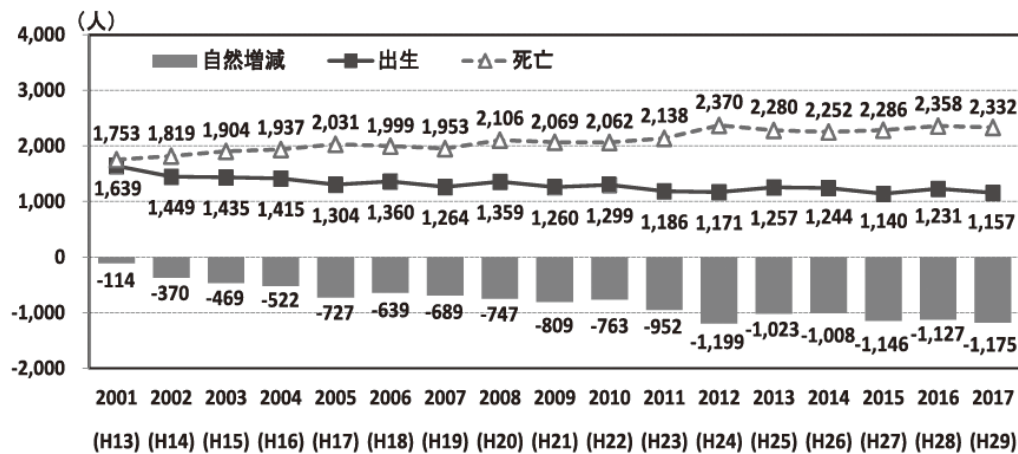
¹⁷ 弘前市，【人口動態・推計人口・世帯数 令和6年】，クリエイティブ・コモンズ表示4.0国際ライセンス(CC-BY) (<https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/deed.ja>)

¹⁸ 「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）（2024年10月29日取得）による。値のうち小数点以下第二位を四捨五入。



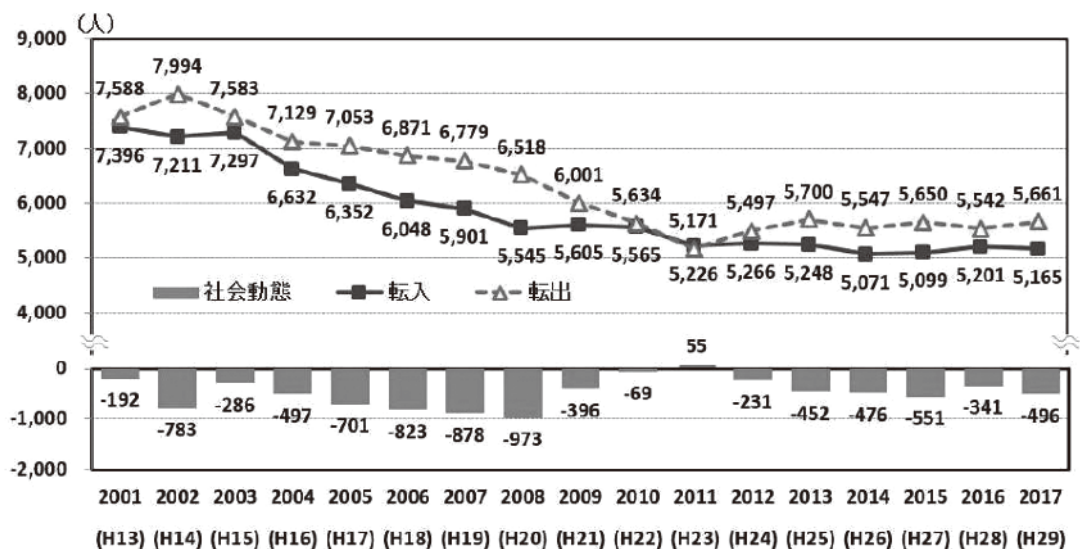
(資料：国立社会保障・人口問題研究所)

【図3】弘前市の人口と高齢者人口比率予測（弘前市 2019:9）



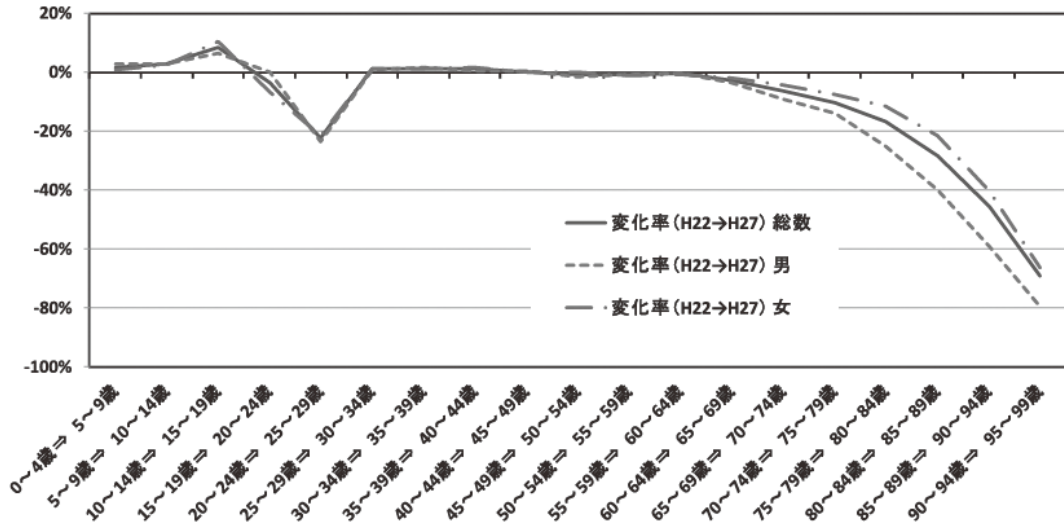
(資料：青森県の人口)

【図4】弘前市の人口の自然動態（弘前市 2019:10）



(資料：青森県の人口)

【図5】弘前市の人口の社会動態（弘前市 2019:11）



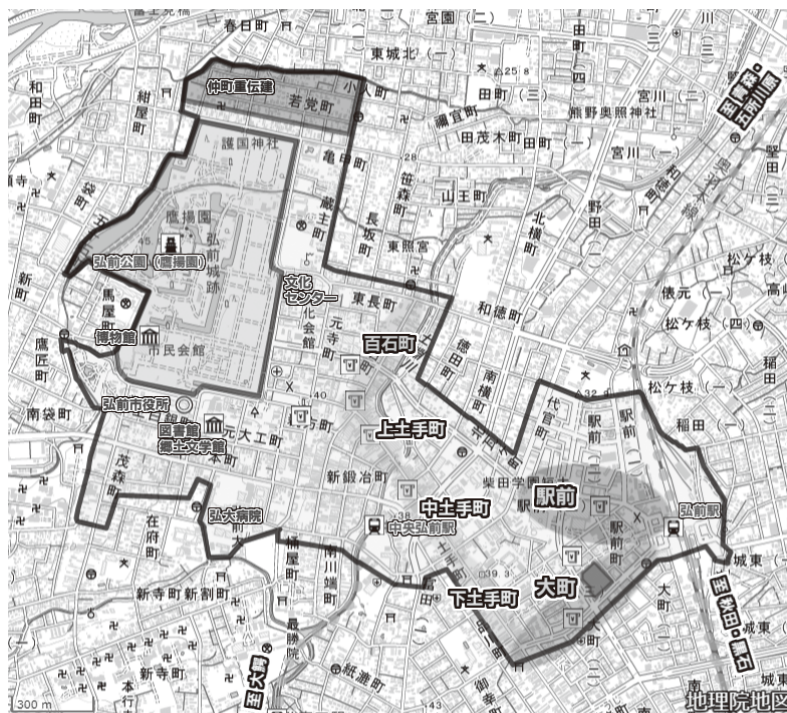
(資料：国勢調査)

【図6】H22、H27国勢調査の年齢階級別人口変化率（弘前市 2019:11）

4.1.3 弘前市の中心市街地像

本稿における弘前市の中心市街地は、『弘前市中心市街地活性化基本計画』（弘前市 2022a）による定義に準じ、図7に黒囲みで示した範囲とする。今回の調査対象である旧ダイエー弘前店（旧ジョッパル）は、中心市街地南東端の「大町」に位置する。

弘前市の中心商店街は、主に中心市街地東部の「駅前」、「大町」、「下土手町」、「中土手町」、「上土手町」、「百石町」の6商店街から構成される。「下土手町」、「中土手町」、「上土手町」は弘前城下の商人町に、「百石町」は侍町にそれぞれ由来する地区で、古くから弘前を代表する商業集積地として賑わいを見せてきた。



【図7】弘前市中心市街地区域図（弘前市 2022a より、筆者が地理院地図を加工して作成）



【写真1】中土手町



【写真2】大町



【写真3】弘前駅



【写真4】中央弘前駅

かつては中小小売店に加えてファッションビル「ハイローザ」やスーパー「紅屋」、百貨店「カネ長武田弘前店」、「中三弘前店」などの大型店が立地し集客核として機能していたが、これら大型店は郊外移転や廃業により姿を消し、現在は中小の個人商店が軒を連ねる。

一方「駅前」、「大町」は元々町外れであったが、1894（明治27）年の弘前駅開業により徐々に市街地が発達した。1979（昭和54）年からは土地区画整理事業が施行され、幅員の広い道路や多数の駐車場、歩行者専用のプロムナード、再開発ビルなど、整頓された都市景観を特徴とする。さらに、今回の調査対象となる旧ダイエー弘前店（現・ヒロロ）や「イトーヨーカ堂弘前店」（2024年9月閉店）、駅ビル「アプリーズ」といった大型店の集積が見られる。

中心市街地の北部には、弘前城を中心とした弘前公園（鷹揚園）や寺町、弘前市仲町伝統的建造物群保存地区などの歴史的景観を誇る地区や、弘前市立博物館、弘前市立郷土文学館などの歴史教育施設が存在し、観光の拠点となっている。その一方、弘前城の南や東を中心に、弘前市役所、弘前市立弘前図書館、弘前大学医学部付属病院、弘前文化センターといった公共施設が分布し、公共・行政エリアとしての側面も有している。

公共交通機関の拠点は、中心市街地南西端の弘前駅と、イトーヨーカ堂に併設された弘前バスターミナル、それに中土手町の中央弘前駅が存在する。弘前駅は、弘前市の代表駅であり、JR 東日本・奥羽本線と弘南鉄道・弘南線の2社2路線が乗り入れる。奥羽本線は青森駅から秋田、山形を経由して福島駅にいたる路線

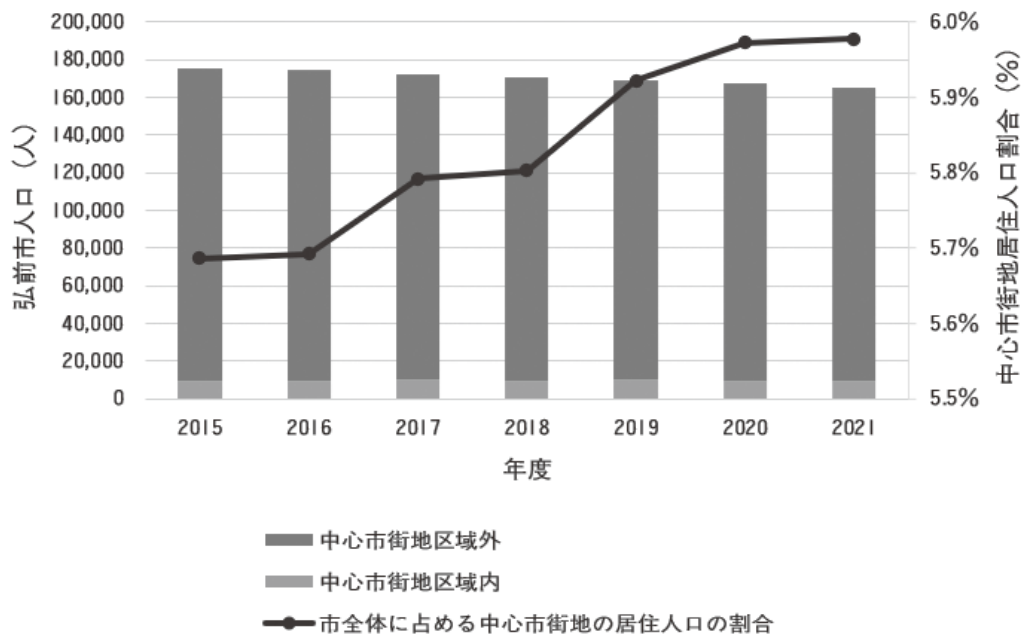
【中心市街地区域内外の人口の推移】

(単位：人)

地点	平成 27 年度 (計画前年度)	平成 28 年度 (1 年目)	平成 29 年度 (2 年目)	平成 30 年度 (3 年目)	令和元年度 (4 年目)	令和 2 年度 (5 年目)	令和 3 年度 (最終年度)
中心市街地 区域内	9,982	9,912	9,988	9,890	9,989	9,978	9,853
中心市街地 区域外	165,563	164,222	162,456	160,562	158,694	157,083	154,978
合計	175,545	174,134	172,444	170,452	168,683	167,061	164,831
市全体に占め る中心市街地 の居住人口の 割合	5.7	5.7	5.8	5.8	5.9	6.0	6.0

【表2】弘前市中心市街地区域内外の人口の推移（弘前市 2022b:19）

弘前市における中心市街地区域内外の人口の推移



【図8】弘前市中心市街地区域内外の人口の推移グラフ（弘前市 2022b:19 より筆者作成）

で、特急つがる号が青森～秋田間を走行するほか、新青森駅で東北新幹線に乗り換えられるため、通勤・通学者のみならず長距離移動の旅客にも利用される。弘南線は弘前駅から黒石駅にいたる私鉄路線で、後述する弘前商圏のうち平川市・田舎館村・黒石市と弘前市との間のローカル輸送を担う。続いて弘前バスターミナルは、弘前都市圏の路線バスや遠方と弘前を結ぶ高速バスが発着するバス路線網の交通拠点である。青森空港行きの空港連絡バスや、五所川原・弘前～横浜間を結ぶ高速バス「ニュー・ノクターン号」、青森・弘前～東京を結ぶ高速バス「ノクターン・ネオ号」、青森・弘前～上野を結ぶ高速バス「パンダ号」などが設定されており、弘前駅と同じく長距離移動の旅客の利用がある。そして、中土手町の中央弘前駅は、当駅と大鰐駅を結ぶ弘南鉄道・大鰐線の起終点駅である。弘前市に隣接する大鰐町との間のローカル輸送を担うが、利用者が少なく赤字額が大きいことから、2027（令和9）年度末での運行休止が決定されている（読売新聞 2024.11.28）。

弘前市（2022b）によれば、弘前市の全人口および中心市街地区域内の人口はいずれも減少傾向にあるが、全人口に占める中心市街地区域内の人口割合は徐々に増大傾向にある（表2、図8）。近年弘前市の中心市街

地では民間事業者によるマンション開発が複数件進められており、これが中心市街地への人口集中を生んでいるものと考えられる（弘前市 2022b:19）。

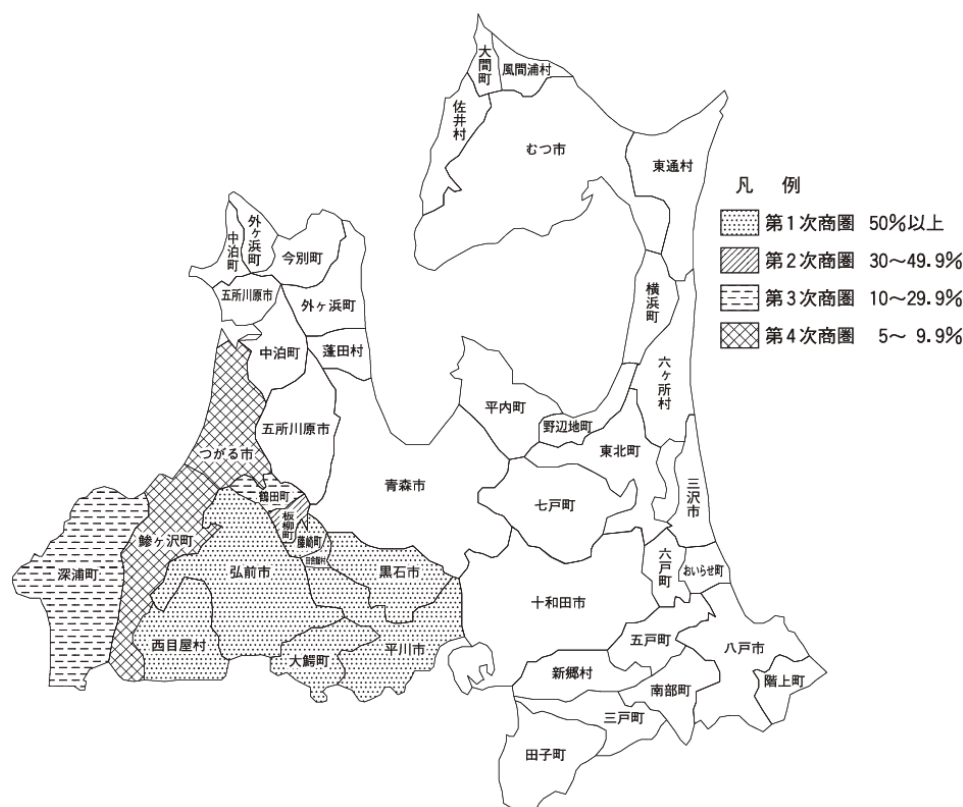
4.1.4 弘前商圈

本稿における弘前商圈の定義は、青森県、青森県商工会議所連合会、青森県商工会連合会による『消費購買動向による商圈調査報告書 平成18年度』（青森県ほか 2006）に準ずるものとする。まずは商圈の定義方法を説明した上で、弘前商圈の動向を検討する。

まず、商圈の定義に先立ち、日常的な買物の対象となる商品15群に対する住民の消費支出をそれぞれ100として、そのうち何％がどの自治体で消費支出されるかを計量する。これを商品群ごとの「買物吸収率」とする。商圈を定義する際には、商品15群のうち「靴・鞆」「呉服」「紳士服」「婦人・子供服」の4群の買物吸収率の平均値を算出し、吸収率が50％以上であれば「第1次商圈」、30％から49.9％であれば「第2次商圈」、10％から29.9％であれば「第3次商圈」、5％から9.9％であれば「第4次商圈」とする。そして、第4次商圈までの自治体を「商圈」とみなすのである（青森県ほか 2006:12）。

これにより定義づけられた2006（平成18）年時点の弘前商圈を地図に表したものが図9である。まず第1次商圈は、津軽地方のうち弘前市が位置する中弘南地域に分布し、弘前市、西目屋村、大鰐町、田舎館村、平川市、藤崎町、黒石市が該当する。第2次商圈から第4次商圈は津軽地方日本海沿岸の西北五地域に分布し、第2次商圈に板柳町が、第3次商圈に鶴田町、深浦町が、そして第4次商圈に鯨ヶ沢町、つがる市が該当する。

なお、2006（平成18）年の調査では、平成の大合併が実施されたこと、秋田県北地域が調査対象から除外されたことの影響を受け、見かけ上の弘前商圈は縮小している。参考として合併や調査対象からの除外に



【図9】弘前商圈図（青森県ほか 2006:15）

より消滅した自治体を羅列すると、2003（平成15）年時点では、第1次商圈に岩木町、相馬村（2町村は弘前市に合併）、碓ヶ関村、平賀町、尾上町（3町村で合併し現・平川市）、常盤村（藤崎町に合併）が該当した。また同様に、第2次商圈には浪岡町（青森市に合併）が、第3次商圈には大館市、小坂町（いずれも秋田県北のため除外）が、そして第4次商圈には鹿角市、比内町、田代町、鷹巣町（いずれも秋田県北のため除外）が該当した。つまり、本来であれば弘前商圈は青森市の一部や秋田県北の大館・北秋田地域、鹿角地域にまで分布している。しかし、合併消滅した自治体や調査対象外となった自治体が、2003（平成15）年から2006（平成18）年の間に買物吸収率をどのように変化させてきたかを示すデータは存在しない。また、既に2006（平成18）年の調査から18年が経過しているものの、これよりも新しい、商圈に関する入手可能なデータも存在しない。したがって、現状の弘前商圈を必ずしも正確に捉えているとはいえない点に留意しつつ、本稿では2006（平成18）年の弘前商圈の定義を援用する。

弘前商圈の人口は2005（平成17）年以降、すべての自治体において人口減少トレンドを示している。商圈内の自治体の行政人口をすべて合算した商圈人口は、2005（平成17）年の401,866人から減少を続け、直近の国勢調査が行われた2020（令和2）年には334,906人となった（表3、図10）。

また、弘前商圈の特徴として付言すべき点が、三世代世帯の割合の大きさである。表4は、2020（令和2）年の国勢調査をもとに筆者が作成した、弘前商圈各自治体および全国の総世帯数に占める三世代世帯の割合の一覧表である。全国の三世代世帯の割合が4.2%であるのに対し、弘前商圈の三世代世帯の割合は12.2%であり、8ポイント高いことがわかる。なお後述するが、この特徴は弘前商圈の消費者の一般的な購買行動——自家用車で店舗に行き、大量の食品を購入する——を規定しており、結果的に旧ジョッパルが持つ「立体駐車場」という建物構造とミスマッチを起こして、再活用の妨げとなることに留意されたい。

		2005	2010	2015	2020
第1次商圈	弘前市	189,043	183,473	177,411	168,466
	黒石市	38,455	36,132	34,284	31,946
	平川市	40,711	33,764	32,106	30,567
	大鰐町	11,921	10,978	9,676	8,665
	藤崎町	16,495	16,021	15,179	14,573
	田舎館村	8,541	8,153	7,783	7,326
	西目屋村	1,597	1,594	1,415	1,265
第2次商圈	板柳町	16,222	15,227	13,935	12,700
第3次商圈	鶴田町	15,218	14,270	13,392	12,074
	深浦町	10,910	9,691	8,429	7,346
第4次商圈	つがる市	40,091	37,243	33,316	30,934
	鯉ヶ沢町	12,662	11,449	10,126	9,044
	合計	401,866	377,995	357,052	334,906

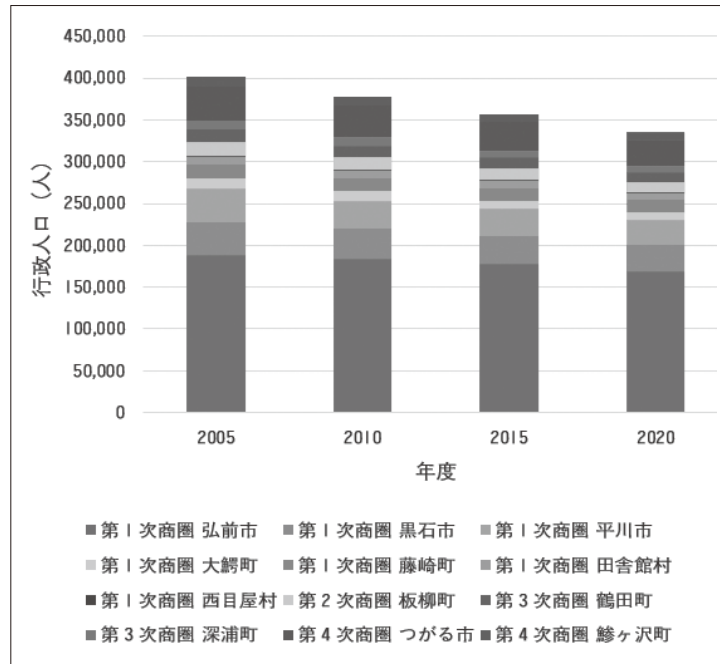
出典：「平成17年国勢調査結果」（総務省統計局）（2024年12月22日取得）
「平成22年国勢調査結果」（総務省統計局）（2024年12月22日取得）
「平成27年国勢調査結果」（総務省統計局）（2024年12月22日取得）
「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）（2024年12月22日取得）

※2005年の弘前市の人口は、弘前市、岩木町、相馬村の人口を合算

※2005年の平川市の人口は、平賀町、尾上町、碓ヶ関村の人口を合算

※2005年の藤崎町の人口は、藤崎町、常盤村の人口を合算

【表3】弘前商圈の商圈人口の推移表



【図10】弘前商圈の商圈人口の推移グラフ

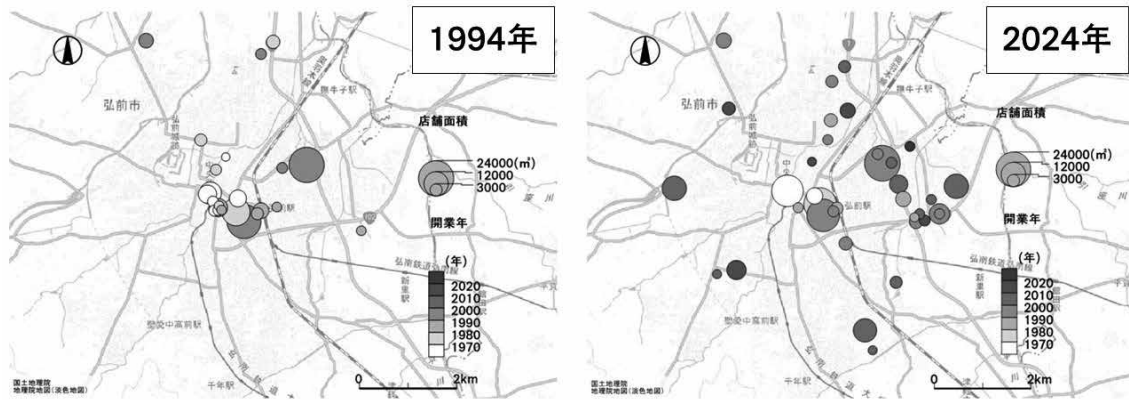
		総世帯数	3世代世帯数	3世代世帯の割合
第1次商圈	弘前市	71,022	6,036	8.5%
	黒石市	11,661	1,741	14.9%
	平川市	10,049	2,020	20.1%
	大鰐町	3,228	520	16.1%
	藤崎町	4,965	834	16.8%
	田舎館村	2,401	539	22.4%
	西目屋村	437	67	15.3%
第2次商圈	板柳町	4,476	804	18.0%
第3次商圈	鶴田町	4,256	704	16.5%
	深浦町	3,047	318	10.4%
第4次商圈	つがる市	10,823	1,844	17.0%
	鯉ヶ沢町	3,643	422	11.6%
	合計	130,008	15,849	12.2%
	全国	55,830,154	2,337,703	4.2%

出典：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）（2025年1月8日取得）

【表4】弘前商圈の自治体および全国の総世帯数に占める3世代世帯の割合

4.1.5 弘前市内の大型店の動向

かつて弘前市内の大型店は、歴史ある商業集積地である土手町地区に集中して立地していた。しかし、1976（昭和51）年に「イトーヨーカ堂弘前店」が駅前地区に、1982（昭和57）年に弘前駅ビル「アプリーズ」が開業して以降は、商業集積地が中心市街地の中で土手町地区と駅前・大町地区の2つに分散することとなった。本稿の調査対象であるダイエー弘前店は、市街地再開発事業に伴って1994（平成6）年に駅前・大町地区に出店した大型店であり、商業拠点としての駅前・大町地区の存在感をいっそう際立たせたといえる。



【図11】弘前市内における大型店の分布図とその経年変化

一方、1990年代以降は、大店法の規制緩和を追い風に、全国的に郊外店の増加や専門店業態の台頭が見られた。弘前市でも例に漏れず、郊外や弘前市外にショッピングセンターやロードサイド型店舗が進出するようになった。市外に進出した大型ショッピングセンターとしては、1992（平成4）年に西北五地域の西津軽郡柏村（現・つがる市）に開業した「イオンモールつがる柏」や、1997（平成9）年に五所川原市に開業した「エルムの街」などがあげられる。また、市内郊外では、1989（平成元）年に市東部の高田地区に開業した家電量販店「デンコードー弘前本店」や、1992（平成4）年に市北東部の堅田地区に開業した食品スーパー「ユニバース堅田店」、2006（平成18）年に中心市街地西隣の樋の口地区に開業したショッピングセンター「イオンタウン弘前樋の口」が代表的である。

これに反して、中心市街地では土手町地区を中心に大型店の郊外移転や閉鎖が相次いだ。青森県ほか（2006）の調査によれば、弘前市は2006（平成18）年時点で買物時における自家用車の利用率が9割近くに達しており（青森県ほか 2006:27）、自家用車でアクセスしやすい立地が消費者に好まれることは自明である。したがって、郊外店の増加は駐車場の少ない土手町地区の小売店にとっては特に大きな痛手となると考えられる。例えば、かつて土手町地区に存在した百貨店「カネ長武田百貨店弘前店」は、1993（平成5）年に既存店舗を閉鎖し、市東部の城東地区に「弘前ビブレ」として移転開業した。前身の百貨店「かくは宮川」時代より長らく土手町地区を代表する大型店として営業してきたファッションビル「ハイローザ」は、1998（平成10）年に閉業した。土手町地区に立地する最後の百貨店として営業してきた「中三弘前店」も2024（令和6）年に経営破綻し、これをもって土手町地区からはすべての大型店が撤退した¹⁹。結果的に、現在弘前市の中心市街地内においては、駅前・大町地区が相対的に商業集積地域としての重要度を増しているのである。

図11は、弘前市内の大型店の面積を円で、開業年を色の濃淡——開業年が新しいほど濃い色である——で示した記号図である。ダイエー弘前店が開業した1994（平成6）年には、土手町地区や駅前・大町地区などの中心市街地に多数の大型店が集中して立地している一方、郊外店は相対的に少なく、弘前駅北東の大きな円（弘前ビブレ）を除けば店舗面積も比較的小さい傾向にある。2024（令和6）年になると、1994（平成6）年の地図で中心市街地に存在した大型店群が消滅し、その代わりに郊外立地型の大型店が大幅に増加している。また、郊外では、弘前駅東側の国道102号線および国道7号線沿道に連続して大型店が集中する地区があるほか、1994（平成6）年時点では大型店が立地していなかった西部・南部にも新たに大型店が進

¹⁹『東洋経済臨時増刊 全国大型小売店総覧 2024年度版』（東洋経済新報社 2024）では、中三弘前店の経営破綻は反映されていない。また、土手町地区の大型小売店として「川島ビル」の存在が記載されているものの、キーテナントの「紀伊國屋書店弘前店」は2019（令和元）年に撤退しており、現在（2024年12月）でも空床であるため、事実上、土手町エリアには大型店が存在しないといえる。

出している。そして、中心市街地よりも郊外の店舗の方が、開業年が新しい傾向にある。図11の地図からは、90年代以降のおよそ30年間、弘前市内で進行してきた郊外化・中心市街地空洞化の傾向が読み取れるのである。

4.2 出店・撤退経緯

ダイエー弘前店は、JR 奥羽本線・弘前駅前の大町地区に存在した総合スーパーであり、1994（平成6）年に開業、2005（平成17）年に撤退した。まずはダイエー弘前店の出店から撤退にいたるまでの経緯を見る。

ダイエー弘前店が入居した建物は、弘前駅前地区第一種市街地再開発事業により建設された、延べ床面積50,445㎡、地上7階地下1階建ての複合型商業ビル「弘前駅前地区再開発ビル」である。地下1階から地上4階まではキーテナントのダイエーと専門店街からなる商業フロア、地上5階から屋上（7階）までは約400台を収容する駐車場となっていた。また、1階には地元金融機関（東奥信用金庫）と弘前市市民課分室が入居し、4階には平土間式多目的ホール「弘前駅前市民ホール」が設置された。ビルの愛称は、『Joy（喜び）』と『Pal（仲間）』を組み合わせ、さらには津軽弁の『じょっぱり（頑固者・強情っぱり）』をイメージ（景山 1998:24）し、「JOPPAL（ジョップアル）」と名付けられた。当該事業の総事業費は、約116億円に及んだ（景山 1998:24）。

弘前駅前では1979（昭和54）年から土地区画整理事業が実施されており、それと並行する形で「弘前市の表玄関に相応しい魅力ある商店街活性化のための核的施設」（景山 1995:6）の建設を目的として地元地権者を中心に当市街地再開発事業に着手した。1983（昭和58）年3月に準備組合を設立してキーテナントの誘致が行われ、1986（昭和61）年には株式会社ダイエーがキーテナントとして決定された。しかし、キーテナント決定後、既存中心商店街による出店反対運動により大店法に基づく商調協の審議が進められなかったことから、地権者のうち2名が事業の遅滞や自分の主張が受け入れられないことに不満を抱き、準備組合活動への協力を拒むようになった。そのため、協力を得られない地権者2名については準備組合から抜けてもらい、代替りの地権者を募集すると共に、それでもなお不足する土地面積分については弘前市の土地を充てた。このとき、弘前市も準備組合に参加することとなったという（景山 1998:22）。その後1988（昭和63）年に弘前駅前地区第一種市街地再開発事業が都市計画決定され、1990（平成2）年に事業計画が決定された（景山 1995:7）。

当初の計画では、ダイエーが建物の保留床を取得して出店することになっていた。しかし、バブル経済崩壊の影響を受けて、ダイエー側から保留床の取得を取りやめ賃貸にしたいとの申し出があった（對馬 2007:156）。このため、1992（平成4）年²⁰に弘前市と地権者全員が出資する第三セクター・株式会社弘前再開発ビル（以下、「弘前再開発ビル」と記す。）が設立され、これを管理会社として保留床を取得、ダイエーに賃貸する方針へと変更された。ダイエーと弘前再開発ビルは20年間の賃貸借契約を結び（對馬 2007:155）、弘前再開発ビルはダイエーから支払われる家賃収入を中心に用いて²¹借入金の返済を行うことになった。また、保留床や土地等の取得資金約108億2500万円については、ダイエーからの建築協力金約61億7000万円および北海道東北開発公庫と地元金融機関からの借入金約47億5000万円により調達した（景山 1995:7）。

また、ダイエー側の意向により、計画途中に建物の意匠や業態に変更が加えられた。地権者が最初に計画

²⁰ 日経産業消費研究所（1992:23）

²¹ 主要収益はテナント収入だが、景山（1998）によれば、そのほかにもビルの清掃業務、駐車場管理業務、多目的ホール管理業務、損害保険代理店業務、コーヒーショップ経営なども行い、独自の事業収益の確保に努めていたという（景山 1998:29）。

していた建物の意匠は「外装にガラスをふんだんに使った趣のあるもの」（對馬 2007:157）であり、商業施設自体も、近隣の競合店であるイトーヨーカ堂のワンランク上をゆく商品構成を想定していたという。しかし、ビル着工前にダイエー副社長（当時）の中内潤氏が、ダイエー弘前店を廉売業態の「ハイパーストア」²²とすることを決定し、それに伴って、外装は窓を無くすように、地階の内装はコンクリート打ちっばなしの床とコンクリートむき出しの天井にするように、要望があった（對馬 2007:157）。なお、後に詳述するように、この建物の意匠変更がダイエー撤退後の再活用時に強い足かせとなっていくことに留意しておきたい。

ダイエー弘前店は、晴れて1994（平成6）年3月4日に開業の日を迎えた。開業初年度には約80億円の売上をあげ、好調な滑り出しを見せた。しかし、對馬が「商品はみるみるうちに貧弱になり、見せ方はまづくなっている」（對馬 2007:157）ったと述べるように、ダイエーの店舗運営に徐々に陰りが見え始める。1998（平成10）年3月、ダイエー社長（当時）中内功氏は弘前店を視察に訪れた際に「ダイエーが、誠にだらしのない商売をして申し訳ない」（對馬 2007:158）「各フロアに顔が1つもない」（對馬 2007:158）と強い口調で指摘したという。1999（平成11）年にはダイエー本体から子会社の株式会社ショッパーズ弘前への経営移管が行われ、2000（平成12）年には3階と4階から撤退し営業フロアを縮小した。開業当初、ダイエーからの家賃収入は毎年約10億円あったというが、条件の変更が繰り返され、賃料は徐々に減額されていたという（對馬 2007）。2004（平成16）年度の弘前店の売上は21億円まで落ち込み、経営不振は挽回できない状況に至った。同時期のダイエーは深刻な不良債権問題を抱えており、産業再生機構の支援を得て経営再建への歩みを始めていた。赤字店のリストラは急務であった。2005（平成17）年8月31日、ダイエーは弘前店の閉鎖を決定した。ダイエーは撤退理由を「長引く個人消費の落ち込みや、競合の激化による売り上げの低迷」（朝日新聞 2005.09.01）とする。青森県や弘前市は、産業再生機構などにダイエー弘前店の営業継続を要望していたが、事態が好転することはなく、同年10月31日をもってダイエー弘前店は閉鎖・撤退した。

4.3 撤退から運営会社破産へ

ダイエー撤退後、ジョッパルは専門店街のある3階と4階だけの変則営業となっていた。弘前再開発ビルは大型書店や衣料品店、雑貨店などのテナントを空きフロアに順次誘致し、ショッピングセンターとしての再生を目指したが、ダイエー撤退で空いた広大なフロアをすべて埋め切ることが叶わなかった。長らくダイエーという1テナントに依存する経営構造だった弘前再開発ビルは、ダイエー撤退の影響を大きく受け、2006（平成18）年の決算では直近10か月の売上が約6億円と低迷していた。

弘前再開発ビルは2007（平成19）年1月9日、財務体質の改善を目的として民事再生法の適用を申し立てた。この申し立ての背景には、テナント契約の途中解約に際してダイエーから支払われた解決金の問題がある。当初、ダイエーと弘前再開発ビルは20年間の賃貸借契約を結んでいたが、ダイエーの店舗網再編のために13年で途中解約となった（對馬 2007:155-156）。弘前再開発ビルは、ダイエー側が賃料を繰り返し引き下げた挙句途中解約に至ったことを理由に、ダイエーから預かっていた保証金の返還を拒否した（對馬 2007:155）。交渉の末、ダイエーが解決金を支払うことで合意したが、この巨額の解決金が弘前再開発ビルの決算に計上されると利益が発生し、法人税の課税対象となるため、資金繰りの悪化は避けられなかった。

²² ダイエーは1989（平成元）年に米国の郊外型ディスカウントストアに着想を得た新業態「ハイパーマーケット」——中内潤氏肝いりの業態で、倉庫型の広大な店舗を持つ安売り店——の展開を始めている。同業態の特徴は徹底したコスト削減のための「省コスト主義」の追求であり、建築・設備コストなどのハード面の投資を徹底的に低く抑える努力がなされている（佐藤 1994）。ダイエー弘前店では「ハイパーマーケット」に準ずる建築コストの削減や同じ設備の導入が試みられた。

そこで、民事再生法の再生手続きで新たに建物の評価損を計上することにより利益を相殺し、法人税が減免される道筋を模索したのである。再生計画案では、空床にテナントを誘致して事業収益を増やし、ビルの複雑な権利関係を整理した上で、3年以内を目途に新たなスポンサーを見つけるとしていた。

ところが2009（平成21）年10月2日、弘前再開発ビルは資金繰りの悪化などを理由に経営再建を断念し、再生手続きの廃止と保全命令を申し立てた。約40億円の負債を抱え、第三セクター・弘前再開発ビルは破産したのである。弘前再開発ビルは、再建を断念した理由について「高額の固定資産税の負担や地域・世界経済の影響でスポンサーが見つからなかった」（朝日新聞 2009.10.03）と説明した。末期は光熱費の支払いも難しく、ジョッパル内に床を区分所有する弘前市と東奥信用金庫が、それぞれ約468万円、約130万円を支出し、7月分の電気料金に充てざるを得ない状況にまで追い込まれていた。弘前市は、市の分室や、周辺約300世帯の共同アンテナ設備の存在を、電気代を肩代わりした理由として説明した。

弘前再開発ビルの破産に伴い、ジョッパルは急ぎよ 10月12日付で閉鎖されることが決まり、各テナントは撤退を余儀なくされた。ジョッパル1階に入居していた弘前市市民課駅前分室は同月23日に、4階の市民ホールは同月25日に業務を終了した。建物のうち弘前再開発ビルが所有していた約75%の保留床は債権回収会社に売却され、その後約2年間に渡って駅前市街地に運営者無き大型空き店舗が残置されることとなった。

なお、弘前再開発ビルの破産を受けて開かれた弘前市の緊急記者会見において、当時の相馬鋔一市長は、「責任の感じようがない」（朝日新聞 2009.11.02）と発言した。弘前再開発ビルは弘前市が資本金の30%にあたる3000万円を出資して設立された第三セクターであるほか、現役の市職員2名が役員を務めており、市の経営責任が問われていた。その中で、相馬市長の他人事ともいえる態度は批判を呼び、その後の市長選において旧ジョッパルの再生を公約に掲げた新人・葛西憲之氏に敗北する遠因となった。

4.4 再活用プロセス

再活用にいたるプロセスについては、筆者による聞き取り調査内容およびそこで得た資料等を中心に記述する。聞き取り調査に応じていただいたのは、株式会社マイタウンひろさき社長・大中廣氏と同社専務・齋藤裕紀氏である（第一回調査日：2024年9月25日、第一回調査場所：マイタウンひろさき本社、第二回調査日：2024年12月9日、第二回調査場所：Web 会議サービス・Zoom）。

旧ジョッパルの再活用プロセスは、2010（平成22）年4月に行われた弘前市長選挙において新人の葛西憲之氏が当選した時点から動き始めた。葛西氏は選挙前から、旧ジョッパルが駅前繁華街の一等地に放置されている現状を憂慮し、問題解決の必要性を強く認識していたという²³。葛西氏は2010年（平成22）年4月11日投開票の弘前市長選挙に、「ひろさを笑顔あふれるまちにする七つの約束」²⁴と「三つの緊急事業」²⁵を公約に掲げて出馬した。緊急事業の1つとして盛り込まれたのが、「中心市街地活性化のためにジョッパル再生に協力します」²⁶という公約である。葛西氏は旧ジョッパルの再活用をも訴えて市民の支持を集め、現職の相馬氏を下して新市長に当選した。

一方、旧ジョッパルの保留床は債権回収会社の申し立てにより3回競売にかけられていたが、いずれも応札がないために売却基準価格は繰り返し引き下げられた。初回の競売の売却基準価格は11億7940万円だった（朝日新聞 2010.06.03）が、3回目の競売時には初回比58%減の4億9535万円となった（朝日新聞

²³ 2024年9月25日 大中廣氏への聞き取りによる

²⁴ No.23 市長（葛西憲之）、平成22年弘前市議会第2回定例会（第1号）（2010.06.08）

²⁵ 同上

²⁶ 同上

2011.02.17)。

競売の不調が続く中で、弘前市では調査分析費として「ジョッパル再生検討事業費」を予算化し²⁷、ビルの復旧に要する経費の検証や、事業収支モデルプランの提案、商業環境の分析といった調査を実施²⁸するなど、葛西新市長の公約実現に向けてエビデンスの収集を進めていた。また、時を同じくして弘前中央青果株式会社社長（当時）の大中忠氏——大中廣氏の兄にあたる——が中心市街地の活性化を志し、商工会議所や地元財界関係者と連携してまちづくり会社の設立に向けた研究会を立ち上げていたことから、弘前市側から研究会に赴いて旧ジョッパル再生の必要性を説き、大中忠氏を中心とした財界関係者を再生事業に巻き込んでいった²⁹。

2011（平成23）年9月30日には、大中忠氏の旧ジョッパル再生計画として、シネマコンプレックスを併設した複合商業施設の案が公表された。同日、弘前市財界の出資により、株式会社マイタウンひろさき（以下、「マイタウンひろさき」と記す。）が資本金3,000万円で設立され、大中忠氏が社長に就任した。大中忠氏は、同日に開かれた会見で「個人として駅前のまちづくりに取り組みたい」（朝日新聞 2011.10.02）「郊外に向かう流れを、市中心部に回帰するような、目をみはる商業施設にしたい」（朝日新聞 2011.10.02）と意気込みを語った。この計画に対し、葛西氏は「計画実現に期待する。支援要請があれば市民の意見を聞きながら検討していきたい」（朝日新聞 2011.10.06）としつつも、第三セクター・弘前再開発ビルが破産に至ったことを念頭に、市としてはマイタウンひろさきの経営に参画しない考えを示した。

マイタウンひろさきは旧ジョッパル再生に際し、中小企業庁の補助制度である「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金」を活用する意向を示した。当補助制度の目的について、中小企業庁は以下のように説明している。

本補助制度は、中心市街地の活性化に関する法律に規定する認定基本計画に基づき、「都市機能の市街地集約」と「中心市街地のにぎわい回復」の双方を一体的に取り組む中心市街地であって、商店街・商業者、民間事業者等が地権者などの幅広い関係者の参画を得て実施する取組について、「選択と集中」の視点から重点的に支援するものです（中小企業庁 2012）

戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金は民間事業者に対して直接補助が行われる制度であるが、補助が認められるためには自治体と民間事業者が共にまちづくりをするという意思表示が必要になる。具体的には、当該自治体の中心市街地活性化基本計画に補助対象事業が記載されていることが申請の前提条件となる。弘前市は、旧ジョッパルの再生が中心市街地活性化に資するという観点から、この申請を後押しする決定をした³⁰。このため弘前市は、弘前市中心市街地活性化協議会に諮問し、内閣府への認定申請を経て、基本計画に新たに「弘前駅前地区再開発ビル再生事業」を追加記載した³¹。また、弘前市は申請資料の作成など事務レベルの支援も行い³²、円滑な補助申請に向けてまさに二人三脚で歩みを進めた。申請は採択され、国からマイタウンひろさきに総額5億円の補助がなされた³³。

また、マイタウンひろさきは2011（平成23）年10月12日に、弘前市に対して旧ジョッパルの公共的利活

²⁷ No.70 商工観光部長（山田仁）、平成22年弘前市議会第3回定例会（第4号）（2010.09.09）

²⁸ No.112 市長（葛西憲之）、平成23年弘前市議会第1回定例会（第4号）（2011.03.10）

²⁹ 2024年12月9日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

³⁰ No.7 商工観光部長（山田仁）、平成23年弘前市議会第4回定例会（第4号）（2011.12.08）

³¹ No.7 商工観光部長（山田仁）、平成23年弘前市議会第4回定例会（第4号）（2011.12.08）

³² 2024年12月9日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

³³ 2024年9月25日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

用に関する要望書を提出した。弘前市は要望を受けて、「弘前駅前地区再開発ビル利活用検討会議」を設置し、旧ジョッパル内に残置されている旧駅前市民ホールなどの施設スペースやビル本体の公共的利活用の方策について検討を開始した³⁴。元市職員で現マイタウンひろさき専務の齋藤氏によれば、手続きとして「要望書」の形が採られた背景には、①前述の補助制度の申請に際して市の役割を明確化するという形式的な狙いと、②「市と大中氏が出来レースで物事を進めている」という誤解を招かぬようプロセスを公開する政治的な狙いの2点があったという³⁵。

さらに、マイタウンひろさきは並行して、かつて弘前再開発ビルが所有していた保留床部分について、債権回収会社と取得交渉を進めた。一時取得価格を巡って折り合いがつかないこともあったが、2012（平成24）年2月21日に合意に至り（朝日新聞 2012.02.24）、マイタウンひろさきが約4億数千万円³⁶で保留床を取得した。また、旧ジョッパルの権利床のうち、東奥信用金庫が1階の一部に所有し支店を置いていた権利床については、ジョッパル閉鎖時に支店が移転し空き床となっていたことから、マイタウンひろさきが取得した。地権者22名が共有する地階の権利床は、マイタウンひろさきがビル共有組合と賃貸借契約を結び、地権者に対してビル共有組合を介して家賃を支払うこととなった。そして、ビルが建つ土地については、短冊状に分筆された土地に各地権者がそれぞれ底地権を有しているため、マイタウンひろさきが地権者組合を窓口にして地権者1名1名と借地契約を結んだ³⁷。

一方弘前市では、公共フロアの利活用方法について、市民アンケートや市民懇談会で得られた市民の意見を反映させながら、「弘前駅前地区再開発ビル利活用検討会議」を複数回開催して検討を重ね、ビル3階すべてを「子育て、健康、交流、行政の4機能を備えた駅前分庁舎」（朝日新聞2012.09.05）として活用する方針を定めた。フロアの取得に際しては、弘前市が従前より旧ジョッパル1階に持っていた権利床を3階に移動させ、3階の残りのフロアを6億1093万2000円³⁸で購入するスキームが採用された。

旧ジョッパルの再生事業の総事業費は約22億円³⁹であった。これは、旧ジョッパル建設の総事業費約116億円に比べると約8割低い値である。資金調達手法の内訳は、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金、弘前市への3階フロアの売却益、金融機関からの融資、株主からの融資の4手法である⁴⁰。

建物の老朽化については、築年数が2013（平成25）年時点で19年とそれほど長くないことから、躯体の強度や耐震面では大きな問題は生じなかった。したがって、金融機関からの借入れの際には建物を担保にすることができた。しかし、閉鎖期間中に館内が地元少年のたまり場となり、消火剤をエスカレータに撒かれるいたずらがされていたため、エスカレータ22基をすべて交換する費用として約2億円を要したという⁴¹。

旧ジョッパルは、2013（平成25）年7月27日に複合商業施設「HIRORO（以下、「ヒロロ」と記す。）」として再開業した。「HIRORO」の名は、弘前の「HIRO」と「Root（根元）」を組み合わせたもので、中心市街地再生に向けて「しっかりと根をはり、未来への道筋を担う施設」（朝日新聞 2012.12.02）という願いが込められているという。館内の60区画にはすべてテナントが充足され、地下1階が食品スーパーと日用雑貨のフロア、1階から2階がファッションフロア、4階がフードコートや子供服店、ゲームセンターのフロアとなった。また、弘前市が取得した3階には市役所駅前分庁舎「ヒロロスクエア」が整備され、子育て支援センターや子供向け図書館、パスポートセンター、就労支援センター、高齢者向けのトレーニング教室な

³⁴ No.7 商工観光部長（山田仁）、平成23年弘前市議会第4回定例会（第4号）（2011.12.08）

³⁵ 2024年12月9日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

³⁶ No.25 畑山聡議員、平成24年弘前市議会第3回定例会（第4号）（2012.09.13）

³⁷ 2024年12月9日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

³⁸ No.44 市長（葛西憲之）、平成24年弘前市議会第3回定例会（第3号）（2012.09.12）

³⁹ 2024年9月25日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁴⁰ 同上

⁴¹ 2024年9月25日 大中廣氏、齋藤裕紀氏への聞き取りによる

どが設置された。なお、当初計画に盛り込まれていたシネマコンプレックスは4階に入居する予定だったが、最新設備を導入できるだけの天井高が不足しており、改築工事を含めると採算が合わないことから断念された⁴²。

ヒロロは開業1か月で60万人以上の来館者数を記録し、初年度年間来場館数も目標である250万人を上回る見込みで推移した（弘前市 2022a:40）。近年の来館者数は、コロナ禍に一時200万人台まで落ち込んだが、その後は概ね220万人から230万人台で推移しているという⁴³。



【写真5】ヒロロ

⁴² 2024年9月25日 大中廣氏、齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁴³ 2024年9月25日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

第5章 事例の分析

本節では、第3章第3節で箸本（2021b）や渡辺（2001）、中条（2007）らの先行研究により示された、大型空き店舗の再活用時の主な課題を援用し、「参入事業者」、「建物の構造・老朽化」、「複雑な権利関係」、「高額な家賃・地代」、「事業採算性」、「財源の調達」の6項目の課題を定める。以上の6つの視座から、ダイエー弘前店跡地（旧ジョッパル）の再活用時にはどのような困難が存在したか、さらにどのようにして克服したか、検証を行う。その上で、当該研究のまとめとして、この事例検証から得られた示唆を交え、「省コストかつ民間活力を生かした再生手法」の実現に資する知見を述べていきたい。

5.1 参入事業者

先述のように箸本（2021b）らの調査で、空き不動産の再活用を阻害する要因として最も多くあげられたのが、「適切な参入事業者がない」（84市町、32.1%）であった。この課題は、旧ジョッパルにおいても、ダイエーの撤退直後から、テナントが十分に集まらず空床が生じるという形で顕在化した。また、弘前再開発ビルの破産後は、約2年間に渡って建物の買い手がつかず、館の運営事業者が不在となった点にも表れている。本節では、「テナント」と「館の運営事業者」という二重の参入事業者の不在について、それぞれ原因と解決手法を見ていく。

5.1.1 参入テナントの不足

まず、参入テナントの不足について検討する。旧ジョッパルでは、ダイエーの撤退以降、空床がすべて埋まらず、地階に至っては閉鎖状態にあった⁴⁴。齋藤氏は、弘前再開発ビルがジョッパルの空床を埋められなかった理由として、①弘前市の相場の4倍にあたる高額な家賃・地代、②リーシング・ネットワーク⁴⁵の不在の2点をあげる⁴⁶。①については、再開発事業の総事業費として約116億円を費やすなどイニシャル・コストが高額だったことや、キーテナント（ダイエー）から毎年約10億円の家賃収入を得られることを前提とした高額なランニング・コストを費やして施設運営がなされてきたことなどを原因として指摘できよう。この背景には、バブル経済期のコスト水準の高さが指摘できる。旧ジョッパルの建物である弘前駅前地区第一種市街地再開発事業の都市計画決定がなされたのは1988（昭和63）年であり、ちょうどバブル経済期に重なる。同時期（1986年～1991年）に都市計画決定がされた再開発事業の平均事業費は251.5億円であり、他の時期に比べて高額である（小原 2011:4）。参考として近年青森県内の他都市で施行されている類似の規模の再開発事業の総事業費を例示すると、八戸市中心市街地（十三日町）で計画中の再開発事業が約95億円（財経新聞 2022.09.07）（見込み値）、青森市中心市街地の中新町山手地区第一種市街地再開発事業が約91億円（中新町山手地区市街地再開発組合 2023:7）となっている。旧ジョッパルの約116億円という金額はバブル経済期の平均値に比べれば安価だが、今日の類似の規模の再開発事業に比べると20億円以上高額であり、再開発事業が計画されたバブル経済期の感覚のまま同じ水準の事業費・管理費が漫然と費やされてきたことは、想像に難くない。また、②の原因としては、やはりキーテナント（ダイエー）1社に依存した施設運営であったことから、能動的にリーシング業者を探す必要がなかったことが影響していると推測される。

⁴⁴ 2024年12月9日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁴⁵ リーシング・ネットワーク：商業用不動産の賃貸支援業務である「テナント・リーシング」を専門に行う不動産仲介業者との伝手を指す。

⁴⁶ 2024年9月25日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

加えて、後述する立体駐車場や地下食品売り場などの構造上の特徴が、地場テナントの敬遠を招いた点も指摘できる。

これらの諸問題に対して、マイタウンひろさは、本章第4節で詳説する賃料・地代の相場相当への引き下げと、リーシング・ネットワークへの接続を行い、解決を図った。特に後者は、大中廣氏が本業で不動産開発・賃貸会社を経営しており、中土手町にかつて存在したショッピングセンター「ルネス街」や郊外の樹木地区に立地するショッピングセンター「ハルル樹木」など複数の商業施設の運営を通じてリーシング・ネットワークを有していたことが大きな助力となった。しかし、それでも「一度潰れた商業施設」という負の印象は大きく、それによって商圈全体の購買力が疑問視されることから、最初から順風満帆という訳にはいかなかった⁴⁷。有力テナントの獲得には東京の本社に何度も足を運び頭を下げたこともあった⁴⁸というが、有力テナントの存在が呼び水となって別のテナントの入居意欲を掻き立てる場合もあり、実績作りが重要である⁴⁹と齋藤氏は説く。なお、建物の構造上の課題は、解体・新築のほかに対応手段が無いため、現在も根本的な解決はなされておらず、とりわけ地階の食品スーパーの誘致についてはかねてより苦戦を強いられているという⁵⁰。

5.1.2 館の運営事業者の不在

続いて、館の運営事業者の不在について検討する。この課題は、結果的にマイタウンひろさきの設立によって解決された。それまでの約2年間は3度に渡る競売にもかかわらず一件の入札も無かったため、民間事業者による再活用は絶望的な状況と見られていた。この状況を打破できた背景には、再活用に意欲を示した自治体の首長とまちづくりに意欲のある財界人とのマッチングの成立、および自治体の財政上・手続き上の強力なバックアップが存在する。

旧ジョッパルの再活用自体は、2010（平成22）年の弘前市長選に立候補した葛西氏の公約であり、氏の当選と共に弘前市主導で開始された政策である。その折に大中忠氏ら地元財界人により開催されていたまちづくり会社の研究会は、本来再活用事業とは関係のない集まりだったが、弘前市の説得により、マイタウンひろさき設立の基盤となった。まちづくり会社の枠組みを派生させ館の運営法人として活用できたこと、中心市街地の活性化を志すという点で弘前市も地元財界人も軌を一にしていたことが、マッチングを奏功させた。

また弘前市は、館の経営に直接の参加こそしていないものの、「弘前市中心市街地活性化基本計画」への事業の追加記載や、「戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金」の申請手続き支援を通じて、旧ジョッパル再活用事業の政策的位置づけを明確化した。他方で、再活用過程において調査分析費の支出や床の取得を通じて、マイタウンひろさきに財政的な援助を行ってきた。市の政策的位置づけが曖昧であっては、マイタウンひろさきの補助金の獲得も市の財政出動もままならないため、民間事業者であるマイタウンひろさが負担するイニシャル・コストは高額なものになり、再び事業採算性や経営の安定性が危ぶまれることになっていただろう。

したがって参入事業者の不在を解消するためには、ビル再活用に関わる民間事業者のイニシャル・コスト軽減に向けて、自治体の首長がリーダーシップを発揮することが有効であると考えられる。中条（2007）は、大型店の撤退跡地の購入に自治体が財政出動をした福山市と豊田市の事例をもとに、「自治体にできることは小売業者側の出店にともなうリスクを減らすことだとも思われる」（中条 2007:192）と述べているが、旧

⁴⁷ 2024年9月25日 大中廣氏、齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁴⁸ 2024年9月25日 大中廣氏への聞き取りによる

⁴⁹ 2024年9月25日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁵⁰ 2024年9月25日 大中廣氏、齋藤裕紀氏への聞き取りによる

ジョッパルのケースからもまた同様のことが指摘できるといえよう。

ただし、中条（2007）が取り上げた事例と旧ジョッパルが異なるのは、前者の自治体が大型空き店舗の全不動産の取得について財政出動を行ったのに対し、後者の弘前市は建物の一部（3階）しか取得しておらず、他のフロアはすべて民間事業者たるマイタウンひろさが自ら調達した資金と補助金で取得した点である。前者は取得費用に25億円（福山市）や48億円（豊田市）など非常に巨額の支出を行っている（中条 2007）が、このような手段は自治体に財政的な余力が残っていることが前提となるため、人口減少下の今日においては手段として選択できる自治体はますます限られていく。弘前市の事例では、市の取得費用は約6億円、総事業費でも22億円にとどまっている。また、旧ジョッパルに対して弘前市がとった「民間事業者の補助金申請支援」、「一部床に限った取得」などの部分的・間接的な支援は、自治体の負担分を比較的低額に抑制することができるため、より汎用性の高い手法として期待されるのではないか。

5.2 建物の構造・老朽化

5.2.1 建物の老朽化・設備破損

「建物の老朽化や耐震補強の必要性」は、箸本（2021b）らの調査で2番目に多く（79市町、30.2%）回答された阻害要因である。しかし旧ジョッパルの建物の場合は、幸いなことに1994（平成6）年竣工のため現行の耐震基準を満たしており⁵¹、また耐用年数にも余裕があったことから、建物自体の老朽化はさしたる問題にはならなかった。

ただし、約2年間の閉鎖期間中に館内が地元少年のたまり場となり、消火剤をエスカレータに撒かれる等のいたずらがされていたこと⁵²は、先述の通りである。箸本（2021b）らの調査においても、空き不動産の増加が中心市街地にもたらす影響の1つに「治安の悪化」が指摘されていたが、旧ジョッパルの閉鎖期間中の出来事は「不法侵入」という形で治安の悪化が表出した例といえる。また同時に、人為的な設備の損壊がなされたことで、再活用時に設備の改修費用が重なり、総事業費が増大する一要因ともなった。一般論として、このような設備改修費の加算リスクは、設備の破損が人為的か自然発生的かを問わず、閉鎖期間が長期にわたるほど上昇するため、建物の再活用は可及的速やかに行われることが望ましい。

5.2.2 構造上の問題

また、建物自体の構造が再活用の足枷となった側面も見逃せない。旧ジョッパルの場合は、①立体駐車場、②地下食品売り場、③窓が無いことの3要素が特に問題となった。

まず①立体駐車場は、集客上のネックとなり、テナント誘致の支障となった。旧ジョッパルの立体駐車場は、ビル5階、6階、屋上（7階）に位置し、進入路を通して上階の駐車場までアクセスする構造となっている。この進入路はトンネルのように暗い隘路で閉塞感がある。そのうえ、5階までひたすらループ状の坂道を上るため景色が単調であり、進入路の壁面には「5階駐車場まであと250m」などの表示が繰り返し掲示されている。このような駐車場構造は、郊外型大型店の平面駐車場に行き慣れた消費者にとっては極めて異質であり、イトーヨーカ堂など近隣の大型店が持つ立体駐車場⁵³に比べても閉塞感の強い構造であることから、大中廣氏は「食品スーパーに行くお客さんは、こんな駐車場ぐるぐるぐるぐる回って上がるなんて、こ

⁵¹ 2024年9月25日の齋藤裕紀氏への聞き取りによれば、建物の再開業に向けて一部耐震化工事を実施したとのことである。工事をしなくても耐震基準は満たしていたが、全く耐震化工事を必要としなかったわけではないことを補足して説明する。

⁵² 2024年9月25日 大中廣氏、齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁵³ 他の立体駐車場は基本的に1階ないし2階から駐車場が始まるため、旧ジョッパルのように駐車場にアクセスするためだけに上層階までの移動を強いられることはない。

んなところに買物には行きませんよ」⁵⁴と述べる。特に弘前では、親子三世代が揃って自家用車で来店し、食品を大量に購入する購買行動が一般的であると齋藤氏は指摘する⁵⁵。この特徴は、先述した弘前商圏の三世代世帯の割合の大きさや、弘前市民の買物時における自家用車使用率の高さといった指標に表れている。このような商圏では、駐車場がただあれば良いのではなく、「いかに入りやすい駐車場か」という要素も消費者の購買行動を大きく左右するため、その点でこの立体駐車場は旧ジョッパルの構造上の大きな弱みとなった。

続いて②地下食品売り場は、地元小売業者の論理と関連する課題である。ダイエー弘前店時代、地階はダイエーの食品売り場として利用されていた。しかし、ダイエー撤退以降は入居テナントがなく、閉鎖状態に陥った。地階の営業再開はヒロロの開業まで待たねばならなかった。さらに、ヒロロ地階の半分ほどを占めるメインテナントとして入居した食品スーパー「さとちょう」も、2023（令和5）年の民事再生法適用に伴い閉店し、後継のテナントは未だ決まっていない。旧ジョッパル時代より長く続く地階の苦戦は、「地下食品売り場」というフロア構成が、地元小売業者の志向性とミスマッチを起こしていることに起因する。齋藤氏によれば、青森県で食品スーパーを営む事業者の多くは、駐車場から店舗の入口までの許容歩行距離を約50m未満と考えており、それ以上歩く必要がある立地への出店を厭うという⁵⁶。上層階の立体駐車場から地下食品売り場まで移動する必要のある旧ジョッパルの構造は、この出店論理に反する。加えて、これらの事業者が経営する店舗のほとんどが郊外に立地する平屋建ての店舗であることから、事業者が地下食品売り場での経営ノウハウを持っていない⁵⁷ことも、出店を敬遠される理由のひとつである。このような構造上の短所を持つ館の場合、運営者が採り得る改築以外の解決手法は、出店論理に反する条件であっても出店を希望する事業者を探すか、他地域での地下食品売り場の経営ノウハウを持つナショナル・チェーンの誘致があげられる。マイタウンひろさきは前者を選択し、「さとちょう」の出店に漕ぎつけた。しかし、そのような事業者は市場競争力が低く、館にとって撤退リスクが高い場合がある。実際に「さとちょう」も経営基盤の脆弱性のために民事再生法を適用し、食品スーパー事業からの撤退に追い込まれた。一方後者の解決手法では、ナショナル・チェーンの既存流通網との兼ね合いや、いっそうシビアな事業採算性の判断に晒されることになり、出店可能性が低まる恐れがある。畢竟、根本的な解決を見るには改築以外に策は無いのが現状である。

そして、③窓が無いことは、建物の商業施設以外への転用を困難にした。ダイエーの中内潤副社長（当時）が弘前店の出店前に、「省コスト主義」に基づいて外装から窓を無くすよう注文をつけたことは前章で記した通りだが、これは建物を商業施設に最適化する営みといえる。商業施設に最適化された建物の構造が用途転用を難しくしていることは複数の先行研究でも指摘されている（渡辺 2001、中条 2007、箸本 2021c）が、旧ジョッパルにおいても同様の課題が潜在的に存在しており、ヒロロへのリニューアル時には3階が公共施設——必ずしも窓を必要としない——に転用された点を除けば、すべて商業施設として再活用された。もしも窓があれば、大規模な投資をせずともオフィスビルなどの他用途への転用も検討できたはずである。旧ジョッパルは再活用が成功したことから、現時点ではこの課題は顕在化していない。しかし言い換えれば、旧ジョッパルは商業施設として再活用する“しかなかった”のであり、また今後仮に商業施設として立ち行かなくなれば、改めて転用可能性の乏しさに直面する可能性がある。

そもそも①から③までの構造上の問題は、再開発事業の施行時にダイエーや設計会社が大都市圏の常識・理論をそのまま弘前商圏に適用したこと、そしてダイエーが安定的に店舗を運営できる前提で設計されたこ

⁵⁴ 2024年9月25日 大中廣氏への聞き取りによる

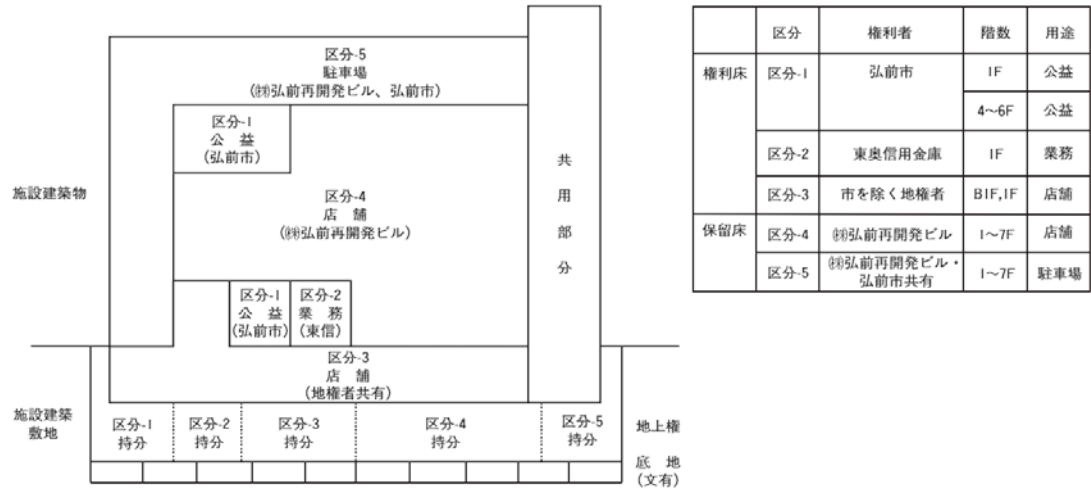
⁵⁵ 2024年9月25日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁵⁶ 2024年12月9日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁵⁷ 同上

とから生じたといえる。社会経済の状況に応じて適切な建物の用途を選択できる余地が残されていれば、建物の長期利用を可能にし、持続可能なまちづくりの一助となる。旧ジョッパルの事例からは、施設整備・再開発事業を行う際には地元住民のライフスタイルや地元事業者の論理、そして事業施行時の条件がいずれ崩れることを考慮し、「地域の視点」と「長期的な視点」を持って施設を設計しなければならない、という教訓が導き出される。これは将来の大型空き店舗を生まないために必要な教訓といえよう。

5.3 複雑な権利関係



【図12】当初の権利形態概念図（景山 1998:25 を参考に筆者作成、一部改変。）

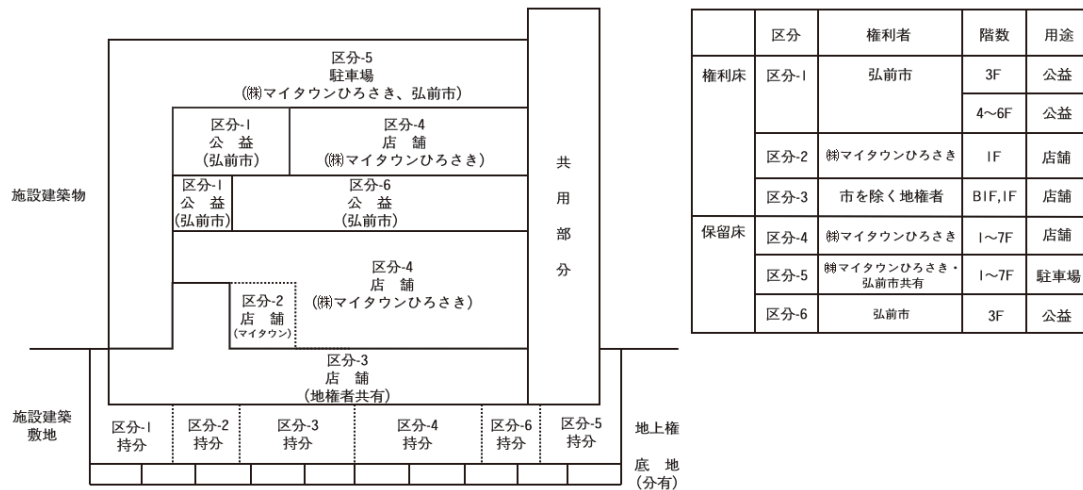
土地・建物の複雑な権利関係は、しばしば利害関係の衝突を招き、再活用時の合意形成の障壁となる。特に市街地再開発事業により建設されたビルの場合、権利者が複数いることも多く、いっそう合意形成は困難を極める。本節では、旧ジョッパル内の権利関係について論じる。

5.3.1 権利関係の変遷

前提として、市街地再開発事業により建設された建物の床は、事業によって新たに生じた床である「保留床」と、保留床を売却した後に事業前からの権利に応じて地権者に配分される「権利床」の2種類に大きく分けられる。弘前駅前地区第一種市街地再開発事業の施行当時、旧ジョッパル館内には、3区分の権利床と、2区分の保留床が存在した（図12）。「区分-1」は弘前市が所有する権利床で、1階の弘前市市民課分室と、4階の「弘前駅前市民ホール」の2区画である。「区分-2」は東奥信用金庫が所有する権利床で、1階に入居する大町支店の区画である。「区分-3」は弘前市を除く地権者が共有する権利床で、地階のすべてと1階の一部に渡る。事業施行当初、「区分-3」の地権者は29名であった。保留床のうち「区分-4」は、弘前再開発ビルが所有する1階から4階までの店舗区画である。この区画は元来ダイエーが取得する計画だったが、社会経済情勢の激変に伴いダイエーが賃貸契約への変更を申し出たため、急きょ保留床を保有・管理する法人として地権者・弘前市・地元金融機関の出資により弘前再開発ビルを設立し、取得したものである。そして保留床の「区分-5」は、弘前再開発ビルと弘前市が共有する駐車場区画である。そのほかに、電気、ガス、水道等の共用部分が存在する。各区分所有者は、その持ち分に応じて地上権⁵⁸を有する。また、底地は

⁵⁸ 地上権：「地上権者は、他人の土地において工作物又は竹木を所有するため、その土地を使用する権利を有する」（民法第265条）。端的に言えば、他人が所有する土地を使用する権利のこと。

68筆に分かれており、弘前再開発ビル、弘前市、東奥信用金庫、そして「区分-3」を所有する地権者がそれぞれ短冊換地⁵⁹により土地を分有している⁶⁰。



【図13】ヒロロの権利形態概念図（景山 1998:25を参考に筆者作成。）

図12の権利形態は、2009（平成21）年の弘前再開発ビルの破産に伴い、変化が生じた。弘前再開発ビルが所有していた保留床が債権回収会社に売却されたことで、ビルの約75%を占める保留床が使用できなくなった。残された権利床は館内のわずかな区画であり、全館の設備を稼働させて使用するには採算が合わないことから⁶¹、事実上建物すべてが閉鎖状態となったのである。なお、2009（平成21）年の弘前市議会第1回定例会における商工観光部長（当時）・笹村真氏の答弁では、「区分-3」を所有する地権者は22名⁶²とされており、1994（平成6）年時点に比べて地権者数に変動が生じたものと見られる。

その後、2012（平成24）年にマイタウンひろさきが債権回収会社から保留床を取得したことにより、かつて弘前再開発ビルが所有していた区画はマイタウンひろさきに所有権が移転された。弘前市が3階全体を公共利用する方針を打ち出した際には、従来弘前市が1階に市民課分室として所有していた権利床が3階に移設され、それでも不足する3階の残りの保留床を弘前市がマイタウンひろさきから購入した。また、1階に権利床を有していた東奥信用金庫は、旧ジョッパル閉鎖に伴って大町支店を移転していたため、権利床をマイタウンひろさきに売却して撤退した。これにより、図12の権利形態は、ヒロロ開業時には図13へと変化した。なお便宜上、弘前市が新たに3階に取得した保留床は「区画-6」と名付けている。

5.3.2 共有化・所有と使用の分離

さて、旧ジョッパルは上述のように20名以上の地権者を有し、不動産の権利関係も区画が入り組んでいて複雑な体系となっている。しかし、再活用の過程において、権利関係の複雑さに起因する大きな問題は顕在化しなかった。繰り返すように、大型空き店舗の権利関係の複雑さはしばしばその再活用を阻害する。例えば、旧ジョッパルと同じく市街地再開発事業によって建設された福岡県北九州市の旧小倉そごうは、37の

⁵⁹ 短冊換地：「共同で土地利用を行いたい複数の地権者が換地を短冊状に切り刻んだその一片を換地として取得する換地の手法であり、各換地単独では土地利用が事実上できないので、共同利用を強いられ、換地利用の目的である共同利用が地権者の将来の心変わりによって害されることがないことが期待できる換地手法である」（小澤 2021:2）

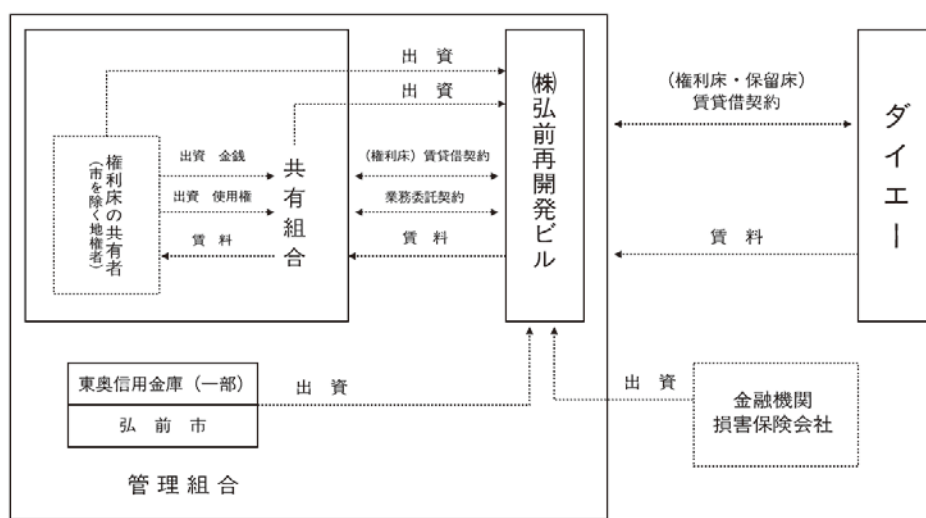
⁶⁰ No.61 商工観光部長（笹村真）、平成21年弘前市議会第4回定例会（第4号）（2009.12.09）

⁶¹ 2024年12月9日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁶² No.61 商工観光部長（笹村真）、平成21年弘前市議会第4回定例会（第4号）（2009.12.09）

個人・法人がビル内の125か所を区分所有しており、各階に散在する権利床で店舗を営むなどしていた。キーテナントの出店には、権利床を所有する個人・法人とひとつひとつ賃貸借契約を結ばねばならないため、「今の複雑な権利関係のままでは出店するテナントはない」（朝日新聞 2001.03.06）と指摘される状況に陥った。旧ジョッパルが同様の状況に至らなかった大きな要因は、当初から運営・管理手法における「共有化」および「所有と使用の分離」の徹底が図られていたことに求められる。

旧ジョッパルのうち権利床「区分-3」は、地権者が共有する区画である。景山（1998）は共有化の狙いを「商業ビルとしての一体性を保つため」（景山 1998:27）と説明しており、現在のヒロロにおいても狙い通り、地階を含めて一体的な施設利用がなされている。



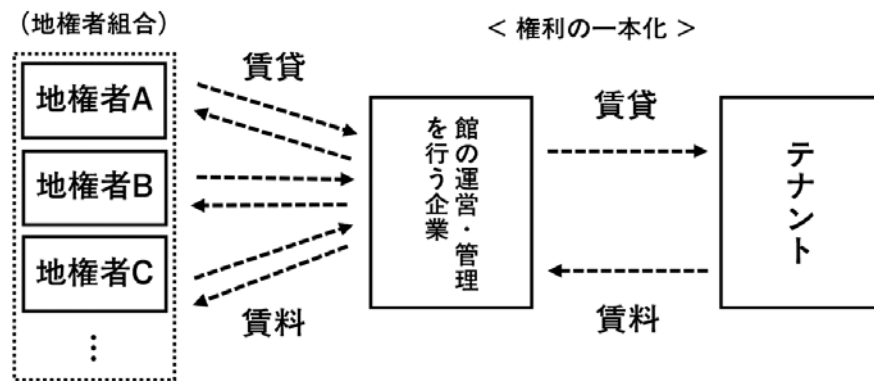
【図14】当初の管理・運営体制関係図（景山1998:27を参考に筆者作成。）

「区分-3」では、運営・管理手法として共有組合方式を採用している。共有組合とは、「区分-3」を共有する権利者が出資金と床の使用権を出資して設立された組織（図14）である。景山（1998）は「権利床部分の相互調整方法を明確にしておかなければビル全体に影響を及ぼすものと考え」（景山 1998:27）で共有組合の設立を提案したと述べている。共有組合は、地権者および自らも出資し設立した株式会社弘前再開発ビル（管理会社）に、権利床の管理運営業務の一切を委託し、かつ権利床の賃貸借契約を結んだ。そして弘前再開発ビルは、自ら所有している保留床と、共有組合から借りている「区画-3」の権利床を、まとめてキーテナントのダイエーに貸した。共有組合を通した運営管理スキームは、地権者が自分の持つ権利床を勝手に譲渡したり使用したりすることを防ぎ、「所有と使用の分離」を徹底させたことで、キーテナントによる円滑な施設の一体的利用を可能にしたのである。先述した旧小倉そごうの事例では、権利床の共有や「所有と使用の分離」がなされていなかったことから、キーテナントの入居に煩雑な手続きが必要となり、出店の敬遠を招いた。旧ジョッパルの再活用時、マイタウンひろさが権利床の使用に関して共有組合と一括で賃貸借契約をするだけで済んだことは、ひとえに再開発事業施行当初の権利関係者に先見の明があったことを裏付ける事実である。

とはいえ、マイタウンひろさきは権利関係に関して一切煩雑な手続きを経ずに済んだわけではない。建物の使用には、68筆にも分かれた底地の賃貸借契約も結ばなければならず、しかも底地は一括ではなく地権者1名1名と契約を結ぶ必要があるからである。この時、共有組合は、底地の賃貸借契約について地権者との合意形成を図るための窓口として活用された⁶³。その意味で共有組合の存在は、手続きの円滑化に幾分功

⁶³ 2024年12月9日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

を奏したといえる。しかしそれでも、複数いる地権者とひとつひとつ契約を結ぶという煩雑な手間がかかること自体、テナント誘致の阻害要因となりうる。旧小倉そごうの事例では、地元財界により設立された持ち床会社が権利床について地権者と賃貸借契約を結び、権利を一本化したことで、後継キーテナントの入居に結び付けた。旧ジョッパルにおいても、マイタウンひろさが底地・権利床について地権者と契約を結び、権利の一本化を行うことで、ショッピングセンターとしての再活用を実現している。つまり、権利関係が複雑な大型空き店舗にテナントを誘致するには、館の運営・管理を行う企業が地権者とテナントとの間に入り、各地権者との契約締結という煩雑な手続きをテナントに代わって履行し、権利を一本化してからテナントに賃貸する（図15）ことが有効といえる。



【図15】権利の一本化モデル

5.4 高額な家賃・地代

ジョッパル営業時にテナントの充足ができなかった理由としてあげられたのが、相場の4倍にも及ぶ高額な家賃・地代である。家賃・地代の高さは、バブル期から続く弘前再開発ビルの高コスト体質に起因する。このままの額で据え置けば、テナント誘致が進まず、事業採算性も低下することは自明である。したがってマイタウンひろさきでは、次節で後述するコストの削減にあわせて、家賃・地代の相場並みへの引き下げを行った。齋藤氏によれば、この引き下げに際して、地権者からの反対の声は上がらず、むしろ喜ばれたという⁶⁴。一般的に、地権者が複数いる不動産の家賃・地代の引き下げには、利害関係の衝突が生じ、合意形成に苦戦することが多い。例えば小倉そごう跡の事例では、高額な家賃の引き下げに反対する地権者との交渉が約2年におよび、最終的に地権者側が折れる形で決着がついた（朝日新聞 2002.11.01）。旧ジョッパルで同様の問題が生じなかった要因には、皮肉にも、閉鎖の長期化が関係している。

先に記したように、ダイエー撤退後は地階が閉鎖状態にあったが、地階は権利床であることから、地権者は権利床の家賃収入を得られなくなっていた。さらに、弘前再開発ビルの破産とジョッパルの閉鎖を受けて、地権者は地代の収入も失った。2005（平成17）年のダイエー撤退から2012（平成24）年のマイタウンひろさきの入居まで実に約7年もの間、地権者は十分な家賃収入・地代収入を得られなかった。このため、マイタウンひろさきが取得した当時、地権者の大半が固定資産税を計2000万円ほど滞納する状態に陥っていた⁶⁵という。

マイタウンひろさきは、まず地権者が滞納していた固定資産税を一括で肩代わりして弘前市に納税した。滞納期間中の延滞金については、納税義務者が納付困難なやむを得ない事情を有する場合に限り自治体の

⁶⁴ 2024年12月9日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁶⁵ 同上

裁量で減免できるため、弘前市の協力を得て免除措置を講じた。マイタウンひろさが肩代わりした固定資産税の返済スキームは、権利床の家賃から捻出し、無利息で10年間の分割返済とした⁶⁶。これら一連の措置により、地権者は安定した生活が保証されたのである。地権者から見れば、マイタウンひろさが家賃・地代を引き下げようとも、全く収入の無かった従前に比べれば状況は大きく改善される。その上、固定資産税の滞納が解消されるのだから、反対する理由も無い。

旧ジョッパルの事例を一般化して語ることは難しい。例えば渡辺（2001）が指摘するように、地権者が資産家で裕福な場合、固定資産税の滞納は起こらず、建物を放置した方が得策として、再活用に動かないこともあるだろう。大型空き店舗の状態が長く続き、家賃・地代収入が得られないことによるデメリットが、資産を保有するメリットを上回った時、地権者は家賃・地代の引き下げを受け入れるのであって、その逆転がいつ起こるかは地権者の経済力次第である。特にキーテナントが撤退して日が浅い場合は、旧小倉そごうと同様の問題が生じる可能性があり、交渉の長期化を覚悟する必要があるだろう。

5.5 事業採算性

5.5.1 破産の役割

旧ジョッパルの事業採算性については、弘前再開発ビルが既に破産していること、経営状況がブラックボックス状態だった⁶⁷ことなどから、正確に評価し難い。しかし、旧ジョッパルの軌跡を振り返れば、自ずと事業採算性の低さは浮き彫りになる。まず、建物の建設時には、バブル経済期のコスト水準を引きずり、約116億円にも及ぶ高額な事業費が費やされたため、弘前再開発ビルは保留床や土地の取得費用として約47億5000万円という巨額の借入金を抱えていた。さらに、この返済計画や、建物の構造、家賃、リーシング事情にいたるまで、すべて“ダイエーありき”で事が運んでいた。したがって、ダイエーが撤退した時点で、既に旧ジョッパルの収益モデルは崩壊し、事業採算性の回復は見込めなかったといえる。

マイタウンひろさは、管理業務の内製化⁶⁸や低コスト設備の導入などを通じて管理費を従来の2分の1の4億円程度まで削減した⁶⁹ほか、役員報酬を無くす⁷⁰、総事業費を約22億円まで圧縮し借入金を減らすなどの取り組みにより、損益分岐点をテナント入居率約70%の家賃収入水準まで引き下げ⁷¹、事業採算性を確保した。このような取り組みが成立したのは、弘前再開発ビルの破産により、これまで常に旧ジョッパルに付きまとってきた「バブル」と「ダイエー」の負の影響を清算できたからにほかならない。それ故に、ネガティブな印象を持たれがちな「破産」というイベントにも、事業採算性低下の悪循環を断ち切り、いったんフラットな状態に戻すというポジティブな役割を見出せるのである。

5.5.2 併存型再生による来館動機の多様化

また、事業採算性を高めるには、コストカットのみならず、館の来店者を増やす取り組みも欠かせない。弘前市は弘前商圈の中心都市であり、かねてより津軽地方を代表する商業集積地として繁栄を遂げてきた。しかし、本章第1節で指摘したように、現在弘前商圈の人口は減少フェーズに入って久しく、今後の人口増加も見込みにくい。さらに、大型店の郊外出店と中心市街地からの撤退が相次いでいる。買物時の自家用車

⁶⁶ 同上

⁶⁷ 2024年12月9日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁶⁸ 同上

⁶⁹ No.44 市長（葛西憲之）、平成24年弘前市議会第3回定例会（第3号）（2012.09.12）

⁷⁰ 2024年12月9日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁷¹ No.44 市長（葛西憲之）、平成24年弘前市議会第3回定例会（第3号）（2012.09.12）

使用率が高い弘前市においては、駐車場の少ない中心市街地は相対的に苦境に置かれている。また、先述したように、弘前商圏は親子三世代で暮らす世帯が多く、自家用車で店舗に乗り付けて大量の食料品を購入するライフスタイルが一般的である⁷²。このような購買行動を考慮した時、本節第2項で指摘された旧ジョッパルの駐車場の入りにくさは、郊外的大型店に比べて不利な要素となる。

このような状況下でマイタウンひろさが顧客獲得のために取り組んだことは、来館動機の多様化であった。買物の“ついで”にトレーニング教室に行く、行政の手続きを受ける“ついで”にランチを食べる、など“ついで”を連鎖させた買物体験は、ヒロロ固有の価値として、郊外店との大きな差別化となる。「『ついで』というものを街の中でいっぱい組みあわせていくことが大事⁷³」という考えの下、3階への公共施設「ヒロロスクエア」の導入や、4階に元々予定されていたシネマコンプレックスの導入が企図されたのである。公共施設が併設されているだけであれば旧ジョッパルにも市民課分室が存在したが、ヒロロスクエアは子育て、健康、交流、行政の4機能を有する多機能型公共施設であり、前者とは質を異にする、来館動機の多様化に繋がる施設である。齋藤氏はヒロロのコンセプトについて「商売・売ことを前面に出さない商業施設を目指したかった⁷⁴」と語る。毎日行われる営為ではない「買物」という単体の来館動機だけでは、商圏人口の減少や郊外店との競争に立ち向かえない現実がある。今日、3階の公共施設の年間利用者数は約50万人⁷⁵であり、ヒロロ全館の年間来館者数のおよそ1/4を占める。来館動機の多様化は、施設の来館者数増加に一定の役割を果たしているといえよう。

5.6 財源の調達

マイタウンひろさが旧ジョッパルの再活用に際して活用した資金調達の手法は、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金、弘前市への3階フロアの売却益、金融機関からの融資、株主からの融資の4手法である。本節では、特に個別性の高い前者2手法について検討を行う。

5.6.1 戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金

まずは、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金の内容と、当補助金を用いることの副次的な効果について説明する。当補助金は、「中心市街地の活性化に資する商業基盤施設及び商業等の活性化に資する施設整備事業（ハード事業）並びに活性化事業（ソフト事業）」（中小企業庁 2012）を行う事業者に対し、中小企業庁が支出する公募制補助金である。当補助金には公募対象者によって補助率・補助金下限額の異なる3種類が存在し、マイタウンひろさが活用した民間事業者（すべての事業者より自治体を除く）を対象としたものは、補助率1/2以内とされている。当補助金の応募には、自治体が策定する中心市街地活性化基本計画に対象事業が盛り込まれていることが前提条件となるほか、応募時の提出資料にも事業スケジュールや収支計画、事業効果など綿密な事業設計が求められるため、自治体の協力が不可欠となる。旧ジョッパルの場合は、元々弘前市——さらに踏み込めば、葛西前市長——が再活用を発起し、地元財界を巻き込んで事業を推進したものであるから、弘前市の協力は事実上確約されていたといっても過言ではない。また、応募段階で一定水準の緻密な計画立案が要求される以上、当補助金の補助対象事業として採択されることは、単なる資金調達という以上に、中心市街地活性化政策としての公共性・正当性を付与するイベントとな

⁷² 2024年9月25日 齋藤裕紀氏への聞き取りによる

⁷³ 同上

⁷⁴ 同上

⁷⁵ 同上

るため、金融機関からの融資など他の手法による資金調達をも円滑ならしめる効果があったといえるのではないか。

5.6.2 自治体による公金支出

次に、3階フロアの購入について分析を行う。弘前市は、旧ジョッパルの3階の保留床をマイタウンひろさきから6億1093万2000円⁷⁶で取得した。弘前市の財政力指数は、ビル床購入以前の2011（平成23）年度では0.45（弘前市 2013）となっており、特別に財政力の豊かな自治体というわけではない。それでも大型空き店舗の再活用にまとまった資金を投じられたのには、合併特例債の存在がある。合併特例債とは、市町村合併を行った自治体が起債できる地方債であり、新市町村建設計画に基づく公共的施設の整備事業や、地域住民の連帯強化・旧市町村域の地域振興などのための基金の積み立てに充当することができる。合併特例債の元利償還金⁷⁷のうち7割は普通交付税により措置される——すなわち7割を国が負担する——ため、自治体は返済に際して実質3割負担で済むことから、自治体にとって有利な地方債である。弘前市は、2006（平成18）年2月27日に（旧）弘前市、中津軽郡岩木町、相馬村の3市町村が新設合併して成立した自治体であり、合併特例債の起債が可能だった。弘前市は、床の購入費を含む駅前分庁舎整備事業費（6億4176万2000円）に合併特例債を活用することで、市の実質負担たる一般財源は4766万2000円（7.4%）まで圧縮できるとした⁷⁸。さらに、床を購入し市の資産とすることで、内部整備工事費や、利活用計画に基づく施設や事業に必要な単価が20万円を超える備品にも合併特例債を充当できるようになり、内部整備工事費などに要する一般財源を5%程度に抑えられるという⁷⁹。そのほか、長期利用を見込んだ時に賃借よりも購入の方が財政負担が少ないこと、床を購入すれば他の区分所有者の意向に関わらず公共サービスを提供できることも購入理由にあげられた⁸⁰が、合併特例債による市負担額の圧縮は特に再活用への財政出動を強力に後押ししたと見られる。

ただし、大型空き店舗の再活用への財政出動は、市民の理解を得られるかが大きな焦点となる。相馬前々市長時代の2010（平成22）年には、市内在住の16歳以上の男女5,000人（住民基本台帳から3地域に分けて無作為抽出）を対象に、ジョッパルに関する市民アンケート調査が実施された。調査方法は郵送による送付・回答方式で、回収率は39.62%（1,981人）だった。このアンケート結果（図16）によれば、問5では回答者の65.0%にあたる1,288人がジョッパル再開を「望む」と回答した。その一方、ジョッパル再開を「望む」と回答した人に対して、施設の取得・復旧に十億円単位を要することを伝えた上で市の対応を訊ねた問5-1では、「なるべく公費を使わず再開」「民間に任せる」と答えた人はあわせて986人（76.6%）に上った。消極的回答に誘導するような質問文であることは否めないが、それを考慮しても、多額の公費の投入が広く支持されているとは言い難い調査結果となった。実際に要した公費は約6億円で、施設運営のほとんどは民間事業者であるマイタウンひろさきが担ったため、市民の意向が反映された部分もある。それでも弘前市議会からは、商業施設として二度も失敗した建物の床を購入するのはリスクが大きすぎる⁸¹とか、マイタウンひろさきの保留床取得額である約4億数千万円を念頭に、3階フロアの取得額だけで6億円は妥当な金額といえないのではないかと⁸²とかいったような批判・疑問の声が相次いだ。公費の投入に厳しい目が向けられることは避けられない。月並みな指摘にはなるが、自治体には大型空き店舗の再活用が持つ公共的意義を明確

⁷⁶ No.44 市長（葛西憲之）、平成24年弘前市議会第3回定例会（第3号）（2012.09.12）

⁷⁷ 元利償還金：元本と利子を合わせた返済金。

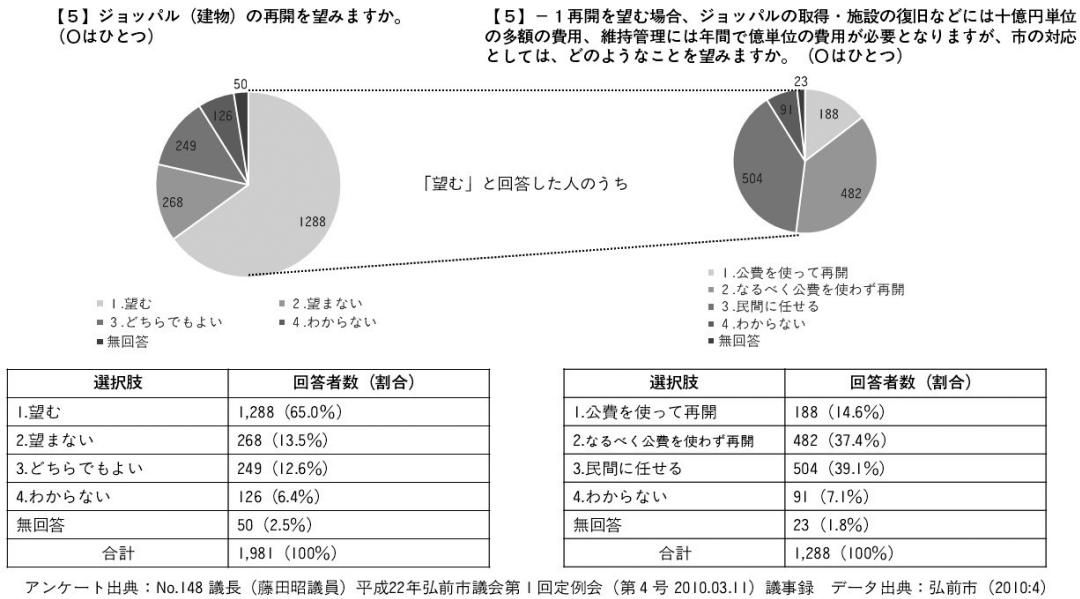
⁷⁸ No.44 市長（葛西憲之）、平成24年弘前市議会第3回定例会（第3号）（2012.09.12）

⁷⁹ No.29 総務部長（蔭苗貴嗣）、平成24年弘前市議会第3回定例会（第4号）（2012.09.13）

⁸⁰ No.44 市長（葛西憲之）、平成24年弘前市議会第3回定例会（第3号）（2012.09.12）

⁸¹ No.25 畑山聡議員、平成24年弘前市議会第3回定例会（第4号）（2012.09.13）

⁸² No.68 栗形昭一議員、平成24年弘前市議会第3回定例会（第4号）（2012.09.13）

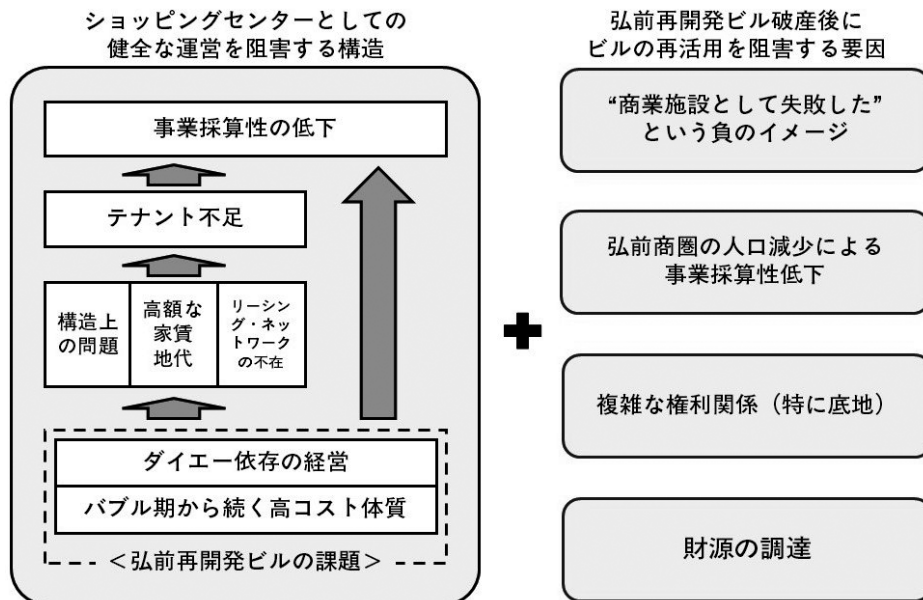


【図16】市民アンケートの調査結果

にし、支出額の可能な限りの削減と、その根拠を明らかにすることが求められる。

5.7 結論

本章では、旧ダイエー弘前店（ジョッパル）の再活用過程を検証し、再活用の妨げとなる障壁と、その解決手法を分析した。旧ジョッパルの再活用の阻害要因とその構造を図示したものが図17である。



【図17】旧ジョッパルの再活用を阻害する要因の構造

5.7.1 旧ジョッパルの再活用を阻害する要因

弘前再開発ビルは、ダイエーという1テナントに依存した経営体制と、事業が計画されたバブル期からの

高コスト体質が根本要因となって、ショッピングセンター「ジョッパル」の健全な運営が困難になっていた。地場テナントに敬遠される建物の構造や、相場の4倍に及ぶ高額な家賃・地代、そしてリーシング・ネットワークの不在がテナント不足を呼び、事業採算性の低下に拍車をかけていた。また、ダイエーの途中解約による解決金の問題や、返済しきれない巨額の借入金、高コストな維持管理費など、根本要因に絡む諸問題もまた、事業採算性を損なう要因となった。

弘前再開発ビルの破産後は、新法人・株式会社マイタウンひろさきによる再活用計画が始動する。この時、ビルの再活用を阻害する主要因としては、「一度破産した・失敗した商業施設」という負のイメージによるテナントの集めにくさ、弘前商圈全体の人口減少による事業採算性低下、20名以上の地権者が68筆に分かれた底地を所有する複雑な権利関係、そして再活用に向けた財源調達の4点が存在した。加えて、商業施設として再生する場合には、弘前再開発ビルが抱えていた諸課題にも向き合う必要があった。

5.7.2 課題の解決手法

マイタウンひろさきによる旧ジョッパルの再活用過程は、まさに図17で列挙した課題をひとつひとつ解決していく過程といえる。

まず財源の調達には、戦略的中心市街地商業等活性化支援事業補助金、弘前市への3階フロアの売却益、金融機関からの融資、株主からの融資の4手法を用いた。補助金の申請に際しては、再活用事業を弘前市の中心市街地活性化基本計画に追加記載してもらうことで申請条件を満たし、さらに手続き上の協力を弘前市から得た。また、弘前市は3階フロアを取得費用と公共施設の整備費用に合併特例債を活用した。これにより、弘前市の負担額は1割以下まで圧縮され、予算ハードルを下げることができた。

底地の複雑な権利関係は、地権者からなる共有組合を窓口協議を行い、最終的には地権者1名1名と賃貸借契約を結んだ。地階と1階に存在する権利床は、地権者が共有しているため、共有組合と一括で賃貸借契約を結んだ。これらにより、弘前市が所有する床を除く商業床の権利がマイタウンひろさきに一本化され、円滑なテナント入居と施設の一体的な利用が実現された。さらに、地権者が長らく滞納していた固定資産税をマイタウンひろさきが肩代わりするスキームを確立したことで、税務上のリスク要因も解決した。

弘前商圈の人口減少に伴う事業採算性低下リスクには、多機能型公共施設を導入して来館動機の多様化を図り、買物に囚われない利用シーンを創出することで対応した。

弘前再開発ビルが抱えていた根本的な課題は、弘前再開発ビル自身の破産と新法人の設立によって、解消が可能になった。返済不可能に近い巨額の借入金や、ダイエーから支払われた解決金に対する課税負担といった重荷は、弘前再開発ビルの破産で消滅した。マイタウンひろさきは、借入金や管理費の圧縮、役員報酬の削減などを通じて、低コストでの組織・施設運営を実現した。

低コスト体質へ転換されたことで、高額な家賃・地代を相場並みへ引き下げることが可能になった。一般的に家賃・地代の引き下げには地権者の反対が生じ得るものの、旧ジョッパルの事例では地権者が長らく不動産収入を得られず固定資産税を滞納していたため、反対は生じなかった。

リーシング・ネットワークの不在に対しては、マイタウンひろさき現社長・大中廣氏が経営する不動産開発・賃貸会社が持つリーシング・ネットワークへの接続を行った。

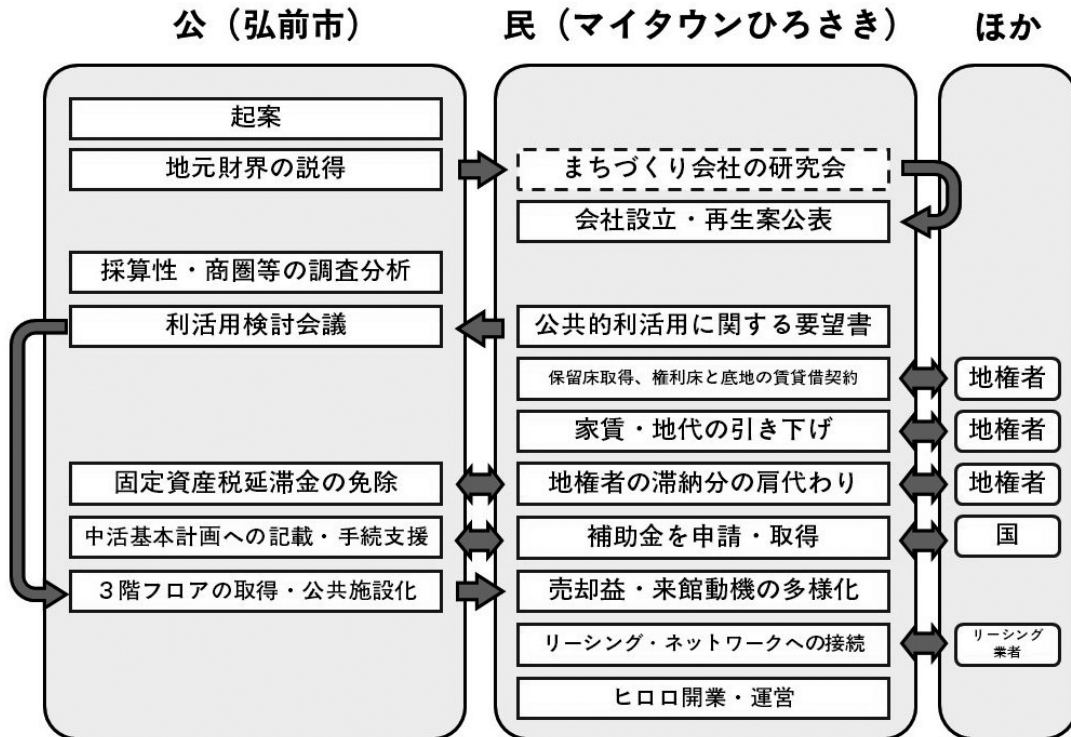
家賃・地代の引き下げとリーシング・ネットワークへの接続により、テナントの充足が進んだ。当初は弘前再開発ビルの破産による負のイメージが差し障ったものの、ヒロロ開業後の売上実績や、有力テナントの誘致による呼び水効果などで、次第に負のイメージは払拭されていった。

ただ一点、立体駐車場や地下食品売り場といった、地元スーパーの出店論理に反する建物の構造上の問題は、解決が叶わなかった。そのため、今なお地階の食品スーパーの誘致には苦戦を強いられている。

5.7.3 事例からの示唆

本事例は、再活用を促進する上で有効な施策や、再活用を妨げる地域特有の阻害要因、価値観の転換の必要性など、様々な示唆を与えている。それらは概ね以下の7点に要約される。

① 自治体の側面支援の重要性



※縦軸は必ずしも時系列順ではない

【図18】公民連携の概念図

再活用過程における公民連携の概念を、項目ごとに図示したものが図18である。本事例は、葛西憲之前弘前市長の選挙時の公約に端を発し、地元財界関係者を巻き込む形で再活用に漕ぎつけたものであり、その過程は実質的に自治体主導といえる。しかし、弘前市はマイタウンひろさきの経営には直接参加しない姿勢を明らかにしており、事実として3階フロアの購入以外は一貫して側面支援の形をとっている。また、唯一の直接的支援となった3階フロアの購入も、弘前市が採り得る選択肢の中では少額の支援にとどめている。弘前市の主な役割は、マイタウンひろさきが再活用を進める過程での側面支援と、3階に入居する公共施設の計画の2つに収斂され、商業施設の計画・運営を担うマイタウンひろさきとの役割の分担が図られた。換言すれば、弘前市が取り組んだことは、大型空き店舗の状態から再開業にいたるまでの「0→1」の過程の後押しである。

本事例における弘前市の動きは、民間事業者だけでは限界のある大型空き店舗の再活用に対して、自治体の側面支援が有効である可能性を示唆している。行政の効果に触れた先行研究としては、行政の民間支援に空きフロアの活用や中心市街地活性化への効果を期待できるとした小林・水口（2003）や、自治体の役割を民間事業者のリスク軽減に見出した中条（2007:192）、公民連携体制が大型店の再生を成功に導くことを指摘した箸本（2021c:97）があげられるが、本事例もまた先行研究の指摘を裏付ける事例の1つとなりうる。自治体による支援は、再活用時のイニシャル・コストを軽減することで、民間事業者の参入を促す効果を発揮する。ここでの「コスト」は、金銭面に限らず、調査分析や行政手続きなどの労力面といった幅広い

負担を指しており、必ずしも自治体が多額の財政負担をしなければならないわけではない。また、本事例における床的部分的な取得や、自治体に有利な合併特例債の活用などのように、財政負担を抑制する方策は様々である。それゆえに、自治体の負担を最小限に抑えつつ、民間活力を生かした大型空き店舗の再活用に活路が見出せるのである。

② 権利の一本化が有効

本事例では、20名以上の地権者が共有組合を通じて地階を中心に権利床を共有し、かつ68筆に区分された底地を分有している。このうち権利床の賃貸借契約については、予め権利床の所有に共有組合方式を採用していたことで、再活用時の契約相手は共有組合に一本化され、地権者1名1名と契約を結ぶ手間が省略された。権利の一本化により、出店事業者の賃貸借契約に関わるコストを削減することは、再活用の促進に有効であろう。

③ 家賃・地代の引き下げが有効

旧ジョッパルでは、相場の4倍に及ぶ高額な家賃・地代がテナント誘致の妨げとなっていた。家賃・地代を相場並みへ引き下げることが、再活用を進める上で重要な第一歩となる。

なお、②、③の示唆は、中条が「地権者問題の解決と賃貸条件の緩和が大型店誘致には有効である」（中条 2007:192）として指摘している。本事例は大型店の誘致事例ではなく、多数のテナントが入居するショッピングセンターとしての再活用事例であるが、権利の一本化と家賃・地代の相場並みへの引き下げが各テナントの誘致を円滑化した点に鑑みれば、業態は異なれども同様の指摘ができよう。

④ リーシング・ネットワークに精通した事業者の参画の必要性

旧ジョッパルでは、弘前再開発ビルがリーシング・ネットワークを有していなかったことが、テナントの誘致を困難にする要因の1つとなっていた。この状況の改善には、マイタウンひろさき現社長・大中廣氏の本業である不動産開発・賃貸会社が持つネットワークが活用された。したがって、特に大型空き店舗を商業施設として再活用する場合、地元の不動産業者など、リーシング・ネットワークに精通した事業者が参画することが有効である。

⑤ 地方圏では地下食品売り場や立体駐車場等の構造が出店事業者に敬遠されうる

旧ジョッパルの建物は、地下食品売り場や立体駐車場といった、大都市圏の総合スーパーではよく見られる設備を備えている。しかし、青森県で食品スーパーを営む事業者の多くは、駐車場から店舗の入口までの許容歩行距離を約50m未満と考えているため、旧ジョッパルはこの出店論理に反する施設として出店を敬遠されることとなった。また、これらの事業者は主に郊外に立地する平屋の店舗を展開しているため、地下食品売り場の経営ノウハウを持っていなかったことも、敬遠要因となった。

一般論として、大型店の郊外立地が進む現代では、このような事業者の出店傾向は青森県に限らず地方圏の多くの地域で同様に見られるものと考えられる。したがって、地方圏の中心市街地に存在する大型空き店舗は、同様の問題に直面する可能性が高い。商業施設特有の建物構造が再活用を阻害する場合は先行研究でも度々指摘される（渡辺 2001、中条 2007、箸本 2021c）が、地域の事業者の出店の志向性と建物構造のミスマッチについては等閑視されてきた。しかし、地方圏で普遍的に生じうる問題である以上、再活用を進める上では考慮されなければならない事項といえる。

⑥ 破産の積極的意味

弘前再開発ビルは、バブル期のコスト水準に起因する巨額の借入金や、途中解約したダイエーとの解決金問題を抱えており、これらがショッピングセンターの健全な運営を妨げる根本要因となっていた。しかし弘前再開発ビルの破産により、これらの根本要因が解消されたことから、新法人・マイタウンひろさきはコスト削減や家賃・地代引き下げによるテナント誘致などの事業採算性向上に資する施策を実行できた。

弘前再開発ビルの破産は結果的に、長らく尾を引いてきた「バブル」と「ダイエー」の悪影響を清算した。大型店を運営する既存法人が経営危機に瀕した場合、本来であれば同法人が経営再建を果たすことが最も望ましい。しかし、既存法人がサンクコストに縛られて経営改善の施策を講じられず、また経営再建も不確実な状況に陥っているのであれば、その法人の破産後に新たな法人が施設運営を引き継ぐことは、次善の策とはいえ施設の再生には有効な手法である。その意味で、消極的に捉えられがちな破産というイベントにも、積極的な意味が見出せる。ただし、いったん既存法人が破産すると、再活用時に「失敗した商業施設」という負のイメージがついて回することは不可避であり、テナントの誘致を困難にする可能性が高まる点は注意しなければならない。

⑦ 併存型再生の積極的価値

旧ジョッパルを再活用し開業した「ヒロロ」は、箸本（2021c）がいうところのダウンサイジング型再生「併存型」に該当する。先行研究では、併存型再生を「民間事業から見た収益性の限界を示唆する」（箸本 2021c:98）、あるいは「私企業間での転用がうまくいかない場合の次善の策」（中条 2007:181-182）というように、消極的側面に着目した評価がなされてきた。

しかし本事例からは、併存型再生が来館動機の多様化を促すことで、商圈人口の減少・郊外店の増加という逆境の中でも、中心市街地の大型空き店舗の再活用を成功に導く可能性が見えてくる。特に本事例と類似するケース、すなわち地方都市中心市街地に立地する大型空き店舗を自治体と民間事業者が連携して再活用する場合には、「併存型再生」に積極的価値が見出されるべきである。

終わりに

本稿では、自治体と民間事業者の公民連携により大型空き店舗の再活用を実現した青森県弘前市の事例をもとに、再活用過程に生じる障壁とその解消手法を分析した。その結果、再活用を進める上で有効な施策や、これまで等閑視されてきた再活用の障壁となりうる要素、破産や併存型再生に対する価値観の転換可能性といった、7つの示唆が得られた。

その一方で、本稿の研究は旧ジョッパルの再活用過程にのみ着目した分析であるため、再活用後の施設に関する問いに対する答えを得られていない。大型空き店舗の再活用を中心市街地の活性化に資する事業にするためには、再活用が中心市街地にもたらす影響や、安定的な施設運営のあり方などを継続的に検証しなければならない。

また、本稿の事例である弘前市は人口減少や中心市街地の空洞化が進行しているとはいえ、今もなお津軽地方の経済を牽引する中心的な都市であり、地元財界に大型空き店舗の再活用事業に取り組めるだけの余力が残されていた。今回の調査から得られた知見をより汎用性の高いものにするためには、弘前市よりも経済規模の小さい都市における大型空き店舗の再活用事例を調査し、民間活力を生かした再活用が可能な最小の経済規模はいかほどか、経済規模の小さい都市に立地する大型空き店舗の再活用に適したスキームは何か、検証する試みも必要となるだろう。

謝辞

本稿の執筆にあたりご協力いただいたすべての皆様に深謝申し上げます。株式会社マイタウンひろさき社長 大中廣様、同社専務 齋藤裕紀様には、インタビュー調査を快くお引き受けいただき、親身にご対応いただきました。法政大学社会学部准教授 谷本有美子先生には、指導教員として貴重なご指導とご助言を賜りました。皆様のご支援に、この場を借りて御礼申し上げます。

参考文献

- 浅野純一郎,2002,「地方都市中心市街地における大規模商業施設の閉店や郊外移転の実態とその後利用・跡地利用の方向性 ～北陸甲信越地方の地方自治体担当部局への調査から～」,『日本建築学会計画系論文集』67 (557),pp.257-264.
- 浅野祐一,2010,「シリーズ ストック再生の時代 上階を撤去する『減築』商業施設や学校でも 低予算が後押しするビルの『上層階減築』」,『日経アーキテクチュア』(925),日経 BP,pp.64-71 (電子ジャーナル https://bizboard.nikkeibp.co.jp/houjin/cgi-bin/nsearch/md_pdf.pl/0000286616.pdf?NEWS_ID=0000286616&CONTENTS=1&bt=NA&SYSTEM_ID=HO ,2024.11.28取得).
- 青森県・青森県商工会議所連合会・青森県商工会連合会,2006,『消費購買動向による商圈調査報告書 平成18年度』,青森県 (<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/sangyo/sangyo/files/18shoken.pdf> ,2024.12.01取得).
- 天野秀彦,2004,「チェーンストア業態の経営構造と出店行動ー総合スーパー業態を事例にー」,荒井良雄・箸本健二編,『日本の流通と都市空間』,古今書院,pp.91-110.
- 荒木俊之,2007,「『まちづくり3法』はなぜ中心市街地の再生に効かなかったのか 一都市計画法を中心とした大型店の規制・誘導一」,荒井良雄・箸本健二編,『流通空間の再構築』,古今書院,pp.215-230.
- 井上芳恵・中山徹,2003,「大型店撤退が買物行動に及ぼす影響に関する研究一熊本県人吉市における事例より一」,『日本家政学会誌』54 (7),pp.573-581.
- 岩間信之,2004,「大都市圏における百貨店の特性と商圈構造」,荒井良雄・箸本健二編,『日本の流通と都市空間』,古今書院,pp.15-33.
- 小澤英明,2021,「論壇 短冊換地の法律問題」,『区画整理士会報』(210),全日本土地区画整理士会,pp.2-5.
- 景山浩,1995,「トピックス 津軽の『じょっぱり(頑固者)』が育てる街 弘前駅前 JOPPAL(ジョッパル)完成」,『再開発コーディネーター』(53),再開発コーディネーター協会,pp.6-7.
- 景山浩,1998,「再開発情報 事例紹介 弘前駅前地区(土地区画整理事業との同時施行) 弘前駅前地区『JOPPAL』第一種市街地再開発事業(組合施行)」,『再開発コーディネーター』(71),再開発コーディネーター協会,pp.22-29.
- 環境省,2024,「令和5年度事業 産業廃棄物排出・処理状況調査報告書 令和4年度速報値(概要版)」,環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課 (<https://www.env.go.jp/content/000220694.pdf> ,2024.11.28取得).
- 小林敏樹・水口俊典,2003,「中心市街地における大型店撤退後の跡地活用の実態とそれを契機としたまちづくりの展開 一甲府市を事例として一」,『都市計画論文集』38 (3),pp.763-768.
- 小原文明,2011,「バブル経済崩壊後における都市再開発の展開とその意味」,『科学研究費補助金研究成果報告書』,pp.1-5, (https://hosei.ecats-library.jp/da/repository/00008095/12_kaken_2010_kohara.pdf ,2024.12.27取得).
- 早乙女祐基・中井検裕・中西正彦,2003,「再開発事業地区の核店舗撤退後の床状況とその対応に関する研究」,『都市計画論文集』38.3,pp.265-270.
- 佐藤洋平,1994,『ダイエーの拡大路線が危ない』,エール出版社.
- 鈴木安昭,1993,「第三部 流通政策の歩み 11 大店法の変遷」,日経流通新聞編,『流通現代史』,pp.191-210.
- 総務省統計局,1996,「統計局ホームページ/人口集中地区とは」(<https://www.stat.go.jp/data/chiri/1-1.html> ,2024.11.28取得).
- 中小企業庁,2012,「中小企業庁公式サイト 平成24年度戦略的中心市街地商業等活性化支援事業費補助金の公募について」(<https://www.chusho.meti.go.jp/shogyo/shogyo/2012/0130SenryakuKoubo.html> ,2024.12.09取得).
- 對馬宏制,2007,「敗軍の将、兵を語る 對馬宏制氏[弘前再開発ビル社長] ダイエー撤退、城下町に暗雲」,『日経ビジネス』(1379),日経 BP,pp.155-158.
- 東洋経済新報社,1994,『東洋経済臨時増刊 全国大型小売店総覧 1994年度版』,東洋経済新報社.
- 東洋経済新報社,2024,『東洋経済臨時増刊 全国大型小売店総覧 2024年度版』,東洋経済新報社.
- 中条健実,2007,「駅前大型店の撤退と再生ー地方都市の旧そごうの事例ー」,荒井良雄・箸本健二編,『流通空間の再構築』,古今書院,pp.177-196.
- 中新町山手地区市街地再開発組合,2023,「中新町山手地区市街地再開発組合事業計画書」(<https://www.city.aomori.aomori.jp/jutaku-machizukuri/documents/jigyoueikakusho.pdf> ,2025.01.09取得).
- 長野市都市整備部まちづくり課,2009,「もんぜんぷら座 施設のご案内」(<http://www.monzen-plaza.com/guide/index.html> ,2024.11.25取得).
- 日経産業消費研究所編,1992,『日経地域情報 (149)』,日経出版販売.
- 箸本健二,2021a,「地方都市の空き不動産問題とは」,箸本健二・武者忠彦編,『空き不動産問題から考える地方都市再生』,ナカニシヤ出版,pp.3-14.
- 箸本健二,2021b,「地方都市が抱える空き不動産」,箸本健二・武者忠彦編,『空き不動産問題から考える地方都市再生』,ナカニシヤ出版,pp.17-30.
- 箸本健二,2021c,「大型商業施設の撤退とダウンサイジング型再生の可能性」,箸本健二・武者忠彦編,『空き不動産問題から考える地方都市再生』,ナカニシヤ出版,pp.79-99.
- 服部年明,2006,「(株) まちづくり長野ー生活空間をまちなかに集積させるー」,矢作弘・瀬田史彦編,『中心市街地活性化 三

- 法改正とまちづくり』,学芸出版社,pp.162-171.
- 浜田恵三,2005,「中心市街地と流通政策」,三谷真・浜田恵三・神戸一生編著,『都市商業とまちづくり』,税務経理協会,pp.13-22.
- 林雅樹,2010,「わが国大規模店舗政策の変遷と現状」,国立国会図書館調査及び立法考査局編,『レファレンス』60(9),pp.73-90.
- 広井良典,2019,『人口減少社会のデザイン』,東洋経済新報社.
- 弘前市,2010,『広報ひろさき 平成22年6月15日号』,弘前市市民環境部広報広聴課 (https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/koho/kouhou/h220615_all.pdf,2024.12.29取得).
- 弘前市,2013,「平成23年度 財政状況資料集」,弘前市 (<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/yosan/23shiryou.pdf>,2024.12.28取得).
- 弘前市,2019,『弘前市総合計画 〜みんなで創り みんなをつなぐ あずましいうらご色のまち〜』,弘前市企画部企画課 (<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/files/0soukei.pdf>,2024.10.29取得).
- 弘前市,2022a,「弘前市中心市街地活性化基本計画」,弘前市 (<https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/files/cyuukatsusoukatsu.pdf>,2024.12.02取得).
- 弘前市,2022b,『令和3年度 弘前市中心市街地活性化基本計画の最終フォローアップに関する報告』,弘前市 (https://www.city.hirosaki.aomori.jp/jouhou/keikaku/files/R3_saisyufollowup.pdf,2024.12.22取得).
- 向山雅夫,2009,「総合量販店の革新性とその変容」,石井淳蔵・向山雅夫編,『シリーズ流通体系<1> 小売業の業態革新』,中央経済社,pp.59-97.
- 安倉良二,2021,『大型店の立地再編と地域商業一店出店規制の推移を軸に一』,海青社.
- 矢作弘,2005,『大型店とまちづくり』,岩波新書.
- 山川充夫,2004,「改正大店法下での大型店舗網の再構築——ジャスコを事例として——」,『大型店立地と商店街再構築 地方都市中心市街地の再生に向けて』,八潮社,pp.54-82.
- 若杉優貴,2013,「中心市街地における大型空き店舗の再活用が商店街に与えた影響—宮崎県日向市・都城市の各中心商店街を事例として—」,『都市地理学』8,pp.52-67.
- 若杉優貴,2021,「大型店の撤退による地方都市の中心商業地変容に関する地理学的研究」,久留米大学2021年度博士論文.
- 渡辺達朗,2001,「都市中心部からの大型店等の撤退問題とまちづくりの取り組み—『都市の論理』と『市場の論理』との相克—」,『専修商学論集』(73),pp.263-301.
- 渡辺達朗,2014,『商業まちづくり政策:日本における展開と政策評価』,有斐閣.
- 「北九州のそごう跡、多難『三すくみ』 話し合いかみ合わず【西部】」,朝日新聞,2001.03.06,p.29,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1735216314177>,2024.12.26取得).
- 「地権者ギリギリの決断 小倉そごう後継店問題【西部】」,朝日新聞,2002.11.01,p.38,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1735216571460>,2024.12.26取得).
- 「核店舗失い地元落胆 パートらの再就職課題 ダイエー弘前店、10月末閉店 /青森県」,朝日新聞,2005.09.01,p.27,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1730213466480>,2024.10.29取得).
- 「宮脇書店の出店決まる 弘前再開発ビル、ダイエー撤退跡 来月末にも /青森県」,朝日新聞,2006.10.12,p.30,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1730214966603>,2024.10.30取得).
- 「弘前駅前の三セク再開発ビル、民事再生法を申請 営業は続行、財務改善へ /青森県」,朝日新聞,2007.01.10,p.27,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1730215065479>,2024.10.30取得).
- 「3年めどにスポンサー 弘前再開発ビルが再生案 /青森県」,朝日新聞,2008.01.16,p.23,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1730215102726>,2024.10.30取得).
- 「三セク、弘前再開発ビル『ジョッパル』閉鎖へ 負債40億円、再生手続き廃止 /青森県」,朝日新聞,2009.10.03,p.27,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1730215117167>,2024.10.30取得).
- 「ジョッパル『12日閉鎖』 テナント側、突然『退店』に怒り 弘前市を批判 /青森県」,朝日新聞,2009.10.04,p.25,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1730219209289>,2024.10.30取得).
- 「市分室など業務終了へ 閉鎖が決まった弘前の『ジョッパル』 /青森県」,朝日新聞,2009.10.08,p.35,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1730222172613>,2024.10.30取得).
- 「再生手続き廃止、確定して清算へ 弘前のジョッパル /青森県」,朝日新聞,2009.10.30,p.31,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1730219229132>,2024.10.30取得).
- 「(あおり 探) 弘前市の対応に疑問・怒り『ジョッパル』突然の閉店 /青森県」,朝日新聞,2009.11.02,p.21,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1730219239275>,2024.10.30取得).
- 「(09回顧:8) 弘前『ジョッパル』閉鎖 問われる市の責務 /青森県」,朝日新聞,2009.12.28,p.23,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1730219249839>,2024.10.30取得).
- 「(課題を追う 2010弘前市長選:中)『ジョッパル』閉鎖半年 /青森県」,朝日新聞,2010.03.31,p.29,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1730219266034>,2024.10.30取得).

- 「弘前駅前ジョッパル、競売入札 25 日から 立体駐車場も再競売 / 青森県」,朝日新聞,2010.06.03,p.29,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1733582323172> ,2024.12.07 取得).
- 「弘前の商業ビル『ジョッパル』、3 回目の競売入札 25 日から来月 4 日まで / 青森県」,朝日新聞,2011.02.17,p.30,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1733582612983> ,2024.12.07 取得).
- 「『ジョッパル』をシネコンに 弘前の経済人ら、まちづくり会社設立 / 青森県」,朝日新聞,2011.10.02,p.29,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1733666931383> ,2024.12.08 取得).
- 「弘前市、『ジョッパル』再生に期待 『経営参画せず』 / 青森県」,朝日新聞,2011.10.06,p.27,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1733668830127> ,2024.12.08 取得).
- 「『ジョッパル』取得交渉で合意 弘前のまちづくり会社 / 青森県」,朝日新聞,2012.02.24,p.31,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1733669778254> ,2024.12.08 取得).
- 「弘前『ジョッパル』再生、来春開業に向け事業計画報告へ / 青森県」,朝日新聞,2012.08.18,p.21,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1733669908929> ,2024.12.08 取得).
- 「6 億 4000 万円で分庁舎『ジョッパル』再生に弘前市が予算案 / 青森県」,朝日新聞,2012.09.05,p.29,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1733669912759> ,2024.12.08 取得).
- 「『弘前』+『ルーツ』で『HIRORO』『旧ジョッパル』の新商業ビル名 / 青森県」,朝日新聞,2012.12.02,p.33,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1733669924459> .2024.12.08 取得).
- 「弘前のヒロロ、7 月 27 日開館 旧ジョッパル / 青森県」,朝日新聞,2013.05.30,p.25,朝日新聞クロスサーチ (<https://xsearch.asahi.com/kiji/detail/?1733669946148> ,2024.12.08 取得).
- 「＜デジタル発＞あの道内地方百貨店はいま (上) 消えた中心市街地の『顔』」,北海道新聞,2022.08.17,北海道新聞 (<https://www.hokkaido-np.co.jp/article/718294> ,2024.11.28 取得).
- 「黒崎駅隣接の巨大ビル、管理者不在で放置 2 年『メイト黒崎』進む老朽化」,西日本新聞,2022.09.02,西日本新聞 me (<https://www.nishinippon.co.jp/item/n/979493/> ,2024.06.19 取得).
- 「八戸の商業施設『チーノはちのへ』、国と市の財政支援で再開発へ」,財経新聞,2022.09.07 (https://zaikei.co.jp/article/20220907/688500.html#google_vignette ,2025.01.09 取得).
- 「ヨーカ堂が東北など撤退 総合スーパー、地方店苦境映す」,日本経済新聞,2024.02.10,日本経済新聞 (<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC09A1G0Z00C24A2000000/> ,2024.07.31 取得).
- 「酒田市の『マリーナ 5 清水屋』債権者集会 跡地売却は今年中にめどが立たなければ不動産放棄も」,山形放送,2024.04.22,日テレ NEWS NNN (<https://news.ntv.co.jp/category/society/yb964e535096eb4e0981856e813049677a> ,2024.07.31 取得).
- 「大鰐線 27 年度末廃止へ 弘南鉄道『経営改善見通し立たず』」,読売新聞,2024.11.28,読売新聞オンライン (<https://www.yomiuri.co.jp/local/aomori/news/20241127-OYTNT50138/> ,2024.12.22 取得).

議会資料

- 弘前市議会,2009,「平成 21 年弘前市議会第 4 回定例会会議録 (第 4 号)」,2009 (平成 21) 年 12 月 9 日 (<https://www.ken-sakusystem.jp/hirosaki/cgi-bin3/ResultFrame.exe?Code=jdos47sfsd973gseoq&fileName=H211209A&startPos=0> ,2024.11.22 取得).
- 弘前市議会,2010,「平成 22 年弘前市議会第 1 回定例会会議録 (第 4 号)」,2010 (平成 22) 年 3 月 11 日 (<https://www.ken-sakusystem.jp/hirosaki/cgi-bin3/ResultFrame.exe?Code=jdos47sfsd973gseoq&fileName=H220311A&startPos=0> ,2024.12.26 取得).
- 弘前市議会,2010,「平成 22 年弘前市議会第 2 回定例会会議録 (第 1 号)」,2010 (平成 22) 年 6 月 8 日 (<https://www.ken-sakusystem.jp/hirosaki/cgi-bin3/ResultFrame.exe?Code=jdos47sfsd973gseoq&fileName=H220608A&startPos=0> ,2025.01.08 取得).
- 弘前市議会,2010,「平成 22 年弘前市議会第 3 回定例会会議録 (第 4 号)」,2010 (平成 22) 年 9 月 9 日 (<https://www.ken-sakusystem.jp/hirosaki/cgi-bin3/ResultFrame.exe?Code=jdos47sfsd973gseoq&fileName=H220909A&startPos=0> ,2024.12.09 取得).
- 弘前市議会,2011,「平成 23 年弘前市議会第 1 回定例会会議録 (第 4 号)」,2011 (平成 23) 年 3 月 10 日 (<https://www.ken-sakusystem.jp/hirosaki/cgi-bin3/ResultFrame.exe?Code=jdos47sfsd973gseoq&fileName=H230310A&startPos=0> ,2024.12.08 取得).
- 弘前市議会,2011,「平成 23 年弘前市議会第 4 回定例会会議録 (第 4 号)」,2011 (平成 23) 年 12 月 8 日 (<https://www.ken-sakusystem.jp/hirosaki/cgi-bin3/ResultFrame.exe?Code=jdos47sfsd973gseoq&fileName=H231208A&startPos=0> ,2024.12.04 取得).
- 弘前市議会,2012,「平成 24 年弘前市議会第 3 回定例会会議録 (第 3 号)」,2012 (平成 24) 年 9 月 12 日 (<https://www.ken-sakusystem.jp/hirosaki/cgi-bin3/ResultFrame.exe?Code=jdos47sfsd973gseoq&fileName=H240912A&startPos=0> ,2024.12.04 取得).

弘前市議会,2012,「平成24年弘前市議会第3回定例会会議録（第4号）」,2012（平成24）年9月13日（<https://www.ken-sakusystem.jp/hirosaki/cgi-bin3/ResultFrame.exe?Code=jd0s47sfsd973gseoq&fileName=H240913A&startPos=0> ,2024.12.25取得）.

CSV 活動への消費者の協力を促すメッセージの検討

鯨澤 史

【目 次】

はじめに	137
第1章 研究背景	138
1-1 高まる環境意識に対応した CSV 活動	138
1-2 CSV 活動の限界	140
第2章 学術背景	142
2-1 心理的リアクタンスを感じさせない CSV 活動	142
2-2 感謝メッセージとお願いメッセージ	142
第3章 仮説	144
第4章 調査概要	145
4-1 調査について	145
4-2 測定項目	146
第5章 調査結果	147
第6章 考察	150
おわりに	152
脚注	153
参考文献	153

はじめに

昨今 SDGs 達成に向けた取り組みが進んでいることによって、環境配慮意識が社会全体に浸透し、企業には社会的責任（CSR）を果たすことがより強く求められるようになってきている（櫻井、2005）。そこで、近年注目を集めているのが、企業の本業を活かしながら社会貢献を行う CSV（Creating Shared Value）活動である。CSV 活動への積極的な取り組みは企業のイメージアップに繋がるため、社会貢献の達成だけでなく、企業の利益にも影響を及ぼすことが指摘されている（白石、2016）。

一方で、多くの CSV 活動は、消費者が費用や手間といったコストを負担することによって成り立つため、なかには消費者が今まで享受していた利便性や快適性を失わせるものもある（古瀬、2022）。たとえば、海洋プラスチック問題解決のためにスターバックスが実施している紙ストローの提供サービスは、紙独特の味や触感によってドリンクの風味が損なわれるため、CSV 活動によって消費者の知覚するサービス品質が低減してしまっている。また、こうした CSV 活動として実施されるサービスの改変は、企業の経営方針によって強制的に実施されるため、消費者に選択の余地はほとんどなく、CSV 活動の重要性を理解せぬまま一方的に CSV 活動への協力を強いられる状況も起きている。そのため、企業の取り組む CSV 活動によって強制的に利便性や快適性を失われた消費者は、社会的責任を果たす CSV 活動に対して不満を感じ、かえって企業イメージを低下させる恐れがあるだろう。したがって、企業が CSV 活動に取り組む際には、負担を強いる消費者の心理を考慮しながら、消費者に CSV 活動への取り組みを理解してもらい、協力を得るための説得方法を考えなければならない。

そこで本稿は消費者が CSV 活動を強制される際に知覚する否定的な感情に着目し、消費者が企業の取り組む CSV 活動に納得のうえで、協力してもらうための適切な説得メッセージを検討する。

第1章 研究背景

1-1 高まる環境意識に対応した CSV 活動

2015年9月の国連サミットで「SDGs (Sustainable Development Goals ; 持続可能な開発目標)¹」が採択されたことにより、国内外を問わず多くの人が環境問題に関心を寄せるようになった。SDGs とは、誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のための、2030年を年限とする17の国際目標のことを指す(経済産業省、2019)。SDGs の登場によって、世界規模で持続可能な社会の実現に向けた取り組みが進められており(鈴木、2018)、日本でも2016年5月に内閣に「持続可能な開発目標(SDGs)推進本部」が設置され、国を挙げて目標達成に向けた取り組みを強化している(風間ら、2022)。代表的な例として、2020年7月1日より経済産業省が開始したレジ袋の有料化²が挙げられる。プラスチック製買物袋を扱う小売業を営む全ての事業者を対象に有料化を義務付け、プラスチックごみの削減を目指している。また、SDGs は政府が推進するにとどまらず、民間企業にも SDGs の取り組みを経営戦略に組み込んで実践することが求められている(川島、2023)。実際に、コニカミノルタやオムロンなど多くの企業が、自社の事業と SDGs の共存を図るべく、新たにサステナビリティ、CSR を推進する部署を設置し、SDGs 達成に向けた取り組みを強化している(出見世、2021)。こうした政府や企業の積極的な取り組みにより、朝日新聞社が2024年1月に実施した第10回 SDGs 認知度調査³で、88.7%の人が「SDGs という言葉を聞いたことがある」と回答している。このような SDGs の認知度拡大に伴って、消費者の環境配慮意識が高まり、注目を集めているのが「エシカル消費」である(松尾、2022)。「エシカル消費」とは、個人の利益だけではなく、他者や環境の公的な利益も考慮しながら行う消費行動(田中、2012)であり、消費者庁は、「より良い社会に向けて、地域の活性化や雇用等を含む人や社会・環境に配慮した消費行動」と定義している。具体的には、環境負荷ができるだけ少ない物を優先して購入するグリーン購入やオーガニック製品の購入、フェアトレード製品や障がい者の作った製品、寄付付き製品の購入などがエシカル消費の例として挙げられる(今井、2021)。玉置(2015)は、消費者が自身に対する便益や満足を求めるだけでなく、社会貢献につながる製品を積極的に購入する消費行動が近年盛んに見られるようになったと指摘している。2020年に株式会社インテージリサーチが実施した「倫理的消費(エシカル消費)」に関する消費者意識調査⁴で、エシカル商品・サービスの購入状況・購入意向を尋ねたところ、購入状況にかかわらず今後の購入意向があると回答した人は81.2%に上った。社会問題を自分事として考える人が増えたことにより、エシカル消費が普及し、企業は事業を通じた社会課題の解決が求められるようになった(堀口、2021)。消費者は企業に対して、単に経済的利潤を追求するだけでなく、社会的な役割を果たすことを意識した経営を求めるようになっている(青木、2019)。

こうした社会の流れを汲み、近年、エシカルな事業活動に取り組む企業が徐々に増えている(大道、2017)。たとえば、サントリーホールディングス株式会社は「2030年までにグループが使用するすべてのペットボトルについて、リサイクル素材と植物由来素材に100%切り替え、化石由来原料の新規使用をゼロにする」という目標を掲げ、積極的にリサイクル素材の導入を進めている⁵。また、セブン&アイグループは環境宣言『GREEN CHALLENGE 2050』を掲げ、環境負荷を低減するための取り組みを行っている⁶。具体的には、販売期限が迫った商品を電子マネー等で購入した消費者に、税抜販売価格の5%分のボーナスポイントを付与するという「エシカルプロジェクト」を推進している。消費者が直接目にすることができる取り組みから、大規模な経営戦略としての活動まで、さまざまな形でエシカル経営が実施されていることが

わかる。製品やサービス間のコモディティ化が進む一方（泉水、2019）、環境にやさしい製品を使用することが社会的に望まれている現代においては、環境配慮型製品の普及を通して市場シェアを獲得することこそが、今後の企業間競争において重要な課題となっている（大内・横田、2010）。そのため、企業の社会的責任（CSR：Corporate Social Responsibility）や持続可能性（Sustainability）を経営の柱の一つに位置づける企業は増加しており（尾川、2020）、企業の社会的責任がより注目を集めているといえよう（蘭部、2009）。

企業の社会的責任を示す施策のひとつとして、長らく「CSR 活動」が有効な施策として注目されていた。ただ、CSR は事業や戦略から切り離されたところで、寄付や慈善活動などを実施することから、社会に貢献する機会が限定的であった（田畑、2022）。そこで、現在さらに関心が高まっているのが、本業の強みを活かしながら社会課題の解決を行う「CSV（Creating Shared Value）活動」である（笹谷、2020）。CSR 活動が企業の利益の一部を社会に還元する「消極的義務」である一方、CSV 活動は本業を活かして社会課題を解決しようとする「積極的責任」を強調する概念である（姜、2021）。CSV は、Poter and Kramer（2011）によって提唱された概念であり、「企業が社会のニーズや課題に取り組むことで、社会にとって価値を生み出すと同時に、経済的価値をも創造すること」である。CSV 活動の特徴は、収益を得た後に社会貢献活動を行うのではなく、企業活動そのものが社会的価値を創出するとともに、経済的利益を追求することができる点にある（尹・野口、2015）。現在、多くの企業が経済価値と社会価値の両立を実現するために積極的に CSV 活動に取り組んでおり（友成、2023）、キリン、味の素、イオンといった国内に留まらず、グローバルに事業を展開する会社も CSV を経営戦略の一部に位置付けている（玉村、2016）。たとえば、衣料品大手ファーストリテイリングのブランドであるユニクロは、2020 年より「RE.UNIQLO」という服のリサイクル活動に取り組んでいる⁷。本プロジェクトでは、服を服のまま再利用（REUSE）することに加えて、消費者から回収した服を新しい服に生まれ変わらせる循環型リサイクル（RECYCLE）を進めている。全国の店舗に回収ボックスを設置することで、消費者が店頭を訪れた際に不要になった衣類を寄付できるというシステムだ。衣服の提供という本業を活かしながら、服のリサイクル活動という形で社会貢献を実現している CSV の好例といえよう。

このような環境にやさしい経営を行うことは、単に企業の社会的責任を遂行するために重要なだけでなく、企業の評価、製品の売れ行きに重大な影響を及ぼす（白石、2016）。昨今は多少割高でも社会貢献型の製品を好んで選択する消費スタイルが広がっているため、社会的責任を果たす企業に対して消費者は好意的に評価する可能性が指摘されている（尾川、2020）。企業の SDGs 達成を目指す取り組みが業績や社内環境などの経営上の課題に対して与える影響を調査した研究（小葉、2023）では、SDGs への取り組みが企業イメージを高めることで売上にプラスに影響し、ステークホルダーとの良好な関係が事業承継問題を軽減していたことを明らかにしている。SDGs 達成を掲げた CSR や CSV の取り組みは、環境、社会に配慮した優良企業というイメージ向上につながるため、近年は SDGs 達成に向けた経営実践によって企業価値を高める大企業やベンチャー企業がみられるようになってきている（青木、2020）。なかでも、CSV 活動は新たな市場と企業価値を創出するための枠組みとして注目を集めており、大企業の取り組みはもちろん、中小企業が CSV を実現するための方策も議論が進められている（福沢、2017）。このように、CSV 活動がブランドロイヤルティの形成・強化、販売促進、業績上の利益増大に影響することも示唆されているため、多くの企業が CSR から CSV へ経営の仕方を転換している（白石、2019）。

1-2 CSV 活動の限界

環境配慮の意識が高まり、CSV 活動に積極的に取り組む企業の評価は高くなる一方で、実際に消費者の協力を得ることは難しいという点に CSV 活動の限界がある。CSV 活動への協力促進を阻害する要因のひとつに、消費者の環境問題に対する「意識」と「行動」の乖離が挙げられる（平湯、2018）。消費者は、環境問題への関心は高いものの、紙ストローの使用やエコバックの使用といった具体的な行動には結びつかない（野田、2000）。大内・横田（2010）は、企業が環境配慮型の製品を普及させることの難しさの一つに、必ずしもすべての消費者が商品を購入する際に環境を重視していないという点を挙げている。全ての消費行動は何らかの個人的便益を享受することを主な目標としているため（広瀬、1992）、消費者は自分の環境配慮行動が環境保全につながるとしても、日常生活の快適さや便利さなどが失われるならば、実行することを厭うだろう（野田、2000）。つまり、消費者が環境配慮行動を取るためにかかるコストが高い場合は、消費者の環境問題に対する意識があっても、CSV 活動に協力的な消費行動はなされにくいことが考えられる。車で行くところを歩いて行くことで、身体的エネルギー・移動の時間をより費やすことになるように、社会全体の利益に見合った行動を取るということは、行為者にとって労力や時間のコストがかかることになる（今井、2008）。たとえば、コーヒーチェーンであるスターバックスコーヒージャパン株式会社による紙ストロー導入の CSV 活動の事例は（野中、2020）、環境に配慮した活動である一方で、消費者にコストをかけている CSV 活動の事例といえよう⁸。近年マイクロプラスチックによる海洋汚染問題に対する社会的関心が高まっていることから（熊丸、2022）、大手外食企業を中心にプラスチックストロー廃止や紙製ストローへの転換が促進されている（大塚、2020）。スターバックスは2030年までに廃棄物・CO2排出量50%削減を目指し、使い捨てプラスチック削減の取り組みとして、2021年9月よりプラスチックストローを紙製のストローへと変更して提供を開始した。この取り組みは環境問題に取り組む社会的責任を果たしている一方で、消費者の飲み心地を損ねてしまうため、消費者の享受するサービス品質が低下する結果となった。実際に、紙ストローに対する消費者の意識調査⁹（オリコンモニターリサーチ、2022）によると、紙ストローに対して不快感が「ある」「ややある」と回答した人が約6割であった。したがって、CSV 活動は企業の好感度を高める一方で、中には消費者が今まで享受していた利便性や経済性を損なうという側面もある（古瀬、2022）。他にも、大手製紙メーカーである大王製紙株式会社は、2022年11月より生理用ナプキンの個包装を不織布個包装から紙包装に変更している¹⁰。しかしこのリニューアルにより、「紙包装は使いづらい」「開封時にパッケージが破れて不便」といったパッケージに対する批判だけでなく、「環境には配慮されているが、消費者を無視している」「他社製品に乗り換える」といったブランドの存続にも影響する批判も多数見受けられた。このように、環境への負荷を軽減した製品へのリニューアルは、快適性や経済性といった個人的便益が損なわれることが多いため、積極的に購入する消費者は少ないという現状がある（杉浦、1998）。

さらに、消費者にコストをかけるだけでなく、環境配慮を意識した製品やサービスの改変による CSV 活動には、消費者にとって選択の自由がないものが多い。そのため、消費者がこれまで享受していた利便性や経済性を失う改変であったとしても、消費者はなかば強制的に CSV 活動に協力しなければならない。消費者に費用、手間というコストの負担を強いる CSV 活動は、消費者に心理的リアクタンスを喚起する恐れがある。心理的リアクタンスとは、個人がある特定の自由を侵害された際に喚起され、自由の回復を目指す動機付けのことを指す（Brehm、1966）。リアクタンスが喚起された際には、制約された自由を回復するための行動が遂行されるかどうかにかかわらず、様々な主観的反応が伴う（Brehm & Brehm、1981）。たとえば、消費者が知覚する心理的リアクタンスの一つには「自由を脅かす他者への敵意の増大」（今城、1995）が挙げられ、消費者は CSV 活動への協力を強いる企業に対して、自由を脅かす脅威として否定的な感情を抱く

恐れがある。そこで本稿では、消費者の知覚する心理的リアクタンスを軽減しながら、コストのかかる CSV 活動への協力を得るための有効な説得方法を検討することで、企業の評価を高めるために有効な CSV 活動のあり方を論じる。

第2章 学術背景

2-1 心理的リアクタンスを感じさせない CSV 活動

前章では、CSV 活動が企業の社会的責任を果たし企業の評価を高める一方で、消費者に CSV 活動の協力を促す際には心理的な負担を強いる必要があるという限界を指摘した。とくに消費者が何かしらのコストの負担を強いられる CSV 活動は、消費者に心理的リアクタンスを喚起する恐れがある。さらに説得場面においては、説得の圧力が大きいほど態度の自由は脅かされてリアクタンスを強く感じ、説得された方向とは逆の方へ態度を変化させやすくなるため（今城、2012）、CSV 活動への協力が強制的であると、かえって非協力的な姿勢になると予想される。したがって、CSV 活動に消費者の参加を促す際、企業は消費者に可能な限りリアクタンスを感じさせないように説得方法を工夫する必要がある。

ただし、CSV 活動に消費者が協力するか否かを消費者の意思で決定できるかどうかによって、消費者が知覚するリアクタンスの大きさは異なるため、CSV 活動への協力を得るためには CSV 活動への協力が強制であるか選択制であるかが重要であろう。消費者が感じるリアクタンスの大きさは、個人がもつ決定の自由の程度により異なるため（今城、2005）、消費者に CSV 活動への協力を強制する力が強いほど、喚起されるリアクタンスは大きくなる。今城（1999）は、消費者がもつ行動の選択肢が削除されたり、決定の自由が制約された場合、リアクタンスが大きくなるとの予測を示している。たとえば、レジ袋の有料化は義務として消費者に強制されていることから、消費者の持つ決定の自由はほとんどない。そのため、リアクタンス喚起は大きくなるといえよう。一方で、リアクタンス喚起が小さくなると考えられる例として、コンビニエンスストアのセブンイレブンが2021年6月より実施している、「てまえどり」という取り組みが挙げられる¹¹。てまえどりは、商品購入後すぐに食べる消費者に対して、手前に置いてある商品から選び、購入してもらうことを促すことで食品ロスの削減を目指す取り組みである。商品棚に「すぐに食べるなら手前をえらぶ。『てまえどり』にご協力ください。」という店頭広告を掲示し、消費者に協力を求めている。この CSV 活動は、消費者に手前の商品を選ぶことを推奨するに留まっているため、消費者の決定の自由はある程度確保されていることから、リアクタンス喚起は小さいと考えられる。したがって、消費者の選択肢が少ない CSV 活動に協力を促す場合には、消費者がリアクタンスを高く知覚して CSV 活動への協力意図が低下する恐れがある。一方で、消費者が CSV 活動への協力を選択できる場合には、協力が強制される場合と比較して相対的にリアクタンスを弱く感じる事が推測される。

本稿は CSV 活動への協力が企業から強制されるか消費者に選択できる余地があるのかによって消費者が感じる心理的リアクタンスが異なることに着目し、リアクタンスの強さを考慮した、CSV 活動への協力を促す適切な説得メッセージを検討する。

2-2 感謝メッセージとお願いメッセージ

環境問題は私的な利益を追求すると社会的な利益を損なうという社会的ジレンマの枠組みで捉えられ（谷口・藤井、2009；藤井、2001）、私的な利益を損ないながら社会的ジレンマを乗り越えて向社会的行動を行うように協力行動を促すコミュニケーションが求められる。そのため、本稿は消費者がコストを感じながらも CSV 活動に協力させるための効果的な説得コミュニケーション方法として、向社会的行動に対する人々の協力が期待できる説得コミュニケーションを参考に、具体的な説得方法を検討する。

まず、本稿は向社会的行動を促す説得コミュニケーションのひとつである「お願いメッセージ」に着目した。企業が消費者に対して CSV 活動への協力を求める際には、お願いのメッセージが用いられる例は多く見られる。たとえば「プラスチックごみ削減のため、紙ストローのご利用にご協力をお願いいたします」のようなメッセージを通して、消費者に CSV 活動への協力を促している例がみられる。お願いメッセージは、行動の依頼を含むコミュニケーションであり、具体的にどのような行動をすべきかという情報（勧告）を与えることができるため、消費者の実行意図を活性化させやすい（藤井ほか、2002）。説得意図が明確で、メッセージの内容も具体的であることから、消費者の行動意図が高まるため CSV 活動への協力を促すメッセージとして適切であるといえよう。しかし、お願いメッセージは説得意図が明確であるがゆえに、消費者の心理的リアクタンスを喚起させやすいことが考えられる。リアクタンス理論を説得場面に適応する場合、企業側の説得意図や消費者に対する承諾への圧力が大きいほど、消費者は自分の態度を自由に決定することは困難になるため、リアクタンスが喚起されやすい（今城、2005）。また、先述のとおり、リアクタンスが喚起されると選択の自由を侵害した企業側に対して敵意を感じるといった主観的反応が予想されるため、企業に対するイメージ低下につながる恐れがある。

そこで、リアクタンスを軽減する説得メッセージとして、感謝メッセージを取り上げる。感謝メッセージは、行為者が自己の欲求充足を優先した結果、他者に不快感を生起させる行為である社会的迷惑行為を抑制する説得メッセージとされており（斎藤、1999）、感謝メッセージの提示が向社会的行動の促進に結びつく可能性が示唆されている（田中、2015）。コンビニエンスストアのトイレで「きれいに使用していただきありがとうございます」という張り紙が貼られているように（友野、2014）、お願いメッセージとは異なる婉曲的な表現によって、トイレを綺麗に使用してもらうことを促している。感謝メッセージが社会的迷惑行為の抑止において効果を発揮する理由は、感謝メッセージによって提供される好意が、メッセージの受け手に互恵性規範を喚起するためである（油尾・吉田、2012）。互恵性規範とは、「好意を与えてくれた他者に対して同様のお返しをしなければならない」という規範のことである（Gouldner、1960）。感謝の言葉は受け手にとって一種の好意の表明と受け取られることから、感謝メッセージの受け手はその行為に報いる必要があるという互恵性規範に従って、向社会的行動を取ろうとする（油尾・吉田、2013）。また、油尾・吉田（2009）の研究では、好意の提供は受け手の反発心を喚起させず、むしろ好ましい印象すら与えながら社会的迷惑行為を抑止することが示されている。このことから、感謝メッセージによる好意の提供で、企業が消費者の心理的リアクタンスを軽減しながら CSV 活動への協力を促すことができると考えられる。

以上の先行研究より、お願いメッセージで CSV 活動への協力を求められた消費者は、明示的な説得意図により依頼されることで協力意図は高まるものの、説得に対してリアクタンスを知覚することが予想される。一方で、感謝メッセージを提示された消費者は、企業からの感謝の言葉を好意として受け取ることでリアクタンスを知覚しにくくなり、CSV 活動への協力意図が高まるだろう。本稿はこの二つの説得メッセージの違いが、消費者の CSV 活動への協力意図や心理的リアクタンスの評価に与える影響が異なることを検証する。

第3章 仮説

以上の議論を踏まえ、企業が消費者に CSV 活動への協力を促す際に、お願いメッセージと感謝メッセージのどちらが心理的リアクタンスを高めずに企業に対する好意的な評価を高め、消費者の協力意図を高めることができるのかを検証する。

消費者が知覚する心理的リアクタンスは、CSV 活動への協力の強制度によって異なり、CSV 活動への参加を強制されリアクタンスを強く感じる場合には、リアクタンスを軽減する効果が期待できる感謝のメッセージが効果的であると考えられる。一方で、CSV 活動への協力を選択でき、相対的に知覚するリアクタンスが弱い場合には、説得意図が明確で、消費者の CSV 活動に対する行動意図を高める効果が期待できるお願いのメッセージが効果的だろう。

また、消費者の環境問題に対する関心の強さの度合いによって CSV 活動のような環境配慮行動の動機や行動意図、実際の行動に影響することが指摘されている（小池ほか、2003）。そのため、消費者の環境問題に対する意識の高低によって、CSV 活動への協力意図やお願いメッセージと感謝メッセージの効果が異なるだろう。たとえば、環境意識が高い消費者であれば、環境配慮行動を好ましく感じるため、CSV 活動への参加を強制される場合でもリアクタンスは喚起されにくいことが考えられる。そのため、CSV 活動を強制したりお願いメッセージにより協力を求めることで協力意図が高まるだろう。一方で環境意識が低い消費者は、コストのかかる CSV 活動への協力を要請された場合にリアクタンスを感じやすく協力意図も低いと予想される。したがって、CSV 活動への協力を選択させ、感謝メッセージによりリアクタンスをできるだけ軽減することで協力意図が高まるであろう。以上の先行知見の議論をもとに、本稿では以下の仮説を検証する。

仮説1 CSV 活動への協力を強制された場合は、CSV 活動への協力を選択できる場合よりも、消費者はリアクタンスを強く感じる。

仮説2 CSV 活動への協力を強制された場合には、消費者はリアクタンスを強く感じるため、お願いメッセージよりも感謝メッセージを提示された方が CSV 活動への評価や協力意図が高まる。

仮説3 CSV 活動への協力を選択できる場合には、消費者はリアクタンスを相対的に弱く感じるため、感謝メッセージよりもお願いメッセージを提示された方が CSV 活動への評価や協力意図が高まる。

仮説4 仮説2・仮説3の結果は、消費者の環境意識の高さによって異なり、環境意識が低い消費者は高い消費者よりも、CSV 活動を選択でき感謝メッセージを提示された場合の方が、CSV 活動を強制されお願いメッセージを提示された場合よりも CSV 活動への評価や協力意図が高まる。

第4章 調査概要

4-1 調査について

本稿における調査は、20代女性442名を対象に場面想定法を用いたウェブ・アンケートを実施した。調査では、はじめに環境意識の高い消費者と低い消費者を分類するため、環境に配慮したサービスに対する考えを回答させた。その際に、大木ら（2022）の研究を参考に、「エシカル消費の実践の有無」、「エシカル消費の興味の有無」の項目を用いて被験者の分類を行った。

その後、「あなたは友人との約束の時間までゆっくり過ごすために、コーヒーショップでフラペチーノを注文しました。飲み物を受け取り、ストローをもらおうとすると、店員が『こちらの活動を行っています』とパネルを見せながら紙ストロー（とプラスチックストロー）を出してきました。」という教示文を被験者に提示した。その際に、被験者を CSV への協力強制群（n=220）と選択群（n=222）に分けたうえで、CSV への協力強制群には紙ストローのみを勧められた場面を想定させ、CSV への協力選択群には、店員が紙ストローとプラスチックストローの両方の選択肢を勧めてきた場面を想定させた。

次に、各群の被験者をさらに二つに分類し、それぞれ感謝メッセージ群とお願いメッセージ群としたうえで、各群に対して CSV への協力を要請する説得メッセージを提示した（図1）。一方は店からのお願いとして「紙ストローのご利用にご協力お願いします」というお願いのメッセージが書かれたパネルを提示するお願いメッセージ群、もう一方には店からのお礼として「紙ストローのご利用誠にありがとうございます」という感謝のメッセージを提示する感謝メッセージ群としてそれぞれ異なるパネル（店員が提示する CSV 活動への参加を促す説得メッセージ）を示した。

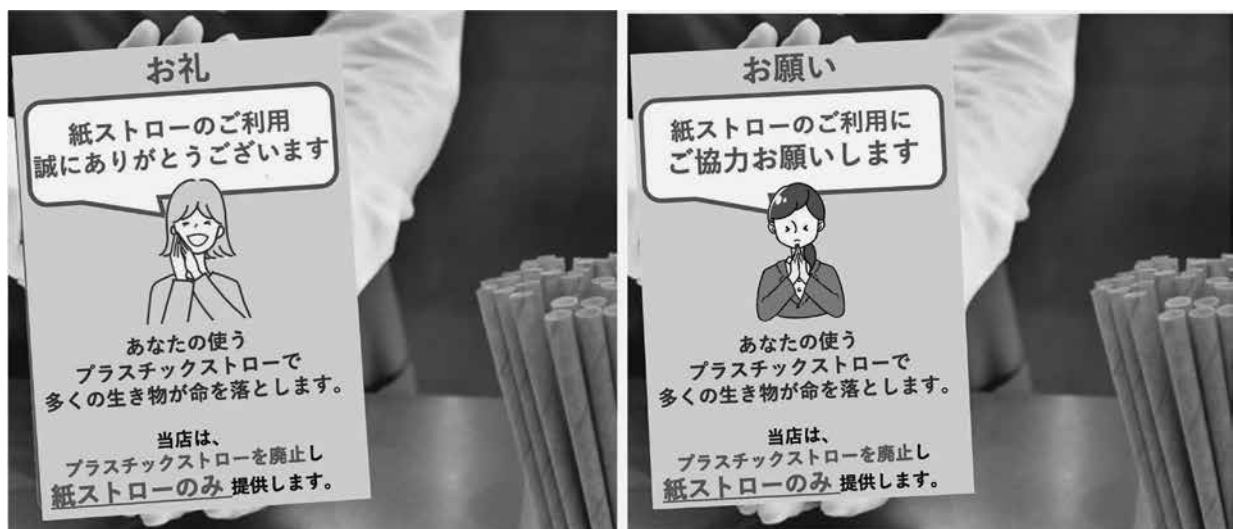


図1 CSV への協力を要請する説得メッセージ
(左：感謝メッセージのパネル、右：お願いメッセージのパネル)

(出典：筆者作成)

4-2 測定項目

調査対象者を環境意識の高い群と環境意識の低い群に分類するための測定項目は、元々のエシカル消費に対する意識とエシカル消費に関する自己支配感情の2項目を使用した。元々のエシカル消費に対する意識は大木ら（2023）を参考に、「環境に配慮したサービスに興味がある」「環境に配慮したサービスや環境に配慮して作られたモノを購入することがある」「紙ストローを積極的に使用する」「紙ストローの使用感が好き」の4項目で測定した。エシカル消費に関する自己支配感情は高本ら（2005）を参考に「環境に配慮したサービスの選択について、店や他人に干渉されたくない」「環境に配慮したサービスの選択について、指図されたくない」「環境に配慮したサービスの選択についての決定権は自分にある」「環境に配慮したサービスの選択については、自分の思うとおりにしたい」の4項目とした。

広告閲覧後の被験者の心理評価を測定するために、広告に対するリアクタンス、広告態度、広告理解度、広告対象への関心、紙ストロー利用意図、CSV 活動への態度、CSV 活動の社会貢献の評価、企業態度の計8項目とした。広告に対するリアクタンスは、高本ら（2005）を参考に「このパネルは自分の選択の自由を制限しようとしている」「このパネルに対し、押しつけがましさを感じる」「このパネルを見て、自分の自由が制限されたように感じた」「このパネルには、他人の意見を尊敬する姿勢が欠けている」の4項目で測定した。広告態度は Janiszewski et al. (1988) を参考に「このパネルは興味をそそられる」「このパネルは優れている」「このパネルは魅力的だ」「このパネルは気持ちのよいものだ」「このパネルは、好ましい」の5項目で測定した。広告理解度は石崎ら（2002）を参考に「このパネルは、分かりやすい」「このパネルの言っていることがよく理解できる」「このパネルは、有用な情報を伝えてくれている」の3項目で測定した。広告対象への関心は石崎ら（2002）を参考に「このパネルは自分の生活との関わりを感じる」「このパネルを見る前よりも紙ストローに関心を持った」「紙ストローを使ってみたくなる」「このパネルを見る前よりもこのコーヒーショップに関心を持った」「このパネルは自分のような者を対象としている」の5項目で測定した。紙ストロー利用意図は今城（2013）を参考に「このパネルを見て、紙ストローを使用したいと思う」「このパネルを見て、紙ストローを利用しなきゃと思う」「このパネルを見て、紙ストローを手にする」の3項目で測定した。CSV 活動への態度と CSV 活動の社会貢献の評価は Yuhmiin Chang et al. (2004) を参考に「紙ストローを推進する活動には非常に好感が持てる」「紙ストローを推進する活動を興味深いと感じる」「紙ストローを推進する活動の印象は良い」「紙ストローを推進する活動は魅力的である」の4項目で測定した。企業態度は Yuhmiin Chang et al. (2004) を参考に「このコーヒーショップには非常に好感が持てる」「このコーヒーショップを興味深いと感じる」「このコーヒーショップの印象は良い」「このコーヒーショップは魅力的である」の4項目を用いて測定した。

なお、全ての測定項目について、リッカート式7件法（「1：全く当てはまらない」～「7：とても当てはまる」）を用いて調査を行った。

第5章 調査結果

調査に協力した20代女性442名のうち、不備のあるデータを除き304名のデータを分析した。はじめに、エシカル消費に対する意識とエシカル消費に関する自己支配感情を測定し、各値の上位50%を環境意識高群、下位50%を環境意識低群として被験者を分類した。まず CSV への協力強制度とメッセージの種類、環境意識の三要因の分散分析を行ったところ、CSV への協力強制度の主効果がみられ、強制群の方が選択群よりもリアクタンス ($F(1,296)=3.218, p<.10$) が有意に高い傾向が示された (図2)。したがって、仮説1が支持され、CSV 活動への協力を強制された場合は、CSV 活動への協力を選択できる場合よりも、消費者はリアクタンスを強く感じる事が確認された。

また、環境意識高群の感謝メッセージ群において選択群の方が強制群よりも紙ストロー利用意図が高く ($F(1,296)=3.226, p<.10$)、環境意識低群の感謝メッセージ群において選択群の方が強制群より紙ストロー利用意図 ($F(1,296)=39.439, p<.001$)、CSV への態度 ($F(1,296)=30.759, p<.001$)、CSV の社会貢献の評価 ($F(1,296)=26.816, p<.001$) が高かった。したがって、消費者の環境意識の高さやメッセージの種類にかかわらず、CSV 活動への協力を強制されるよりも消費者が選択できる方が CSV への協力行動が促進され、CSV に対する評価も高まるといえる。

次に、メッセージの種類の主効果がみられ、お願いメッセージ群の方が感謝メッセージ群よりも広告理解度 ($F(1,296)=2.898, p<.10$) が有意に高い傾向であった (図3)。これは、感謝メッセージが婉曲的に紙ストローの利用を勧めているのに対して、お願いメッセージが明確な説得意図を示していることに起因し、消費者は直接的な表現で環境配慮行動を促された方が、企業に求められている行動を理解しやすいことが考

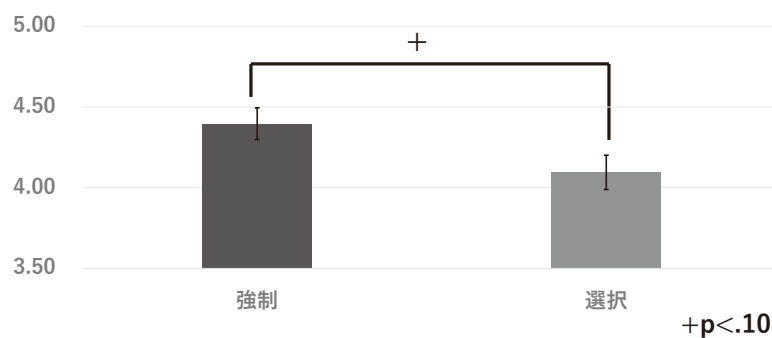


図2 CSV への協力強制度によるリアクタンスの違い
(筆者作成)

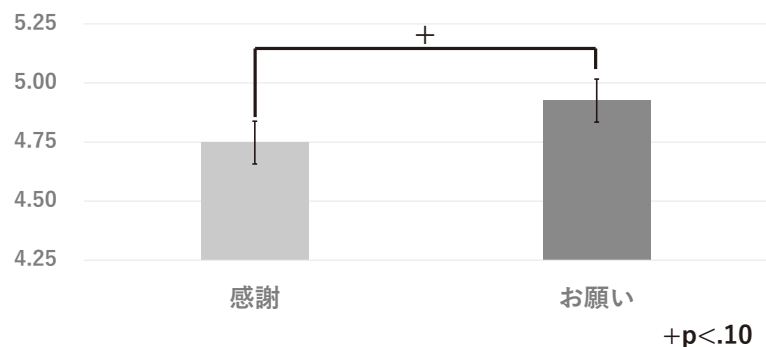


図3 説得メッセージの違いによる広告理解度への影響
(筆者作成)

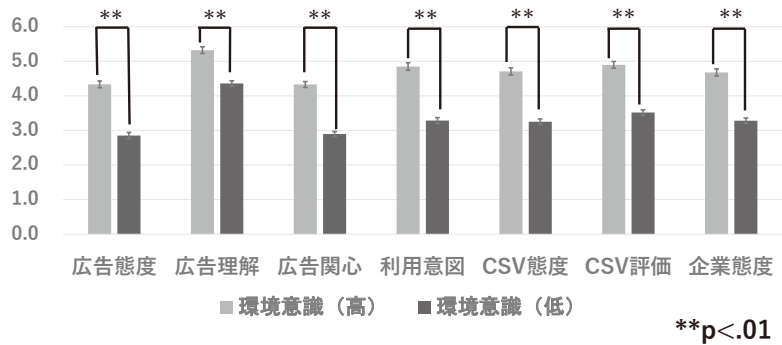


図4 環境意識の違いが心理評価に与える影響
(筆者作成)

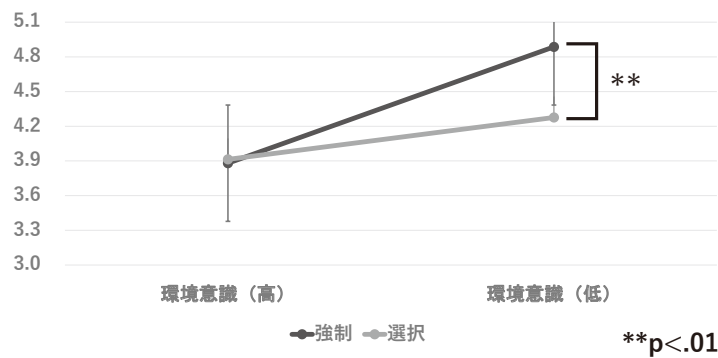


図5 環境意識と協力強制度によるリアクタンスの違い
(筆者作成)

えられる。

しかし、CSV への協力強制度とメッセージの種類の交互作用はみられなかったことから、CSV への協力を強制するか否かによって適切な説得メッセージの種類が異なるという仮説2と仮説3は支持されなかった。

さらに、消費者の環境意識の高さの違いが CSV 活動や広告に対する評価に与える影響については、消費者の環境意識の高さの違いの主効果がみられ、環境意識高群の方が環境意識低群よりも広告態度 ($F(1,296) = 99.080, p < .001$)、広告理解度 ($F(1,296) = 47.930, p < .001$)、広告対象への関心 ($F(1,296) = 128.812, p < .001$)、紙ストロー利用意図 ($F(1,296) = 102.031, p < .001$)、CSV への態度 ($F(1,296) = 99.779, p < .001$)、CSV の社会貢献の評価 ($F(1,296) = 94.600, p < .001$)、企業態度 ($F(1,296) = 88.985, p < .001$) が有意に高いことが示された (図4)。この結果は、消費者の環境問題への関心の強さが CSV 活動に取り組むための動機や行動意図、実際の行動に影響するという小池ら (2003) の先行研究を支持する結果であった。

次に、広告に対するリアクタンス ($F(1,296) = 3.998, p < .05$) において CSV への協力強制度と環境意識の交互作用が確認された。そこで単純主効果の検定 (Bonferroni 法) を行ったら、環境意識低群において強制群の方が選択群よりリアクタンス ($F(1,296) = 7.293, p < .05$) が高かった (図5)。つまり、環境問題に対して関心が低い人は CSV 活動への協力が選択できるよりも強制されると、企業に対する押しつけがましさをより強く感じたと予想される。また、紙ストロー利用意図 ($F(1,296) = 6.225, p < .05$)、CSV への態度 ($F(1,296) = 4.965, p < .05$)、CSV の社会貢献の評価 ($F(1,296) = 3.099, p < .10$) において三要因の交互作用が確認され、単純主効果の検定 (Bonferroni 法) を行ったら、強制群において環境意識低

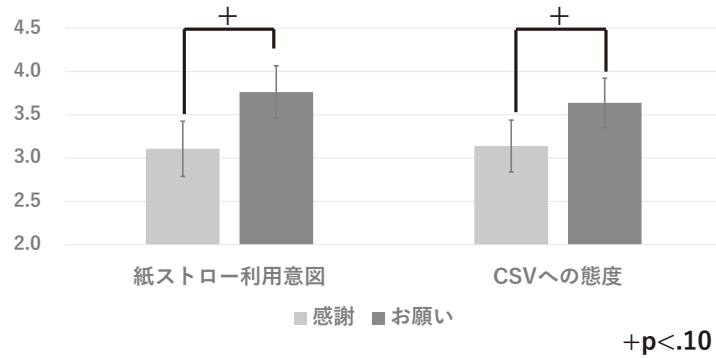


図6 環境意識低群が CSV 活動への協力を選択できる場合の心理評価
(筆者作成)

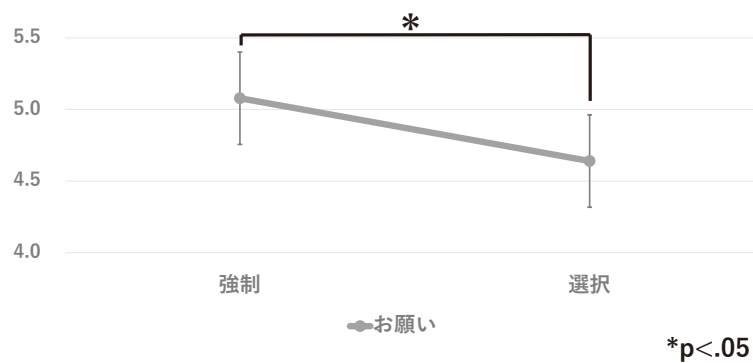


図7 環境意識高群がお願いメッセージを提示された場合の紙ストロー利用意図
(筆者作成)

群が高群よりリアクタンス ($F(1,296)=20.393, p<.001$) が高いことが示された。すなわち、CSV 活動へ協力するかどうかについて消費者に選択の自由がない場合、環境意識の低い人の方が高い人よりも CSV 活動への協力を強制されることに対して反発心を抱きやすいことが分かる。以上の二つの結果より、環境意識の低い消費者に対して CSV 活動への協力を企業が強制した場合にリアクタンスが高まることが示された。

また、環境意識の低い消費者の心理評価について、環境意識低群の選択群においてお願いメッセージ群が感謝メッセージ群よりも紙ストロー利用意図 ($F(1,296)=4.175, p<.10$) と CSV への態度 ($F(1,296)=2.734, p<.10$) が高いという結果がみられた (図6)。すなわち、環境意識が低い消費者に CSV 活動への協力を選択させる場合は、消費者に行動を直接促すお願いメッセージの方が協力行動を促進しやすいといえよう。

一方で、環境意識の高い消費者に対して CSV 活動への協力を促す場合には、環境意識の低い消費者とは異なる結果がみられた。環境意識高群のお願いメッセージ群において強制群の方が選択群よりも CSV への態度 ($F(1,296)=3.888, p<.05$) が高かったことから、環境意識が高い消費者に対しては、CSV への協力が強制されて企業からお願いされる場面で CSV 活動が肯定的に評価されることが示された (図7)。つまり、環境意識の高い人は、リアクタンスを感じやすい CSV 活動への協力を強制される場面でも、直接的な表現で環境配慮行動を依頼するお願いメッセージでさらに行動を促された方が、CSV 活動に対して良いイメージを形成しやすいことが分かる。以上のように、消費者の環境意識の高さによって CSV 活動への評価や協力意図が異なることが示された一方、環境意識の低い消費者は感謝メッセージよりもお願いメッセージで説得された方が紙ストローの利用意図が高まったという結果から、仮説4は一部支持された。

第6章 考察

本研究では、企業が取り組む CSV 活動に消費者の協力を得ることが課題となっているなかで、消費者が CSV 活動への協力を強制された際に喚起する心理的リアクタンスに着目し、リアクタンスを軽減しながら、CSV 活動への協力を促進できる説得方法を検討する目的で調査を行った。

調査の結果、CSV への協力を強制するか否かによって消費者の心理が異なることが確認され、仮説1は支持された。CSV を強制された方が、選択肢を設けられるよりも消費者が感じるリアクタンスを高めることが明らかになった。先行研究 (Brehm, 1966) でも指摘されているとおり、心理的リアクタンスは自由が侵害されたときに生じる自由の回復を目指す動機付けの状態であり、侵害される自由の割合が大きいほどリアクタンスは強く喚起される。そのため、消費者はプラスチックストローを使用するという選択肢を奪われ、紙ストローの使用を余儀なくされた CSV 活動の強制場面で、リアクタンスを強く感じたことが考えられる。

次に、CSV への協力を促す際の適切な説得メッセージについて検証した結果、CSV への協力を強制されるかどうかに関わらず、感謝メッセージよりもお願いメッセージを提示された方が、消費者は説得内容を理解しやすいことが示された。お願いメッセージは感謝メッセージと比較して、消費者に促したい行動(紙ストローの使用)を具体的に提案していることから、消費者の広告に対する理解度が高まったと考えられる。

ただし、CSV 活動への協力を強制するか選択させるかの違いによって適切な説得メッセージが異なるという仮説2と仮説3は支持されなかった。仮説2・仮説3が支持されなかった理由の一つには、CSV 活動への協力を強制するか選択させるかの違いがリアクタンスを感じさせる以外の心理評価の違いを生んだ可能性が考えられる。消費者が製品を選択する過程で、選択肢間の比較が行われるが、この比較は選好の形成に影響をもたらすことが指摘されており (Dhar and Simonson, 1992)、比較によって、選択肢は魅力を増すということが魅力効果によって説明できる (新倉, 2001)。魅力効果とは、選択肢中に含まれる明らかに選択される見込みのない商品が、それ以外の選択肢に与える影響のことを指す (Huber et al. 1982)。本研究の実験では、メッセージの種類にかかわらず、環境配慮行動として紙ストローの利用を被験者に促した。選択時に比較の主体となる選択肢はより魅力的になることから (Dhar and Simonson, 1992)、被験者に想定させた場面において、比較の主体は環境に配慮した紙ストローになっていることが考えられる。そこで、あえて環境に配慮していないプラスチックストローというオトリの選択肢を示すことで、環境に配慮できる紙ストローの魅力が増大し、紙ストローの利用意図が高まったことが推測できる。

また、本稿は感謝メッセージがリアクタンスを低減させることを想定していたが、調査の結果からは感謝メッセージが必ずしも消費者の行動意図を高めるわけではないことを示している。いくつかの先行研究が、感謝メッセージによって消費者が心理的負債感を知覚することを指摘している。感謝メッセージは、好意を与えることで互惠性規範を形成すると同時に、受け手は好意を与えてくれた送り手に対する返報義務、すなわち心理的負債を負うことになる (Greenberg, 1980)。感謝がポジティブな感情であるのに対して、負債感はネガティブな感情であり、好意の受け手が送り手に対して返報の義務を果たせていないと感じると、好意の提供者に対して否定的な評価を生起させる (白木・五十嵐, 2016)。被験者は先に CSV への協力に対する感謝を伝えられたことで負債感を強く感じ、感謝メッセージに対してリアクタンスを示したことが推測できる。負債感は消費者に対して不快感を喚起するだけでなく (張, 2013)、心理的苦痛や不安のようなネガティブな感情を伴うため、好意を与えてくれた相手とは関わりたくない、避けたいという相互作用の拒絶や回避をする傾向がみられる (河合・渡部, 2021)。つまり、消費者は感謝メッセージによる負債感から企

業を回避したいという感情を生起したため、感謝メッセージによる感謝を好意と捉えることができず、リアクタンスを軽減することができなかったことが考えられる。では、リアクタンスを軽減するためには、説得メッセージとしての感謝表現による好意の提供のほかにどのような方法が考えられるだろうか。清田・堀井(2017)は説得によって相手の行動を変えようとするのではなく、あくまで利点や体験談を示し、選択は相手の自由意思に任せることで心理的リアクタンスの喚起を回避できることを示している。本稿の調査では、感謝メッセージ、お願いメッセージともに、消費者の選択を CSV 活動への協力に方向づけていたことからリアクタンスを喚起してしまったと考えられる。よって、今後は CSV 活動への協力がどのようなメリットをもたらすのかといった内容を含むメッセージを再度検討していきたい。

最後に、消費者の環境意識の高さの違いが、CSV に対する心理評価にどのような影響をもたらすのかを検証した。その結果、環境意識の高い消費者の方が低い消費者と比較して、CSV への協力を求める説得メッセージに好意的な反応を示すだけでなく、協力意図も高まり、企業が取り組む CSV 活動も高く評価していた。これは、環境意識の高い人の方が環境問題を深刻に捉え、自分自身に環境汚染の責任があると認識し、環境に配慮した行動の有効性を大きく感じることに起因することが推測される(広瀬、1994)。一方で、環境意識低群が CSV への協力を選択できる状況では、お願いメッセージで説得された方が、紙ストローの利用が促進され、CSV に対してポジティブな印象を与えた理由としては、環境意識の低い人にとってお願いのメッセージは説得意図が明確で伝わりやすかったことが考えられる。環境意識の低い人は、環境問題に対して関心が低く、知識も不足している。また、水師(2016)は倫理的商品の購買において、社会問題への関心が低い人は、情報をあまり考えずに処理することを示している。そのため、環境配慮行動として紙ストローを使用してほしいという説得意図が伝わりやすく、メッセージの受け手にとって意味を理解しやすいお願いメッセージの方が、実際の行動に移しやすかったと推測できる。お願いのメッセージは感謝メッセージと比較して直接的な表現で、具体的な依頼を表すメッセージであることから、環境意識の低い消費者が CSV 活動への協力行動をとりやすかったと考えられよう。

一方で、環境意識の高い消費者に対して企業は環境に配慮した選択肢のみを提示し一貫して CSV 活動に取り組む姿勢を示しながら CSV 活動への協力をお願いすることで、CSV 活動への協力意向が高まるとわかった。その理由としては、環境配慮行動における行動意図を規定する一つの外的要因である、社会規範評価が環境意識の高い消費者の行動意図に影響を与えたことが考えられる。CSV 活動への協力がお願いメッセージによって求められている場面において、消費者には紙ストローを利用することで環境に配慮するべきという社会的規範が喚起されている。社会規範評価が行動意図に与える影響は、他者の目に触れる公的場面か目に触れにくい私的場面によって異なり(広瀬、1994)、公的場面の方が強い影響力を発揮することが示されている(大友ら、2004)。そもそも環境配慮を望ましいと考える人ほど、環境配慮行動に対する行動意図が高くなるが(竹橋・元吉、2016)、コーヒーショップという人目につきやすい場面が、CSV に協力するべきという社会規範の影響力を強化し、環境意識の高い消費者の行動意図を高めたのではないだろうか。さらに、中村・楠見(2007)は、消費者が規範意識の影響を受けて環境配慮行動をする目的に、罪悪感を感じないようにするためであることを示している。罪悪感是不道徳行動により喚起されるネガティブな感情である一方、向社会的行動を動機づける感情でもある(古川ら、2019)。すなわち、環境意識の高い消費者は、環境に配慮していない選択肢を選ぶことで生じ得る罪悪感を回避したいという気持ちが強いことが考えられる。そのため、環境意識の高い消費者は、環境に配慮していない選択肢があるよりも、一貫して CSV 活動を強制してくれた方が納得でき、企業の CSV 活動を好意的に捉えることが考えられよう。以上のことから、環境意識の高い人には CSV 活動への協力を強制しつつ、さらにおお願いメッセージによって協力を求めた方が効果的であると提言できよう。

おわりに

本研究では、企業が取り組む CSV 活動に消費者に納得してもらいながら協力を得るための説得メッセージを検討した。そして、CSV 活動への協力を強制すると消費者は不快に感じることに、CSV 活動への協力を率直にお願いするメッセージが消費者の企業が求める CSV 活動への協力に対して理解を促進するだけでなく、環境意識の低い消費者の協力意向を高めることが明らかになった。この結果は、これまで消費者の心理に効果的であるとの指摘が多かった先行研究に対して CSV 活動の限界を示した点で学術的に貢献した。

また、CSV 活動への協力をお願いする説得メッセージを提示する際に、環境意識の高い消費者に対しては企業の CSV 活動を強制しながら協力をお願いすることが効果的である一方、環境意識が低い消費者に対しては、CSV 活動に参加するかどうか選択できるようにしたうえでお願いすることで協力を促すことができると示された。したがって、消費者の環境意識の高さに応じて CSV 活動の選択肢の提示方法を変えることが効果的であると提言でき、マーケティング実務にも貢献する示唆を与える。

近年、企業が積極的に取り組んでいる環境に配慮したパッケージやサービスの改変は、企業の社会的責任の遂行という面で高く評価される一方、消費者の製品やサービスに対する満足度を低減する場合もある。とくに消費者の知覚品質が低下する CSV 活動の場合、消費者は商品やサービスに満足することができず、CSV 活動を否定的に評価する恐れがある。実際にスターバックスは2020年から紙製ストローを強制的に提供する CSV 活動を行っていたが、消費者が紙製ストローの使用感を不快に感じたために、2025年1月より紙製ストローの利用を停止することを発表した¹²。環境配慮の気運が高まっているものの、利便性や快適性を失ってまで企業の CSV 活動に協力したい消費者はわずかであることから、消費者に負担をかける CSV 活動への取り組みへの理解を促し、CSV 活動への協力を依頼する説得メッセージを検討することは重要な課題である。本研究の議論は、消費者に協力を依頼しながら社会的責任を遂行する必要がある企業に対して、CSV 活動を円滑に進めるための示唆を与えたといえよう。

今後も、消費者の知覚する商品やサービス品質の低下が伴う CSV 活動において、消費者が感じる不快感や負担感を軽減するための方法や、環境意識の違いに応じた協力促進を目指すアプローチ方法の検討など、CSV 活動を活性化するために企業が取り組むことができる工夫に関して積極的な議論が期待される。

謝辞

本研究を進めるにあたり、終始熱心なご指導をいただいた諸上茂光先生、木暮美菜先生には心より感謝の意を表します。また、学会発表という貴重な機会を与えてくださり、発表に向けた準備にも貴重なお時間を割いて丁寧にご指導をいただきました。本当にありがとうございました。

また、終始的確なアドバイスと励ましの言葉をくださった15期の先輩方、お互いに切磋琢磨しながらも協力し合い、支え合ってきた16期、本研究の趣旨をご理解いただき、調査にご協力くださった皆様には感謝の念が堪えません。ありがとうございました。

最後に、四年間の学生生活を応援しながら支えてくれた家族に心から感謝します。

【脚注】

- ¹ 経済産業省 (2019) 「SDGs 経営ガイド」(最終アクセス 2025年1月10日)
- ² 経済産業省 (2020) 「プラスチック製買物袋有料化 2020年7月1日スタート」(最終アクセス 2025年1月10日)
https://www.meti.go.jp/policy/recycle/plasticbag/plasticbag_top.html
- ³ 朝日新聞社 (2024) 「【第10回 SDGs 認知度調査】若い世代で SDGs に高い関心 商品購入に影響も」(最終アクセス 2025年1月10日)
<https://www.asahi.com/sdgs/article/15212866>
- ⁴ 株式会社インテージリサーチ (2020) 「『倫理的消費 (エシカル消費)』に関する消費者意識調査報告書」(最終アクセス 2025年1月10日)
- ⁵ サントリーホールディングス「資源循環 サントリーグループのサステナビリティ」(最終アクセス 2025年1月10日)
https://www.suntory.co.jp/company/csr/env_circular/
- ⁶ 株式会社セブン & アイホールディングス「GREEN CHALLENGE 2050 | サステナビリティ」(最終アクセス 2025年1月10日)
https://www.7andi.com/sustainability/g_challenge/
- ⁷ 株式会社ファーストリテイリング (2020) 「プレスリリース：お客様とともに“服を次に生かす”「RE.UNIQLO」始動 服を再利用した新商品第1弾「リサイクル ダウンジャケット」が11月2日(月)発売開始 ダウン商品の回収活動を今秋からグローバルで展開」(最終アクセス 2025年1月10日)
https://www.uniqlo.com/jp/ja/contents/corp/pressrelease/2020/09/recycledown_20091716.html
- ⁸ スターバックスコーヒージャパン株式会社 (2021) 「プレスリリース：スターバックス国内店舗で、2021年9月より順次フラペチーノ®をFSC®認証紙ストローで提供店舗で提供するすべてのストローが紙製に」(最終アクセス 2025年1月10日)
https://www.starbucks.co.jp/press_release/pr2021-4377.php
- ⁹ オリコンモニターリサーチ (2022) 「【意識調査】紙ストロー導入は意味ある？ プラ削減効果に疑問の声、危惧される客離れ『あまりにメリットが少ない』」(最終アクセス 2025年1月10日)
<https://beauty.oricon.co.jp/special/101695/>
- ¹⁰ 大王製紙株式会社 (2022) 「ニュースリリース：『エリス新・素肌感』紙包装にリニューアル！」(最終アクセス 2025年1月10日)
<https://www.daiopaper.co.jp/news/%E3%80%8C%E3%82%A8%E3%83%AA%E3%82%B9-%E6%96%B0%E3%83%BB%E7%B4%A0%E8%82%8C%E6%84%9F%E3%80%8D-%E7%B4%99%E3%81%AE%E5%80%8B%E5%8C%85%E8%A3%85%E3%81%AB%E3%83%AA%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%82%A2%E3%83%AB/>
- ¹¹ 株式会社セブン & アイホールディングス (2021) 「食品ロスへの対応 消費者庁、農林水産省、環境省、と『てまえどり』の取り組みを失しています！」(最終アクセス 2025年1月10日)
https://www.7andi.com/sustainability/statement/action/foodloss_20210603/index.html
- ¹² スターバックスコーヒージャパン株式会社 (2024) 「プレスリリース：飲み心地の良さと、環境負荷低減を両立植物などから生まれたバイオマス素材「生分解性バイオポリマー Green Planet®」のストロー提供開始 沖縄県内の全32店舗で2025年1月23日(木)より先行導入し、25年3月上旬より順次、全国に拡大 リソースポジティブ実現へ、環境に配慮した店舗づくりやコーヒークサスのリサイクルも加速」(最終アクセス 2025年1月10日)
https://www.starbucks.co.jp/press_release/pr2025-5333.php

【参考文献】

- ・ Brehm, J. W. (1966). *A theory of psychological reactance*. New York: Academic Press.
- ・ Brehm, S. S., and Brehm, J. W. (1981). *Psychological reactance: A theory of freedom and control*. New York: Academic Press.
- ・ Chang, Y., and Thorson, E. (2004) “Television and web advertising synergies,” *Journal of advertising*, 33 (2), pp.75-84.
- ・ Dhar, R., and Simonson, I. (1992) “The effect of the focus of comparison on consumer preferences,” *Journal of Marketing Research*, 29 (4), pp.430-440.
- ・ Gouldner, A. W. (1960) “The norm of reciprocity: A preliminary statement,” *American Sociological Review*, 25, pp.161- 178.
- ・ Greenberg, M. S. (1980) “A theory of indebtedness,” *Social exchange: Advances in theory and research*. Boston, MA: Springer US, pp.3-26.
- ・ Huber, J., Payne, J. W., and Puto, C. (1982) “Adding asymmetrically dominated alternatives: Violations of regularity and the similarity hypothesis,” *Journal of consumer research*, 9 (1), pp.90-98.

- ・ Janiszewski, Chris (1988), “Preconscious Processing Effects: The Independence of Attitude Formation and Conscious Thought,” *Journal of Consumer Research*, 15 (September), pp.199-209.
- ・ Locke, E. A. (1997) “Self-efficacy: The exercise of control,” *Personnel psychology*, 50 (3), pp.801.
- ・ Porter, M. E., & Kramer, M. R. (2018) “Creating shared value: How to reinvent capitalism—And unleash a wave of innovation and growth,” *Managing sustainable business: An executive education case and textbook*. Dordrecht: Springer Netherlands, pp.323-346.
- ・ 相川充 (1984) 「援助者に対する被援助者の評価に及ぼす返報の効果」『心理学研究』第55巻,第1号,pp. 8-14
- ・ 青木崇 (2009) 「日本企業の不祥事と企業の社会的責任」『日本経営倫理学会誌』第16巻,pp. 43-52
- ・ 青木崇 (2019) 「企業価値経営に向けた日本企業の SDGs への取り組みと今後の課題: CSR, ESG との関連で」『商大論集 = Journal of University of Hyogo』第70巻, 第2・3号,pp.239-254
- ・ 青木崇 (2020) 「事業成長の機会に向けた日本企業の SDGs 達成の経営実践: 長期ビジョン設計と市場の獲得」『国際研究論叢:大阪国際大学紀要』第33巻,第3号,pp. 21-31
- ・ 新井恭子 (2006) 「関連性理論における「広告のこぼれ」の分析」『経営論集』第68巻,pp. 79-91
- ・ 石崎徹・水野由多加・広瀬盛一 (2002) 「消費者満足と広告表現記憶に関する研究」,『広告科学』第43巻,pp.99-124
- ・ 泉水清志 (2019) 「倫理的消費の経験と態度: 婚姻の有無・職業による検討」『育英短期大学研究紀要』第36号,pp.15-28
- ・ 今井久 (2021) 「エシカル消費に関する一考察」『研究年報社会科学研究』 pp.41-52
- ・ 今井芳昭 (2008) 「環境配慮行動を促すための社会心理学的アプローチ」『「エコ・フィロソフィ」研究』第2号,pp. 107-128
- ・ 今城周造 (1995) 「禁止された立場の受容にリアクタンスが及ぼす効果: 自由への脅威が態度と一致する場合に通常生じる効果は何か」『社会心理学研究』第11巻,第2号,pp. 75-83
- ・ 今城周造 (1999) 「説得におけるリアクタンス効果の研究-自由侵害の社会心理学」第148号,pp.1-11
- ・ 今城周造 (2005) 「説得への抵抗と心理的リアクタンス: 自由の文脈・決定・選択肢モデル」『心理学評論』第48巻, 第1号,pp. 44-56
- ・ 今城周造 (2012) 「他者に向けられた圧力の大きいコミュニケーションの説得効果-圧力がリアクタンスまたは承諾をもたらすのはどんな場合か?」『昭和女子大学生活心理研究所紀要』第14巻,pp.1-9
- ・ 今城周造 (2013) 「製品入手可能性の制約が購買意図に及ぼす効果: リアクタンス理論による分析」『昭和女子大学生活心理研究所紀要』第15号,pp.1-10
- ・ 大内紀知・横田祐美 (2010) 「環境配慮型製品における意味的価値と普及戦略」『年次学術大会講演要旨集』第25巻,pp.549-552
- ・ 尾川佳子 (2021) 「企業の印象評価に影響を与える要因に関する一考察」『桜美林大学研究紀要』,社会科学研究,第1号,pp.1-15.
- ・ 大木美梨・鈴木貴久・森川美絵 (2023) 「女子大学生を対象とした食生活に関するエシカル消費の認識と実践に関するアンケート調査報告」津田塾大学『総合政策研究所報』2021-2022 年度, pp.43-54
- ・ 大塚佳臣 (2020) 「海洋プラスチック問題の情報提供がレジ袋・プラスチックストローの提供廃止賛否意識に与える影響評価」『土木学会論文集』,G(環境) 第76巻,第6号,pp. II_343-II_353
- ・ 大友章司・広瀬幸雄・大沼進・杉浦淳吉・依藤佳世・加藤博和 (2004) 「環境に配慮した交通手段選択行動の規定因に関する研究: パーク・アンド・ライドの促進に向けた社会心理学的アプローチ」『土木学会論文集』第772号,pp. 203-213
- ・ 大道良夫 (2017) 「エシカルと環境経営」『廃棄物資源循環学会誌』第28巻,第4号,pp.293-302
- ・ 柿崎洋一 (2016) 「企業の統合的な社会的責任の概念的枠組」『経営力創成研究』第12号,pp. 61-74
- ・ 風間正行・大川泰二・大西康晴 (2022) 「日本における企業の SDGs の取り組み状況と物流政策での言及について」『ロジスティクスシステム = Logistics systems』第31巻,第4号,pp. 34-39
- ・ 河合香・渡部玲二郎 (2022) 「心理的負債感と被援助志向性の関連について」『教育学部紀要 (教育科学)』第71巻,pp.567-584
- ・ 川島和浩 (2023) 「中小企業における SDGs 経営の課題と展望」『中小騎乗会研究』第9号,pp.27-28
- ・ 姜京守 (2021) 「企業の CSV 活動は顧客ロイヤリティに及ぼす影響を与えるのか?」『関西外国語大学 研究論集』第113号,pp.265-284
- ・ 木村大・柴田清 (2019) 「消費者の環境配慮行動と生活上の価値観の関係」『日本 LCA 学会誌』第15巻,第2号,pp.199-210
- ・ 清田奈甫・堀井俊章 (2017) 「教授・学習場面における説得効果を高める言葉がけ: 心理的リアクタンス喚起を防ぐには」『教育デザイン研究』第8巻,pp. 71-79
- ・ 熊丸博隆 (2022) 「プラスチック海洋汚染問題がプラスチックから紙への製品素材代替に与えた影響」『廃棄物資源循環学会研究発表会講演集』第33回廃棄物資源循環学会研究発表会, 一般社団法人 廃棄物資源循環学会,pp. 161

- ・小池俊雄・吉谷崇・白川植樹・澤田忠信・宮代信夫・井上雅也・三阪和弘・町田勝・藤田浩一郎・河野真巳・増田満・鈴木孝衣・深田伊佐夫・相ノ谷修通. (2003)「環境問題に対する心理プロセスと行動に関する基礎的考察」『水工学論文集』第47巻,pp.361-366
- ・小葉武史 (2023)「SDGs への取り組みが企業経営に与える影響」『産業経営研究』第42号,pp. 25-34.
- ・斎藤和志 (1999)「社会的迷惑行為と社会を考慮すること」『愛知淑徳大学論集』第24巻,pp.67-77
- ・櫻井克彦 (2005)「現代の経営環境と企業の社会的責任」『中京経営研究』第15巻,第1号,pp. 11-27
- ・白木優馬・五十嵐祐 (2016)「向社会的行動の受け手の感謝および負債感を喚起する要因の検討」『心理学研究』,第87巻,第5号,pp. 474-484
- ・笹谷秀光 (2020)「CSR と CSV を併用する『SDGs 経営』」『地域学研究』第50巻 (2),pp.391-402
- ・白石弘幸 (2016)「環境経営の訴求とブランディング: えびせんべいの里を事例に」『金沢大学経済論集』第37巻,第1号,pp.23-60
- ・白石弘幸 (2019)「環境 CSV 戦略の組織的遂行: サントリーの事例研究」『金沢大学経済論集』第40巻,第1号,pp.1-34
- ・水師 裕 (2016)「倫理的消費の購買状況対応モデル: 価格類似性、共感、モラルによる分析」『日経消費インサイト』第34巻,pp.48-51
- ・杉浦淳吉 (1998)「環境配慮行動の承諾に及ぼす要請内容と要請主体の効果」『実験社会心理学研究』第38巻,第1号,pp.39-47
- ・鈴木秀生 (2018)「SDGs への政府の取組」『学術の動向』第23巻,第1号, pp.48-51
- ・藺部靖史 (2009)「企業の信頼を向上させる企業の社会貢献活動の属性」『広告科学』第50巻,pp.79-90
- ・高本雪子・吉見恒平・深田博己 (2005)「リアクタンス尺度の検討」『広島大学心理学研究』第5号,pp.51-68
- ・竹橋洋毅・元吉忠寛 (2016)「動機づけ理論に基づく環境配慮行動の分析」『Annual Report 2016』,pp.2-11
- ・田中知恵 (2015)「記述的規範と感謝メッセージの送り手の印象が迷惑行為の抑制意図に及ぼす影響」『明治学院大学心理学紀要』第25巻,pp. 35-44
- ・田中洋 (2012)「マーケティングから見た倫理的消費の可能性」CEL,第98巻,pp.30-33
- ・谷口綾子・藤井聡 (2009)「社会的ジレンマでの協力的行動を記述する『階層的規範活性化モデル』の提案: 理論的検討と交通・環境・まちづくり問題への適用」『土木学会論文集 D』第65巻,第4号,pp. 432-440
- ・田畑和彦 (2022)「CSV 経営の今日的意義と課題」『静岡産業大学 情報学部 研究紀要』第24号
- ・玉置了 (2015)「消費者の共感性が倫理的消費にもたらす影響」『商経学叢』第61巻,第3号,pp.181-194
- ・玉村雅敏編著 (2016)「ソーシャルパワーの時代」,産学社
- ・張セイナ (2013)「顧客の感謝の念-リレーションシップ・マーケティングのジレンマ」,早稲田大学大学院商学研究科修士論文
- ・出見世信之 (2020)「SDGs への企業・大学の取り組み」『明大商学論叢』第102巻,第4号,pp. 1-13.
- ・友成真一 (2023)「CSV 活動が企業の経済的パフォーマンスに与える影響に関する研究: 顧客視点に焦点をあてて」『環境情報科学』第52巻 (1), pp.129-129
- ・友野聡子 (2014)「社会的迷惑行為の抑止策としての感謝メッセージ」『宮城学院女子大学研究論文集』第119号,pp. 51-56
- ・中村絵美子・楠見孝 (2007)「環境配慮行動に及ぼす罪悪感と社会的規範の影響」『日本認知心理学会発表論文集』,日本認知心理学会第5回大会 ,pp. 150-150
- ・南斉規介 (2017)「資源のライフサイクルにおけるエシカル消費の役割」『廃棄物資源循環学会誌』第28巻,第4号,pp. 267-274
- ・新倉貴士 (2001)「比較と魅力: 選択肢間の関係と選択肢の選好」『商学論究』第48巻,第3号,pp.157-173
- ・野田朗子 (2000)「環境配慮型製品のマーケティング戦略: 普及に向けてメーカーと消費者との接点を探る」『同志社政策科学研究』第2巻,pp.69-92
- ・野中寛 (2020)「石油系樹脂を使わないバイオマス三次元成形の取組: ウッドストローを例として」『日本エネルギー学会機関誌えねるみくす』第99巻,第1号,pp. 27-32
- ・平湯直子 (2018)「環境配慮行動の規定因に関する理論と実証研究」『武蔵野大学政治経済研究所年報』第16号,pp. 225-247
- ・広瀬幸雄 (1992)「環境問題に関連する消費行動の意思決定モデル: Fishbein と Ajzen の態度・行動モデルの再検討」『心理学評論』第35巻,第3号,pp. 339-360
- ・広瀬幸雄 (1994)「環境配慮の行動の規定因について」『社会心理学研究』第10巻,第1号,pp. 44-55
- ・福沢康弘 (2017)「中小企業における CSV 実現に向けた一考察: ネットワークを媒介としたアプローチに関する検討」『開発論集』第100号,pp.141-160
- ・藤井聡 (2001)「TDM と社会的ジレンマ 交通問題解消における公共心の役割」『土木学会論文集』第667号,pp.41-58
- ・藤井聡・小畑篤史・北村隆一 (2002)「自転車放置者への説得的コミュニケーション」『土木計画学研究・論文集』第

19巻,pp. 439-445

- ・古川善也・安部主晃・中島健一郎（2019）「罪へのライセンス：罪悪感と向社会的行動に対するモラルライセンシング効果の検討：」『感情心理学研究』第27巻,第1号,pp.1-9
- ・古瀬公博（2022）「倫理的消費をめぐる消費者間の相互作用：ヴィーガニズムに関する予備的調査の報告」『武蔵大学論集』第69巻,第2・3・4号,pp.17-28
- ・堀口朋亨（2021）「エシカル消費の浸透による事業に与える影響に関する考察」, Doctoral dissertation, Kokushikan University Library and Information Commons
- ・松尾大佑（2022）「ブランドのエシカル属性が価格プレミアムに与える影響～SDGs時代における新製品開発マーケティングの活用に向けて～」『プロモーション・マーケティング研究』第15巻,pp. 29-47.
- ・油尾聡子・吉田俊和（2009）「迷惑抑止メッセージと記述的規範が社会的迷惑行為と感情に及ぼす効果」『応用心理学研究 = Japanese journal of applied psychology』第34巻,第2号,pp.155-165
- ・油尾聡子・吉田俊和（2012）「送り手との互惠性規範の形成による社会的迷惑行為の抑制効果: 情報源の明確な感謝メッセージに着目して」『社会心理学研究』第28巻,第1号,pp. 32-40
- ・油尾聡子・吉田俊和（2013）「社会的迷惑行為の抑止策としての好意の提供」『実験社会心理学研究』第53巻,第1号,pp. 1-11
- ・尹敬勲・野口文（2015）「共有価値の創造（CSV）の概念の形成と課題」,大塚祐保教授・石田修大教授・堀内国宏教授 定年退職記念号,『流経法學』第14巻,第2号,pp. 41-58

「大学進学率の男女差の地域差」を
生み出す要因は何なのか？

— 「女子生徒等の理工系分野への進路選択における
地域性についての調査，2021」を用いて—

小倉 美紗希

【目 次】

1 はじめに	161
2 先行研究	162
2.1 日本の大学進学の実状	162
2.2 大学進学の実域格差を扱った研究	163
2.3 大学進学の実男女格差を扱った研究	163
3 先行研究の課題と仮説	165
3.1 先行研究の課題	165
3.2 仮説	167
4 方法	169
4.1 使用データと分析枠組みの設定	169
4.2 分析に用いる変数	170
5 基礎的分析	171
6 分析	173
6.1 性別役割分業観の実域差	173
6.2 保護者・教師の進学期待の実男女差の実域差	174
6.3 女性教師と女子生徒の接触機会の実域差	175
7 結論と考察・今後の課題	178
注	180
文献	181

1 はじめに

日本における四年制大学¹⁾進学は、都市部に比べて地方が、男性に比べて女性が、遥かに不利な状況に置かれており、中でもその双方の不利益を被る「地方の女性」が取り残されている。大学進学の世界格差や男女格差に関する研究はこれまでに数多く行われ、取り残された「地方の女性」には焦点が当てられてきた。しかし、「地方の女性」の内部の多様性に着目した研究は、管見の限りほとんど行われてきていない。次章以降詳しく述べるように、同じ「地方」と言っても、県内での男子進学率と女子進学率の差（以下：大学進学率の男女差）が大きく、男性に比べて女性の進学率が顕著に低い地域がある一方で、県内の大学進学率の男女差が小さく、男女ほぼ等しい割合で進学する地域も存在する。

そこで本研究では、「地方」の中に存在する、「大学進学率の男女差が顕著な地域」とそうでない地域に着目する。これまでの教育格差研究が、一面的に「地方の女性」の抑圧を捉えてきたのに対し、本研究では「進学率の男女差の地域差」という観点を加え、従来と異なる地域区分で分析を行うことで、「地方の女性」内の進学状況の多様性に着目する点に新規性がある。分析では、「学校基本調査」による地域区分作成と、個票データの二次分析を組み合わせた手法をとる。

2 先行研究

2.1 日本の大学進学率の現状

日本の2023年度四年制大学進学率の全国平均は57.7%である（文部科学省 2023a）。日本では、2009年に18歳人口の二人に一人が大学に進学する「ユニバーサル・アクセス段階」（トロウ 1976）に突入して久しくなる。しかし、全国各地の高校生が等しく大学に進学する状況があるかと言われれば、そうではない。

表2-1は、2023年度の大学進学率を都道府県別に算出し²⁾、朴澤泰男（2016）が作成した地域区分と照らし合わせたうえで、その上位10県と下位10県を抜粋したものである。表2-1のとおり、大学進学率の高い上位10県は、進学率77.6%の東京都をはじめとする「大都市圏」が7県、首都圏・近畿圏に近い「中間地方」が3県となる。一方、下位10県のうち9県は、進学率40.1%の宮崎県をはじめとする「外縁地方」で占められている。トップの東京都とワーストの宮崎県では、2023年度時点で大学進学率に37.5ポイントもの差があり、都市部ほど大学進学率が高く、地方ほど低いという状況が明白である。松岡亮二（2019）に

表2-1 2023年度都道府県別大学進学率
（上位10県・下位10県を抜粋）

	都道府県	大学進学率	地域区分 （朴澤 2016）
1	東京都	77.6%	大都市圏
2	京都府	72.4%	大都市圏
3	山梨県	70.9%	中間地方
4	奈良県	62.6%	大都市圏
5	大阪府	62.1%	大都市圏
6	兵庫県	59.8%	大都市圏
7	神奈川県	59.8%	大都市圏
8	茨城県	59.5%	中間地方
9	広島県	57.7%	中間地方
10	千葉県	57.7%	大都市圏
			
38	長崎県	42.9%	外縁地方
39	佐賀県	42.7%	外縁地方
40	山口県	42.5%	中間地方
41	鹿児島県	42.2%	外縁地方
42	福島県	42.1%	外縁地方
43	山形県	42.0%	外縁地方
44	大分県	41.8%	外縁地方
45	岩手県	40.9%	外縁地方
46	秋田県	40.1%	外縁地方
47	宮崎県	40.1%	外縁地方

（出典：『学校基本調査（令和5年度）』をもとに筆者作成）

よると、20代～70代までの各世代で、三大都市圏³⁾出身男性の大卒割合は、それ以外の地域出身の男性の大卒割合よりも高い。女性の場合も、短期大学を含めた割合だが、同様に三大都市圏で高い。また、三大都市圏以外の地方でも、北海道・東北および九州・沖縄の15道県の方が、「三大都市圏に隣接する北関東から中国・四国に至る地域」の23県より、さらに大学進学率が低く、大学進学には「中心一周辺型の三重構造」があることが確認されている（佐々木 2006、上山 2013）。このように、大学進学において地域格差が存在することは、複数のデータや先行研究で示されている。

しかし、大学進学において格差を生み出す要因は、出身地域に限られない。大学進学にあたって、男性に比べて女性が不利な状況に置かれていることも、数多くのデータや先行研究が示している。例えば、男性の大卒割合は、地域に関わらず世代が若くなるにつれ上昇する一方で、女性の大卒割合が上昇するのは三大都市圏や大都市部だけである（松岡 2019）。以上より、大学進学においては、「非三大都市圏や郡部に住む『地方の女性』が取り残されている」（寺町 2022: 78）状況があることが確認できる。

出身地域や性別といった、本人の意思や選択では変えることのできない生得的な要素が原因で、受ける教育や進学行動に違いが生じるメカニズムは、「教育機会の不平等」として扱われ、教育社会学分野でも多くの研究が蓄積されてきた。次節以降、そうした先行研究を確認する。

2.2 大学進学 of 地域格差を扱った研究

まず、大学進学 of 地域格差を扱った研究では、人的資本や産業構造 of 地域差 of 観点などから、都市部に比べて地方 of 大学進学率 of 低い要因が明らかにされてきた。前節でも述べたように、大卒者や銘柄大学⁴⁾への進学者は都市部出身者に多く、学歴やそれに影響される職種、収入など、高い社会経済的地位にある人は都市部に多く集まっている。都市部では、塾や習い事といった教育サービスも多く偏在しており、美術館や博物館など文化的施設へのアクセスも容易である（松岡 2019）。

また、朴澤（2012、2014）によると、県外大学への進学率 is、男女ともに学歴間の相対賃金 of 大きい県ほど低く、その相対賃金 is、大卒労働需要 of 小さい県ほど大きい。すなわち、大卒労働需要 of 大きな県ほど、大学進学率 is 高まるのである。さらに、先行世代 of 就業状況から期待される正規就業機会 of 多い県ほど、大学進学希望および大学進学率 is 高くなることも示されている。しかし、大卒労働需要 or 正規就業機会といった雇用機会も、都市に比べて地方では限定的である。

加えて、地方ではそもそも通学圏内に大学が少なく、地方出身者は県外大学への進学やそれに伴う下宿の検討を迫られることから、大学進学に伴う経済的・心理的ハードルが高いことも指摘されている（寺町 2022）。

2.3 大学進学 of 男女格差を扱った研究

次に、大学進学 of 男女格差を扱った研究では、男性に比べて女性の大学進学率 of 低い要因の一つとして、家庭生活や学校生活の中で女性の進学アスピレーションが冷却されることが明らかにされてきた。

垂見裕子（2017）によると、子どもの学力にかかわらず、親の教育期待は子どもが男子の場合に高い。また、将来進みたい学校段階を教育年数に変換した進学アスピレーションは、小学校4年生時には女子が高いものの、小学校6年生時に男女差が見られなくなり、中学校3年生になる時点では男子が高くなる逆転現象が起きている。

学校生活を通して女性の進学アスピレーションが冷却される背景には、学校における「隠れたカリキュラ

ム」の存在が大きい。例えば、「男子が先、女子が後」に並んだ男女別名簿や、教科書の各所に固定的な性差観を助長する挿絵や記述が見られること、担当学年や職位が上がるほど男性教員の割合が高まり、管理職に就く女性教員が少ないという教員の職階構造などが、学校において男性優位の価値観を伝達する可能性が指摘されている（伊東ほか 1991、氏原 1996）。また、「男は理系、女は文系」「男は論理的、女は感情的」といったステレオタイプな価値観が、意図せずとも教員のメッセージの中に隠され、生徒が吸収・内面化していく過程があることも指摘されている（天野 1988）。このように、親の教育期待の男女差や、学校において伝達される固定的な性別役割分業観が、女性の進学アスピレーションを冷却し、結果として大学進学率の低さにつながっているのである。

さらに、女性の大学進学の不利益は、経済的な非合理性からも説明されてきた。日下田岳史（2021）によると、女性の大学進学が経済的合理性を持つライフコースパターンは、大学卒業後すぐに正規雇用の仕事に就き、60歳まで中断することなく働き続ける場合である。しかし、女性のライフコースは結婚や出産の影響を受けやすく、それらに伴う離職も少なくないため、必ずしも大学進学が経済的利点を伴うとは限らない。このように、女性は大学進学という投資を経済的に回収できる見込みが不明瞭なため、家族ぐるみで教育費を抑制しようとする選択がとられ、特に県外への進学が男子よりも難しくなることが指摘されている（日下田 2020）。

3 先行研究の課題と仮説

3.1 先行研究の課題

前章で述べたとおり、大学進学にあたって出身地域と性別によって格差が生まれるメカニズムは、数多くの先行研究が様々な観点から検討を重ねてきた。そして、「地方の女性」の抑圧は、そうした複数の先行研究やデータの組み合わせから指摘されてきたのである。

しかし先行研究には、大学進学において不利を抱える「地方の女性」の実態を、一面的に捉えている点に課題がある。すなわち先行研究では、「地方の進学率の低い地域」は一括りに扱われ、その内部で「進学率の男女差が顕著な地域」とそうでない地域が存在することを見逃してきたのである。

表3-1 2023年度都道府県別大学進学率の男女差の度合い（上位10県を抜粋）

	都道府県	進学率の 男女差	地域区分 (朴澤 2016)	大学進学率	大学進学率 の順位
1	山梨県	15.8ポイント	中間地方	70.9%	3位
2	埼玉県	11.4ポイント	大都市圏	56.2%	13位
3	北海道	9.8ポイント	外縁地方	50.7%	27位
4	滋賀県	9.7ポイント	大都市圏	53.0%	18位
5	静岡県	8.6ポイント	中間地方	51.5%	23位
6	千葉県	8.2ポイント	大都市圏	57.7%	10位
7	鹿児島県	8.0ポイント	外縁地方	42.2%	41位
8	大阪府	7.9ポイント	大都市圏	62.1%	5位
9	新潟県	7.6ポイント	中間地方	47.9%	32位
10	和歌山県	7.5ポイント	大都市圏	52.0%	21位

（出典：『学校基本調査（令和5年度）』をもとに筆者作成）

表3-1は、都道府県別に男女それぞれの2023年度大学進学率を算出し⁵⁾、男子の進学率から女子の進学率を引いた値の大きい上位10県を並べたものである。併せて、朴澤（2016）の地域三区区分とその県全体の2023年度大学進学率およびその全国順位を付している。

表3-1のとおり、男女差の顕著な10県には、男女差11.4ポイントの埼玉県をはじめとする「大都市圏」が5県、男女差15.8ポイントの山梨県など「中間地方」が3県、男女差8.0ポイントの鹿児島県など「外縁地方」が2県含まれており、地域区分にバラつきが見られる。また、山梨県の2023年度大学進学率が70.9%で全国3位なのに対し、鹿児島県は42.2%の41位であり、大学進学率の高さの傾向にも一貫性が見られない。

このように、「県内での進学率の男女差」という観点から大学進学に目を向けると、これまでとは異なる側面が見えてくる。すなわち、大学進学率の地域差は、「単純な進学者割合の高さの地域差」と、「性別による差の大きさの地域差」という二つの側面を持つのである。

これを踏まえて、大学進学率（高低）と男女差（大小）の二軸で地域を区分すると、「A 高進学率×男女差小地域」「B 高進学率×男女差大地域」「C 低進学率×男女差小地域」「D 低進学率×男女差大地域」の四

つに分けることができる。具体的なイメージは図3-1である。

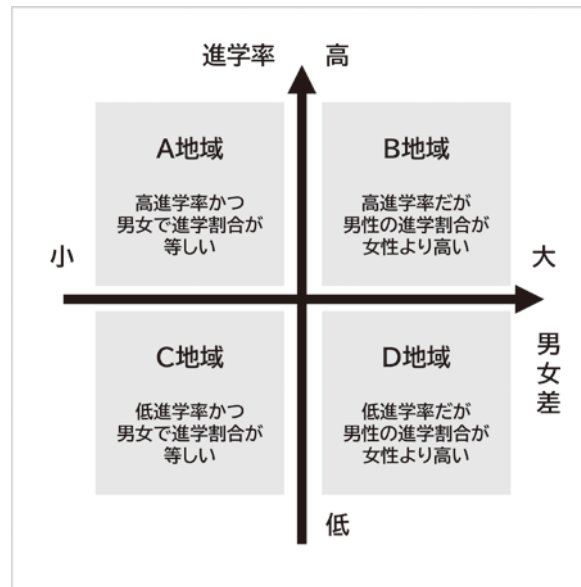


図3-1 地域四区分のイメージ
(出典：筆者作成)

「A 高進学率×男女差小地域」は、全国的に見て大学進学率が高く、かつ男女ともに同じくらい高い割合で大学進学する地域である。反対に、「C 低進学率×男女差小地域」は、全国的に大学進学率が低く、かつその割合が男女ともに同じくらい低い水準に留まっている地域である。「B 高進学率×男女差大地域」は、全国的に見て大学進学率が高いものの、女性に比べて男性の方が高い割合で進学する地域である。反対に、「D 低進学率×男女差大地域」は、全国的に見て大学進学率が低いうえに、女性の進学率は男性よりさらに低い水準に留まっている地域である。

低進学率地域には地方が多いため、先行研究の知見からは、「C 低進学率×男女差小地域」と「D 低進学率×男女差大地域」に「地方の女性」の進学率が低い構造が共通してあることが予想される。しかし、それだけでは男女差の地域差が生まれることが説明できない。例えば、同じ南九州で「外縁地方」に分類される熊本県と鹿児島県では、2023年度の大学進学率はそれぞれ44.3%と42.2%でほぼ変わらず、全国的に下位に位置している⁶⁾。しかし、熊本県の進学率の男女差が0.5ポイントしかないのに対し、鹿児島県では8.0ポイントもの男女差がある⁷⁾。このように、熊本県をはじめとする「C 低進学率×男女差小地域」と、鹿児島県をはじめとする「D 低進学率×男女差大地域」の間には、一括りな「地方の女性」という枠組みだけでは説明できない、「大学進学率の男女差の地域差」が生まれる構造があることが予想される。

以上より本研究では、「C 低進学率×男女差小地域」と「D 低進学率×男女差大地域」の比較をととして、低進学率地域において、「大学進学率の男女差の地域差」が生み出される要因を検討する。これまでの教育格差研究が、「地方と都市」「女性と男性」という対比で一面的に「地方の女性」の抑圧を捉えてきたのに対し、本研究では「進学率の男女差の地域差」という観点を加えることで、「地方の女性」内の進学状況の多様性に着目する点にその新規性がある。また、地理的条件や大学進学率の傾向が似た地域であっても、男女の進学状況は一樣ではないこと、およびその要因を明らかにできれば、女性の進学の後押しにより効果的な地域別の政策提言ができたり、エンパワメントにつながったりするのではないかな。

3.2 仮説

前章、前節では、大学進学格差が生まれるメカニズムを出身地域と性別の観点から扱った研究をそれぞれ確認し、そのうえで、先行研究が「地方の進学率の低い地域」を一括りに扱ってきたために、その内部で「進学率の男女差が顕著な地域」とそうでない地域が存在することを見逃してきた側面を指摘した。

地域格差を生み出す要因である人的資本、教育サービスの偏在や産業構造の特性などは、同じ「低進学率地域」で、その多くが地方である「C 低進学率×男女差小地域」と「D 低進学率×男女差大地域」で大きな差はないことが予想される。それよりも、D 地域において、女性の進学を抑制するようなメカニズムがはたっている、あるいはC 地域において、女性の進学を焚きつけるようなメカニズムがはたっているのではないか。

例えば、前章で述べたように、親の教育期待には成績にかかわらず男女差が存在している（垂見 2017）。また、青森県の20代～30代を対象にした調査では、「一家の生計を支えるのはやはり男の役割だ」という項目に約半数が肯定しており、性別役割分業意識が強固であることが指摘されている（羽淵 2018）。こうした意識の背景には、青森県の県民所得の低さなどの経済事情（一般財団法人青森地域社会研究所 2019）や、有効求人倍率が全国最低水準という若者の就業状況の厳しさ（李・石黒 2008）などがあると考えられる。経済面や就業構造は大学進学の地域格差を生む要因として着目されてきたものでもあり、同じ要因を抱える他の低進学率地域でも、性別役割分業観が残っている可能性が考えられる。また、次章で分類するとおり、本研究において青森県は「C 低進学率×男女差小地域」に分類されるが、「D 低進学率×男女差大地域」では、こうした固定的な性別役割分業観がより強固に残っているのではないか。以上より、D 地域の女性の進学行動を抑制している可能性のある要因として、地域に根付く性別役割分業観や、大人からの進学期待の男女差を挙げる。

また、C 地域において女性の進学行動を焚きつける可能性のある要因として、女性教師の影響を挙げる。生徒と教師の性別の組み合わせが成績に与える影響について分析した柿澤寿信（2017）によると、生徒と教師が同性である場合、特に女子の場合に、成績が顕著に向上する傾向があることが明らかになっている。この効果が最も顕著に表れる教科は英語で、次点で数学、理科において効果が見られる。このように、女性教師の存在が女子生徒の成績に影響する⁸⁾ことが明らかにされているが、その効果は、生徒の成績向上を媒介にして進学行動にも影響を及ぼしているのではないか。あるいは、前章で述べたとおり、性差のある教師の職階構造が「隠れたカリキュラム」として機能している中、女子生徒が女性教師と接触する機会の多寡は、女子生徒の希望進路やエンパワメントに影響を与えているのではないか。すなわち、C 地域ではD 地域より女性教師割合が高かったり、女子生徒が女性教師に教わる機会が多かったりするなどして、女性教師と女子生徒が接触する機会が多いのではないだろうか。

以上のことから、本研究では以下の三つの仮説を立てる。

- ① 固定的な性別役割分業観が強い地域では、女性が抑圧され、進学率の男女差が生まれる。C 地域よりD 地域で進学率の男女差が大きいことは、両地域の性別役割分業観の肯定度の差により説明される。
- ② 保護者や教師の進学期待の男女差が大きい地域では、女性が抑圧され、進学率の男女差が生まれる。C 地域よりD 地域で進学率の男女差が大きいことは、両地域の保護者や教師の進学期待の男女差の度合いの差により説明される。
- ③ 女性教師と女子生徒の接触機会が多い地域では、女性の進学が後押しされ、進学率の男女差が生まれなくなる。C 地域よりD 地域で進学率の男女差が大きいことは、両地域の女性教師と女子生徒の接触機会の差により説明される。

なお、仮説①は男女それぞれの性別役割分業観を C 地域、D 地域で比較する。そのうえで、C 地域よりも D 地域で性別役割分業観に肯定的な結果が見られた場合、仮説①は確認できたとみなす。

保護者・教師の進学期待の男女差の地域差を確認する仮説②は、「そもそも地域内で保護者・教師からの進学期待に男女差があるのか」、「男女差がある場合、その大きさに地域差が見られるのか」という二点を同時に確認する必要がある。そのうえで、C 地域では保護者や教師の進学期待に男女差が見られないのに対して、D 地域で男女差が見られれば、仮説②は確認できたとみなす。

仮説③は、女性教師と女子生徒の接触機会の地域差を確認するにあたり、2つの段階を踏む。なお、ここでいう「女性教師と女子生徒の接触機会の多寡」は、①地域内の女性教師比率と、②特定の教科を女子生徒が女性教師から教わる機会の二点から確認する。後者は、先述した先行研究（柿澤 2017）において、女子生徒が女性教師から英語や数学、理科を教わる場合に顕著な成績向上の効果が見られたことから、女子生徒がこれらの教科を女性教師から教わる機会に地域差があるのかどうか確認するためである。また、女子生徒が特定の教科を女性教師から教わる機会は、その地域の女性教師比率に関わることから、前提として前者も確認する。まずは、「学校基本調査」を用いて地域区分別の女性教師割合を算出し、地域によってその差が見られるのかを確認する。続いて、先行研究に倣い、教科ごとに女子生徒が女性教員に該当教科の授業を受けたことがあるかどうかを確認する。そのうえで、D 地域よりも C 地域の女性教師割合が高かったり、女子生徒が女性教師に教わる機会が多かったりする場合、仮説③は確認できたとみなす。

4 方法

4.1 使用データと分析枠組みの設定

本研究では、47都道府県を「大学進学率の高さ」と「大学進学率の男女差の大きさ」の二軸で四地域に区分する。そのうえで、女性の大学進学に影響を与えていそうな要因を、作成した地域区分ごとに検討するため、使用するデータは回答者の居住地が都道府県レベルで分かることが必須である。また、前章で挙げた仮説の検討のため、回答者の性別役割分業観や回答者が受ける大学進学期待、これまで受けてきた教育環境などが分かる質問項目が含まれていることも欠かせない。

以上より、これらの条件を全てクリアする「女子生徒等の理工系分野への進路選択における地域性についての調査, 2021」(内閣府男女共同参画局)⁹⁾を用いて二次分析を行う。調査対象者は全国の高校1～3年生で、有効回収数は5,040名、うち4,594名が高校生本人である。代理回答者と高校生本人では、事実認識や価値観などに相違がある可能性を考慮し、本研究では高校生本人の回答のみを分析対象とする。さらに、本研究では性別による差の分析が重要な意義を有することから、性別を「その他」と回答した40名は欠損値として扱い、計4,554名を分析対象とする。

また地域区分には、使用データに合わせた2021年度の「学校基本調査」(文部科学省)を使用する。これをもとに、「大学進学率の高さ」と「大学進学率の男女差の大きさ」の二つの基準値を作成し、都道府県を四区分する。まず、大学進学率軸の基準値の設定方法についてだ。2021年度の47都道府県それぞれの大学進学率を算出し、その中央値48.0%を基準値とする。それを超える地域を「高進学率地域」、下回る地域を「低進学率地域」とした。また進学率の男女差軸では、同様に47都道府県それぞれの進学率の男女差の中央値である5.9ポイントを基準値とし、超える地域を「男女差大地域」、下回る地域を「男女差小地域」と設定した。そして、それぞれの組み合わせを便宜的に「A 高進学率×男女差小地域」「B 高進学率×男女差大地域」「C 低進学率×男女差小地域」「D 低進学率×男女差大地域」と名付けた。区分は表4-1のとおりで、A地域に10県、B地域に14県、C地域に13県、D地域に10県が含まれている。

さらに、補足的なデータの確認には「学校基本調査(令和5年度)」を使用する。

このように本研究では、地域区分には「学校基本調査」を、仮説の検討には個票データを使用し、マクロデータとマイクロデータを組み合わせた研究手法をとっている。これにより、都道府県を四区分した「地域」

表4-1 分析に使用する地域区分

A高進学率×男女差小地域(10県)	B高進学率×男女差大地域(14県)
東京、岐阜、京都、兵庫、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、福岡	茨城、栃木、埼玉、千葉、神奈川、石川、福井、山梨、静岡、愛知、滋賀、大阪、奈良、和歌山
C低進学率×男女差小地域(13県)	D低進学率×男女差大地域(10県)
青森、岩手、秋田、山形、福島、富山、鳥取、山口、高知、長崎、熊本、宮崎、沖縄	北海道、宮城、群馬、新潟、長野、三重、島根、佐賀、大分、鹿児島

(出典：筆者作成)

を単位としながらも、その地域内の個人の価値観や教育環境の傾向を分析することが可能になるのである。

4.2 分析に用いる変数

次に、分析に用いる変数について整理する。独立変数は、「地域区分」である。前節で述べた区分方法を用いて、47都道府県のデータの再割り当てを行った。地域区分別の回答者度数分布は表4-2のとおりである。また、回答者の男女比率は表4-3のとおりである。なお、前節で述べたように、性別を「その他」と回答した40名は欠損値として扱う。

次章の基礎的分析で従属変数として用いる「家庭の暮らし向き」は、元の質問項目で尋ねられている「大変苦しい」「やや苦しい」を「苦しい」に、「普通」はそのまま「普通」に、「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」を「ゆとりがある」に再割り当てした。続いて、同様に基礎的分析で従属変数に用いる「母親教育年数」は、元の調査票では最終学歴として尋ねられており、「中学校」「高校」の場合は「12年以下」、「短期大学」「専門学校」の場合は「14年」、「大学」の場合は「16年」、「大学院（修士課程修了）以上」の場合は「18年以上」、「その他」「わからない・いない」の場合は「不明」となるように値の再割り当てを行った。

第6章で性別役割分業観に関する従属変数として使用する「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」「女性の幸せは仕事より結婚・出産・子育てにあると思う」については、「そう思う」「ややそう思う」への回答を「そう思う」に、「あまりそう思わない」「そう思わない」を「そう思わない」に、「わからない」をそのまま「わからない」に再割り当てした。

表4-2 地域区分別・回答者の度数分布表

地域区分	回答者数
A(高進学率×男女差小)地域	1410
B(高進学率×男女差大)地域	1961
C(低進学率×男女差小)地域	478
D(低進学率×男女差大)地域	705
計	4554

(出典：筆者作成)

表4-3 地域区分別・回答者の男女比率

地域区分	男性	女性	計
A(高進学率×男女差小)地域	635	775	1410
	45.0%	55.0%	100.0%
B(高進学率×男女差大)地域	959	1002	1961
	48.9%	51.1%	100.0%
C(低進学率×男女差小)地域	187	291	478
	39.1%	60.9%	100.0%
D(低進学率×男女差大)地域	288	417	705
	40.9%	59.1%	100.0%
計	2069	2485	4554
	45.4%	54.6%	100.0%

(出典：筆者作成)

5 基礎的分析

それでは分析に入ろう。はじめに、「学校基本調査」をもとに作成した地域区分が、使用データにおいても大学進学の実態を反映しているか確認するために、先行研究やデータから明らかにされている高校生の希望進路や地域ごとの特徴についての基礎的な事項を再度確認する。

表5-1 四年制大学進学希望者割合（性別・地域区分別）

進路希望：四年制大学進学			
地域区分	男	女	男女差
A(高進学率×男女差小)地域	80.9%	73.4%	7.5ポイント
B(高進学率×男女差大)地域	78.9%	69.4%	9.5ポイント
C(低進学率×男女差小)地域	58.8%	52.6%	6.2ポイント
D(低進学率×男女差大)地域	63.9%	51.3%	12.6ポイント

（出典：筆者作成）

表5-1は、高校卒業後に四年制大学進学を希望する生徒の割合を性別・地域区分別に集計し¹⁰⁾、併せてその男女差を算出したものである。男女いずれにおいても、「高進学率地域」にあたるA地域、B地域より、「低進学率地域」のC地域、D地域の方が、四年制大学進学希望者割合が低く、「学校基本調査」をもとに作成した地域区分が、このデータにおいても大学進学の実態を反映していることが分かる。また、男女差を見ても、「男女差小地域」であるC地域が6.2ポイントなのに対し、「男女差大地域」のD地域では12.6ポイントとなっており、「学校基本調査」と同様の結果を確認できる。

以上より「学校基本調査」の四年制大学進学率をもとに作成した「C 低進学率×男女差小地域」「D 低進学率×男女差大地域」という区分が、このデータにおいても、四年制大学進学希望者割合という形ではあるものの反映されていることが確認できる。

表5-2 家庭の暮らし向き（地域区分別）

地域区分	苦しい	普通	ゆとりがある	計	度数
A(高進学率×男女差小)地域	25.2%	49.1%	25.7%	100.0%	1410
B(高進学率×男女差大)地域	24.5%	53.1%	22.4%	100.0%	1961
C(低進学率×男女差小)地域	37.4%	48.1%	14.4%	100.0%	478
D(低進学率×男女差大)地域	31.6%	49.8%	18.6%	100.0%	705

※構成比は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

（出典：筆者作成）

次に、表5-2は、地域区分別に家庭の暮らし向きを集計したものである¹¹⁾。先行研究では、親の社会経済的地位や資金調達力が、子どもの大学進学と関連することが明らかになっている。表5-2でも、「高進学率地域」にあたるA地域、B地域では、「ゆとりがある」と回答した人の割合がC地域、D地域よりも高い。

以上より、「学校基本調査」をもとに作成した地域区分が、経済的に恵まれた層が多い地域で大学進学率が高まるという先行研究の知見とも一致することが、このデータから確認できる。

表5-3 母親教育年数（地域区分別）

地域区分	12年以下	14年	16年	18年以上	不明	計	度数
A(高進学率×男女差小)地域	23.3%	31.9%	37.4%	2.6%	4.7%	100.0%	1410
B(高進学率×男女差大)地域	27.6%	34.2%	31.4%	2.0%	4.9%	100.0%	1961
C(低進学率×男女差小)地域	42.0%	28.2%	22.5%	1.9%	5.5%	100.0%	478
D(低進学率×男女差大)地域	38.6%	34.4%	18.9%	1.6%	6.5%	100.0%	705

※構成比は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

（出典：筆者作成）

続いて、表5-3は、地域区分別に母親の教育年数を集計したものである¹²⁾。大学卒業にあたる教育年数16年の回答者は、「低進学率地域」であるC地域、D地域よりも、「高進学率地域」にあたるA地域、B地域で高い。すなわち、A地域、B地域の方が、C地域、D地域に比べて、回答者の母親の大卒割合が高いということである。

以上より、「学校基本調査」をもとに作成した地域区分が、親学歴が高い地域ほど大学進学率も高まるという先行研究の知見とも一致することが、このデータから確認できた。

6 分析

前章で、「学校基本調査」をもとに作成した地域区分がこのデータにおいても活用可能であること、このデータが先行研究で指摘されてきたポイントを反映していることが確認できた。そのうえで本章では、第3章で挙げた仮説を検討していく。

なお、第3章でも述べたように、仮説①の性別役割分業観の影響は、男女それぞれの性別役割分業観をC地域、D地域で比較する。そのうえで、C地域よりもD地域で性別役割分業観に肯定的な結果が見られた場合、仮説①は確認できたとみなす。

仮説②は、「そもそも地域内で保護者・教師からの進学期待に男女差があるのか」、「男女差がある場合、その大きさに地域差が見られるのか」という二点を同時に確認する必要がある。そのうえで、C地域では保護者や教師の進学期待に男女差が見られないのに対して、D地域で進学期待に男女差が見られれば、仮説②は確認できたとみなす。

仮説③は、女性教師と女子生徒の接触機会の地域差を確認するにあたり、2つの段階を踏む。まずは、「学校基本調査」を用いて地域区分別の女性教師割合を算出し、地域による差があるのかを確認する。続いて、先行研究（柿澤 2017）に倣い、教科ごとに女子生徒が女性教員に該当教科の授業を受けたことがあるかどうかを確認する。そのうえで、D地域よりもC地域の女性教師割合が高かったり、女子生徒が女性教師に教わる機会が多かったりする場合、仮説③は確認できたとみなす。

6.1 性別役割分業観の地域差

本節では、仮説①「C地域よりD地域で進学率の男女差が大きいことは、両地域の性別役割分業観の肯定度の差により説明される」について検討する。

使用データには、性別役割分業観への肯定度を確認できる質問項目が二つ含まれている。「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」「女性の幸せは仕事より結婚・出産・子育てにあると思う」¹³⁾である。どちらも、夫（男性）側の家庭外での労働に対して妻（女性）側の家庭内での家事・育児を強調する内容になっているが、前者に比べ後者がより具体的である。本研究では、どちらも同じ意味合いを持つものとして扱うが、後者に前者の補強的な役割を持たせ、どちらも分析対象とする。

表6-1 「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」の肯定度
(性別・地域区分別)

「夫は外で働き、妻は家庭を守るのが良い」と思うか：そう思う			
地域区分	男	女	計
A(高進学率×男女差小)地域	24.9%	17.0%	20.6%
B(高進学率×男女差大)地域	26.9%	18.3%	22.5%
C(低進学率×男女差小)地域	24.6%	21.3%	22.6%
D(低進学率×男女差大)地域	24.3%	20.9%	22.3%

(出典：筆者作成)

まず、「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」に対する回答を確認する。表6-1は、性別・地域区分別にその肯定度合いを集計したものである。「C低進学率×男女差小地域」と「D低進学率×男女差大地

域」それぞれのこの質問への肯定度合いを確認すると、C地域が22.6%、D地域が22.3%であり、地域差は見られない。男女それぞれの肯定度を見ても、男性がC地域24.6%、D地域24.3%であり、女性がC地域21.3%、D地域20.9%で、地域差は見られない。「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」という価値観には、C地域もD地域も、男女ともに4人に一人程度しか肯定的でないことが確認できる。

表6-2 「女性の幸せは仕事より結婚・出産・子育てにあると思う」の肯定度
(性別・地域区分別)

女性の幸せは仕事より結婚・出産・子育てだ：そう思う			
地域区分	男	女	計
A(高進学率×男女差小)地域	25.0%	21.9%	23.3%
B(高進学率×男女差大)地域	26.0%	21.2%	23.5%
C(低進学率×男女差小)地域	24.1%	27.5%	26.2%
D(低進学率×男女差大)地域	25.7%	24.9%	25.2%

(出典：筆者作成)

では次に、表6-2を用いて「女性の幸せは仕事より結婚・出産・子育てにあると思う」に対する回答を確認する。この質問への肯定度合いはC地域が26.2%、D地域が25.2%と、一つ目の質問同様に地域差は見られない。男女それぞれの肯定度を見ると、男性はC地域24.1%、D地域25.7%であり、女性がC地域27.5%、D地域24.9%である。女性がわずかにC地域で高いものの、ほとんど地域差は見られない。「女性の幸せは仕事より結婚・出産・子育てにあると思う」という価値観に対しても、C地域、D地域ともに4人に一人の肯定度で、地域差はないことが確認できる。

以上より、C地域よりもD地域で性別役割分業観に肯定的という結果は見られず、「C地域よりD地域で進学率の男女差が大きいことは、両地域の性別役割分業観の肯定度の差により説明される」という仮説は支持されなかった。

6.2 保護者・教師の進学期待の男女差の地域差

次に本節では、仮説②「C地域よりD地域で進学率の男女差が大きいことは、両地域の保護者や教師の進学期待の男女差の度合いの差により説明される」について検討する。

本章冒頭でも述べたとおり、本節では、「そもそも地域内で保護者・教師からの進学期待に男女差があるのか」、「男女差がある場合、その大きさに地域差が見られるのか」という二点を同時に確認する。

表6-3 保護者の四年制大学進学期待 (性別・地域区分別)

(保護者) 子どもに希望する進路：四年制大学進学			
地域区分	男	女	男女差
A(高進学率×男女差小)地域	74.3%	65.0%	9.3ポイント
B(高進学率×男女差大)地域	71.2%	61.8%	9.4ポイント
C(低進学率×男女差小)地域	52.9%	48.5%	4.4ポイント
D(低進学率×男女差大)地域	60.1%	46.5%	13.6ポイント

(出典：筆者作成)

まずは、保護者の進学期待の男女差の地域差から確認する。表6-3は、性別・地域区分別に、保護者が回答者に四年制大学への進学を期待している割合を集計したものである¹⁴⁾。

C地域、D地域それぞれの保護者の進学期待の男女差を確認すると、まずC地域の男性に対する保護者の四年制大学進学期待は52.9%、対する女性は48.5%であり、その差は4.4ポイントとなっている。一方のD地域は、男性に対する進学期待が60.1%、女性が46.5%で、差は13.6ポイントである。

ここから分かるように、C地域、D地域ともに、保護者の進学期待には男女差があり、女性より男性に対して、保護者は四年制大学進学を強く期待している。これは、第2章、第3章で触れた先行研究と同様の結果になっている。加えて、C地域の進学期待の男女差4.4ポイントに対し、D地域では13.6ポイントもの男女差が見られ、保護者の進学期待の男女差には地域差が確認できる。

表6-4 教師の四年制大学進学期待（性別・地域区分別）

(教師) 生徒に希望する進路：四年制大学進学			
地域区分	男	女	男女差
A(高進学率×男女差小)地域	71.7%	64.6%	7.1ポイント
B(高進学率×男女差大)地域	66.8%	60.5%	6.3ポイント
C(低進学率×男女差小)地域	53.5%	49.5%	4.0ポイント
D(低進学率×男女差大)地域	60.1%	46.8%	13.3ポイント

(出典：筆者作成)

続いて、表6-4を用いて、教師の進学期待の男女差の地域差を確認する。

保護者と同様、C地域、D地域それぞれの教師の進学期待の男女差を確認すると、C地域の男性に対する教師の四年制大学進学期待は53.5%、女性は49.5%であり、その差は4.0ポイントとなっている。一方D地域は、男性に対する進学期待が60.1%、女性が46.8%で、差は13.3ポイントである。

保護者同様、C地域、D地域ともに、教師の進学期待には男女差があり、教師は女性より男性に対して強く四年制大学進学を期待している。また、C地域の進学期待の男女差4.0ポイントに対し、D地域では13.3ポイントの男女差があり、教師の進学期待の男女差にも地域差が確認できる。

以上二点より、C地域とD地域では、保護者・教師の進学期待の男女差に地域差が見られ、「C地域よりD地域で進学率の男女差が大きいことは、両地域の保護者や教師の進学期待の男女差の度合いの差により説明される」という仮説は支持された。

6.3 女性教師と女子生徒の接触機会の地域差

続いて本節では、仮説③「C地域よりD地域で進学率の男女差が大きいことは、両地域の女性教師と女子生徒の接触機会の差により説明される」について検討する。

本章冒頭で述べたとおり、女性教師と女子生徒の接触機会の多寡を確認するにあたり、2つの段階を踏む。まず、「学校基本調査」を用いて地域区分別の女性教師割合を算出し、地域による差があるか確認する。続いて、教科ごとに女子生徒が女性教員に該当教科の授業を受けたことがあるかどうか¹⁵⁾を確認する。

なお、第3章で述べたように先行研究（柿澤 2017）では、生徒と教師が同性である場合、最も顕著に生徒の成績向上が見られた教科は英語で、数学、理科が後に続いた。しかし、本研究で使用するデータには英語教師とのかかわりに関する質問項目が含まれていないため、数学、理科のみを確認する。

表 6-5 各学校段階の女性教師比率（地域区分別）

地域区分	小学校	中学校	高校
A(高進学率×男女差小)地域	64.9%	46.7%	36.1%
B(高進学率×男女差大)地域	62.9%	44.4%	33.5%
C(低進学率×男女差小)地域	63.8%	46.2%	35.2%
D(低進学率×男女差大)地域	61.3%	43.6%	31.1%

（出典：『学校基本調査（令和5年度）』をもとに筆者作成）

ではまず、表6-5より地域区分別の女性教師割合¹⁶⁾を確認する。地域区分別の女性教師割合は、小学校ではC地域が63.8%、D地域が61.3%、中学校はC地域46.2%、D地域43.6%、高校がC地域35.2%、D地域31.1%となっている。わずかではあるものの、D地域よりもC地域で女性教師割合が高く、また学校段階が上がるごとにその差が開いていることが分かる。

表 6-6 女子生徒が女性教員に数学を教えてもらった経験（地域区分別）

地域区分	教えてもらったことがある	いたが、教えてもらったことはない	いなかった	わからない	計
A(高進学率×男女差小)地域	55.4%	19.1%	20.3%	5.3%	100.0%
B(高進学率×男女差大)地域	54.0%	23.3%	16.9%	5.9%	100.0%
C(低進学率×男女差小)地域	57.0%	17.9%	19.2%	5.8%	100.0%
D(低進学率×男女差大)地域	46.5%	21.3%	23.5%	8.6%	100.0%

※構成比は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

（出典：筆者作成）

次に、女子生徒が女性教員に数学の授業を受けたことがあるかどうかを確認する。表6-6は、地域区分別に、女性回答者が女性教員に数学を教えてもらった経験を集計したものである。

数学を「女性教師に教えてもらったことがある」女性は、C地域では57.0%、D地域では46.5%となっており、D地域の女性に比べてC地域の女性の方が、女性教師に数学を教えてもらった経験が多いことが分かる。反対に、女性の数学教師が「いなかった」と回答した割合は、C地域が19.2%、D地域が23.5%とD地域で高い。これには、「学校基本調査」で確認したように、C地域の方がD地域よりも全体的な女性教師比率が高いことが関係していると考えられる。また、「女性教員はいたが、教えてもらったことはない」でも、C地域が17.9%なのに対し、D地域では21.3%であり、女性数学教師が全くいない訳ではなくとも、D地域の女性は女性教師に数学を教わった経験がC地域の女性より少ないのである。これも、地域ごとの女性教師比率と関係していることが予想される。

表 6-7 女子生徒が女性教員に理科を教えてもらった経験（地域区分別）

地域区分	教えてもらったことがある	いたが、教えてもらったことはない	いなかった	わからない	計
A(高進学率×男女差小)地域	56.4%	18.8%	19.1%	5.7%	100.0%
B(高進学率×男女差大)地域	54.9%	22.1%	16.9%	6.2%	100.0%
C(低進学率×男女差小)地域	50.9%	21.0%	22.3%	5.8%	100.0%
D(低進学率×男女差大)地域	44.1%	22.1%	24.7%	9.1%	100.0%

※構成比は小数点以下第二位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならない。

（出典：筆者作成）

続いて、表6-7を用いて、女子生徒が女性教員に理科の授業を受けたことがあるかどうかを確認する。なお、ここで言う「理科」とは、物理・化学・生物・地学いずれも含まれる。

理科を「女性教師に教えてもらったことがある」女性は、C地域では50.9%、D地域では44.1%となっており、D地域の女性に比べてC地域の女性の方が、女性教師に理科を教えてもらった経験が多いことが分かる。女性の理科教師が「いなかった」と回答した割合は、C地域が22.3%、D地域が24.7%とわずかながらD地域で高い。これについても数学同様、「学校基本調査」で確認したように、C地域の方がD地域より全体的な女性教師比率が高いことが関係しているだろう。

以上確認したように、女子生徒が女性教師から数学や理科を教わる機会には、C地域とD地域で大きな地域差がある。また、その裏付けとして、「学校基本調査」から分かるように、教科にかかわらず全体的な女性教師比率にも地域差が存在している。①地域内の女性教師比率と、②特定の教科を女子生徒が女性教師から教わる機会の二点で、D地域よりもC地域の女性の方が女性教師との接触機会が多いことが確認され、「C地域よりD地域で進学率の男女差が大きいことは、両地域の女性教師と女子生徒の接触機会の差により説明される」という仮説は支持された。

7 結論と考察・今後の課題

本研究では、地理的条件や進学率全体の傾向が似ている地域間でも、「進学率の男女差が顕著な地域」とそうでない地域が存在することに焦点を当て、とりわけ「地方」においてその差が生まれる要因について検討を行った。分析にあたり、「大学進学率の高さ」と「大学進学率の男女差の大きさ」という二軸を用いて、47都道府県を独自に四区分した。

分析の結果、「C 低進学率×男女差小地域」と「D 低進学率×男女差大地域」の間で、「保護者や教師の進学期待の男女差」および「女子生徒と女性教師の接触機会」の二点に地域差があることが確認された。一方で、「性別役割分業観の肯定度」には地域差が見られなかった。以上より、C 地域と D 地域の「大学進学率の男女差の地域差」は、「性別役割分業観の肯定度の地域差」ではなく、「保護者・教師の進学期待の男女差の地域差」および「女性教師と女子生徒の接触機会の地域差」により説明されることが確認された。

先行研究（垂見 2017、天野 1988）で指摘されているように、大人の進学期待に男女差があることは、家庭や学校生活の中で女性自身がそれを感じ内面化することで、女性の進学アスピレーションを冷却させることにつながっているだろう。同時に、意識・無意識問わず、大人が男性ほど女性に進学やその準備に必要なリソースを割かないことにもつながっていると考えられる。そして、そうした積み重ねが、D 地域において進学率の男女差として表れているのではないか。また、数学や理科などにおいて、女子生徒の成績向上に対する女性教師の正の効果が指摘されているが（柿澤 2017）、女性教師と女子生徒の接触機会の多寡は、生徒の成績向上を媒介にして、女性の進学行動にも影響を与えているのではないか。さらに、性差のある教師の職階構造が「隠れたカリキュラム」として機能する中、身近な「女性のエンパワメント」の象徴として、女子生徒の希望進路に影響を与えていることも考えられる。

しかし、こうした「保護者・教師の進学期待の男女差」「女子生徒と女性教師の接触機会」に地域差が生まれる要因については明らかでない。「学校基本調査」で確認したように、女性教師比率にも地域差が見られるが、その理由も定かではない。進学期待の男女差や女性の教員養成に影響を与えていそうな固定的な性別役割分業観は、本研究で確認したとおり、C 地域でも D 地域でも強固に残っているわけではなく、地域差も見られない。では、こうした大人の進学期待や女性教師割合に地域差を生んでいる背景要因は何なのか。本研究では、地理的条件や進学率全体の傾向が似ている地域間で、「大学進学率の男女差の地域差」を生み出している可能性のある要因として、「保護者・教師の進学期待の男女差の地域差」や「女性教師と女子生徒の接触機会の地域差」を示したものの、そうした要因に影響を与えている背景要因までは明らかにできなかった点に限界がある。他にも、本研究はデータや分析において複数の課題を抱えている。最後に、そうした本研究の限界と今後の課題を述べておきたい。

まず、本研究で確認した「C 地域と D 地域の差」は統計的に検討がなされたわけではない。「保護者・教師の進学期待の男女差の地域差」や「女子生徒と女性教師の接触機会の地域差」は、C 地域と D 地域の比較における相対的なものである。また、本研究で区分した「A 高進学率×男女差小地域」と「B 高進学率×男女差大地域」、「C 低進学率×男女差小地域」と「D 低進学率×男女差大地域」という地域区分も、便宜的なものにすぎない。本研究は、データの都合から 2021 年度に絞った分析を行ったが、本研究で作成した地域区分自体が、2021 年度の「学校基本調査」をもとに暫定的に作成したものにすぎず、年度を変えれば四区分の内訳は変わるはずである。「大学進学率の男女差が顕著な地域」をどのように定義するかについても課題が残る。

次に、地域区分ごとに客観的な成績の男女差を確認できていない点が挙げられる。「大学進学率の男女差

の地域差」は、単純に「成績の男女差の地域差」を反映している可能性は残される。この点は、都道府県別かつ男女別に学力や学習状況が公開されているデータの少なさと関連する限界である¹⁷⁾。

さらに、本研究では都道府県を四区分することから、一つの地域区分内の回答者数が少なくなってしまった点も課題である。使用データの回答者数はA地域が1410人、B地域が1961人、C地域が478人、D地域が705人であり¹⁸⁾、A地域、B地域に比べてC地域、D地域の回答者数が極端に少ないうえに、CD間でも大きな差がある。元々都道府県を単位として行われた調査データを、独自の地域区分によって恣意的に四区分したため、回答者数に地域差が生まれ、地域によって回答者の属性にも偏りがある可能性は十分にある。

最後に、本研究では「地方の女性」に着目することから、その多くが「地方」である「低進学率地域」のC地域とD地域のみ比較を行った。多くが「都市」にあたり、「高進学率地域」である「A高進学率×男女差小地域」と「B高進学率×男女差大地域」間の差も、CD地域と同じ要因で説明できるのか。あるいは異なる要因がはたらいっているのか。この点は、今後検討する余地がある。

以上のように、「大学進学率の男女差の地域差」に着目した研究はまだ始まったばかりである。課題や限界に対処しながら、様々な観点から今後も検討を続ける余地があるだろう。

【謝辞】

本稿は二次分析にあたり、東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター SSJ データアーカイブから「女子生徒等の理工系分野への進路選択における地域性についての調査, 2021」(内閣府男女共同参画局) の個票データの提供を受けました。関係者の方々に記して感謝します。

[注]

- 1) 以下、断りがなければ「大学」と表記したものは「四年制大学」を、「大学進学率」と表記したものは「四年制大学進学率」を指す。
- 2) 都道府県別の四年制大学進学率は、当該年度の「出身高校所在地別大学入学者数」を「同県の推定18歳人口」で除して算出した。「同県の推定18歳人口」は、高校等に進学しない人の存在を考慮し、当該年度の3年前の「中学校卒業生数」「中等教育学校前期課程卒業生数」「義務教育学校卒業生数」を足し合わせた数を用いた。
- 3) 本研究では、東京、千葉、神奈川、埼玉、愛知、京都、大阪、兵庫の8都府県を指す。
- 4) 歴史的背景や入試難易度から高い社会的威信を有する大学を指す。
- 5) 「学校基本調査」では男女別のデータも集計されているため、男女別の都道府県別大学進学率も、注2)と同様の計算方法で算出した。ただし、「出身高校所在地別大学入学者数」は男性のみ集計されているため、合計値と男性の値の差を女性の値として用いた。
- 6) 2023年度大学進学率の高さにおいて、熊本県は全国37位、鹿児島県は全国41位である。
- 7) 熊本県の2023年度男子進学率は44.6%、女子進学率は44.1%でその差が0.5ポイントである。対する鹿児島県は、男子進学率46.1%、女子進学率38.1%で、差が8.0ポイントである。
- 8) 柿澤（2017）では、性別の組み合わせは生徒の質問行動に影響を与えており、女子の成績に対する女性教師の効果の一部は、質問行動に起因している可能性があることが指摘された。しかし、質問行動の効果をコントロールしても、女子の成績に対する女性教師の正の効果は残った。
- 9) この調査は、近年女性研究者・技術者の育成が国の政策課題として位置づけられ、女子生徒の理工系分野への進路選択促進が求められている中、理工系分野への進路選択に地域性がもたらす影響を明らかにすることを目的として実施された。高校生を対象に、進路希望や進路選択の理由、保護者や教員からの働きかけ、固定的な性別役割分担意識や将来のライフコースの意向等について尋ねている。
- 10) 調査票では、「あなたは、高校卒業後、どのような進路を希望していますか。もっともあてはまるものを一つお答えください」と尋ねられており、選択肢には、「4年制大学への進学」「短期大学への進学」「専門学校への進学」「就職」「その他」「まだ決めていない、わからない」の6つがある。
- 11) 調査票では、「あなたは、ご家庭の現在の暮らしの状況を総合的にみて、どう感じていますか。もっとも近いものを一つお答えください」と記載されており、「大変苦しい」「やや苦しい」「普通」「ややゆとりがある」「大変ゆとりがある」の5件法で尋ねられている。再割り当ては第4章のとおり。
- 12) 調査票では、母親と父親それぞれについて、「あなたの保護者が最後に卒業した学校をお答えください。（それぞれひとつずつ）」と尋ねられており、選択肢には「中学校」「高校」「短期大学」「専門学校」「大学」「大学院（修士課程修了）以上」「その他」「わからない・いない」の8つがある。再割り当ては第4章のとおり。
- 13) 調査票には、「以下の項目について、あなた自身のお考えにもっとも近いものをお答えください。（それぞれひとつずつ）」と記載されており、「夫は外で働き、妻は家庭を守るほうがよい」「女性の幸せは仕事より結婚・出産・子育てにあると思う」を含む6つの質問が「そう思う」「ややそう思う」「あまりそう思わない」「そう思わない」「わからない」の5件法で尋ねられている。再割り当ては第4章のとおり。
- 14) 調査票では、保護者と学校の先生それぞれについて、「あなたの保護者や学校の先生は、あなたの進路についてどのようなことを望んでいると思いますか。それぞれ、あてはまるものをすべて選択してください。（それぞれいくつでも）」と尋ねられており、四年制大学進学以外には、進路（短期大学進学、専門学校進学、就職）、文理選択、資格取得、地元進学・就職に関する項目が挙げられている。複数選択可のため、特に進路に関して重複回答の可能性を排除できない点が、本研究の限界である。
- 15) 調査票では、「あなたは中学・高校で、数学・理科について、それぞれ女性教員に教えてもらったことはありますか」と尋ねられている。
- 16) 女性教師比率は、「学校基本調査」の小学校、中学校、高校それぞれの学校調査票から算出した。ここでは本務者のみ対象としており、管理職や養護教諭を含む全ての本務教員が計算に含まれている。
- 17) 日本における全国的な学力調査として有名なものに、文部科学省が実施している「全国学力・学習状況調査」が挙げられる。各都道府県、各指定都市の調査結果は公表されているものの、都道府県・指定都市別かつ性別による公表はされていない。「学力・成績の男女差の地域差」は、都道府県別かつ男女別のデータを確認しなければならない点に、ハードルの高さがある。なお、2023年度版「全国学力・学習状況調査」を用いて、男女計ではあるが、中学校3年生の数学得点率の地域区分別平均値を算出した。結果、全国平均51.0%に対し、A地域の平均得点率が51.6%、B地域が同じく51.6%、C地域が48.7%、D地域が49.0%であり、中学校3年生の時点で、AB地域よりもCD地域の数学の成績が低いことが分かる。また、AB地域間、CD地域間では差は見られなかった（文部科学省2023b）。
- 18) 「女子生徒等の理工系分野への進路選択における地域性についての調査, 2021」では、「学校基本調査（令和2年度）」に基づく地域ブロックの高校生の人口比率に応じた割付が行われている。

【文献】

- 天野正子, 1988,「『性（ジェンダー）と教育』研究の現代的課題——かくされた『領域』の持続」『社会学評論』39(3): 266-283.
- 羽濑一代, 2018,「生活に関わる価値観・ジェンダー意識」『「青森20-30代住民意識調査」報告書』: 85-88.
- 日下田岳史, 2020,『女性の大学進学拡大と機会格差』東信堂.
- 日下田岳史, 2021,「進路が実質的に意味する生徒の未来」中村高康・松岡亮二編『現場で使える教育社会学——教職のための「教育格差」入門』ミネルヴァ書房, 186-206.
- 朴澤泰男, 2012,「大学進学率の地域格差の再検討——男子の大学教育投資の都道府県別便益に着目して」『教育社会学研究第91集』: 51-70.
- 朴澤泰男, 2014,「女子の大学進学率の地域格差——大学教育投資の便益に着目した説明の試み」『教育学研究』81(1): 14-25.
- 朴澤泰男, 2016,『高等教育機会の地域格差——地方における高校生の大学進学行動』東信堂.
- 一般財団法人青森地域社会研究所, 2019,『変化する青森県の経済と産業』東奥日報社.
- 伊東良徳・大脇雅子・紙子達子・吉岡睦子, 1991,『教科書の中の男女差別』明石書店.
- 柿澤寿信, 2017,「生徒と教員の性別の組み合わせが成績に与える影響の検証」『NIER Discussion Paper Series No.005』: 1-33.
- 李永俊・石黒格, 2008,『青森県で生きる若者たち』弘前大学出版会.
- 松岡亮二, 2019,『教育格差——階層・地域・学歴』筑摩書房.
- 文部科学省, 2023a,「令和5年度 学校基本調査」, e-Stat, (2023/10/25閲覧, <https://www.e-stat.go.jp/statistics/00400001>)
- 文部科学省, 2023b,「令和5年度 全国学力・学習状況調査 調査結果資料【都道府県別】」, 国立教育政策研究所ホームページ, (2024/11/29閲覧, <https://www.nier.go.jp/23chousakekkahoukoku/factsheet/prefecture-City.html>)
- 佐々木洋成, 2006,「教育機会の地域間格差——高度成長期以降の趨勢に関する基礎的検討」『教育社会学研究第78集』: 303-320.
- 垂見裕子, 2017,「ジェンダーによる学力格差と教育アスピレーション格差」『「学力調査を活用した専門的な課題分析に関する調査研究」研究成果報告書——児童生徒や学校の社会経済的背景を分析するための調査の在り方に関する調査研究』: 86-99.
- 寺町晋哉, 2022,「大学進学における『地方』と『性別』の『足枷』」『学術の動向 2022.10』27(10): 76-83.
- トロウ, M, 天野郁夫・喜多村和之訳, 1976,『高学歴社会の大学——エリートからマスへ』東京大学出版会.
- 上山浩次郎, 2013,「大学進学率における地域間格差拡大の内実——大学収容力との比較を通して」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』(118): 99-119.
- 氏原陽子, 1996,「中学校における男女平等と性差別の錯綜——二つの『隠れたカリキュラム』レベルから」『教育社会学研究第58集』: 29-45.

ボランティア活動への参加促進に向けた
参加者と地域住民の実態と意向の調査
—ボランティアへの参加動機のインタビューを通じて—

千葉 唯慧

【目 次】

第1章 はじめに	187
第2章 先行研究	189
2.1 謝礼金が発生する場合のボランティア活動への参加意欲	189
2.2 謝礼金が発生しない場合のボランティア活動への参加意欲	189
第3章 法政大学多摩キャンパス周辺におけるボランティア活動の参加動機の調査	191
3.1 調査方法	191
3.2 調査結果	191
第4章 児童支援ボランティアへの参加動機	193
4.1 高齢者の参加動機	193
4.2 学生の参加動機	193
4.3 学年に応じた参加動機	194
第5章 受け入れ側である地域住民のボランティア観	196
第6章 考察	198
第7章 結論	200
謝辞	200
参考文献	201
付録	202
ボランティア活動参加者に対する半構造化インタビュー質問項目	202
受け入れ側である地域住民に対する半構造化インタビュー質問項目	202

第1章 はじめに

日本は少子化の影響で、総人口が減少する中、高齢者の人数が増加することにより高齢化率が上昇している。内閣府によると、現在の高齢化率は29.0%、2037年には33.3%が65歳以上になる。さらに、2042年以降に65歳以上の人口が減少に転じても高齢化率は上昇を続け、2070年には38.7%が65歳以上になる（内閣府 2023a）。少子高齢化が進むにつれて、高齢者に対して若者の数が少なくなり、若者一人が負う負担が大きくなっている（市橋 2018:1）。維持が難しくなっている社会基盤を学生などのボランティアが維持することは、社会基盤の急激な変化を防ぐ機能を果たしている。しかし、少子化の影響によって、ボランティア活動をする若者が減少しているという課題もある。田中ら（2021）は、地域の少子化により、地域内で参加する子どもが集まらず、「次のボランティア」と呼んでいる次世代のボランティアがいないといった人手不足問題が生じているとした。ボランティア活動の種類には、保険・医療・福祉、教育・研究、まちづくり・まちおこし、自然・環境保全、災害救助支援、地域安全、人権・平和、国際協力・交流、子ども・青少年育成などがある。ボランティア活動のような社会貢献は、時間の都合がつきやすい学生か高齢者が担い手になることが多いが、どのような活動であってもボランティア活動参加者が一定数集まる活動とそうでない活動が存在する。学生の場合にその大きな違いは、有償ボランティアであるか、無償ボランティアであるかどうかだろう。

内閣府によると、ボランティア活動に参加した理由として、「社会の役に立ちたいと思ったから」（59.1%）、「自己啓発や自らの成長につながると考えるため」（34.3%）、「自分や家族が関係している活動への支援」（25.4%）となっている（内閣府 2023b:13）。また、ボランティア活動への参加の妨げとなる要因は、「参加する時間がない」（45.3%）、「ボランティア活動に関する十分な情報がない」（40.8%）、「参加する際の経費（交通費等）の負担」（23.1%）の順になっており、時間的制約や情報の不足、費用の負担を要因として挙げる人が多い（内閣府 2023b:14）。

公益財団法人日本財団ボランティアセンターによれば、「ボランティアに興味がある」と回答した大学生は6割強いるとしているが、実際に活動した数は3割弱程度にとどまっている（公益財団法人日本財団ボランティアセンター 2017:4-5）。また、男女差や地域差はほとんどないにも関わらず、学年が上がるにつれて行動率は上昇し、大学3・4年生が多い20、21歳の時期にピークになると分析している（公益財団法人日本財団ボランティアセンター 2017:6）。

ボランティア活動に興味を持っている大学生は6割強存在しているにも関わらず、時間や費用のコストといった参加阻害要因が活動に参加した理由を下回らない限り、参加にはつながらないことが分かる。学生はボランティア活動を自己成長の機会として大切な時間と捉えている反面、活動にかかる費用の負担がある。ボランティア活動に時間を割くことがさらにアルバイトをする時間を減らすことにつながる。それにより一層負担感が高まっている現状がある。

ボランティアを受け入れる側の地域住民には、ボランティア活動は無償で行うものという考え方もある。一方で、近年ではボランティアに参加してもらったお礼として、金銭的な支払いが少なからずある。ボランティアに参加する側は、アルバイトほどの対価を求めているにしろ、謝礼金が出る方が参加意欲が高まる。

謝礼金の有無は、受け入れ側の都合により異なる。受け入れ側としても謝礼金があることでボランティア活動参加者が増えることは理解しているが、謝礼金を用意できるほど余裕がないこともある。

本論文は、ボランティア活動の参加を促進するために地域住民とボランティア活動参加者の実態と意向を

調査することを目的とする。ボランティア活動の促進の観点から、受け入れ側のボランティア観と活動する側のボランティア観の差を比較して検討する。具体的には、受け入れ側としては、ボランティアとして来てもらう上でどのような態度を求めているのか、活動する側としてはどのようなボランティア活動であれば参加意欲が向上するのかを調査した。

第2章 先行研究

2.1 謝礼金が発生する場合のボランティア活動への参加意欲

川嶋ら（2014）は、子どもの見守りボランティアを1とし、子どもの学び企画を2として二つに分け、ボランティアが無償の場合と有償（1時間当たりの謝礼が600円）の場合、有償ボランティアと自給1000円のアルバイトのどちらをやりたいか選択した。マクネマー検定を行った結果、有償ボランティア1、2のどちらにおいても、ボランティアが無償の場合よりも有償の場合にアルバイトよりボランティアを選択する人の割合が1%水準で有意に高かった（川嶋他 2014:173）。ボランティア活動は、無償で行うものという考えがあるのに対して、ボランティア活動参加者としては少しでも収入があった方が活動に参加しやすいことが分かる。また、ボランティア証明書の発行が有償ボランティアでの希望謝礼金額に影響を与えるか検討した結果、ボランティア証明がある場合には希望謝礼金額が低くなった。就職活動や授業の単位認定などのためにボランティア証明書を求める学生は多く、ボランティア証明書の有無によってボランティア参加意欲が異なり、学生にとって一種の報酬としての機能を持っていると述べた。この研究では、謝礼金やボランティア証明書が学生のボランティア活動の参加意欲への影響が示されたが、無償ボランティアとして活動に参加している学生もいる。このような報酬がなくても活動に参加している学生にとっては、目に見えない何かが参加意欲に影響していると言える。

川嶋ら（2014）は、有償ボランティアの代わりになる価値の存在を指摘している。ボランティア証明書が価値として効果を発揮していることが示されていたが、ボランティア証明書は参加を促進する価値の一つでしかなく、ボランティア証明書が欲しいと考える根本にはボランティア証明書という物理的なもの自体よりもボランティア証明書が何に役に立つのかというような効果に価値を感じている可能性がある。そのため、ボランティア証明書以外にもボランティア活動を促進するものを検討していく必要がある。

2.2 謝礼金が発生しない場合のボランティア活動への参加意欲

朴によると神田外語大学が幹事校として2015年より行っている全国外大連携通訳ボランティア通訳ボランティア育成セミナーでは、第1回と第2回の募集定員が240名だったのに対して、事前申込数が1232名となっており、参加意欲が非常に高いことがわかった（朴 2018:22）。彼らの参加意欲が高い理由は、日常的に外国語を使用できる環境にない日本の学習者たちにとって、責任を伴う形で外国語を駆使することの難しさを実感することは、さらに高度な言語能力への動機づけとさらなる学習意欲の向上につながる（朴 2018:29）。中田らは、「自己研鑽」にみられるある種の「利己性」は、「利他性」を排除することなく並列しており、むしろ「利己的」ともいえる自分の能力向上の欲求が結果として「利他性」をさらに高め、「語学ボランティア」活動の最大の魅力・喜びとなって、ボランティア活動の「継続」へと帰結している（中田他 2009:121）。また、利他的な動機付けから活動を始めても自己成長を感じたり、自分の存在意義を見出したりするが、利他性は活動継続の意欲に含まれ続けており、「緩やかな利他性」にある「自分が成長できて誰かの役にも立てばいい」というような思いが、一般的なボランティアのイメージにある「自己犠牲」や「偽善」のような意識を和らげ、活動継続の意欲に肯定的な影響を与えている（澁谷 2022:74）。澁谷（2022）は、語学ボランティアの参加動機について分析がなされている。語学を学んでいる学生にとって大学で学んだ知識を活かせる場所は海外に行かなければならず、自身の能力を気軽に試す機会としてボランティアの場

が学生に求められている。

川嶋ら（2014）は、謝礼金に代わるものとして学生にとっての一種の報酬機能を備えたものが効果的であることを示した。澁谷（2022）、中田ら（2009）、朴（2018）の語学ボランティアの研究から、物理的な報酬でなくてもボランティア参加を促進する一種の報酬としての機能を備えていること示された。学生にとってのボランティア活動の場は自己成長の機会と捉えている者もいるが、語学ボランティア以外のボランティア活動に対するニーズが示されていない。

また、人手不足を補うためにボランティアを呼びたいという地域住民の気持ちに反して、思うようにボランティアが集まらない活動もある。しかし、活動を受け入れる側にもボランティア観があり、澁谷（2022）、中田ら（2009）、朴（2018）の語学ボランティアの研究から、物理的な報酬でなくてもボランティア参加を促進する一種の報酬としての機能を備えていることが示されてはいるが、そのニーズを満たそうとする動きは見られない。

学生にとって一種の報酬機能を備えている価値を検討することで、少子化が進んでもボランティア活動を促進し、社会基盤を補完する。本論文では、ボランティア活動の参加を促進するために地域住民とボランティア活動参加者の実態と意向を調査する。

第3章 法政大学多摩キャンパス周辺における ボランティア活動の参加動機の調査

3.1 調査方法

本論文では、法政大学多摩キャンパス周辺地域での活動を調査対象としている。その中でも家庭に問題を抱える児童に対するボランティア活動が大学周辺地域に多く存在したことから児童支援の活動に注目した。多摩キャンパス周辺地域では、法政大学ソーシャル・イノベーションセンター（以降 SIC）が内閣府（2023b）の示した参加阻害要因「ボランティア活動に関する十分な情報がない」を排除できるため調査対象とした。

調査データは、①ボランティア参加者に対する半構造化インタビュー、②受け入れ先に対する半構造化インタビュー、③ボランティア募集掲示板を確認している者に対する観察、④ボランティア活動での参与観察の計4種類である。

3.2 調査結果

①について、2024年7月5日地域コーディネータに A に対する高齢者ボランティアについての対面での半構造化インタビュー、2024年9月5日学生 B、2024年10月11日学生 C、2024年10月29日学生 D に対する電話での半構造化インタビューを行った。インタビュー内容はボランティア活動に求めるもの（ボランティア観、ボランティアの参加動機）を中心に聞き取り調査を実施した。また、①、②の半構造化インタビューで用いた質問項目は付録に記載の通りである。半構造化インタビューに応じてくれた調査対象は、児童支援に関するボランティアに参加している者である。調査対象者のうち、全学生が社会学関連分野を学んでいる。

①の半構造化インタビューに応じた調査対象者の属性は表1の通りである。

表1 ボランティア活動参加者の調査対象者

氏名	属性	年齢(学年)	役職	活動地域
A	女性	60代	地域コーディネータ	東京都町田市
B	男性	20代(4学年)	大学生	神奈川県相模原市
C	女性	20代(4学年)	大学生	東京都町田市
D	女性	20代(4学年)	大学生	東京都八王子市

②について、2024年10月26日、八王子市で活動している5名に対して、半構造化インタビューを行った。5名の内訳は、1名は民生児童委員の会長を務めている E、残りの F、G の2名は地域で活動している。それぞれボランティア活動をしつつ、地域住民としてボランティアを受け入れているため、ボランティア観に関して調査した。さらに地域包括支援センターで活動し H、I の2名にもインタビューを行った。H、I は、地域活動としてボランティアと接する機会が多く、E、F、G と同様に地域活動を行いつつ、ボランティアを受け入れる側のサポートをしている。そのため、受け入れ側としてのボランティア観だけでなく、地域で見聞きした受け入れ側の意見を聞き取りした。

②の半構造化インタビューに応じた調査対象者の属性は表2の通りである。

表2 地域住民（受け入れ側）の調査対象者

氏名	属性	年齢	役職	活動地域
E	女性	70 代	民生児童委員	東京都八王子市
F	女性	60 代	地域で活動している	東京都八王子市
G	女性	80 代	地域で活動している	東京都八王子市
H	男性	40 代	地域包括支援センター職員	東京都八王子市
I	女性	50 代	地域包括支援センター職員	東京都八王子市

③について、学生への調査として、SIC の居室内で職員にボランティア情報を確認していた学生、居室の外に設置されたボランティア情報掲示板を見ていた学生を対象に2024年5月の一か月間観察を行った。また、実際に話が聞けそうな学生や SIC の職員に対して雑談形式でのインタビューを行った。

④について、著者の参与観察は、2022年6月頃～ 2024年の10月頃までの間、児童支援ボランティアに来ていた学生を対象に参与観察を行った。

第2章では、先行研究を基に児童支援以外のボランティアに参加する学生のボランティア観をまとめている。第4章、第5章では、上記の調査データを基に受け入れ側とボランティア活動側のボランティア観を分析し、参加動機に影響する要因を考察していく。

第4章 児童支援ボランティアへの参加動機

4.1 高齢者の参加動機

高齢者にとってのボランティア活動は、余暇を活用した社会と繋がるための一つの手段である。ボランティア活動を余暇として過ごす高齢者の傾向として、長年にわたって PTA 活動などを通じて幅広く社会と繋がっていたことが影響している。A と E に共通しているのは、もともと小学校の PTA 役員をしており、その繋がりから現在の活動に至っていることである。

A は、自分自身の身体の調子とこれまでの経験が生きる活動であることから、声をかけてもらったことをきっかけに活動をしていた。また、余暇の使い方として、ボランティアで好きなことができることや謝礼金が出るのが要因にもなっていた。「自分の興味と自由な解決策の模索を通じていけると踏ん切りがついたのではないかと述べていたように、自分の身体のことを加味しながら活動を自分で調整しながら、前述の身体状況の考慮とこれまでの経験を活かすこと、興味にあっているという余暇の使い方としては最適な条件だった。謝礼金に関しては、少額しかもらっておらず、「お金よりも自分が役に立てる現場というところ、課題もなんとなくいることで少しずつ状況的に良いものに変わっていくんだなってなるのを実感したり体験したりするとやっぱりやることに対しては思いも入ってくる」や「やっぱり人との出会いがすごいよね [……] 得られなかった人脈っていうのがどんだんどんすごい形でそれはすごい魅力だった [……] だからまあ社会のいろんな課題もあるけれどもそれを肌で感じると子どもたちの笑顔を取っていくという形のままでこう続けていきたい。続ける必要がある」¹という発言からわかるように、やりがいや活動参加動機、継続に繋がっている。また、「ボランティア活動とはいえ、自分も成長させてもらっている」というように自己成長も要因の一つになっている。

E は、声をかけてもらいはしたが、大変そうな活動だと悩んでいた。しかし、とりあえず3年区切りということもあって、3年間活動をしてみた結果、訳が分からないまま活動が終わってしまった。その後、改めて活動が続けていくなかで、6・7年経った頃にいつも見ている人の顔を見るだけで調子分かるようになり、課題意識ややりがい生まれた。活動に対して「大変とは思わない」²と述べているように無償であってもやりがいによって活動をしている。

高齢者ボランティアの活動きっかけは、A も E も人との繋がりがきっかけである。F や G も地域包括支援センターが社会や人と繋がるために声をかけたのがきっかけで、活動を受け入れた理由もそれぞれの興味関心や成長が理由となっており、高齢者の活動理由として謝礼金は強く影響していない。

4.2 学生の参加動機

学生がボランティア活動に参加したきっかけとして、B と C は友人からの誘いがきっかけだと述べていた。B は活動をするにあたって、「本来帰るべき安心できる場所である家が苦しい場所になってしまっている子がいるならば、自分がいることでその子たちに何かできるのであればしてあげたい」³と述べているように友人からの誘いがきっかけであるものの、課題意識をもともと持っていたことで、活動を始めるきっかけとなっ

¹ 2024年7月5日の A へのインタビューによる。

² 2024年10月26日の E へのインタビューによる。

³ 2024年9月5日の B へのインタビューによる。

た友人が辞めてしまった後も活動を続けられている。活動を続けていくなかで、悪いことは悪いと子どもに理解させることで、子どもを正しい方向へと成長させるように正すという新たな意識が形成され、結果的に4年生のこの時期まで活動を継続している。

Cは、中学校、高等学校時代にボランティア活動に関わる機会がなく、大学生になったときに何かを始めたいと考え、子どもに限らずボランティア活動をしてみようと考えていた。しかし、一緒に活動をしようとしていた友人がボランティアサークルに加入しなかったことで1年生の頃は断念している。誰かの役に立つことが好きな性格であったこともあり、ボランティア活動に興味があったと述べていた。Cは、「大学生になって、複数のボランティアを大学内で出来るというのと、就活のときにボランティアがガクチカになるとか。大学受験が終わった後のタイミングで、すでに就職活動におびえていた」⁴と述べている。そして、ゼミナールが同じボランティアサークルの代表から誘われたことがきっかけで、実際に活動するようになった。ボランティア活動に対してCは、「ボランティアをし始めたときにボランティア先に対してあまり課題意識とかは持っていなかった。サークルが持っている課題意識は聞いていたが、工作をしたり、遊んだりとフランクな感じだった」と述べており、課題があるからボランティアが必要だというような意識ではなく、活動を楽しみながら無自覚のままに利他性を発揮していると言えるだろう。「(新型コロナウイルスによるオンライン授業が減少し、)2年生の頃に大学に通うようになってから、授業以外の(ボランティア)センター内やイベントでサークルのメンバーと密に関係することが増えていって、みんなに会いたいや楽しい、手伝いたいという人間関係のところが大きいのかなと思う」(括弧内は著者註)ということから、活動自体が友人との交流の場、楽しい遊びの場として機能しており、継続へと帰結している。

Dは自主的に活動先を探しており、「一人っ子で、子どもと話すことに苦手意識があったから、自分の成長のため」⁵というように最初から利己的な理由で活動をしているため、活動が続いている。3者が活動を始めたのに共通するのはもともとボランティア活動に興味があったことである。3者に対する聞き取り調査で金銭的な問題が挙げられなかったのは、ボランティア先が自宅や通う大学の近くであること、もしくは多少離れていても金銭的な報酬がある者もいたことから、費用に対する懸念がなかったのかもしれない。そのため、費用面での参加阻害要因が機能せず、参加動機にしたがって活動している。

参加動機として挙げられていたのは、児童支援に対して漠然と興味があったことや自己の成長、社会貢献などである。人の役に立ちたいという社会貢献のような利他的な気持ちが根底にありボランティア活動自体には参加したいが、参加する活動は興味に沿っているのか、自己の成長などの利己的な気持ちも並列している。最終的には友人からの声掛けやその動機がどれだけ強いのかによって後押しされ活動へと繋がっている。

4.3 学年に応じた参加動機

学生のボランティア活動への参加動機は学年によって変わってくる。学年が上がるにつれてボランティア活動への参加率は上昇し、大学3・4年生が多い20、21歳の時期にピークになる(公益財団法人日本財団ボランティアセンター 2017:6) ことから学年に応じた何らかの参加要因が関係している。新しくボランティア活動に参加する学年として多いのは、1、2年生である。1年生はサークルに入ることを通じて新たな人間関係を構築するため、ボランティアサークルに加入する者もいるだろう。ボランティアサークルは、運動部でも文化部でもなく、特別な技能を求められないため気軽に活動しやすい。また、Cが述べていたような就職活動にも使えそうという考えやボランティアをしている人は人がよさそうだから馴染みやすそうといった

⁴ 2024年10月11日のCへのインタビューによる。

⁵ 2024年10月29日のDへのインタビューによる。

声もある。このような利己性がボランティアサークルに入るきっかけになっている。

2年生に関しては友人と一緒に加入してくるケースや1年生の頃にサークルに入っていた人から誘われたという理由の学生がおり、1年生とは少し異なるが、人間関係によるものが一つの要因になっている。1・2年生は、自分の興味関心や目的にしたがってボランティアに参加しているため、そもそも友だちでもない人に誘われてもボランティアには参加せず、基本的にはやんわりと断る。特に1年生は、自分の興味と大学生活における情報収集を目的とした友だち作りに力を入れている。

新型コロナウイルスによる影響が薄れ、さまざまなサークルでメンバーが増加した。ボランティアサークルにおける活動者はそれぞれの学年に応じた加入目的を持っている。そのため、同じサークルであっても興味のない活動や彼らの友人が参加しない活動に誘うことが難しく、誘うことによって彼らの目的の妨げ、ないし無駄を生み、秩序を乱してしまう空気感があるため強引な勧誘はできない。基本的にはボランティア活動に対して利己性を追求していたり、大学生になってからやりたいことが定まっておらず、目移りしたりしやすい時期なのだろう。

3年生は就職活動の準備（就職活動エージェントによって予定を組まれている）などで忙しい人が多い。代表や幹部としてサークルを運営するためならボランティア活動に参加するが、そうでない限り不必要な活動への参加をしない。4年生になると就職活動が本格化していくことで、声をかけてみても「そんなことする余裕あるんだね、就活終わったんだ。羨ましい」のように就職活動が終わっているのではないかと勘違いされ、重い雰囲気が漂う。しかし、Cのように就職活動中にボランティアに誘われたとしても「タイミングにもよる。予定がなかったら気分転換にいったり、お手伝い程度だったら全然行く。余裕が本当にないときだとしたら就活があるからと断ると思う」⁶という意見やDのように「人によって、ボランティアが気持ちの面で負担になる人も気分転換になる人もいると思う。自分の場合は、自分が必要とされているという自己肯定感のアップにつながるし、いいことをしていると満たされる、気分転換になっていた。ボランティアが忙しい生活の中でプラスに働く人は参加すれば良いと思う」⁷というような意見もあり、人によってはトラブルになりかねない。そのため、人手が必要なボランティア活動をするために4年生に対して声をかけてまでボランティアを促すのは有効な手立てではないかもしれない。また、就職活動が終わっている場合、そうでない場合のいずれにしても、そもそも大学に来ない、または来られない人が多い。

2024年10月26日、東京都八王子市で地域住民主催のイベントがあり、法政大学の3つのボランティア団体がイベントに招待された。2団体はブースを設ける形で活動に参加し、もう1団体は、同日別の場所で予定していたイベントが中止となったことから、運営の手伝いという形でイベントギリギリに参加を検討する形となった。しかし、手伝いと呼ばれた団体からは前日まで検討していた学生もいたが参加者がいなくなってしまった。ボランティア活動の内容を指示されて行うものであったため、主体感がなくなり自由が減ったと感じたことでやる気が削がれてしまっていた。それに対して、ブースを設けた団体の参加率は高かった。一方でブースを設けていない団体は、普段の活動とはかけ離れたものになりそうだったから来なかった可能性がある。学生が手伝いをするという形ではなく、自分たちで作上げた活動であるということに意味がある。活動の企画をすることで周囲との親密度を深め、主体性を持たせることで、責任感から継続に繋がったり、やりたかったことと実際の活動の差が狭まったりし、活動参加に繋がっている。サークルに所属した目的が人間関係の構築、大学で学んだことを活かす、自己成長できる、自身の求めている利己性の実現が叶う活動でないと参加意欲が湧かず参加に繋がらない。

⁶ 2024年10月11日のCへのインタビューによる。

⁷ 2024年10月29日のDへのインタビューによる。

第5章 受け入れ側である地域住民のボランティア観

3章までで児童支援ボランティアにおける学生の活動参加動機などから興味や自己成長、人間関係の構築などの利己性に働きかけることが、学生にとって一種の報酬機能を備えている価値となりうるということが分かった。ボランティアを受け入れる側として、地域で活動する人たちがどのようなボランティア観をもってボランティアを迎え入れているのか以下で検討していく。

2章でも示したようにボランティア活動参加者にとって、参加阻害の要因として費用がある。受け入れ側の地域住民は、有償ボランティアには肯定的な意見を持っており、謝礼金を出すことができなくても交通費やお昼をまたぐ場合には昼食を用意してあげるべきだという考えだった。Gは、このような意識の変容が東日本大震災のときに芽生えた。「3.11の東日本のときはいける人が交通費出していくしかなかった。災害でお金がないから。近くでこのような活動にはそんなにからないから、出してあげても良いのではないかな。高校生の息子がその時（東日本大震災）ボランティア行った。その時は親が出した。3.11以降くらいで実際に息子を行かせたときに思った」⁸（括弧内は著者註）と述べているように、実際の身内がボランティア活動をする際に活動する側の気持ちに立って考えたことが意識変容のきっかけとなっている。結果として、「最低でも交通費は出してあげてほしい。お昼挟んだ時はお昼くらいは出してあげたい［……］近いところだったら出さなくても良い。お茶一本でも良い。少し離れていたら出してあげて上限を決めると良い。親御さんの仕送りからボランティアのお金を出してもらうのは悪いと思う。［……］昔は教員になると奨学金もチャラにしてくれるとかもあった。そういったところでも時代が違う。［……］ボランティアができるのは心に余裕があるから、だから交通費くらいは出してあげてほしい。」とGは述べていた。他の調査対象者も同様の気持ちを述べていた。

ボランティアをするうえで、人との関わりを持ち、さまざまな年代の中でいろいろと学ぶことを勧める意見が見られた。活動に利己性を持ち合わせてはいけないという考えではなく、Gの「人との関わりを大切に、自分の人生のために活用してほしい」やHの「お金を払うから来てほしいというのは違うと思う。お互い会話をしながらお互いのためになるようにしていくべき」⁹というように学生にとっての自己成長の機会としての利己性を推奨していた。しかしながら、地域住民と多くの関わりがあるHやIのところには「地域の方からは、学生にやらせようよとか、学生にただでやらせればいいじゃんといった声が出ている」¹⁰とあった。「ボランティアさん側に何かメリットがあった方が良くと言ったことがあるが、他の方から「去年はもらえなかった、そんなの（イベントのくじ引きなど）もらっている時間がないとか、そんなのボランティアじゃない、何ももらわないのがボランティアなんだよ」というようなことを強いことを言われた」¹¹（括弧内は著者註）と述べている。Iの「昔と違うし、そんなに裕福な学生が多いわけではないと思う。民生がその会議に2人参加していてそのような意見をいただいていた、別の会議のときに別の大学の教授がガクチカにかけるから呼んだら学生は来ますよと言ったことで、そのように捉えた人も多いと思う。私自身もそうなのかなと少し思ったが、実際に来た学生と話しているとそうじゃないということが分かってきました」¹²という発言から、ボランティア観は個人によって異なっていて、ボランティア活動者のニーズは複雑であるのに対して、そういった無責任な発言によって学生がボランティア活動をしたいと思えない地域へと変化してしまってい

⁸ 2024年10月26日のGへのインタビューによる。

⁹ 2024年10月28日のHへのインタビューによる。

¹⁰ 2024年11月4日のIへのインタビューによる。

¹¹ 2024年11月4日のIへのインタビューによる。

¹² 2024年11月4日のIへのインタビューによる。

る側面がある。Iが有償ボランティアを肯定する発言をした際に強く否定していた一人はEであり、もう一人は、八王子市で開催された地域イベントの実行委員会委員長を務めていたことがある。Eの聞き取り調査時の話について、Iは「学生さんが好きだから（インタビュー時に）そのような（有償ボランティアを昔から肯定しているような）回答になってしまったのではないかな」¹³（括弧内は著者註）と述べている。I自身、Eが無償ボランティアであってほしいと述べているように無料で来てくれるのであれば費用は抑えられると考える反面、それは近所のボランティアであることを想像しており、現代のように遠くから来てくれるのであれば交通費などを出すのは当たり前だと捉えていた。

聞き取り調査時には有償ボランティアを昔から肯定していたと述べていたものの、実際には無償で学生を呼びたいと考えているのが受け入れ側である地域住民としての実情だろう。ボランティアに対する対価としての金銭的な報酬は難しいが、地域を利己的なものとして活用することには肯定的だ。しかしながら、内に秘めている利己性を推奨している気持ちをボランティア募集時にうまくアピールできていない。結果として700人の参加者が訪れた某イベントの事前会議で、組織のトップがボランティアは無償であるべきと発言していることなどからも各々の内には利己性を推奨しつつも、表面的には利他性を求める雰囲気になってしまっていることこそボランティアが集まらない一要因になってしまっているかもしれない。

受け入れ側である地域の根底にあるのは、「学生さんにはたくさん来てもらいたいけど、どこがお金を出すのが問題なのではないか。青少年若者課が交通費を少し負担したため、地域としては何もいたくないから問題なかったが、地域として負担となると問題になっていたのではないかな。どこがいくら出すのというのが切実な問題。学生さんは今回そこ（実行委員）からお金をもらっているわけではない。他のところが金とかを出してきてもらう分には全然良いみたい」¹⁴（括弧内は著者註）とIは述べていた。自分のところが有償ボランティアに肯定的であると言うと運営に携わっている他の地域住民から負担をさせられる可能性があり、特に某イベントでは主催者であったため、無償ボランティアであるべきという主張をすることでその責任を主催者が免れることに繋がり、別のところが負担するとなったことに関しては特に問題視していない。結局のところ有償ボランティアであっても良いが、そのような負担を誰かが負ってくれるのであればという条件付きになっている。市が負担する場合は、個人が負担することがなく、経費にできるため損した感がない。八王子市の某イベントの際にIに伺った話では、「学生のところでお金を使うというのは良いけど、交通費を負担するのはちょっと」との発言があった。交通費等を負担するとなると人数に比例して大きな額になってしまうが、学生団体の出店で購入するとなれば少額で感謝の気持ちを示すことができる。また、購入した商品も手元に来るということで負担感が少ない。主催者側が負担するという話になると誰も主催者をしなくなり、地域の活動の存続自体に影響が及ぶ。また、イベント当日のIからの話では、東京都の某公演会的主催の所長が「別の活動であってもずっと包括でやる（主催）ならいいけど、住民が主催になって住民がその（ボランティアの）お弁当代を出せないんじゃない？包括が負担してくれるならいいけど」¹⁵（括弧内は著者註）というような発言があった。そのような金銭的な負担によってボランティアの呼び込もうとする考えではボランティア活動者を呼び込むことができなくなる。

¹³ 2024年11月4日のIへのインタビューによる。

¹⁴ 2024年11月4日のIへのインタビューによる。

¹⁵ 2024年10月26日のIへのインタビューによる。

第6章 考察

佐藤は、「一緒に参加する人がいない」という参加阻害要因に対して、導入時点で参加しやすい仕組みを整えるだけでも「ボランティア活動をしてみたい」と実際に行動に移す大学生が存在すると考察しており、ボランティア活動を始めるには何らかの「きっかけ」が重要だと述べている（佐藤 2024:12）。本論文でも学生にとっての参加動機に繋げるためには、費用面での懸念を取り除いたうえで、上記のようなニーズを満たす仕組みを導入時点で認識してもらえるようにすることが求められる。

ボランティアに興味のある学生が6割いるにも関わらず3割の参加に留まっている（公益財団法人日本財団ボランティアセンター 2017）。参加阻害要因を解決するには謝礼金によって参加率が上がること（川嶋他 2014）から、受け入れ側である地域住民が多少なりとも学生の金銭的な懸念を減らすことが必要である。これにより、ボランティア参加が促進できる。しかし、第5章で示した地域の受け入れ側に対する調査より、地域住民はボランティア活動参加者を呼び込みたいという意向がありつつも費用を負担することができないといった課題を抱えていることが分かった。

そこで例えば、少額の謝礼金ないし、昼食を出すことが良いだろう。受け入れ側である地域住民の調査対象者全員が交通費または昼食は出してあげたいと語っていたことから前向きに考えられるだろう。しかし、受け入れ側が負担をできるのかという問題が生じる。実際、「何ももらわないのがボランティア」、「学生に来てもらいたいけどどこがお金を出すのかが問題」、「別の団体が負担してくれるのであれば良い」のような発言があった。これはボランティアが欲しいという気持ちもありつつ、費用の負担を問題としていると言える。誰かが負担できる状況であればボランティア活動参加者を集められるようになっているのが現状である。

前述したとおり、少額の謝礼金ないし、昼食を出すことが学生のコストを減らすことにつながるのが、費用の負担が問題であれば個人のニーズを満たすような価値を提供することが良いだろう。個人の関心やニーズ、団体理念を叶えることが学生にとっての成長機会となり、価値としての報酬機能を果たす。

受け入れ側である地域住民は、手伝って欲しい内容を直接的に書いてしまいがちであることから、結果的に学生の参加動機に響かない現状がある。地域住民は、「人との関わりを大切にして、自分の人生のために活用してほしい」¹⁶と述べていることから、学生にボランティアを何かしらの経験の場を提供する意向がある。つまり、受け入れ側である地域住民のニーズと学生のニーズのマッチは、見えていないだけで起きているはずである。したがって、ボランティア活動参加者を集めるためには、第4章3節で示したように学年ごとに参加動機の傾向があるため、そのニーズに基づいた集客方法が必要だろう。大学1・2年生のような低学年層には、人間関係の形成が図れそう、つまり学生間での交流ができると感じさせるボランティア活動（イベント）を募集時に流すことで、活動に参加しやすくなると期待できる。3年生は、就職活動に向けての意識が出てくるころであり、就職活動が本格化する前に参加してもらうための策を講じる必要がある。

法政大学多摩キャンパスの経済学部学生は、販売を行うボランティアサークルに所属している傾向があり、児童支援のボランティア活動を行っているほとんどの学生が社会学部と現代福祉学部であるのは、2つの学部が児童問題に関する学問を取り扱っているためだと考えられる。

言語ボランティアにおいて、彼らの参加意欲が高い理由は、日常的に外国語を使用できる環境にない日本の学習者たちにとって、責任を伴う形で外国語を駆使することの難しさを実感することがさらに高度な言語能力への動機づけとさらなる学習意欲の向上につながるとされている（朴 2018:29）。社会学部と現代福祉

¹⁶ 2024年10月26日のGへのインタビューによる。

学部は、児童支援ボランティアを通じて同様のことが言えるだろう。

第4章3節の調査結果から、自分の興味（学部を選んだ理由でもある）と大学生活における情報収集のコミュニティの形成を目的とした友だちづくりが行われていた。興味のある学問に通じた児童支援活動に興味を持った学生が上記の2学部であり、学習意欲は、成績向上のための情報収集コミュニティの形成と捉えられる。

児童ボランティアにおいて、学生のボランティア参加を促すには、ターゲットを社会学部と現代福祉学部に絞り込んだ方が活動動機を芽生えさせやすい可能性がある。つまり、各学校において、周辺地域のボランティア活動への参加促進を図るには、ターゲットとなる学生の学んでいる分野や、学年に応じたニーズに訴えかける宣伝をすることが望ましいだろう。このような報酬としての機能を持っている価値は、謝礼金に多少なりとも代わる可能性を秘めており、ターゲットに応じた価値の提供をすることで、受け入れ側にとっても大きな負担にならず、ボランティアの担い手にとってもメリットがある活動と認識させていくことができる。要するに、ボランティア活動をイベントのように多少の工夫、仕掛けを施すことで、ボランティア活動のPRが功を奏し、地域住民の意向とボランティア活動者の意向がマッチすると期待できる。

活動の継続については、自己実現的な理由で活動を始めた学生も活動を続けていくなかで、かかわった人たちから感謝の気持ちを伝えられたり、期待されていることを感じたりし、利他的な意識が生じている（澁谷 2022:74）。そのため、学生が参加したいと思える活動でありつつも自然な流れで主体性を持たせていくことで、課題意識が芽生え、参加促進と活動継続につながるかもしれない。

第7章 結論

本論文では、ボランティア活動の参加を促進するために地域住民とボランティア活動参加者の実態と意向を調査した。ボランティア活動の促進という観点について、受け入れ側である地域住民のボランティア観と活動する側のボランティア観の差を比較し、ボランティア活動の参加を促進するための方法を検討した。

参加阻害要因を解決するには受け入れ側である地域住民が多少なりとも学生の金銭的な懸念を減らすことでボランティア参加が促進する。受け入れ側である地域住民の調査対象者全員が交通費または昼食は出したいと語っていたことから、少額の謝礼金ないし、昼食を出すことが学生の懸念を減らすことが考えられる。しかし、受け入れ側が負担をできるのかという問題が生じる。実際、「何ももらわないのがボランティア」、「学生に来てもらいたいけどどこがお金を出すのが問題」、「別の団体が負担してくれるのであれば良い」のような発言が見られた。ボランティア活動が欲しいという気持ちもありつつ、費用の負担を問題としている。八王子市は有償ボランティア制度を設立しているが、誰かが負担できる状況であればボランティア活動参加者を集められるようになっているのが現状である。

少額の謝礼金ないし、昼食を出すことが学生のコストを減らすことにつながるが、費用の負担が問題であれば個人のニーズを満たすような価値を提供することが良いだろう。個人の関心やニーズ、団体理念を叶えることが学生にとっての成長機会となり、価値としての報酬機能を果たす。

ニーズを充足するものについては、ターゲットとなる学生の学んでいる分野や、学年に応じたニーズに訴えかけることで参加要因に働きかけると分かった。このような報酬としての機能を持っている価値は、謝礼金に多少なりとも代わる可能性を秘めており、ターゲットに応じた価値の提供をすることで、受け入れ側にとっても大きな負担にならない。また、ボランティア活動参加者にとってもメリットがある活動と認識させていくことができればボランティア参加の促進を図れる。

今後の展望としては、本論文で得られた知見を基にボランティア活動参加者を集客し、どの程度ボランティア活動の促進に効果があるのか検討していきたい。また、本論文では児童ボランティアの参加促進に限定したが、保険・医療・福祉、教育・研究、まちづくり・まちおこし、自然・環境保全、災害救助支援、地域安全、人権・平和、国際協力・交流、子ども・青少年育成などのボランティアで参加促進の効果に違いが出るのか調査していきたい。

謝辞

本論文を作成するにあたって、ゼミナールの指導教官である法政大学社会学部メディア社会学科の森幹彦教授に多大なるご指導とご助言をいただいたことで執筆することができた。調査をするにあたり、東京都八王子市包括長房センター長である古座野久彦氏、職員の千葉あかね氏の協力により、受け入れ側として地域で活動している方々に対して聞き取り調査が可能となり、両氏にも聞き取り調査のご協力をいただいた。加えて、東京都町田市ゆくのき学園コーディネータの吉田眞由美氏、法政大学多摩キャンパス周辺地域で活動している学生にも聞き取り調査のご協力をいただいた。その他にもご協力いただいた方たちに対して、ここに深く感謝の意を表する。

参考文献

- 市橋若菜 (2018) 「高齢化社会とボランティア活動—National Trust のボランティアプログラムから学ぶ—」 1-28.
<http://katozemiyokohama/wp-content/uploads/2018/02/1%EF%BD%9E28%E9%A0%81.pdf> (最終閲覧日 2024 年 12 月 12 日)
- 川嶋健太郎, 北原靖子, 蓮見元子 (2014) 「ボランティアに参加する価値はいくらなのか? : 有償ボランティアにおける金銭的謝礼がボランティア参加動機に与える影響」『東海学院大学紀要』(8):169-177.
- 公益財団法人日本財団ボランティアセンター (2017) 「全国学生 1 万人アンケート～ボランティアに関する意識調査 2017～全設問データ資料」 <https://www.volacen.jp/pdf/2017-student10000fulldate.pdf> (最終閲覧日 2024 年 10 月 25 日)
- 佐藤大介 (2024) 「ボランティア活動の阻害要因に関する考察～大学生とボランティアコーディネータの比較調査から～」『日本福祉大学全学教育センター紀要』(12):7-12.
- 澁谷由紀 (2022) 「大学生のボランティア観の形成プロセスにかかわる—考察—通訳ボランティア活動における利他性と利己性に着目した質的分析—」『ボランティア学研究』(22):63-77.
- 田中富美子, 佐藤裕見子, 小石真子 (2021) 「地域における子育て支援ボランティア活動の継続要因」『日健医誌』30 (1):108-114.
- 内閣府 (2023a) 「令和 5 年版高齢者白書 (全体版)」 https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2023/zenbun/pdf/1s1s_01.pdf (最終閲覧日 2024 年 12 月 12 日)
- 内閣府 (2023b) 「2022 年度 (令和 4 年度) 市民の社会貢献に関する実態調査報告書」 13-14. https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/R4_shimin_report.pdf (最終閲覧日 2024 年 12 月 17 日)
- 中田和子, 市川兼三 (2009) 「ボランティアにおける『利己性』と『利他性』: 語学ボランティアのケーススタディを通して (第 1 部松本大学地域総合研究センター研究職員研究報告)」『地域総合研究』(9):109-123.
- 朴ジョンヨン (2018) 「スポーツと言語から学ぶグローバル『人材』育成 (1): 神田外語大学での取り組みとこれからの展望」『Global communication studies = グローバル・コミュニケーション研究』(6):9-30.

付 録

ボランティア活動参加者に対する半構造化インタビュー質問項目

- ・属性
- ・他にこういった活動をしているか（これまでしていた）
- ・活動を始めた動機・きっかけ
- ・どのくらい活動しているか
- ・ボランティアをし始めたときにボランティア先に対して課題意識を持っていたか
- ・活動中に意識していること
- ・活動を始めたときからその気持ちだったか、いつからか
- ・今後はどういったことをしたいか（どんな方向に発展させたいか）

大学3・4年生向けの質問として

- ・就職活動中にボランティアをしている人に対して何か思ったことはあるか
- ・就職活動中にボランティアに誘われたとしたら何か思うか

受け入れ側である地域住民に対する半構造化インタビュー質問項目

- ・現在の地域での活動はいつからしているか
- ・他に何か活動はしているか
- ・現在の活動を始めた動機・きっかけ
- ・活動をし始めたときに活動に対してなにか課題意識を持っていたか（活動を始めたときに当時何か解決したいと感じる課題があり、このように活動していかなければいけないなど考えていたことはあるか）
- ・活動中に意識していることはあるか、活動を始めたときからその気持ちだったか、いつからか
- ・ボランティアをする学生などに求めること
- ・昔はどうだったか
- ・普段から学生（小学生から大学生まで）と関わる機会が多いか
- ・どのような活動に学生ボランティアがいると助かるか
- ・単発ボランティアと継続的に参加するボランティアどちらが良いかなどあるか

【裏話】

今年度の優秀卒業論文集では、「ちょっと書いてみたいけれども卒業論文って何をするのか想像ができない」という学生たちに向けて、優秀卒業論文に採択された学生の皆様に以下の六項目について裏話をお寄せいただきました。

(1) いつ頃テーマを決めましたか？ (2) データや資料を集めるのにどのような工夫をしましたか？ (3) 実際に文章を書き始めたのはいつ頃ですか？ (4) 卒業論文を書くにあたって影響を受けた授業、(5) 卒業論文を書いて良かったこと、苦しかったこと、あるいは「これがあったから乗り切れた」こと、(6) これから卒業論文を書く（あるいは迷っている）1～3年生に一言。

(画像：2025年3月24日卒業祝賀会における表彰式)



山田 将貴（社会政策科学科／企業と社会コース／恵羅さとみゼミ）

卒業論文題目「日本・インドネシア間における国際労働移動の社会学的研究
——インドネシア人技能実習生を事例にして」

(1) いつ頃テーマを決めましたか？

- ・テーマ決定：大学4年生の秋
- ・「インタビュー調査対象を、自分の家の近くで働いているインドネシア人技能実習生として何か書きたい」ということ自体はゼミに入る前から決めていた。ただ「対象」は決まっても「テーマ（その対象の、もしくはその対象への調査で何を明らかにしたいのか）」は、先行研究を整理し、すでに数回調査に赴いたあとであった4年生の秋学期によく確定した。

(2) データや資料を集めるのにどのような工夫をしましたか？

- 官公庁の公開している白書や統計からわかるデータ（例えば私の論文であれば、「日本にいる在留外国人の数」や「在留資格の内訳」など）
- ・すぐに手に入ることなので、卒論を書こうと決めた時点で収集作業をはじめたほうが良い。
- ・ただ、月ごとに数値が更新されるデータや年単位で更新されるものもあるので、そのデータが毎月/毎年のうち、どの日/どの月に更新が入るのかはチェックしておきたい。

○文献について

- ・自分の取り組むテーマ・対象が「どの分野に位置づけられるのか」（例えば私の論文であれば、「外国人労働者」「外国人技能実習生」が主な対象なので、「国際社会学」「産業・労働社会学」で位置付ける）を、まずは考えること。
- ・その後、その分野の教科書的なテキスト（私の場合、ミネルヴァ書房から出版されている『やわらかアカデミズム〈わかる〉シリーズ』がおすすめ）で、基本的な用語整理を行い、そのテキストで使用されている

参考文献を芋づる式で引っ張ってくる。

○実際の調査

- ・長期的な休みが取れる夏季休業の期間にいきました。
- ・費用はがんばって貯めるしかありませんでした。

(3) 実際に文章を書き始めたのはいつ頃ですか？

- ・大学4年の10月
- ・構想自体は練っていたので、ギリギリ間に合った感のある時期でした。

(4) 卒業論文を書くにあたって影響を受けた授業があれば教えてください。

○「社会調査のリテラシー（担当：三井さよ教授）」

- ・私の論文が元から社会学の分野で書こうと考えていたため、「そもそも社会学とは何か」「質的調査法と量的調査法の違いと使い方（仮説提起と仮説検証）」など、論文を執筆するにあたって必要な知識や方法論を多く学んだ。
- ・年度ごとに担当教員が変わるらしく、あくまで「三井先生が担当していた「社会調査のリテラシー」」であることには注意されたい。

(5) 卒業論文を書いて良かったこと、苦しかったこと、あるいは「これがあったから乗り切れた」ことがあれば、自由に書いてください。

○よかったこと

- ・学部4年間の集大成として一つの論文が残せたことは、後から振り返って「こんなに頑張ったんだ」という自信になるので、執筆してよかった。
- ・また、特に民間企業に勤める場合、社会に出てもここまで多くの文量と体系化した文章を書くという経験はそうそうにない。こうした論文は一回書きあげると、その後の文章構成能力や忍耐力に繋がっていくので、経験してほしいところではある。

○苦しかったこと

- ・200文字程度書き進めるたびに、「この文章って本論文の目的から考えて、なんのために書いてるんだっけ？何のための文章だっけ？」というツッコミを自分自身で入れてしまうことが苦しかった。都度、「本論文/本章の目的ってなんだったんだろうか」という振り返りを入れながら、なんとか書き切ったものの、最初のうちはあまり考えすぎず、「とにかく書き上げる」を目標に執筆するべきなのかもしれない。

○これがあったから乗り切れた

- ・恵羅先生（指導教員）からの誉め言葉。的確に論理の穴を指摘しつつ、「もうひと頑張りで作品として結晶化できそうな印象です！とても力作に仕上がってますので、提出まで可能な範囲で頑張ってください。」（原文）というフォローがあったため、最後までやり切ることができた。

(6) これから卒業論文を書く（あるいは迷っている）1～3年生に一言いただければと思います。

「卒論だから執筆前に色々準備しなきゃ」という焦りがある人もいると思います。しかし、調査や研究をしていくなかで「実際の明らかにしたい問いは、こっちじゃなかった」など、進捗過程ではじめてわかることもあります。そのため、「とにかくわかるころまでは書いてみる」「わからなくなったときに立ち止まってみる」の繰り返しが重要なのではないのでしょうか。そこまで気張らずに書き始めてもいいと思いますよ。

安達 栞（社会学科／人間社会コース／平塚眞樹ゼミ）

卒業論文題目「フィンランドにおける「リサーチベース」の教師モデルへの合意はどのように形成されたのか——1990年代の TRN と 2000 年代の Vokke Project に着目して」

(1) いつ頃テーマを決めましたか？

大学に入学した時点でフィンランドの教育には関心がありました。そのため、フィンランドの研究をされていて、教育がご専門の平塚先生のゼミに入りました。2年生のゼミ論文で日本の先行研究の調査を行い、3年生では現地に足を運び、英語、フィンランド語の文献調査も行いました。ゼミに入ってからはずっとフィンランドの教員養成をテーマに個人研究を行ってききましたが、卒業論文のリサーチクエストを具体的に決めたのは4年生の4月です。

(2) データや資料を集めるのにどのような工夫をしましたか？

私は3年生の夏季休暇を利用して2週間ほどフィンランドに行き、ヘルシンキ大学の先生ともお話しましたが、そこで論文に使えるような具体的なデータを得ることはできませんでした。資料の収集方法としては、英語文献は主に Google Scholar を使いました。また、フィンランド語文献は現地の大学図書館のデータベースを使って収集し、ChatGPT で英語に翻訳して読んでいました。

(3) 実際に文章を書き始めたのはいつ頃ですか？

論文を本格的に書き始めたのは9月からです。9月中旬から教育実習があったため、2週間ほど全く卒論に触れない期間があり、10月になってからまた書き始めました。

(4) 卒業論文を書くにあたって影響を受けた授業があれば教えてください。

特になし

(5) 卒業論文を書いて良かったこと、苦しかったこと、あるいは「これがあったから乗り切れた」ことがあれば、自由に書いてください。

卒業論文を書いて良かったことは、自分の言葉に責任を持つ意識が強まったことです。論文はオリジナルの表現でありながらなるべく主観を排除した文章でなければいけません。卒論を書いていて一番苦労したのは、英語やフィンランド語の文献の解釈が本当にこれで正しいのか自分で考えなければならなかったことです。論文を書く上では、事実の誤りや誤認がないことを確認するのはもちろん、誰もが自分のフィルター（主観、偏見）を通して文章を読み、書いていることを自覚し、他者に誤解を与えないように細心の注意を払うことが重要です。ゼミの先生からはデータが間違っているかどうかは指摘していただけますが、解釈そのものは自分のオリジナリティなので、正しいかどうかは自分で判断しなければいけません。昨今の SNS では、根拠のない発言やリソースがはっきりしない投稿をする人を見かけます。責任感を持って文章を書くという経験は、情報リテラシーを身につけ、自分が誤った情報を信じたり、発信したりしないために役に立つと思います。

(6) これから卒業論文を書く（あるいは迷っている）1～3年生に一言いただければと思います。

近年就職活動の開始時期が早まっており、学部卒で就職する人は3年生からはインターンに行ったり、早期選考が始まったり、研究や論文よりも自分の将来のことで頭がいっぱいになると思います。私は大学院への進学を1年生の時に決めましたが、それでも3年生の秋頃からは自分の将来に不安や迷いを感じていました。卒論よりも就活を重視する人が多いと思いますが、然るべきサイトからデータを集め、それを（なるべく）客観的に分析し、論文を書くということ自体は、修士課程に進学しなくても、情報社会の中で働く上でとても有意義な経験だと思います。

森 遼太（社会学科／地域・社会コース／谷本有美子ゼミ）

卒業論文題目「中心市街地における大型空き店舗の再活用過程に関する研究 ——青森県弘前市を事例に」

(1) いつ頃テーマを決めましたか？

「大規模小売店舗の空き店舗の活用について論文を書きたい」という漠然とした考えは2年次から持っていました。ただ、2年次から3年次の秋頃までは、別のテーマ（利用者の少ない駅の存続運動の展開）との間で常に揺らいでおり、なかなか決着が付きませんでした。最終的には、3年次の9月に実施した指導教官との面談において「『駅の存続運動』は卒論としてまとめるには難しい材料ではないか」というご指摘をいただき、前者に決定しました。

(2) データや資料を集めるのにどのような工夫をしましたか？

弘前市の商業施設の運営会社へインタビュー調査に伺ったのは、4年次の9月25日でした。8月末頃に商業施設公式サイトのお問合せフォームからアポの連絡を送りましたが、なかなか返信が来ず、1週間ほど待った後こちらから再度電話連絡を入れたところ、その後はすんなりとインタビューの日時が決まりました。インタビューのアポ取りは緊張しますし、良い返事が来ず焦ることもあるかもしれませんが、思ったよりも世間の人々は学生に寛容です。出来る限りの敬意・礼儀と小さじ一杯の図々しさを持って伺えば、きっと力添えをしてくださいます。

私の場合、1回目のインタビューはご挨拶と礼儀を考えて対面で、2回目のインタビューは12月初頭にZoomで行いました。東京から弘前まではかなり距離があるため、旅費節減策として格安のフリーきっぷを購入し、鈍行列車で訪問しました。最初のインタビュー時には、法政大学のグッズショップで購入した手土産を持参しました。また、あとから文字起こしができるよう、お相手の方の許可を得て音声を録音しました。一度のインタビューで訊きたいことを全て訊くのはほぼ不可能なので、2回目のインタビューを行う可能性もお伝えしておくといいです。

文献調査に使用した資料の多くは国立国会図書館で調達しました。特に業界誌や自治体資料などは大学図書館にはなかなか所蔵されていないため、国会図書館に頼らざるを得ません。国会図書館での資料のコピー（複写）にはそれなりの料金がかかるので、ある程度まとまったページ数の内容を家に持ち帰りたい場合を除いて、ルーズリーフに一言一句同じように書き写しました。また、国会図書館と家とを往復するだけでも金銭的・時間的コストは大きくなるため、出かける前に予め気になる資料を「国立国会図書館サーチ」等で検索して「ど

うしても国会図書館でしか入手できない資料か？ほんとうに必要な資料か？」を吟味し、何度も何度も訪れる必要がないよう心掛けました。

(3) 実際に文章を書き始めたのはいつ頃ですか？

文章を書き始めたのは夏休みの終わり頃です。夏休み中は問いの粒度の調整や調査対象の決定にひたすら頭を悩ませており、ほとんど筆が進みませんでした。夏休み明けに一度執筆途中の論文を指導教官に提出しなければならなかったため、やつつけ仕事で書き始めました。当時提出した文章は、到底満足できるような充実した内容ではありませんでした。

その後、11月末に「人に見せられる出来」の草稿を提出する期限が設定されましたが、その時点でさえ、私は本論にすら到達できていませんでした。9月から11月は背景情報や先行研究に関する章の執筆に取り組んでいましたが、その際に凝り性を発揮してしまい、想定よりも大幅に内容が増大したためです。

(4) 卒業論文を書くにあたって影響を受けた授業があれば教えてください。

「社会経済地理学 (1)」(文学部 小原文明先生) では、中心市街地活性化や空き店舗などの卒業論文テーマに関連する諸課題に対して、いかなる地理学的アプローチが可能なのか(これまでなされてきたか)を学びました。私の卒業論文に分野横断的な視角をもたらした授業と考えています。

(5) 卒業論文を書いて良かったこと、苦しかったこと、あるいは「これがあったから乗り切れた」ことがあれば、自由に書いてください。

脅しのように感じますが、卒業論文を執筆して良かったことは、研究という営みの「生みの苦しみ」を模擬的なながらも経験できたことだと思います。つまり「卒業論文を書いて苦しかったこと」と表裏一体です。適切な粒度の問いは何か、問いへの答えを導出するにはどんなデータが必要か、論理はいかに構築するべきか…卒論執筆の過程は道迷いの連続です。それに幾度もぶつかり、考え、少し進んで、後退して、また進んで…を繰り返します。故になかなか書き上げられないため、焦りやストレスは少なからず感じました。

一方で、ひとつの問題をとことん掘り下げる面白さも知りました。4年間社会学部に在籍しましたが、卒業論文を書き上げる頃になって、ようやく社会学の展開可能性に気付きました。卒業論文を書いたことで、学問を究める魅力も、その大変さも、両方を垣間見られたわけです。

私が筆を折らずに卒業論文を書き上げられたのは、元から関心を寄せていた題材で書いたからです。全く興味の無いテーマに関する先行研究を読み、何か文章を書くというのは、苦痛以外の何物でもありません。月並みかもしれませんが、テーマ設定は自分の欲求に素直に従う方が無難だと思います。

(6) これから卒業論文を書く(あるいは迷っている)1~3年生に一言いただければと思います。

卒業論文を執筆すると、自分の4年間の学びを“作品”として表現することができます。“コスパ”は悪いかもしれませんが、ひとつの事象を追究する泥臭い経験を得なければ見えないものがあります。単に肩書きを通して箔をつけるだけではない、自分なりの「大学」に通った意義が見つかるはずです。

鮎澤 史（社会学科／文化・社会コース／諸上茂光ゼミ）

卒業論文題目「CSV 活動への消費者の協力を促すメッセージの検討」

(1) いつ頃テーマを決めましたか？

テーマを模索し始めたのは2年生の冬ごろ（1月）でしたが、なかなかそのテーマで仮説を立てることができなかつたためテーマを一度変更し、最終的に現テーマに決定したのは3年生の5月ごろでした。

(2) データや資料を集めるのにどのような工夫をしましたか？

【データ収集に関して】

仮説を検証するための調査では、3年生の夏休み中に予備調査としてゼミの先輩後輩や友人に協力してもらい全部で100以上のデータを収集しました。その後、本調査にはゼミの先輩、教授にご協力いただき Web 調査を通してデータを集めました。

【資料収集に関して】

基本的には大学図書館の書籍や Google scholar で見ることができる先行研究を参照していました。しかし、インターネット上では見ることのできない論文は、国立図書館に行き集めました。

(3) 実際に文章を書き始めたのはいつ頃ですか？

3年生の9月ごろに研究背景や学術背景となる部分を大まかにまとめていましたが、本格的に文章を書き始めたのは4年生の11月ごろでした。参照する資料や章立てなどは3年生の頃にほとんど完成していたのですが、いざ文章にすると読みにくかったり論理が通っていなかったりして非常に時間がかかったので、出来るだけ早く書き始めることをお勧めします。

(4) 卒業論文を書くにあたって影響を受けた授業があれば教えてください。

「消費者行動論」、「マーケティング実践」、「消費者行動モデリング」。私自身が所属しているゼミが消費者行動を学ぶゼミであることから、諸上先生の授業を参考にさせていただきながら研究を進めました。消費者行動は社会の動きを反映しながら変化しており、マーケターは常にその変化に対応するような施策を行っていることを授業から学びました。諸上先生、木暮先生の授業に影響を受けて、このことから、現代の消費スタイルにおけるトレンドはなにか、どのような点に消費者がまだ満足していないかについて議論したいと考えるようになりました。

(5) 卒業論文を書いて良かったこと、苦しかったこと、あるいは「これがあったから乗り切れた」ことがあれば、自由に書いてください。

【良かったこと】

自分自身が大学で何を勉強してきたかを形として残すことができたことです。ゼミの教授（諸上先生）より「卒業論文は大学4年間で学んだことの集大成」であると教えていただき、私が4年間で得た知識をひとつの研究として確立できたことが、今後社会で活躍する上での自信に繋がるのではないかと考えています。

【苦しかったこと】

私は卒業論文の研究に2年生の冬から3年生にかけて取り組んでいたため、周りの友人が旅行や遊びに時間を費していた一方で、自分は研究に取り組み続けなければいけないというギャップや、就職活動との両立が上

手くできないことに苦しさを感じました。また、どれだけ時間をかけて立てた仮説でも、理論が通っていなかったり調査で有意な結果が得られなかったりすれば再考する必要があるため、研究に費やす時間と得られる結果が比例しなかった時が苦しかったです。

【乗り越える方法】

卒業論文を書き上げた同ゼミの先輩によく悩みを聞いていただいたり、相談に乗っていただいたりしていました。同じ経験をされているからこそ、気持ちに共感してくださったり一歩先のアドバイスをくださったりしたので、先輩方の支えにより乗り越えられたことが多かったです。

また、研究に集中することはとても大切だと思うのですが、あまり卒業論文だけに取り組むのではなく、適度にリフレッシュすることが効率的に進めるために重要なことだと思います。私は友人と定期的にご飯に行く約束をして、その予定を楽しみに頑張っていました。

(6) これから卒業論文を書く（あるいは迷っている）1～3年生に一言いただければと思います。

卒業論文と聞くと、やはり「難しそう」「大変そう」というイメージが強いと思います。そのため、私の友人の多くも卒論が卒業のために必須ではない学部に進んだり、書かなくても卒業できたりする道を選んでいました。確かに実際卒業論文に取り組んでみて、研究することも文章化することもとても難しく大変な作業だったなと思います。しかし、書き終えた今はその苦労をしてでも形にできてよかったと感じています。卒論を書かなかった友人からは、「卒論を書いていないから卒業できた感覚、達成感があまりない」「書いておけばよかったかも」という声を多々聞きました。決して卒業論文を書くことがすべて、書くことが偉いというわけではありませんが、「自分自身が大学に通った意味」が卒業論文を執筆することでより強く実感できると思います。ぜひ挑戦してみてください！応援しています。

小倉 美紗希（社会学科／人間・社会コース／多喜弘文ゼミ）

卒業論文題目『『大学進学率の男女差の地域差』を生み出す要因は何なのか？——『女子生徒等の理工系分野への進路選択における地域性についての調査, 2021』を用いて』

(1) いつ頃テーマを決めましたか？

3年生の10月にテーマの素案を出し、先行研究を読み進め、3月にはテーマが固まっていました。4年生の5月に使用データを決定、以後半年ほどかけて分析を行いました。

(2) データや資料を集めるのにどのような工夫をしましたか？

進学先の大学院の先輩に相談し、テーマに合うデータを教えていただきました。

(3) 実際に文章を書き始めたのはいつ頃ですか？

4年生の11月中旬に書き始めました。11月中に大筋を書き、提出までの残り1ヶ月で加筆修正しました。

(4) 卒業論文を書くにあたって影響を受けた授業があれば教えてください。

・「原典講読（『管理される心』）」。分厚い専門書を挫けず読み切る胆力を培ったと同時に、社会学的研究視点の

面白さをより強く感じられるようになりました。

- ・「社会調査実習（質的調査）」。卒論は計量分析なので、分析手法等が直接的に役立った訳ではありませんが、論文の書き方や研究への向き合い方の基礎を叩き込んでもらいました。

(5) 卒業論文を書いて良かったこと、苦しかったこと、あるいは「これがあったから乗り切れた」ことがあれば、自由に書いてください。

正直に言うと、指導教員の異動先の大学院への進学（院でも引き続き指導教員のお世話になること）が決まっていたので、「提出しない訳にはいかない。し、中途半端なものも出せない」という半ば強迫観念で書いていました笑

本当はもう少し複雑な分析を行う予定でしたが、最終的に上手くいきませんでした。この進捗のない2ヶ月間と、結果として単純な分析で終わってしまったことは苦しかったです。

ですが、社会学というやり方によっては何でも対象にできる学問において、自分が精通している分野・研究対象を見つけられることは、大学での学びを言語化するうえでも、就活市場や今後の人生においても、大いに役立つのではないのでしょうか。

(6) これから卒業論文を書く（あるいは迷っている）1～3年生に一言いただければと思います。

自分で研究課題を見つけて、適切な分析を行って、それを文字に起こすという一連のプロセスは、一朝一夕に進むものではありません。でも、上手く形になった暁には、苦労しただけの達成感、自信を得られます。それが優秀卒業論文に選ばれば、喜びもひとしおです。大学4年間の集大成として、一つ形に残しておくことはおすすめです。頑張ってください。

千葉 唯慧（社会学科／人間・社会コース／森幹彦ゼミ）

卒業論文題目「ボランティア活動への参加促進に向けた参加者と地域住民の実態と意向の調査
——ボランティアへの参加動機のインタビューを通じて」

(1) いつ頃テーマを決めましたか？

素案は4年生の始まり頃に決まり、固まったのは、10月頃だったと記憶しております。

(2) データや資料を集めるのにどのような工夫をしましたか？

工夫というわけではございませんが、テーマが決まる前からサークルや個人的なボランティア活動をする際には活動中や活動後に気づいたことなどをまとめるようにしていました。反省点や気づいたことをまとめていたことで、私自身がボランティアへの課題意識を持っており、実際に論文のテーマを固めた際にすぐに取りかかることができたのだと思います。メモしていた内容は私の主観だけでなく、ボランティアをするにあたってご支援いただいていたさまざま地域の住民、企業、行政の方の課題意識なども日頃からヒアリングしてまとめていました。7歳のころからボランティア活動を始め、15年ほどボランティア活動を継続していたことが、実際の研究をする際に活きたと思います。

(3) 実際に文章を書き始めたのはいつ頃ですか？

研究の素案が決まった4年生の初めからメモ書きとして構想を広げて書き溜めていました。実際の文章は4年生の11月初旬くらいに書き始めて中旬には書き終えていましたが、細かい部分の修正が終わったのは12月頃です。

(4) 卒業論文を書くにあたって影響を受けた授業があれば教えてください。

社会調査実習（武田俊輔 教授）。2年生までは量的調査に興味を持っていたため、質的調査への取り組み方が全くわからなかった。武田教授が親身にご指導くださったことで、質的調査の手法を実践的に理解することができた。地域のコミュニティの明かし方、表面上のインタビュー回答と本音の部分の語りの違いを理解する方法、無意識に語りが多くなっているところを追求し、インタビュー対象者の原体験をいかに引き出すのかを学びました。

また、入学から卒業するまでに受講した全ての講義が研究をする上で活かせたと考えています。どのような講義であっても、多角的な視点で課題を捉えることに繋がりました。社会学部ということもあり、大学で学んだ知識を地域の社会課題の解決に活用したいと1年生から考えていました。ボランティア先で見聞かした課題や地域の特徴に関するデータをもとに活動内容を関係者と協議し、課題解決に取り組んでできました。その際、講義で学んだ視点から課題を捉えることで、研究に役立つ思考に繋がっていったのではないかと考えます。ボランティア活動を通じて実際の課題に触れることが、結果として学業や研究にも還元することにつながり、私にとっての正の循環が生まれたのだと思います。

(5) 卒業論文を書いて良かったこと、苦しかったこと、あるいは「これがあったから乗り切れた」ことがあれば、自由に書いてください。

卒業論文を書くにあたって、さまざまな方と関わることができたのが良かったことです。通常であれば関わる機会のなかった人と関わることで、視野が広がったと感じています。

個人的に苦しかったことは特にはないですが、日ごろから研究テーマについて意識していなければ執筆に苦しんでいたと思います。卒業論文を乗り切るためには、思いついたことを使わないかもとすぐに判断するのではなく、とりあえずメモに残しておくことが大切だと振り返って感じています。

(6) これから卒業論文を書く1～3年生に一言いただければと思います。

大学卒業後に大学生活を振り返る場面を想像して、在学中に何をしたのかわからないという虚しさと後悔が訪れるだろうと思いました。卒業論文を書くか迷う理由が、もしテーマが決まらないということであれば、皆さんが普段意識していない身近なことや興味関心をメモのように残しておくの良いのではないかと思います。その中から課題意識が芽生え、論文のテーマが決まるかもしれません。

法政大学社会学部

優秀卒業論文集 2024

2025年3月31日 発行

編集 法政大学社会学部

発行 法政大学社会学部

〒194-0298 東京都町田市相原町4342

電話 042-783-2351

印刷 三協美術印刷株式会社

©法政大学社会学部